

令和4年度

少子化の状況及び
少子化への対処施策の概況

子ども・若者の状況及び
子ども・若者育成支援施策の実施状況

子どもの貧困の状況及び
子どもの貧困対策の実施状況

こども家庭庁

この文書は、別表のとおり、少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）第9条第1項、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第6条第1項及び子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき、報告を行うものである。

(別表)

	資料中の該当部分
少子化社会対策基本法第9条第1項の規定に基づく令和4年度の少子化の状況、子ども・若者育成支援推進法第6条第1項の規定に基づく令和4年度の子ども・若者の状況及び子どもの貧困対策の推進に関する法律第7条第1項に基づく令和4年度の子どもの貧困の状況	第1部
少子化社会対策基本法第9条第1項の規定に基づく令和4年度の少子化に対処するために講じた施策の概況	第2部
子ども・若者育成支援推進法第6条第1項の規定に基づく令和4年度の子ども・若者育成支援施策の実施の状況	第3部
子どもの貧困対策の推進に関する法律第7条第1項に基づく令和4年度の子どもの貧困対策の実施の状況	第4部

令和4年度

少子化の状況及び
少子化への対処施策の概況

子ども・若者の状況及び
子ども・若者育成支援施策の実施状況

子どもの貧困の状況及び
子どもの貧困対策の実施状況

こども家庭庁

凡例

- ◆ 「こども」の表記については、以下のような特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いています。
 - ① 法令に根拠がある語を用いる場合
 - ② 固有名詞を用いる場合（既存の予算事業名や組織名等）
 - ③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合
- ◆ 年（年度）の表記は、原則として西暦を使用し、公的文書の引用等の場合は和暦を使用しています。
- ◆ 「年」とあるものは暦年（1月から12月）を、「年度」とあるものは会計年度（4月から翌年3月）を指しています。
- ◆ 単位の繰上げは、原則として、四捨五入によっています。単位の繰上げにより、内数の数値の合計と、合計欄の数値が一致しないことがあります。
- ◆ 構成比（％）についても、単位の繰上げのため合計が100とならない場合があります。

目次

第1部 子ども・若者や子育て当事者を取り巻く現状 … 1

第2部 少子化への対処施策の概況 … 17

第1章 重点課題 … 18

第1節 結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくる … 18

1 若い世代が将来に展望を持てる雇用環境等の整備 … 18

(経済的基盤の安定) … 18

2 結婚を希望する者への支援 … 21

(地方公共団体による総合的な結婚支援の取組に対する支援等) … 21

3 男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備 … 21

(保育の受け皿整備の一層の加速) … 21

(保育人材確保のための総合的な対策の推進) … 23

(放課後児童クラブ・放課後子供教室の整備及び一体的な実施) … 23

(企業等による事業所内保育施設等の設置の促進) … 24

(高等学校等における妊娠した生徒への配慮) … 25

(育児休業や育児短時間勤務などの両立支援制度の定着促進・充実) … 25

4 子育て等により離職した女性の再就職支援、地域活動への参画支援 … 27

5 男性の家事・育児参画の促進 … 27

6 働き方改革と暮らし方改革 … 29

(長時間労働の是正) … 29

(多様で柔軟な働き方の実現に向けた取組) … 30

(雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保に向けた取組) … 32

(暮らし方改革) … 33

第2節 多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える … 34

1 子育てに関する支援(経済的支援、心理的・肉体的負担の軽減等) … 34

(子育てに関する経済的支援・教育費負担の軽減) … 34

(子ども・子育て支援新制度の着実な実施)	36
(保護者の就業形態や就業の有無等にかかわらず多様な保育・子育て支援の拡充)	36
2 多子世帯、多胎児を育てる家庭に対する支援	39
(多子世帯に配慮した子育て、保育、教育、住居など様々な面での負担の軽減策の推進)	39
(多胎児を育てる家庭に対する支援)	39
3 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援	39
4 子育ての担い手の多様化と世代間での助け合い	40
(地域住民の参画促進による子育ての担い手の多様化)	40
(家族における世代間での助け合い)	41
第3節 地域の実情に応じたきめ細かな取組を進める	42
1 結婚、子育てに関する地方公共団体の取組に対する支援	42
2 地方創生と連携した取組の推進	42
第4節 結婚、妊娠・出産、子ども・子育てに温かい社会をつくる	44
1 結婚を希望する人を応援し、子育て世帯をやさしく包み込む社会的機運の醸成	44
2 妊娠中の方や子ども連れにやさしい施設や外出しやすい環境の整備	45
3 結婚、妊娠・出産、子ども・子育てに関する効果的な情報発信	47
第5節 科学技術の成果など新たなリソースを積極的に活用する	49
1 結婚支援・子育て分野におけるICTやAI等の科学技術の成果の活用促進	49
第2章 ライフステージの各段階における施策	50
第1節 結婚前	50
1 ライフプランニング支援	50
(ライフプランニング支援)	50
2 若い世代のライフイベントを応援する環境の整備	52
(若い世代のライフイベントを応援する環境の整備)	52
(多様なロールモデルの提示)	52
(経営者・管理職の意識行動改革)	52
(企業の両立支援の取組の「見える化」)	53
(企業等による事業所内保育施設等の設置の促進)	54
(企業の少子化対策の取組に対するインセンティブ付与)	54
第2節 結婚	55
1 経済的基盤の安定	55
2 地方公共団体による総合的な結婚支援の取組に対する支援等	55
3 ライフプランを支える働き方改革	55
(長時間労働の是正)	55
(多様で柔軟な働き方の実現に向けた取組)	55

(雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保に向けた取組)	56
第3節 妊娠・出産	57
1 妊娠前からの支援	57
(妊娠・出産等に関する医学的・科学的な知識の提供等)	57
(不妊治療等への支援)	57
2 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援	58
(妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援)	58
(妊娠・出産に関する相談支援の充実)	59
3 安全かつ安心して妊娠・出産できる環境の整備	59
(妊娠・出産に関する経済的負担の軽減)	59
(周産期医療の確保・充実等)	60
(健康な体づくり、母子感染予防対策)	60
(マタニティハラスメントの防止等)	61
第4節 子育て	63
1 こども・子育て支援	63
(子ども・子育て支援新制度の着実な実施)	63
(保護者の就業形態や就業の有無等にかかわらない多様な保育・子育て支援の拡充)	63
2 子育てに関する経済的支援・教育費負担の軽減	63
3 仕事と子育てを両立するための働き方改革	63
(長時間労働の是正)	63
(多様で柔軟な働き方の実現に向けた取組)	63
(雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保に向けた取組)	64
4 男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備、女性活躍の推進	64
(保育の受け皿整備の一層の加速)	64
(保育人材確保のための総合的な対策の推進)	64
(放課後児童クラブ・放課後子供教室の整備及び一体的な実施)	64
(企業等による事業所内保育施設等の設置の促進)	64
(高等学校等における妊娠した生徒への配慮)	65
(育児休業や育児短時間勤務などの両立支援制度の定着促進・充実)	65
(子育て等により離職した女性の再就職支援、地域活動への参画支援)	65
(女性の活躍の推進)	65
5 男性の家事・育児参画の促進	67
6 子育ての担い手の多様化と世代間での助け合い	67
(地域住民の参画促進による子育ての担い手の多様化)	67
(家族における世代間での助け合い)	67
7 多子世帯、多胎児を育てる家庭に対する支援	67

	(多子世帯に配慮した子育て、保育、教育、住居など様々な面での負担の軽減策の推進) ……	67
	(多胎児を育てる家庭に対する支援) ……	68
8	住宅支援、子育てに寄り添いこどもの豊かな成長を支えるまちづくり ……	68
9	こどもが健康で、安全かつ安心に育つ環境の整備 ……	69
	(小児医療の充実) ……	69
	(こどもの健やかな育ち) ……	71
	(地域の安全の向上) ……	78
10	障害のあるこども、貧困の状況にあるこども、ひとり親家庭等様々な家庭・こどもへの支援 ……	81
	(貧困の状況にあるこどもへの支援) ……	81
	(ひとり親家庭支援) ……	82
	(児童虐待の防止、社会的養育の充実) ……	84
	(障害のあるこども等への支援) ……	89
	(若年無業者、ひきこもり等のこども・若者への支援) ……	93
	(遺児への支援) ……	93
	(定住外国人のこどもに対する就学支援) ……	94
11	社会全体で子育てを応援する機運の醸成 ……	94
	(子育て世帯をやさしく包み込む社会的機運の醸成) ……	94
	(妊娠中の方やこども連れにやさしい施設や外出しやすい環境の整備) ……	95
12	子育て分野におけるICTやAI等の適切な活用 ……	95

第3部 子ども・若者育成支援施策の実施状況 …… 97

第1章 全てのこども・若者の健やかな育成 …… 98

第1節 自己形成のための支援 …… 98

1	日常生活能力の習得 ……	98
	(基本的な生活習慣の形成) ……	98
	(規範意識等の育成) ……	99
	(体験活動の推進) ……	100
	(読書活動の推進) ……	100
	(体力の向上) ……	101
	(生涯学習への対応) ……	102
2	学力の向上 ……	103
	(学習指導要領の目指す姿) ……	103
	(個に応じた指導の充実等) ……	103
	(特色・魅力ある高等学校教育の実現に向けた取組) ……	103
	(学校教育の情報化の推進) ……	104

3	大学教育等の充実	106
	(大学教育の充実)	106
	(専修学校教育の充実)	107
第2節	子ども・若者の健康と安心安全の確保	108
1	健康教育の推進と健康の確保・増進等	108
	(健康教育の推進)	108
	(思春期特有の課題への対応)	108
	(妊娠・出産・育児等に関する教育)	108
	(10代の親への支援)	109
	(安心で安全な妊娠・出産、産後の確保、小児医療の充実等)	109
2	子ども・若者に関する相談体制の充実	110
	(自ら考え自らを守る力の育成等)	110
	(子ども・若者総合相談センターの充実)	110
	(学校における相談体制の充実)	110
	(地域における相談体制の充実)	111
	(いじめ防止対策等)	112
	(暴力対策等)	114
	(人権擁護)	115
3	被害防止等のための教育	115
	(安全教育)	115
	(生命(いのち)の安全教育)	116
	(女性に対する暴力の防止)	116
	(情報モラル教育)	117
	(労働者の権利保護)	117
	(消費者教育)	117
第3節	若者の職業的自立、就労等支援	118
1	職業能力・意欲の習得	118
	(キャリア教育・職業教育の推進)	118
	(能力開発施策の充実)	120
2	就労等支援の充実	121
	(新卒者等に対する就職支援)	121
	(職業的自立に向けての支援)	122
	(非正規雇用対策の推進)	123
	(若者雇用促進法等に基づく就職支援)	123
	(若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対策の推進)	123
3	「働き方改革」の実現	124

第4節 社会形成への参画支援	125
1 社会形成に参画する態度を育む教育の推進	125
(学校教育における取組)	125
(主権者教育)	125
(法教育)	126
(租税教育)	126
(金融経済教育)	127
(労働者の権利・義務に関する教育)	127
(消費者教育)	127
(社会保障制度に関する教育)	128
(外交や防衛についての情報提供・意識啓発)	128
2 ボランティア活動等による社会参画の推進	129
第2章 困難を有する子ども・若者やその家族の支援	130
第1節 子ども・若者の抱える課題の複合性・複雑性を踏まえた重層的な支援の充実	130
1 子ども・若者支援地域協議会を通じた縦と横の支援ネットワークづくり	130
2 アウトリーチ（訪問支援）の充実	130
3 子どもに関する各種データ連携によるプッシュ型支援の検討	131
第2節 困難な状況ごとの取組	132
1 若年無業者、ひきこもり、不登校の子ども・若者の支援等	132
(若年無業者等の支援)	132
(ひきこもり状態にある方への支援)	132
(孤独・孤立対策の推進)	133
(不登校の子ども・若者の支援)	134
(高等学校中途退学者及び進路未決定卒業者等の支援)	135
2 障害等のある子ども・若者の支援	135
(障害のある子ども・若者の支援)	135
(発達障害のある子ども・若者の支援)	137
(障害者に対する就労支援等)	139
(障害者に対する文化芸術活動の支援)	139
(慢性疾病を抱える児童等や難病患者の支援)	140
(小児・AYA世代のがん患者の支援)	140
3 非行・犯罪に陥った子ども・若者の支援等	141
(総合的取組)	142
(非行防止、相談活動等)	143
(薬物乱用防止)	145

(少年審判)	147
(加害者に対するしよく罪指導と被害者への配慮)	148
(施設内処遇を通じた取組等)	150
(社会内処遇を通じた取組等)	151
(非行少年等に対する就労支援等)	152
4 こどもの貧困問題への対応	153
5 特に配慮が必要な子ども・若者の支援	156
(自殺対策)	157
(ヤングケアラーに対する支援)	158
(父母の離婚等に伴う問題への対応)	158
(外国人材の受入れ・共生に向けた取組)	158
(外国人の子どもや帰国児童生徒の教育の充実等)	158
(定住外国人の若者の就職の促進等)	159
(不当な偏見・差別の防止・解消)	159
第3節 子ども・若者の被害防止・保護	161
1 児童虐待防止対策	161
2 子ども・若者の福祉を害する犯罪対策	166
(子ども・若者の福祉を害する犯罪対策)	166
(犯罪被害に遭った子ども・若者とその家族等への対応)	168
第3章 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援	169
第1節 グローバル社会で活躍する人材の育成	169
1 自国の伝統・文化への理解促進等	169
2 外国語教育の推進	169
3 海外留学と留学生受入れの推進等	169
4 在外教育の充実	170
5 大阪・関西万博を契機とした学習機会の提供	171
6 持続可能な開発のための教育（ESD）の推進	171
7 国際交流活動	172
(船・航空機を用いた青年の国際交流)	172
(青少年の国際交流)	172
(スポーツを通じた国際交流)	172
(その他のグローバル人材の育成に資する取組)	173
第2節 イノベーションの担い手となる科学技術人材等の育成	174
1 理数系教育・STEAM教育等の推進	174
2 若手研究者の支援	175

3	特定分野に特異な才能のある子ども・若者の応援	175
4	アントレプレナーシップ教育の推進	175
5	起業支援	176
第3節	地域づくりで活躍する若者の応援	177
1	若者の地方への移住の推進	177
2	若者による地域づくりの推進	177
第4節	国際的に活躍する次世代競技者、新進芸術家等の育成	178
1	次世代競技者の育成	178
2	新進芸術家等の育成	178
第4章	子ども・若者の成長のための社会環境の整備	179
第1節	家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築	179
1	保護者等への積極的な支援	179
(家庭教育支援)		179
(社会的養護の体制整備)		179
2	学校と地域が連携・協働する体制の構築	179
3	地域全体で子どもを育む環境づくり	180
(新・放課後子ども総合プランの推進)		180
(放課後等の活動の支援)		180
(地域で展開される多様な活動の推進)		180
(体験・交流活動、外遊び等の場の整備)		182
4	子ども・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり	185
(子ども・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり)		185
(安心して外出や外遊びができる環境の整備)		186
第2節	子育て支援等の充実	188
1	子どもと子育てを応援する社会の実現に向けた取組	188
(少子化対策の総合的な推進)		188
(保育の充実)		188
(地域における子育て支援)		188
(認定子ども園制度の普及促進)		188
(幼稚園における子育ての支援等)		189
(児童手当制度)		189
(幼児教育・保育の無償化)		189
第3節	子ども・若者を取り巻く有害環境等への対応	190
1	青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等	190
(実態の把握)		190

(子どもや保護者に対する啓発)	190
(フィルタリングの普及啓発)	191
(悪質な違法行為の取締り等)	191
(関係団体等の自主的な取組の促進)	192
(インターネット以外のメディア等に係る環境の整備)	192
2 依存症等への対応	192
3 性風俗関連特殊営業の取締り等	193
4 酒類、たばこの20歳未満の者に対する販売等の禁止	193
(取締り・処分等)	193
(飲酒防止)	193
(喫煙防止)	193
5 成年年齢引下げの対応	194
(成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議の開催を通じた 環境整備の施策の推進)	194
第4節 多様で柔軟な働き方の推進	195
1 ワーク・ライフ・バランスの推進	195
(「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」等に基づく取組の推進)	195
(仕事と子育ての両立支援)	195
2 テレワークの推進	196
第5節 子ども・若者育成支援への投資の促進	197
1 SDGsの観点からの投資促進	197
2 休眠預金の活用による子ども・若者への支援	197
第5章 子ども・若者の成長を支える担い手の養成・支援	198
第1節 データ共有による新たな担い手の確保	198
第2節 地域における多様な担い手の養成	198
1 民間協力者の確保	198
(保護司)	198
(更生保護関係施設・団体)	198
(人権擁護委員)	199
(児童委員)	199
(母子保健推進員)	199
(少年警察ボランティア)	200
(地域における子ども・若者支援に当たる人材)	200
2 同世代又は年齢の近い世代による相談・支援	200

第3節 専門性の高い人材の養成・確保	201
1 分野横断的な支援人材の養成	201
2 教師の資質能力の向上	201
(教師の資質能力の向上)	201
(人事評価)	202
(学級編制と教職員配置)	202
(学校における相談体制の充実)	202
3 医療・保健関係専門職	202
4 児童福祉に関する専門職	202
5 児童・思春期の心理関係専門職	203
6 少年補導や非行少年の処遇に関する専門職	203
(少年補導職員)	203
(少年院の法務教官)	203
(少年鑑別所の法務教官)	203
(保護観察官)	203
第4節 情報通信技術を活用した担い手の支援	204
1 チャイルド・ユース・テックの推進	204
2 オンラインによる研修等	204
第6章 施策の推進体制等	205
第1節 こども・若者に関する実態等の把握、知見の集積と共有	205
第2節 広報啓発等	205
1 広報啓発・情報提供等	205
(子供・若者育成支援推進強調月間)	205
(子供と家族・若者応援団表彰、未来をつくる若者・オブ・ザ・イヤー等)	205
(青少年の非行・被害防止全国強調月間)	206
(児童虐待防止推進月間)	206
(“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～)	206
(人権に関する啓発活動)	207
(国民運動としての「食育」の推進)	207
(こどもや若者向けの情報提供)	207
2 保護者を含む大人に対する啓発	207
3 家族や地域の大切さ等についての理解促進	208
第3節 国際的な連携・協力	209
1 国際機関等における取組への協力	209
2 情報の収集・発信	209

第4節 施策の推進等	211
1 こども・若者の意見の反映	211
2 国の関係機関等の連携・協働の促進	211
3 地域における取組の推進	212

第4部 子どもの貧困対策の実施状況 213

第1章 重点施策 214

第1節 教育支援 214

1 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上	214
(幼児教育・保育の無償化)	214
(幼児教育・保育の質の向上)	214
2 地域に開かれたこどもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築	214
(スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等)	214
(学校教育による学力保障)	215
3 高等学校等における修学継続のための支援	215
(高校中退の予防のための取組)	215
(高校中退後の支援)	216
4 大学等進学に対する教育機会の提供	216
(高等教育の修学支援)	216
5 特に配慮を要するこどもへの支援	216
(児童養護施設等のこどもへの学習・進学支援)	216
(特別支援教育に関する支援の充実)	217
(外国人児童生徒等への支援)	217
6 教育費負担の軽減	217
(義務教育段階の就学支援の充実)	217
(高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減)	217
(生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減)	218
(ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減)	218
7 地域における学習支援等	218
(地域学校協働活動における学習支援等)	218
(生活困窮世帯等への学習支援)	219
8 その他の教育支援	219
(学生支援ネットワークの構築)	219
(夜間中学の設置促進・充実)	219

(学校給食を通じたこどもの食事・栄養状態の確保)	219
(多様な体験活動の機会の提供)	219
第2節 生活の安定に資するための支援	221
1 親の妊娠・出産期、こどもの乳幼児期における支援	221
(妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援)	221
(特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援)	222
2 保護者の生活支援	222
(保護者の自立支援)	222
(保育等の確保)	223
(保護者の育児負担の軽減)	224
3 こどもの生活支援	224
(生活困窮世帯等のこどもへの生活支援)	224
(社会的養育が必要なこどもへの生活支援)	224
(食育の推進に関する支援)	225
4 こどもの就労支援	225
(生活困窮世帯等のこどもに対する進路選択等の支援)	225
(高校中退者等への就労支援)	226
(児童福祉施設入所児童等への就労支援)	226
(こどもの社会的自立の確立のための支援)	226
5 住宅に関する支援	227
6 社会的養護経験者等に関する支援	227
(家庭への復帰支援)	227
(退所等後の相談支援)	228
7 支援体制の強化	228
(児童家庭支援センターの相談機能の強化)	228
(社会的養護の体制整備)	228
(市町村等の体制強化)	229
(ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化等の推進)	230
(生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進)	230
(相談職員の資質向上)	230
第3節 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	232
1 職業生活の安定と向上のための支援	232
(所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現)	232
2 ひとり親に対する就労支援	233
(ひとり親家庭の親への就労支援)	233
(ひとり親家庭の親の学び直しの支援)	233

(企業表彰)	234
3 ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援	234
(就労機会の確保)	234
(親の学び直しの支援)	234
(非正規雇用から正規雇用への転換)	234
第4節 経済的支援	235
(児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施等)	235
(養育費の確保の推進)	235
(教育費負担の軽減)	236
第2章 こどもの貧困に関する調査研究等	237
(こどもの貧困の実態等を把握するための調査研究)	237
(こどもの貧困に関する指標に関する調査研究)	237
(地方公共団体による実態把握の支援)	237
第3章 施策の推進体制等	238
1 国における推進体制	238
2 地域における施策推進への支援	238
3 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開	239

図表目次

図表 1	家族関係支出の推移と国際比較	2
図表 2	出生数と合計特殊出生率の推移	3
図表 3	未婚割合の推移（男女・年齢別）	4
図表 4	平均初婚年齢と出生順位別出生時の母の平均年齢の推移	5
図表 5	完結出生児数の推移	5
図表 6	若者が独身でいる理由	6
図表 7	未婚者のうち「いずれ結婚するつもり」と答えた者の割合	7
図表 8	夫婦の平均理想子ども数と平均予定子ども数の推移	7
図表 9	育児休業制度を利用しなかった理由	8
図表 10	共働き夫婦の仕事のある平日の帰宅時間	9
図表 11	女性の継続就業や出産と男性の家事・育児時間の関係	9
図表 12	理想子ども数を持たない理由（妻の年齢別）	10
図表 13	理想子ども数を持たない理由（理想・予定子ども数の組み合わせ別）	10
図表 14	子どもの貧困率	11
図表 15	児童虐待の相談対応件数の推移	12
図表 16	不登校の状況	12
図表 17	いじめの態様のうちパソコンや携帯電話等を使ったいじめの推移	13
図表 18	いじめの重大事態の発生件数	13
図表 19	30歳未満の死因（構成比）	14
図表 20	SNSに起因する事犯の被害に遭った18歳未満の者	15
図表 21	「自分自身に満足している」子ども・若者の割合	16

第1部

こども・若者や子育て当事者を取り巻く現状

こども・若者や子育て当事者を取り巻く現状

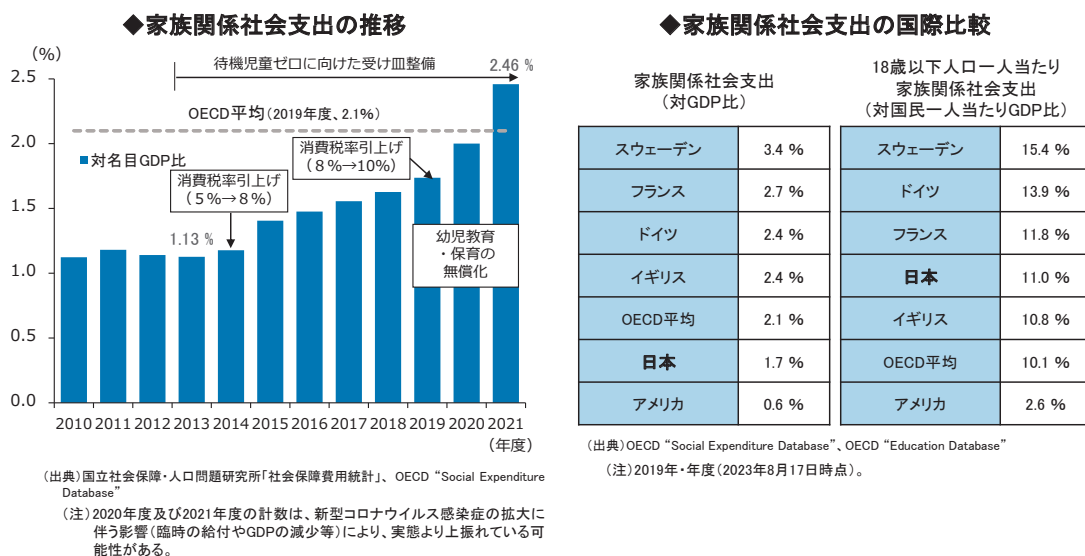
こども・若者や子育て当事者を対象とした施策は、これまで、「少子化社会対策基本法」(平成15年法律第133号)、「子ども・若者育成支援推進法」(平成21年法律第71号)や「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成25年法律第64号)に基づく各大綱の通り、政府を挙げて、その充実に取り組んできた。

例えば、消費税率引上げにより確保した財

源などをこどもや若者への支援の充実に投入し、待機児童対策、幼児教育・保育の無償化、高等教育の無償化などの取組が進められ、待機児童は一部の地域を除きほぼ解消に向かうなど、一定の成果を挙げた。これらにより、家族関係社会支出の対GDP比は、2013年度の1.13%から2021年度には2.46%まで上昇した(図表1)。

図表1 家族関係支出の推移と国際比較

○ 我が国の「家族関係社会支出」(対GDP比)については、消費税財源等を活用し、保育の受け皿拡大や幼児教育・保育の無償化(3歳～5歳)などを実施してきた結果として、近年、大きく増加しており、OECD(経済協力開発機構)平均を上回った。また、こども一人当たりで見れば、OECD平均を上回っている。



また、こどもの権利擁護のための児童虐待防止対策の強化、市町村及び児童相談所の体制強化、社会的養護における里親等委託の推進、家庭や養育環境の支援の強化を行う「児童福祉法」(昭和22年法律第164号)等の改

正、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)に基づく未然防止・早期発見・早期対応の取組やSNS等を活用した相談体制の整備など、困難な状況にあるこどもや若者、子育て当事者への支援についても、充実

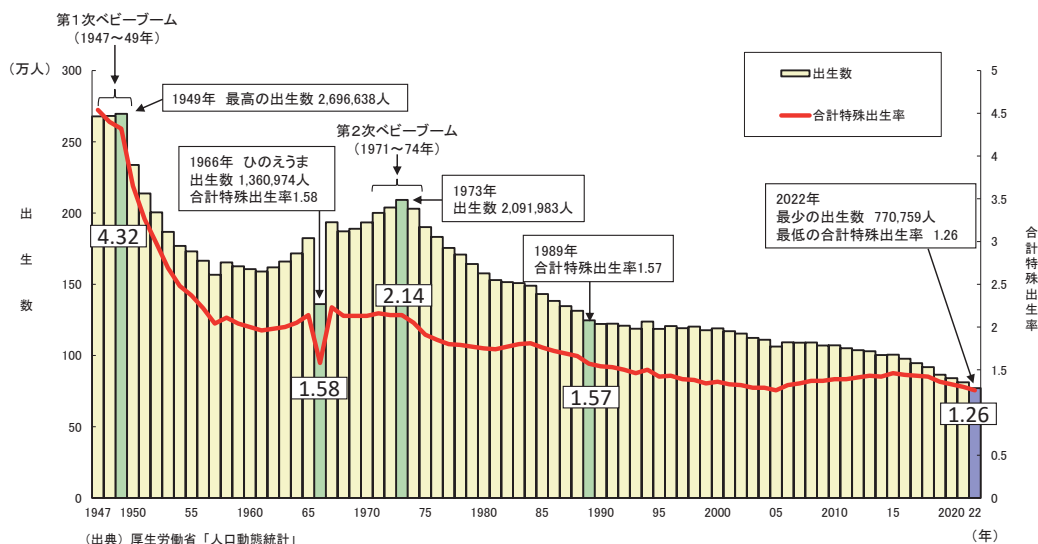
を図ってきた。

一方で、出生数の減少は予測を上回る速度で進行し、人口減少に歯止めがかかっていない。2022年の出生数は77万759人で、統計開始以来、最少の数字となり、合計特殊出生率は1.26と過去最低となった（図表2）。少子化・人口減少に歯止めをかけなければ、我

が国の経済・社会システムを維持することは難しく、国際社会における存在感を失うおそれもある。若年人口が急激に減少する2030年代に入るまでが、少子化トレンドを反転させることができるかどうかの重要な分岐点である。

図表2 出生数と合計特殊出生率の推移

- 2022年の出生数は77万759人、対前年比5.0%減となり、初めて80万人を下回った。
- 2022年の合計特殊出生率は1.26、前年比0.05ポイント低下。



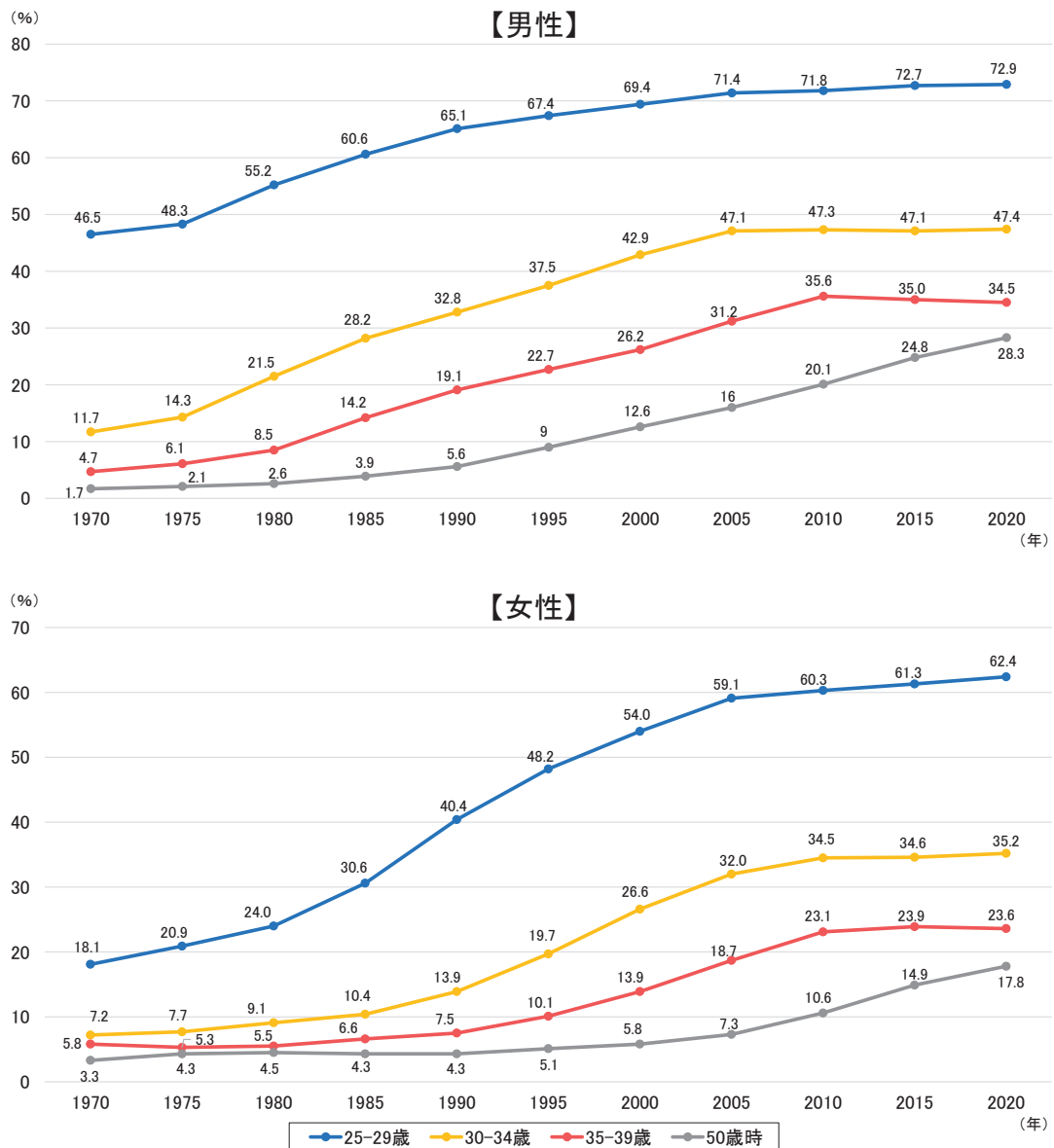
少子化の主な原因は、未婚化と晩婚化（若い世代での未婚率の上昇や、初婚年齢の上昇）、有配偶出生率の低下である（図表3、4、5）。

特に未婚化と晩婚化の影響が大きいと言われており、その主な要因は、若い世代の低い所得と不安定な雇用環境、出会いの機会の減

少である（図表6）。若い世代の8割を超す未婚男女がいずれ結婚することを希望しており、また、夫婦は2人以上のこどもを育てることを理想としているが、若い世代が結婚や子育ての将来展望を描けず、こうした希望や理想が叶わない状況にある（図表7、8）。

図表3 未婚割合の推移（男女・年齢別）

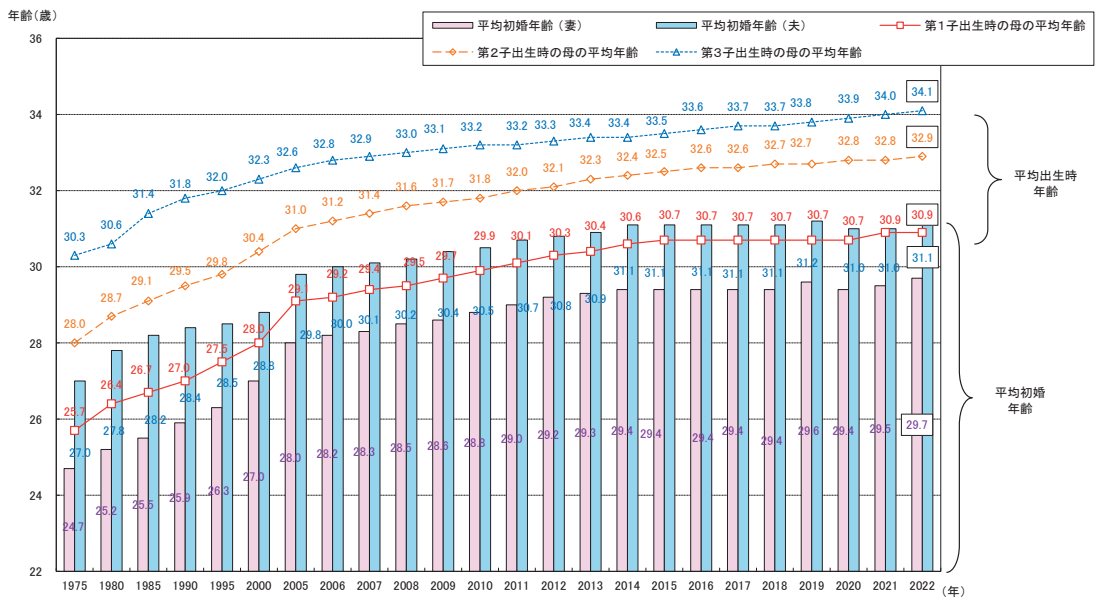
- 長期的に見ると、未婚率は上昇傾向が続いている。
- 2020年時点で、男性の約3.5人に1人、女性の約5.6人に1人が、50歳時に未婚。



(出典) 25-29歳、30-34歳、35-39歳未婚割合：総務省「国勢調査」を基に作成。
 50歳時未婚割合：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」を基に作成。
 (注) 総務省統計局「国勢調査報告」により算出。45～49歳と50～54歳未婚率の平均値。2015年及び2020年の配偶関係不詳補完結果に基づく。

図表4 平均初婚年齢と出生順位別出生時の母の平均年齢の推移

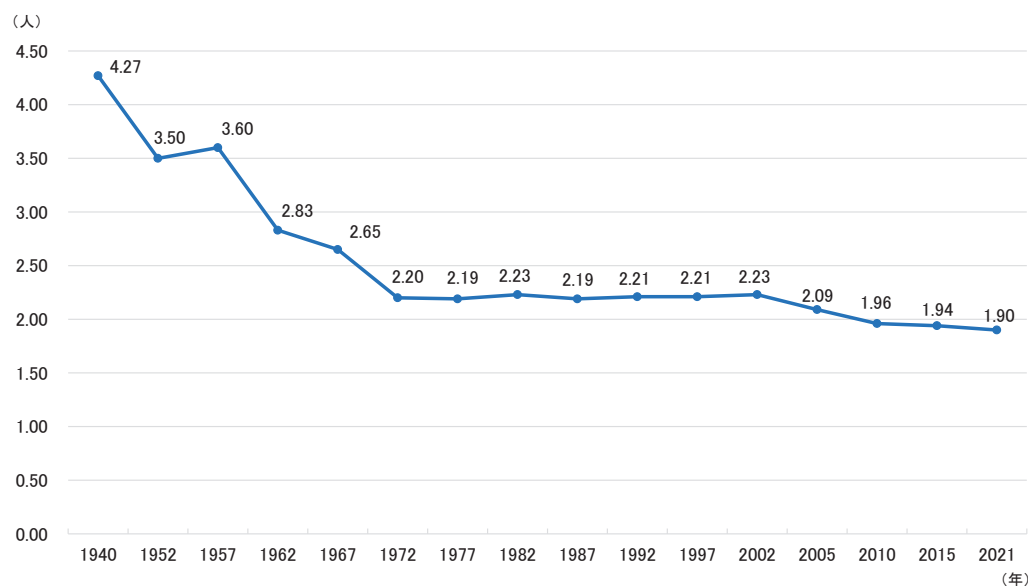
- 平均初婚年齢は、それぞれ妻が約30歳、夫が約31歳で変わらず。
- 第1子出生時の母の平均年齢は、2011年には30歳を超え、2022年には30.9歳となっている。



(出典)厚生労働省「人口動態統計」

図表5 完結出生児数の推移

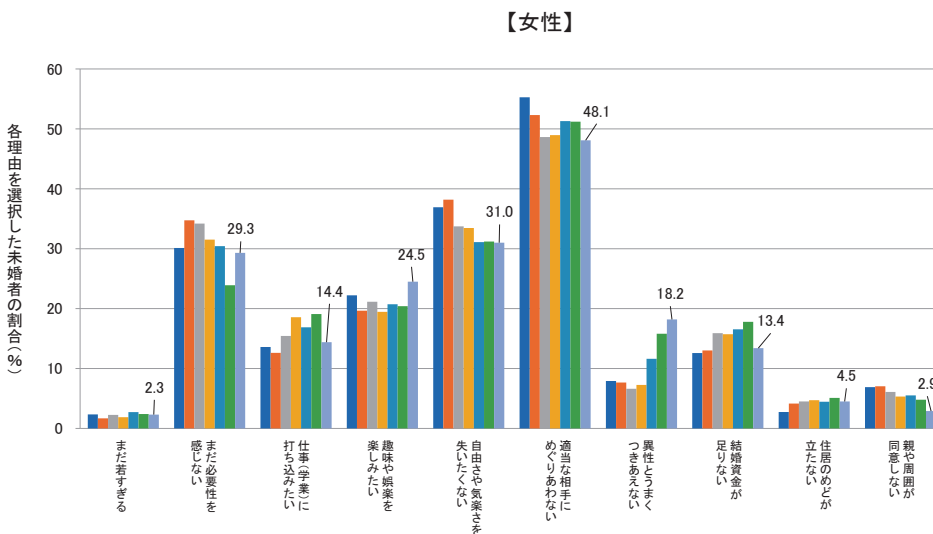
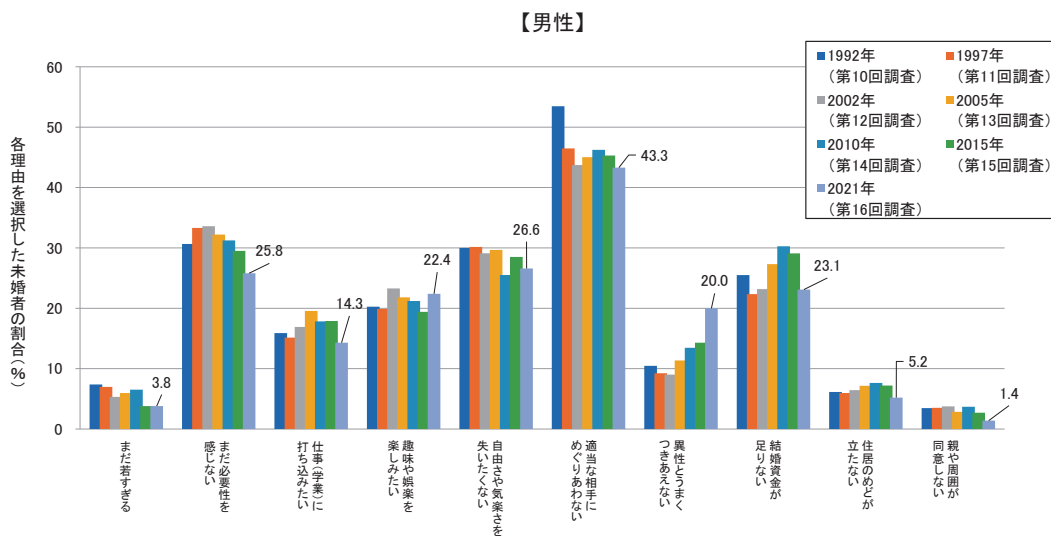
- 夫婦の完結出生児数は、1970年代から2002年まで2.2人前後で安定的に推移していたが、2005年から減少傾向となり、直近の調査では過去最低である1.90人になった。



(出典)国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」(夫婦調査)を基に作成。
 (注)・対象は結婚持続期間15～19年の初婚どうしの夫婦(出生児数不詳を除く)。各調査の年は調査を実施した年である。
 ・2015年(第15回調査)以前は妻の調査時年齢50歳未満、2021年(第16回調査)は妻が50歳未満で結婚し、妻の調査時年齢55歳未満の夫婦について集計。

図表6 若者が独身でいる理由

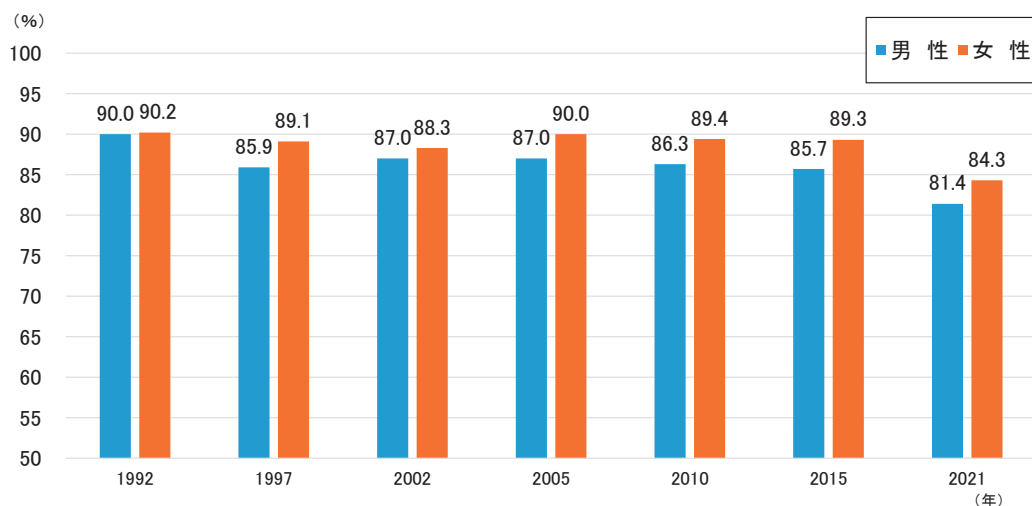
- 25～34歳の未婚者に独身でいる理由を尋ねると、男女ともに「適切な相手にめぐりあわない」が最も多い（男性43.3%、女性48.1%）。次いで「自由さや気楽さを失いたくない」「まだ必要性を感じない」が多い。
- 「異性とうまくつきあえない」の選択率は、2005年（第13回調査）以降、上昇している。そのほか、直近の調査では「趣味や娯楽を楽しみたい」が男女ともに増加した。



(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」(独身者調査)
 (注) 対象は、25～34歳の未婚者。未婚者のうち何%の人が各項目を独身にとどまっている理由(3つまで選択可)として挙げているかを示す。

図表7 未婚者のうち「いずれ結婚するつもり」と答えた者の割合

○ 「いずれ結婚するつもり」と答えた未婚者(18歳～34歳)の割合は、9割程度で安定的に推移してきたが、直近の調査では、未婚男性は81.4%、未婚女性は84.3%となった。

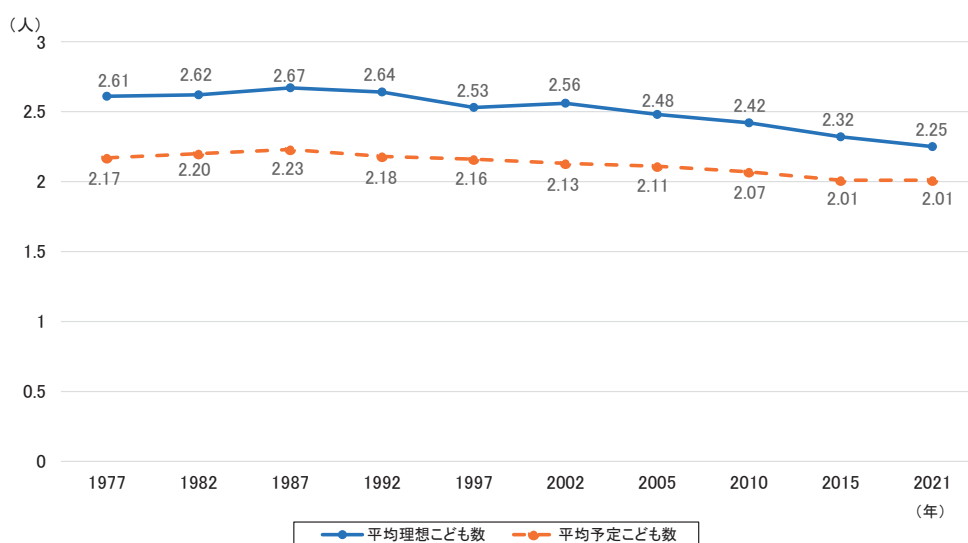


(出典)国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」

(注)18歳～34歳対象。設問「自分の一生を通じて考えた場合、あなたの結婚に対するお考えは、次のうちどちらですか」(1. いずれ結婚するつもり、2. 一生結婚するつもりはない)について、1を回答した割合。

図表8 夫婦の平均理想子ども数と平均予定子ども数の推移

○ 夫婦の平均理想子ども数は2000年代以降、緩やかに低下してきている。
○ 1990年代以降、緩やかな減少傾向が続いてきた平均予定子ども数については、直近の調査では前回と同じ2.01人と横ばいで推移している。



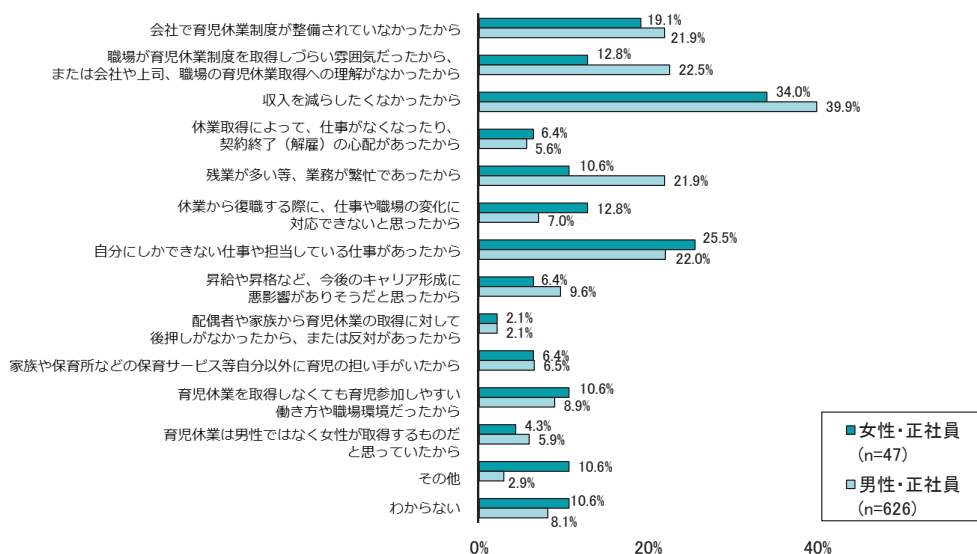
(出典)国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」

子育て当事者にとっては、こどもの成長や子育てをめぐる状況が厳しく、負担や不安、孤立感が高まっている。子育てしづらい社会環境や、根強い固定的な性別役割分担意識等を背景とした仕事と子育てを両立しにくい職

場環境がある（図表9、10、11）。さらには、子育ての経済的・精神的負担感が存在する（図表12、13）。若い世代が将来に明るい希望を持てる社会をつくらない限り、少子化トレンドの反転は叶わない。

図表9 育児休業制度を利用しなかった理由

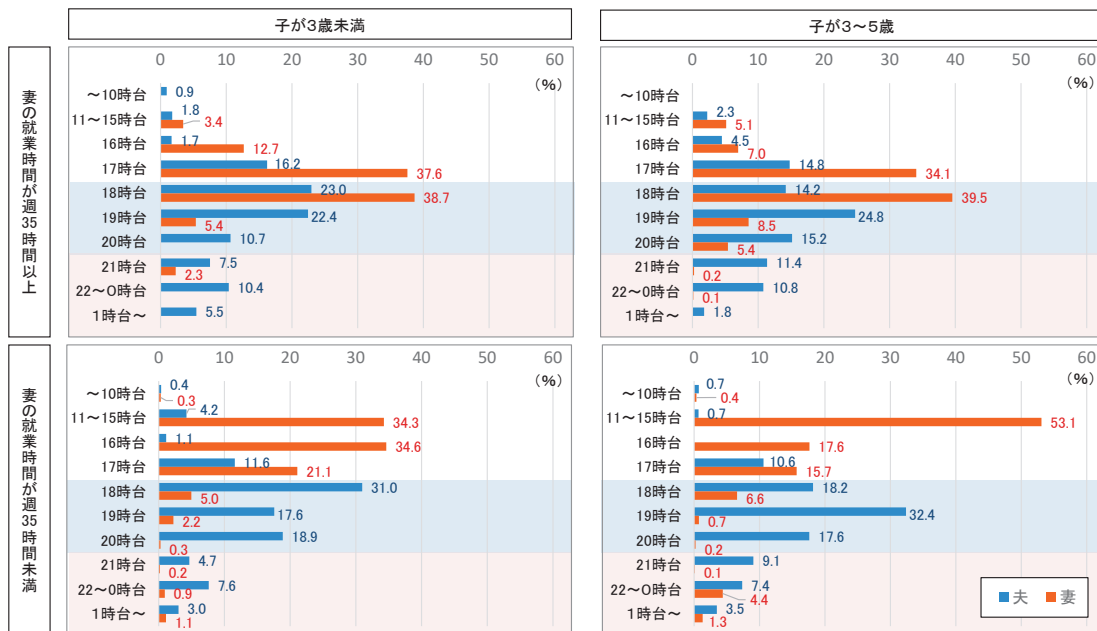
○ 「男性・正社員」では、「収入を減らしたくなかったから」、「職場が育児休業制度を取得しづらい雰囲気だったから、または会社や上司、職場の育児休業取得への理解がなかったから」、「自分にしかできない仕事や担当している仕事があったから」が多くなっている。



(出典) 日本能率協会総合研究所「仕事と育児の両立に関する実態把握のための調査研究事業」(労働者調査)(令和4年度厚生労働省委託事業)
 (注)・小学4年生未満の子の育児を行いながら就労し、約10年以内に妊娠・出産・育児のために離職した経験のない労働者を対象としたアンケート調査。
 ・就労形態は末子妊娠判明時のもの。
 ・末子の育児のための休暇・休業制度のうち育児休業において、「利用したことはないが、利用したかった(利用したい)」、「利用したことはなく、利用希望もない」のいずれかを選択した回答者を集計対象とする。
 ・複数回答可。

図表10 共働き夫婦の仕事のある平日の帰宅時間

○ 子がある共働きの夫婦について、仕事のある日(平日)の帰宅時間は、女性よりも男性の方が遅い傾向。
○ 保育所への迎え、夕食、入浴、寝かしつけなどの育児負担が女性に集中している傾向。

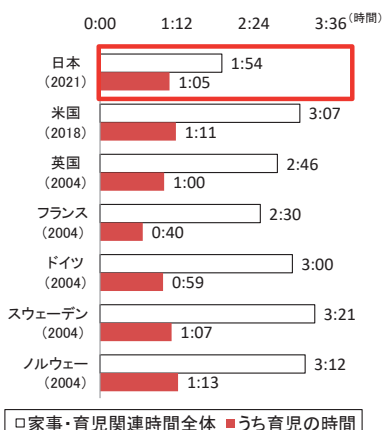


(出典)総務省「令和3年社会生活基本調査」を基に作成。(注)ここでいう「共働き」とは「うち夫も妻も雇用されている人」であり、「夫婦と子供の世帯」を対象としている。

図表11 女性の継続就業や出産と男性の家事・育児時間の関係

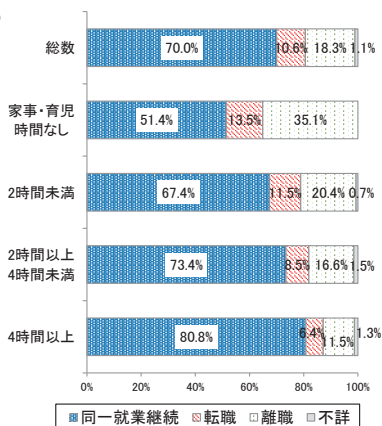
○ 日本の夫(6歳未満のこどもを持つ場合)の家事・育児関連時間は、2時間程度と国際的にみて低水準。
○ 夫の家事・育児時間が長いほど、妻の継続就業割合や第2子以降の出生割合が高い傾向。

【6歳未満のこどものいる夫の家事・育児関連時間(1日当たり)】



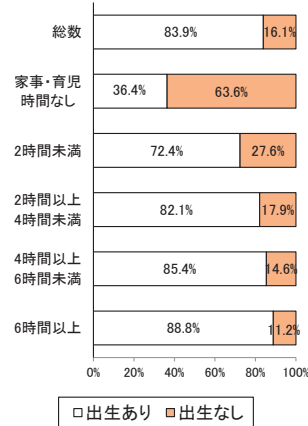
(出典) 1 Eurostat "How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men" (2004), Bureau of Labor Statistics of the U.S. "American Time Use Survey" (2018) 及び総務省「令和3年社会生活基本調査」を基に作成。
2 日本の数値は、「夫婦と子供の世帯」に限定した夫の時間である。

【夫の平日の家事・育児時間別にみた妻の出産前後の継続就業割合】



(出典)厚生労働省「第10回21世紀成年者継続調査(平成24年成年者)」(調査年月:2021年11月)を基に作成。
(注) 1 集計対象は、①又は②に該当し、かつ③に該当する同居夫婦である。ただし、妻の「出生前子一子」が得られていない夫婦は除く。
① 第1回から第10回まで双方が回答した夫婦
② 第1回に独身で第9回までの間に結婚し、結婚後第10回まで回答した夫婦
③ 妻が出生前に仕事ありで、かつ、第1回の「女性票」の対象者で、この9年間にこどもが生まれた夫婦
2 9年間で2人以上出生ありの場合は、末子について計上している。
3 「総数」には、家事・育児時間不詳を含む。

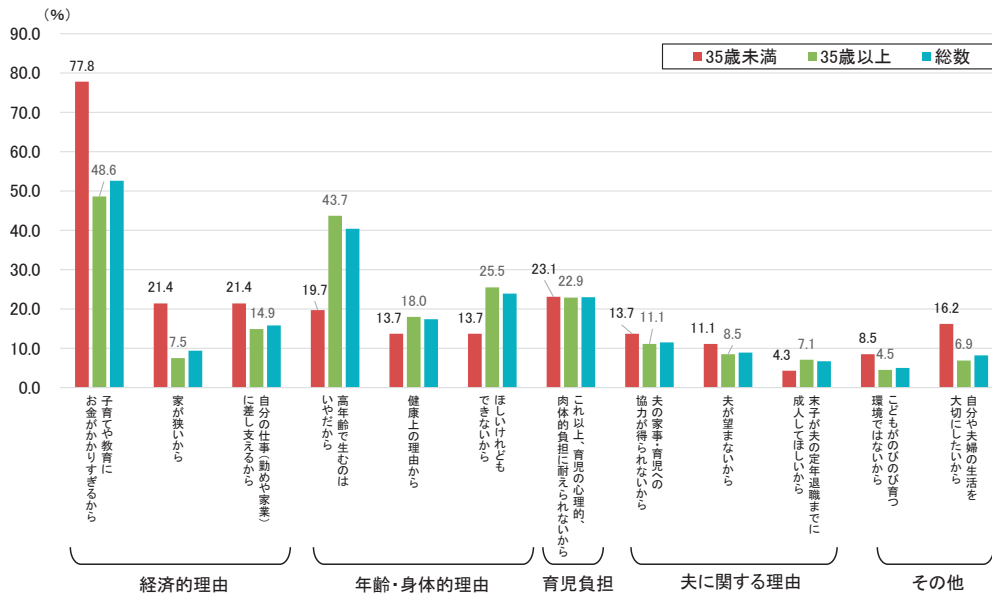
【夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生割合】



(出典)厚生労働省「第10回21世紀成年者継続調査(平成24年成年者)」(調査年月:2021年11月)を基に作成。
(注) 1 集計対象は、①又は②に該当し、かつ③に該当する同居夫婦である。ただし、妻の「出生前子一子」が得られていない夫婦は除く。
① 第1回調査から第10回調査まで双方が回答した夫婦
② 第1回調査時に独身で第9回調査までの間に結婚し、結婚後第10回調査まで回答した夫婦
③ 出生前調査時にこども1人以上ありの夫婦
2 家事・育児時間は、「出生あり」は出生前調査時の、「出生なし」は第9回調査時の状況である。
3 9年間で2人以上出生ありの場合は、末子について計上している。
4 「総数」には、家事・育児時間不詳を含む。

図表12 理想子ども数を持たない理由（妻の年齢別）

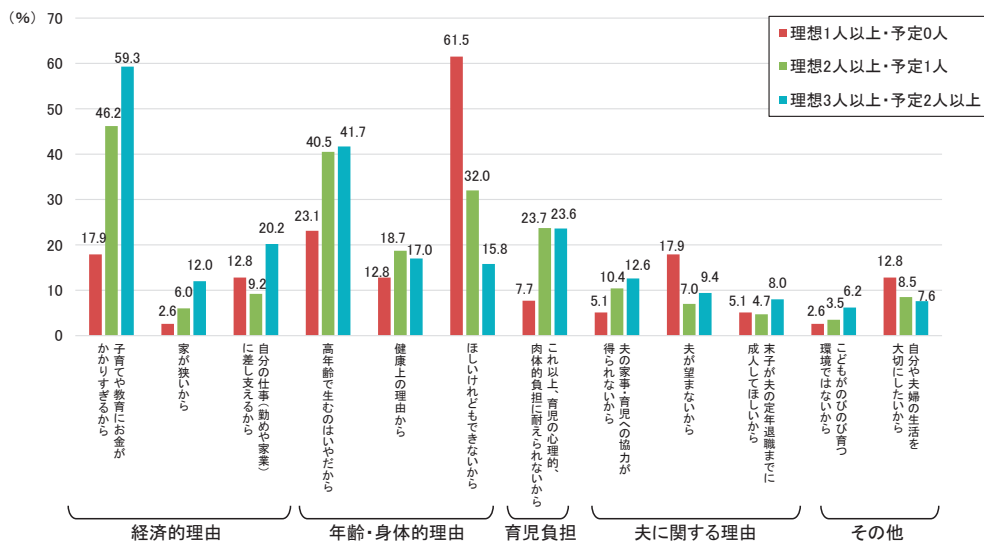
- 35歳未満の妻について見ると、8割近くの方が「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」。
- 続いて、「これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから」、「自分の仕事に差し支えるから」、「家が狭いから」が2割以上。



(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」(夫婦調査)(2021年)を基に作成。
 (注) 対象は予定子ども数が理想子ども数を下回る、妻の調査時年齢50歳未満の初婚同士の夫婦。複数回答のため合計値は100%を超える。

図表13 理想子ども数を持たない理由（理想・予定子ども数の組み合わせ別）

- 夫婦の理想の子ども数を持たない理由は様々。
- 第1子を持たない理由は、「ほしいけれどもできないから」が最多。
- 第2子・第3子以上を持たない理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が最多。育児負担や夫の家事・育児協力が得られないことも、第2子以降を持たない障壁。



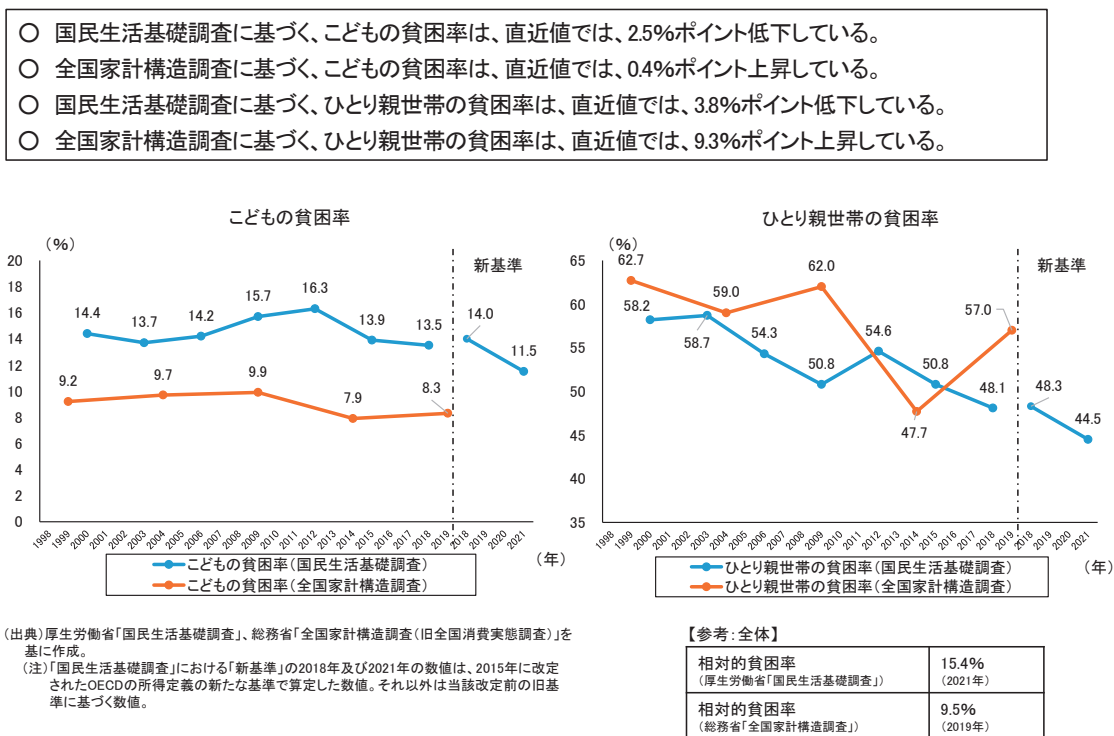
(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」(夫婦調査)(2021年)を基に作成。
 (注) 対象は予定子ども数が理想子ども数を下回る、妻の調査時年齢50歳未満の初婚同士の夫婦。複数回答のため合計値は100%を超える。

また、国民生活基礎調査に基づく、相対的に貧困の状態にあるこどもの割合は11.5%となっており、特にひとり親世帯の貧困率は44.5%と高い（図表14）。2021年度には児童虐待の相談対応件数が、2022年度には小学校・中学校における不登校の児童生徒数や、いわゆる「ネットいじめ」の件数が、それぞれ過去最多となっている（図表15、16、17）。また、いじめの重大事態は923件発生している（図表18）。2022年は約800人もの10歳から19歳までのこども・若者が自殺し

ている。10代の死因の最多は自殺であり、15歳以上の死因の半数を自殺が占める（図表19）。SNSに起因する事犯の被害に遭ったこどもの数も高い水準で推移している（図表20）。

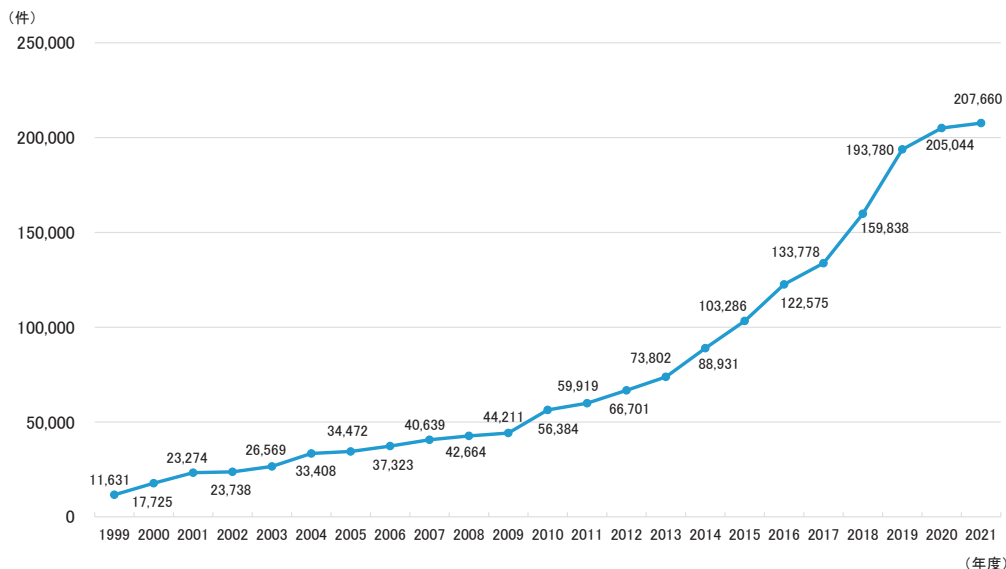
さらに、ここ数年は、コロナ禍が追い打ちをかけるように、友達とのつながりの希薄化、集団活動や自然体験活動の減少などをもたらした。こどもや若者、家庭をめぐる様々な課題がコロナ禍により更に深刻化しており、その影響が長く続くことが懸念される。

図表14 こどもの貧困率



図表15 児童虐待の相談対応件数の推移

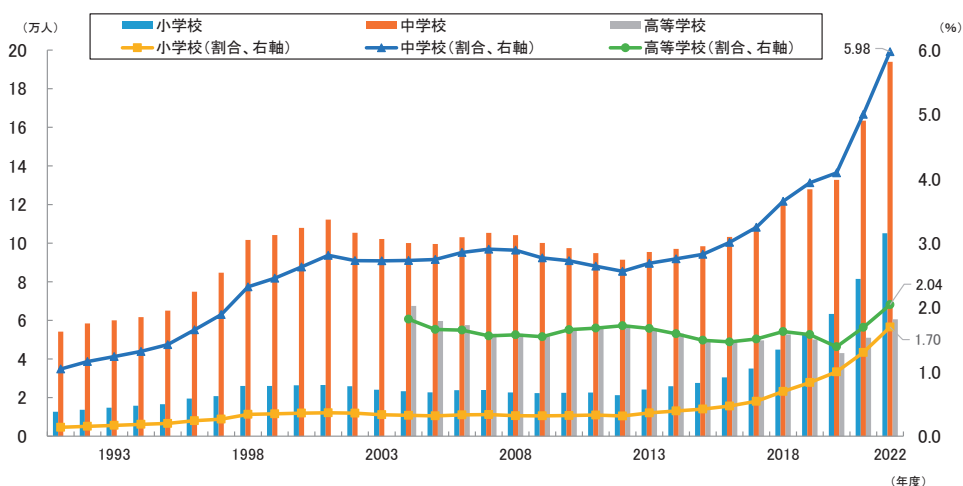
○ 2021年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数は、207,660件。1999年度に比べて約18倍。



(出典)厚生労働省「福祉行政報告例」

図表16 不登校の状況

○ 小学生・中学生の不登校は、2013年度から2022年度にかけて10年続けて前年より増加した。



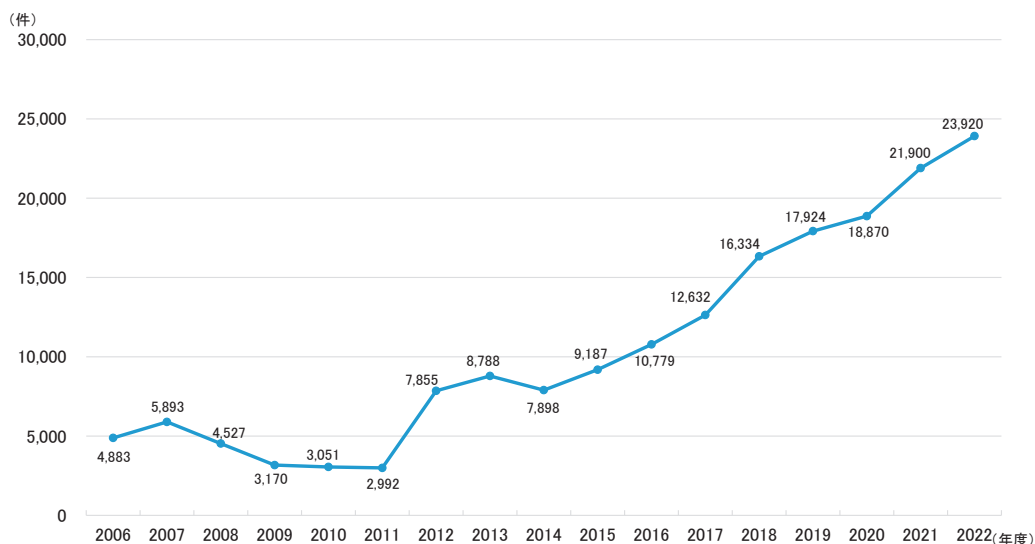
(出典)文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(2014年度以前は「学校基本調査」)

(注1) ここでいう不登校児童生徒とは、長期欠席者のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、こどもが登校しないあるいはしたくともできない状況にある者(ただし、病気や経済的理由、新型コロナウイルスの感染回避によるものを除く。)をいう。なお、長期欠席者は、2019年度調査までは年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒、2020年度調査においては、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、年度間に30日以上登校しなかった児童生徒について調査。

(注2) 調査対象は、国公私立の小学校・中学校・高等学校(小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含む。)。高等学校は2004年度から調査。

図表17 いじめの態様のうちパソコンや携帯電話等を使ったいじめの推移

○ 2022年度におけるパソコンや携帯電話等を使ったいじめの件数は23,920件。2011年度に比べて約8倍。

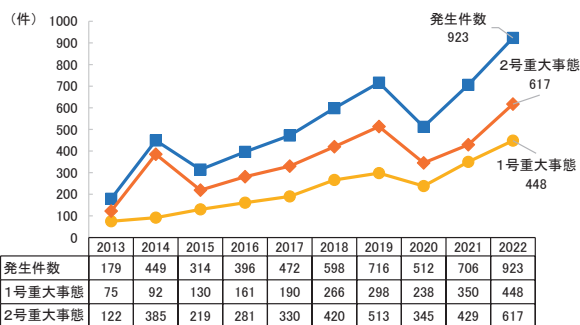


(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(2015年度以前は「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査」)
(注) 複数回答可。

図表18 いじめの重大事態の発生件数

○ 2022年度の重大事態の発生件数は、923件(前年度706件)。このうち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定するものは448件(前年度350件)、同項第2号に規定するものは617件(前年度429件)。

いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数



	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
重大事態発生校数(校)	363	337	141	3	844
重大事態発生件数(件)	390	374	156	3	923
うち、第1号	162	187	96	3	448
うち、第2号	279	247	91	0	617

(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(2015年度以前は「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査」)

(注1) いじめ防止対策推進法第28条第1項において、学校の設置者又は学校は、重大事態に対処するために調査を行うものと規定されており、当該調査を行った件数を把握したものの。

(注2) 1件の重大事態が第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。

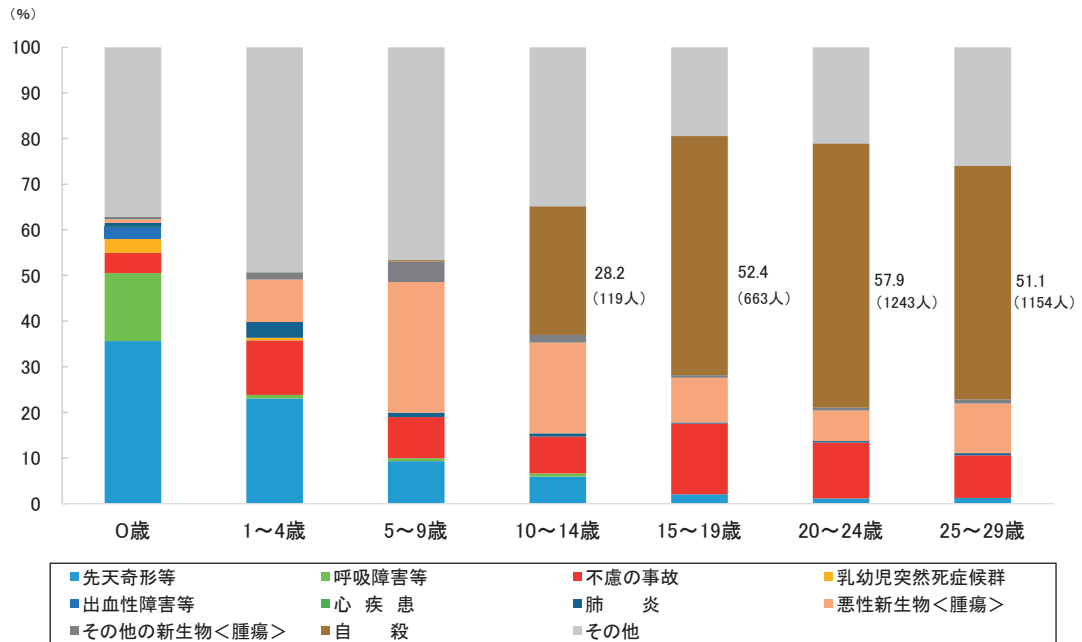
(注3) 同法第28条第1項に規定する「重大事態」とは、以下のとおり。

第1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の**生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき**」

第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が**相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき**」

図表 19 30歳未満の死因（構成比）

○ 10代の死因の最多は自殺であり、15歳以上の死因の半数を自殺が占める。

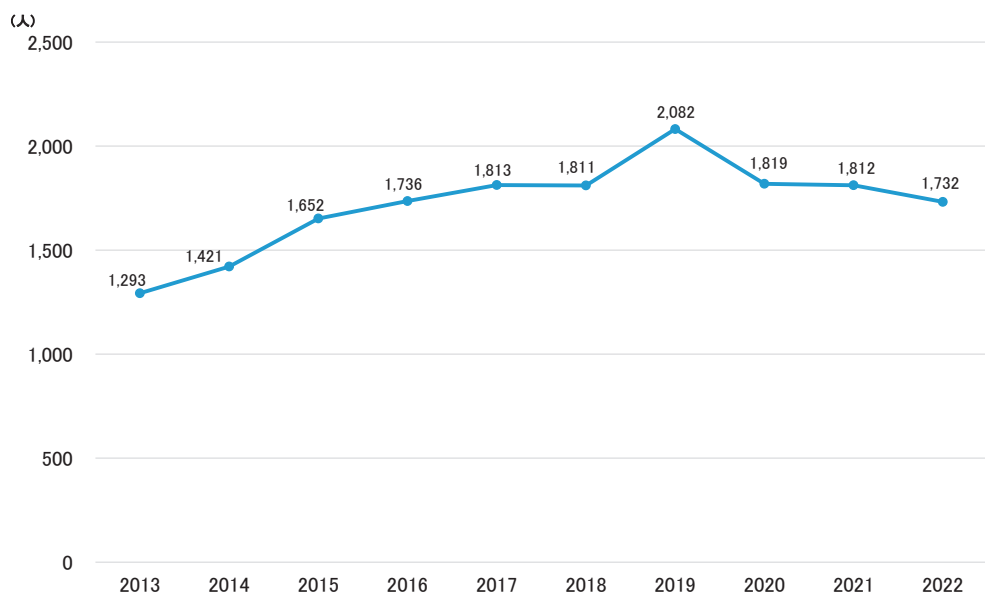


(出典)厚生労働省「人口動態統計」(2022年)

(注)「先天性等」は「先天奇形、変形及び染色体異常」を、「呼吸障害等」は「周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害」を、「出血性障害等」は「胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害」を、「心疾患」は「心疾患(高血圧性を除く)」を省略している。

図表20 SNSに起因する事犯の被害に遭った18歳未満の者

○ SNSに起因する事犯の被害児童数は、高い水準で推移している。



(出典) 警察庁「少年非行及び子供の性被害の状況」

(注) ・対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等(殺人、強盗、放火、強姦性交等、略取誘拐、人身売買、強制わいせつ、逮捕監禁)。

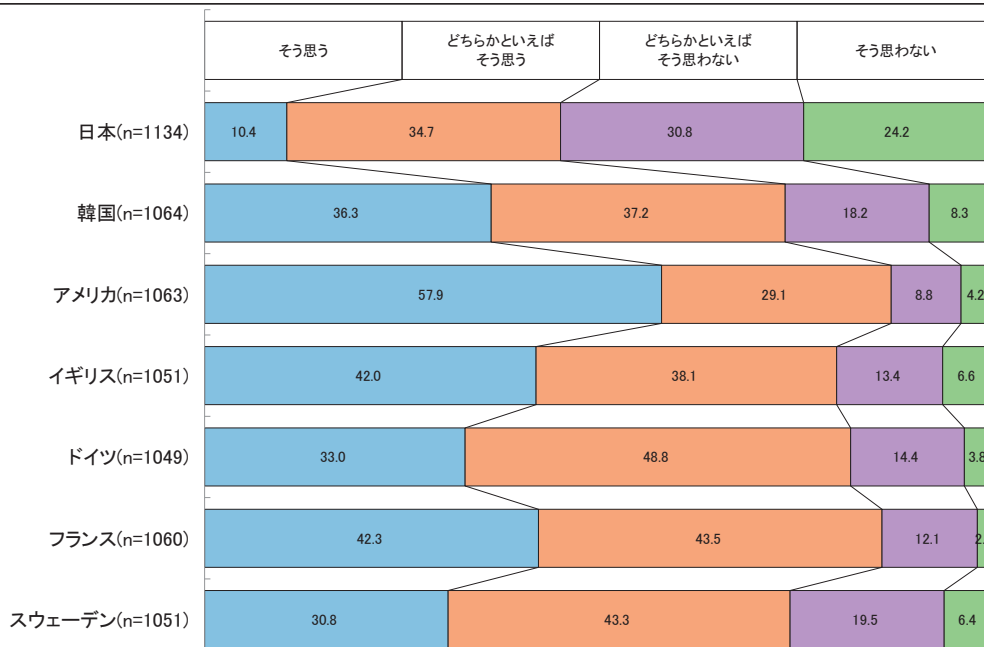
・SNSとは、多人数とコミュニケーションを取れるウェブサイト等で、通信ゲームを含む(届出のある出会い系サイトを除く)。

我が国のこども・若者の自己肯定感や幸福感は低く、「自分自身に満足している」こども・若者の割合は半数を下回り、諸外国と比べて低い状況にある（図表21）。我が国のこどもが、38か国中、身体的健康は1位だが、精神的幸福度は37位であることを示す国連児童基金（UNICEF：ユニセフ）の調査もある。

こども・若者や子育て当事者を取り巻く環境については、多様な指標を参照しつつ、こども・若者や子育て当事者の視点に立った施策を総合的に推進することで改善を図り、日本社会に根差したこども・若者のウェルビーイングの向上につなげていくことが重要である。

図表 21 「自分自身に満足している」こども・若者の割合

○ 「私は、自分自身に満足している」という問いに「そう思う」もしくは「どちらかといえばそう思う」と回答した13歳～29歳の割合は、日本においては約45%であり、その他の調査対象6か国においては約74～87%。



(出典) 内閣府「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」(2018年度) (本調査は2023年度よりこども家庭庁に引き継がれている。)

第2部

少子化への対処施策の概況

重点課題

第1節 結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくる

1 若い世代が将来に展望を持てる雇用環境等の整備

(経済的基盤の安定)

ア 若者の雇用の安定

2022年には、24歳以下の若者の完全失業率は、4.4%（前年比0.2ポイント減）、25～34歳については3.6%（前年比0.2ポイント減）となっている¹。他方、フリーター数は、2022年平均で132万人（前年差6万人減）となっている²。

・新卒者・既卒者の就職支援

厚生労働省では「青少年の雇用の促進等に関する法律」（昭和45年法律第98号。以下「若者雇用促進法」という。）に基づき、①新卒者の募集を行う企業による職場情報の提供、②若者の雇用管理が優良な中小企業を認定する「ユースエール認定制度」等の取組を促進するとともに、「職業安定法」（昭和22年法律第141号）に基づき、ハローワークにおいて一定の労働関係法令違反を繰り返す事業所等の求人を受け付けない求人不受理を実施している。

新卒者・既卒者の就職支援については、「新卒応援ハローワーク」（2022年4月1日時点、全国56か所）等において、就職支援ナビゲーターによる担当者制のきめ細かな就職支援を実施するとともに、大学等との連携に

よる学校への出張相談などを行っている。

また、卒業後3年以内の既卒者の就職を促進するため、若者雇用促進法に基づく「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」（平成27年厚生労働省告示第406号。以下「事業主等指針」という。）において、事業主が学校等の新規卒業予定者の募集を行う場合は、学校等の卒業生が卒業後少なくとも3年間は応募できるものとするよう努めること等を定め、その周知に取り組んでいる。

・就職経路の複線化に対応した多様な就職システムの整備

フリーター等の正社員就職の推進のため、全国のハローワークでのきめ細かな職業相談・職業紹介、職業訓練の情報提供・相談などを実施している。また、支援拠点として、「わかものハローワーク」（2023年3月末時点、全国22か所）、「わかもの支援コーナー」及び「わかもの支援窓口」（2023年3月末時点、全国195か所）を設置し、就職支援ナビゲーターによる担当者制の就職支援等を実施している。

また、希望する仕事に就くために必要な職業スキルや知識などを習得することができる公的職業訓練、非正規雇用労働者の正社員転換や処遇待遇改善など企業内でのキャリアアップの促進に関する取組を実施した事業主

1 総務省「労働力調査（基本集計）」

2 総務省「労働力調査（詳細集計）」

を支援するキャリアアップ助成金制度や、雇用する労働者に対し職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等に要した経費等の一部を助成する人材開発支援助成金（特別育成訓練コース）制度も実施している。

さらに、2015年10月から、ジョブ・カードを「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールとして活用し、個人のキャリアアップや、多様な人材の円滑な就職などを促進しており、2022年3月末時点で、ジョブ・カード作成者数は約306万人（累計）に達している。

その他様々な要因により働くことに悩みを抱えている若者の職業的自立を支援するため、2006年度から、地方公共団体との協働により地域の若者支援機関から構成されるネットワークを構築し、支援拠点となる「地域若者サポートステーション」（以下「サポステ」という。）を全国に設置（2023年3月末時点、177か所）している。サポステでは若者の置かれた状況に応じたキャリアコンサルタント等による専門的な相談や各種プログラムの実施など、多様な就労支援メニューを提供している。2020年度からは、就職氷河期世代支援の一環として、全てのサポステにおいて、40歳代の無業者に対する相談体制を整備するとともに、これらの無業者の把握、サポステへの誘導の手法の一環として、福祉機関等へのアウトリーチを積極的に実施している。

・若年者に対する技能啓発の推進

公共職業能力開発施設、認定職業訓練施設及び工業高校等において技能を習得中の若年者（原則20歳以下）であって、企業等に就職していない者を対象に、技能競技を通じ、これら若年者に目標を付与し、技能を向上させることにより就業促進を図り、併せて若年技能者の裾野の拡大、技能尊重機運の醸成を

図ることを目的として「若年者ものづくり競技大会」を実施している。2022年7月に広島県で開催された「第17回若年者ものづくり競技大会」では、全15職種の競技に全国から340名の選手が参加した。

また、工業高校や職業訓練校等で技能を学ぶ学生や訓練生等を主な対象に、若年技能者の人材育成を目的として3級技能検定を実施しているが、更なる受検機会の拡大を図るため、受検ニーズの高い職種について年2回の試験を実施するなど、若年者の技能離れの防止や若年技能者の職場への定着化に努めるとともに、2022年度から、「ものづくり分野」の技能検定の2級又は3級の実技試験を受検する25歳未満の在職者に対して、受検手数料を最大9,000円減額する措置を実施している。

イ 非正規雇用対策の推進

非正規雇用労働者の数は増加傾向にあり、雇用者の約4割を占める状況にある。新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、2020年以降、非正規雇用労働者は対前年比で減少していたが、2022年は増加し、2,101万人となっている³。

非正規雇用労働者等の円滑な就労のため、ハローワークにおいて、求職者のニーズに合った積極的な求人の開拓や、専門担当者による就労・定着に向けた丁寧なマッチング支援を実施している。また、求職者支援制度の世帯収入要件等の緩和、訓練対象者の拡大、就労経験のない職業に就くことを希望する離職者を一定期間試行雇用する事業主に対する賃金助成制度の実施、紹介予定派遣を活用した研修・就労支援事業の実施、紹介予定派遣を通じた正社員化に取り組む派遣元事業主への助成対象の拡充等に取り組んだ。

非正規雇用労働者は、正規雇用労働者と比較して、①賃金が低い、②能力開発機会が乏しい、③福利厚生等が不十分といった課題がある。また、不本意非正規雇用労働者の割合

3 総務省「労働力調査（詳細集計）」

は年齢により異なるが、特に若者（25～34歳）の不本意非正規雇用労働者の割合は全体より高いという課題がある。このため、正社員を希望する人の正社員化を進めるとともに、正規雇用・非正規雇用にかかわらず、どのような働き方を選択しても公正な待遇が受けられるようにし、労働者が自分のライフスタイルに合わせて多様な働き方を選択できるようにすることが重要である。

2018年6月に成立した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成30年法律第71号）によって改正され、2020年4月1日に施行された「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（平成5年法律第76号。以下「パートタイム・有期雇用労働法」という。中小企業においては2021年4月1日より適用。）及び「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）において、①不合理な待遇差を解消するための規定の整備、②労働者に対する待遇に関する説明義務の強化、③行政による履行確保措置及び裁判外紛争解決手続（行政ADR）を整備した。

また、企業における非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するため、47都道府県に設置している「働き方改革推進支援センター」において、労務管理の専門家等による個別相談支援やセミナー、企業訪問やオンラインによるコンサルティング等を実施している。

さらに、キャリアアップ助成金により、企業内での正社員化や非正規雇用労働者の処遇改善に取り組む事業主を支援している。

加えて、2022年10月に策定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月28日閣議決定）に基づき、新たに労働基準監督署と都道府県労働局が連携し、同一労働同一賃金の遵守の徹底に取り組んでいる。また、春闘に合わせ、賃金引上げ

の流れを中小企業・小規模事業者の労働者及び非正規雇用労働者に波及させるため、2023年3月15日から同年5月31日を強化期間として設定し、各種取組を集中的に実施した。

派遣労働者については、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律」（平成27年法律第73号）により設けられた期間制限ルールや、派遣元事業主に対する雇用安定措置、派遣労働者のキャリア形成を図る教育訓練等の義務付けについて、派遣労働者、派遣元事業主、派遣先の対象者別にリーフレットにより周知を実施している。

有期契約労働者については、「労働契約法」（平成19年法律第128号）に定める「無期転換ルール」（同一の使用者ととの間で、有期労働契約が5年を超えて更新された場合、有期契約労働者の申込みにより期間の定めのない労働契約に転換するルール）に関する対応として、無期転換制度を導入した企業の好事例、支援策等をまとめたポータルサイト⁴やSNS等を活用した情報発信、無期転換制度の導入手順等をまとめたハンドブックの配布、オンライン等でのセミナー開催など、あらゆる機会を活用して「無期転換ルール」の周知・啓発を行うほか、「無期転換ルール」の適用を免れる意図をもって行われた、無期転換申込権が発生する前の雇止め等を把握した場合には、都道府県労働局による啓発指導を行っている。さらに、希望する者が確実に無期転換申込権を行使できるよう、2024年4月以降、無期転換申込権が発生する契約更新時に、無期転換申込権が発生する旨と無期転換後の労働条件を明示する義務を設ける等の制度改正を行ったところであり、新制度の円滑な施行に向けて取り組んでいる。

パートタイム労働者・有期雇用労働者については、パートタイム・有期雇用労働法に基づく是正指導や、法律の周知等により、同法の着実な履行確保を図っている。

4 無期転換ポータルサイト<<https://muki.mhlw.go.jp/>>

ウ 結婚・子育て資金や教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度の実施等

将来の経済的不安が若年層に結婚・出産を躊躇させる大きな要因の一つとなっていることを踏まえ、両親や祖父母の資産を早期に移転することを通じて、子や孫の結婚・出産・子育てを支援することを目的として、祖父母等から孫等に対して結婚・子育て資金の一括贈与を行った場合について、贈与税を非課税とする制度が2015年4月から実施されている。本制度は、2023年度税制改正において、2023年4月以降に拠出した金額に係る残高に贈与税が課される時は、一般税率を適用する見直しを行った上で、その適用期限を2025年3月31日までに延長することとされた。

また、金融資産の世代間移転を促進し、子育て世代を支援することを目的として、祖父母等から孫等に対して教育資金の一括贈与を行った場合についても、贈与税を非課税とする制度が2013年4月から実施されている。本制度も、2023年度税制改正において、所要の見直しを行った上で、その適用期限を2026年3月31日までに延長することとされた。

このほか、2021年度税制改正において、地方公共団体等がベビーシッター等の子育て支援サービスに係る利用料の補助を行う場合、この給付が所得税法上の雑所得として計上され、所得税・個人住民税の課税対象となっていたところ、これを非課税とすること、また、「産後ケア事業」として行われる資産の譲渡等について、社会福祉事業に類するものとして消費税を非課税とすることとされた。

2 結婚を希望する者への支援

(地方公共団体による総合的な結婚支援の取組に対する支援等)

・ 地方公共団体による総合的な結婚支援の取組に対する支援等

「地域少子化対策重点推進交付金」では、地方公共団体が行う総合的な結婚支援の取組を支援しており、2022年度においては、結婚支援を行うボランティア等が効果的な活動を進めていく上で必要となる知識・能力やその育成方法を明確化し、地域の結婚支援の更なる質の向上を図るため、先進事例に精通した有識者の協力を得て策定した「結婚支援ボランティア等育成モデルプログラム」を活用した取組等を新たな重点課題事業として支援（補助率を2分の1から3分の2にかさ上げ）した。また、一定の所得以下の新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活を経済的に支援（新居の家賃、引越費用等を補助）する「結婚新生活支援事業」について、2022年度から新たに、住宅のリフォーム費用を対象費用に加える等の拡充を行った。「結婚新生活支援事業」の2022年度の実施自治体数は、2021年度の538を上回り、637となっている。

また、地方公共団体において結婚支援に取り組む担当者及び結婚を希望する独身男女に出会いの機会を提供する結婚支援者を対象に、結婚支援の更なる充実に向け、情報の共有や機運の醸成を図るため、「結婚応援に関する全国連携会議」をオンラインで開催した（2023年2月）。

3 男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備

(保育の受け皿整備の一層の加速)

ア 「子育て安心プラン」⁵等に基づく保育の受け皿の整備

保育所等待機児童数については、2022年4月時点において2,944人（対前年比2,690人減）となっており、待機児童数調査開始以来最少の調査結果となった。

5 「子育て安心プラン」は2021年度以降「新子育て安心プラン」となっている。

これまで25歳から44歳までの女性就業率の上昇や、それに伴う保育の利用申込率の伸びに対応するため、2017年6月に厚生労働省において「子育て安心プラン」を公表し、2020年度末までに待機児童の解消を図るとともに、女性就業率8割の状況に対応できるよう、2020年度末までに約32万人分の受け皿整備を行うこととして、整備を行ってきた。

2021年度以降の保育の受け皿整備については、「全世代型社会保障改革の方針」（令和2年12月15日閣議決定）において、待機児童の解消を目指し、女性就業率の上昇を踏まえた保育の受け皿整備、幼稚園やベビーシッターを含めた地域の子育て資源の活用を進めるため、2020年末までに「新子育て安心プラン」を取りまとめることとされた。これを踏まえ、2020年12月に厚生労働省において「新子育て安心プラン」を取りまとめ、これに基づき、2021年度から2024年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備するほか、①地域の特性に応じた支援、②魅力向上を通じた保育士の確保、③地域のあらゆる子育て資源の活用を柱とする各種施策を推進することにより、できるだけ早く待機児童の解消を目指す。

また、「全世代型社会保障改革の方針」において、「新子育て安心プラン」の財源については、社会全体で子育てを支援していくとの大きな方向性の中で、公費に加えて、経済界に協力を求めることにより安定的な財源を確保すること、その際、児童手当については、高所得の主たる生計維持者（年収1,200万円以上の者（こども2人と年収103万円以下の配偶者の場合））を特例給付の対象外とすることとされた。

2022年6月1日、「子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律」（令和3年法律第50号）のうち児童手当法（昭和46年法律第73号）の一部改正部分が施行され、高所得の主たる生計維持者（年収1,200万円以上の者（こども2人と年収103万円以下の配偶者の場合））を特例給付の対象外と

し、2022年10月支給分から適用している。

上記の対策に加え、UR賃貸住宅では、地方公共団体と連携しつつ、団地再生事業等により生じた整備敷地や既存の空き店舗等の活用による、子育て支援施設（保育所、幼稚園、学童保育など）の設置に努めており、2022年度末時点で622件の実績がある。

また、2017年の「都市公園法」（昭和31年法律第79号）の改正により、保育所等の設置に係る都市公園における占用特例が一般措置化された。これによって保育所設置の取組も広がっている。

イ 地域の実情に応じた保育の実施

「新子育て安心プラン」では、各地方公共団体が策定した「新子育て安心プラン実施計画」をホームページにおいて公表し、保育提供区域ごとの申込者等の計画の見える化を実施するとともに、「保育コンシェルジュ」や広域的保育所等利用事業に必要な予算を確保し、積極的な活用を促している。

また、待機児童数の約8割が1歳児・2歳児となっていることから、0歳から2歳児が入所する「小規模保育事業等地域型保育事業」、企業が柔軟に運営できる「企業主導型保育事業」、幼稚園における2歳児の受入促進を行っている。

幼稚園については、「新子育て安心プラン」を踏まえ、幼稚園において保育を必要とする0～2歳児を定期的に預かった場合に、運営費の補助を行う仕組みを創設するなど、地域の状況に応じた待機児童の積極的な受入れについて、引き続き推進を図っている。

また、幼稚園から教育と保育を一体的に行う認定こども園への移行も促進しており、2022年4月時点では私立幼稚園のうち2,938園が認定こども園へ移行している。

人口減少地域等における保育の在り方については、2020年度及び2021年度に調査研究事業を実施し、各地方公共団体や保育所等の取組状況や課題認識を把握した上で、その結果等を踏まえて検討していく。

(保育人材確保のための総合的な対策の推進)

・ 保育人材の確保

保育の受け皿拡大を進める中、保育の担い手となる保育人材の確保のため、処遇改善や新規資格取得支援、就業継続支援、離職者の再就職支援など、総合的な対策を講じることをしている。

処遇改善については、2017年4月から2%の改善を行うとともに、努力が評価され、将来に希望が持てるよう、技能・経験に応じたキャリアアップの仕組みを構築し、リーダー的役割を果たしている中堅職員に対して月額最大4万円の処遇改善を行っている。2019年4月からは更に1%の処遇改善を行い、2022年2月から実施している「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に基づき、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提に、収入を3%程度（月額9千円）引き上げるための措置について、2022年10月以降は公定価格において措置を講じた。

2022年度当初予算においては、保育の現場・職業の魅力向上を図るため、保育士・保育現場の魅力発信や働き方の振り返り、離職防止に向けた労務管理の専門家による巡回支援、保育補助者や保育支援者の配置等、主に保育士の業務負担を軽減する支援を盛り込んだ。

また、2022年度補正予算においては、保育士資格の取得や再就職を目指す者等に対する修学資金等の貸付原資等について、安定的な財源を確保するとともに、保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入の支援や、在宅等で研修が受講できるよう、必要な教材作成経費等の支援を盛り込んだ。

2023年度当初予算においては、既存の取組に加え、登園時の繁忙な時間帯やプール活動時などにスポット的な支援者を配置することや園外活動時の見守り等を行う者の対象施設の拡充等を盛り込んだ。

こうした総合的な支援に力を尽くし、更なる保育人材の確保に取り組んでいくこととしている。

(放課後児童クラブ・放課後子供教室の整備及び一体的な実施)

・ 「新・放課後子ども総合プラン」の実施

共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、2018年9月に、2019年度から5年間を対象とする「新・放課後子ども総合プラン」を文部科学省と厚生労働省が共同で策定した。同プランでは、放課後児童クラブについて、2023年度末までに約152万人分の受け皿整備を行うとともに、全ての小学校区で放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に、又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万か所以上で実施することを目指している。

また、新たに放課後児童クラブ又は放課後子供教室を整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指している。

さらに、こどもの主体性を尊重し、こどもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、こどもの自主性、社会性等の向上を図ることとしている。

全てのこどもを対象に、地域住民等の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動などの機会を提供する「放課後子供教室」は、2022年11月時点で、1,091市区町村、17,129教室で実施されている。

共働き家庭など保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後などにおいて学校の余裕教室や児童館などを利用して遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブ」は、2022年5月時点で、1,627市区町村、26,683か所で実施され、1,392,158人

の児童が登録されている。

放課後児童クラブについては、2015年4月から、2012年に改正された児童福祉法に基づき、対象となる児童の年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とするとともに、質を確保する観点から、職員の資格、員数、設備などを定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第63号)を策定し、市町村はこれを踏まえて設備及び運営に関する基準を条例で定め、この条例に基づき「放課後児童健全育成事業」を実施することとなっている。

また、放課後児童クラブの運営の多様性を踏まえつつ、放課後児童クラブにおいて集団の中でこどもに保障すべき遊び及び生活の環境や運営内容の水準を明確化し、事業の安定性及び継続性の確保を図っていくため、「放課後児童クラブ運営指針」(2015年3月)を策定し、こどもが安心して過ごせる生活の場としての一定水準の質の確保及び向上を図っている。

さらに、2023年度当初予算では、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、2023年度末までに約152万人分の受け皿整備に向け、施設整備費の補助率かさ上げを継続し、放課後児童クラブの受入児童数の拡大を図ることとしている。

文部科学省では、2017年3月の「社会教育法」(昭和24年法律第207号)の改正を踏まえ、地域全体で未来を担うこどもたちの成長を支え、地域を創生する地域学校協働活動を全国的に推進しており、その一環として、保護者や地域住民等の協力を得て、放課後などにこどもたちに学習や様々な体験・交流活動等の機会を提供するため放課後子供教室を推進している。

2022年度当初予算において、「新・放課後子ども総合プラン」の目標達成に向け、放課後児童クラブと一体型又は連携型の放課後子供教室の計画的な整備、プログラムの充実を図っており、2023年度当初予算においても、

同プランに基づき、放課後子供教室の推進を図ることとしている。

(企業等による事業所内保育施設等の設置の促進)

・ 企業等による事業所内保育施設等の設置の促進

2015年度に新設された「事業所内保育事業」は、市町村の認可事業(地域型保育事業)であり、「地域型保育給付」の対象となっているところである(2022年4月1日時点、674件)。

また、2016年度からは、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行うため、「子ども・子育て支援法」(平成24年法律第65号)の改正によって新設された「仕事・子育て両立支援事業」において「企業主導型保育事業」を実施し、企業が主導して設置する保育施設について、その整備・運営に係る費用の一部を助成している。同事業では、設置場所を企業の敷地内に限定していないことから、例えば、中小企業等が共同で設置・利用するもの、自企業の事業所内ではなく、利用する従業員や地域のこどもの利便性を考慮し、駅近接地に設置するものなど、従業員や各企業のニーズに沿った創意工夫の下、事業が展開されている。

「仕事・子育て両立支援事業」においては、上記に加え、2016年度から「企業主導型ベビーシッター利用者支援事業」として、多様な働き方をしている労働者等がベビーシッター派遣サービスを就労のために利用した場合に、その利用料金の一部を助成している。

「企業主導型ベビーシッター利用者支援事業」については、2021年度から、「新子育て安心プラン」の一環として、利用補助の拡充(1日当たり2,200円から4,400円への引上げ)を行っている。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、紙媒体の割引券のやり取りが困難となっている中、ICTを活用した非接触型の割

引券使用システムへの移行を図り、2021年7月から電子割引券の利用を開始した。

(高等学校等における妊娠した生徒への配慮)

・ 高等学校等における妊娠した生徒への配慮

文部科学省では、2018年3月に、各都道府県教育委員会等に対して、高等学校等における妊娠した生徒への対応等に係る留意事項等についての通知を发出し、高等学校等の生徒が妊娠した場合には、関係者間で十分に話し合い、母体の保護を最優先としつつ、教育上必要な配慮を行うべきものであること等を示した。この通知の内容については、同年6月以降、文部科学省が毎年度2回開催している「都道府県・指定都市等生徒指導担当者連絡会議」等において、各都道府県教育委員会等の生徒指導担当者に対して周知徹底を図っている。

(育児休業や育児短時間勤務などの両立支援制度の定着促進・充実)

ア 育児休業や短時間勤務等の両立支援制度の定着

育児・介護期は特に仕事と家庭の両立が困難であることから、労働者の継続就業を図るため、仕事と家庭の両立支援策を重点的に推進する必要がある。

このため、男女共に子育て等をしながら働き続けることができる環境を整備することを目的として、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)において、育児休業や短時間勤務制度、所定外労働の制限等の制度が設けられており、各種媒体により周知徹底を図っている。

都道府県労働局雇用環境・均等部(室)では、事業所を訪問し、就業規則等で必要な制度が設けられているかを確認するなど、同法

に規定されている制度の履行確保に向けた行政指導を実施している。

また、子を養育するために休業した労働者の雇用と生活の安定を図るため、雇用保険を財源に、育児休業開始から180日までは休業開始前賃金の67%、それ以降は休業開始前賃金の50%を育児休業給付(給付は非課税。)として支給している。

そして、社会保険の被保険者は、育児休業等をしている期間について、健康保険及び厚生年金保険の保険料の免除を受けることができる。また、厚生年金においては、3歳未満の子を養育する期間に報酬が低下した場合について、養育期間中の報酬の低下が将来の年金額に影響しないよう、子の養育を開始した月の前月の報酬に基づいて年金額を計算することができる特例を設けている。

さらに、育児を行う労働者が働き続けやすい雇用環境の整備を行う事業主等を支援するため、「両立支援等助成金」の支給を行っている。2022年度における仕事と育児の両立支援関係の助成金の内容は下記のとおりである。

○出生時両立支援コース

・第1種

男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備措置及び業務体制整備を行い、男性労働者に産後8週間以内に開始する連続5日以上の子育て休業を取得させたとき

・第2種

第1種助成金を受給し、男性労働者の育児休業取得率(%)を3年以内に30ポイント以上上昇させたとき

○育児休業等支援コース

・育児取得時、職場復帰時

「育休復帰支援プラン」を策定・導入し、プランに沿って対象労働者の円滑な育児休業の取得、職場復帰に取り組んだとき

・業務代替支援

育児休業取得者の代替要員の新規雇用(派遣を含む。)又は代替する労働者への手当支給等を行い、対象となる育児休業取得者を原職等に復帰させたとき

・職場復帰後支援

育児休業からの復帰後、仕事と育児の両立が特に困難な時期にある労働者のため、法を上回る子の看護休暇制度や保育サービス費用補助制度を導入し、一定以上利用させたとき

○事業所内保育施設コース

労働者のための事業所内保育施設を設置・運営等したとき

※2016年度からは、「企業主導型保育事業」の開始に伴い、新規受付を停止。

新型コロナウイルス感染症への対応として、小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるを得なくなった保護者の所得の減少に対応するため、2021年8月～2022年3月の休暇は「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」により、正規雇用・非正規雇用を問わず、有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた企業に対し、助成金を支給した。同様に、委託を受けて個人で仕事をする者が、2021年8月～2022年3月の間に契約した仕事ができなくなった場合にも「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金」により支援を行った。

イ 育児休業からの円滑な復帰の支援

少子化による生産年齢人口の減少が更に進む状況下においては、子育て期の労働者が働き続けながら育児を行えるような職場環境を整備していくことが重要である。約7割の女性が出産後に継続就業しているが⁶、引き続き、働き続けることを希望する労働者が子育て等に専念するために休業した後、職場復帰できるようにするため、特に人手不足である中小企業で働く労働者に対するきめ細かな支援を進めていくことが必要である。

このため、中小企業における労働者の育児休業取得及び円滑な職場復帰による継続就労

を支援するため、「育休復帰支援プラン」の普及促進を図るとともに、個々の事業主の状況に応じたプランの策定支援を行う「仕事と家庭の両立支援プランナー」による支援を行っている。また、中小企業において育児休業取得者の「育休復帰支援プラン」を策定・導入し、同プランに沿って当該労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組んだ場合に助成金を支給している。これらの総合的な支援を行うことで、中小企業における労働者の育児休業取得及び円滑な職場復帰による継続就労を支援している。

ウ 育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いの防止

妊娠、出産、育児休業・介護休業の取得等を理由とする不利益取扱いは、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。）及び育児・介護休業法により禁止されている。

また、妊娠、出産、育児休業等をしながら継続就業しようとする労働者の就業環境を整備するため、上司・同僚による職場における妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメントの防止措置を講じることが、事業主に対し義務付けられている。都道府県労働局における説明会や労働局における相談窓口及びフリーダイヤルやメール等による相談窓口の設置等により、妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント防止対策の推進を行っている。

妊娠、出産、育児休業等の不利益取扱いやハラスメント防止対策に関する相談に当たっては、労働者の立場に配慮しつつ迅速・丁寧に対応するとともに、法違反が疑われる事案を把握した場合には、事業主に対する報告徴収を実施し、法違反については積極的な行政指導を行っている。また、相談者のニーズに応じ、都道府県労働局長による紛争解決援助及び調停を実施し、円滑かつ迅速な紛争の解

6 国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」（夫婦調査）（2021年）

決を図っている。

エ 非正規雇用労働者に対する支援

育児・介護休業法に規定されている有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件のうち、引き続き雇用された期間が1年以上であることの要件を廃止する改正を、2021年6月に公布された「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律」（令和3年法律第58号）において行い、同改正事項が2022年4月に施行されたことを踏まえ、本改正内容を始めとする育児・介護休業法の周知及び履行確保を図っている。

オ 正規雇用・非正規雇用にかかわらず妊娠・出産前後の継続就業の支援

希望する女性が妊娠・出産後も継続して就業できるよう、育児・介護休業法に基づく仕事と子育ての両立支援制度が企業に定着するよう指導を行うとともに、育児休業からの円滑な職場復帰ができるよう支援を行っている。

4 子育て等により離職した女性の再就職支援、地域活動への参画支援

ア 子育て女性等の再就職支援

全国206か所（2023年3月末日時点）の「マザーズハローワーク」・「マザーズコーナー」において、子育てをしながら就職を希望する女性等に対して、こども連れで来所しやすい環境を整備するとともに、担当者制によるきめ細かな就職支援、求人情報や地方公共団体等との連携による保育サービス関連情報等の提供など、再就職に向けた総合的かつ一貫した支援を行う「マザーズハローワーク事業」を実施している。

公的職業訓練において、母子家庭の母及び父子家庭の父の特性に応じたコース、育児により決まった日時に訓練を受講することが困

難な者等を対象としたeラーニングコースや託児サービスを付加した訓練等を実施している。

さらに、インターネット上で再就職に向けた具体的な取組計画の作成や再就職のための基礎知識を習得できるeラーニングプログラムの提供を行っている。

内閣府では、様々なライフステージにある女性のニーズに合わせた、女性活躍等に向けた各実施機関の支援情報を集約・整理し、「女性応援ポータルサイト」⁷により発信している。

経済産業省では、地域の中小企業・小規模事業者が抱える経営課題の解決に即した多様な人材を確保できるよう、企業の魅力発信やマッチングの促進等を行っている。

イ 女性の幅広い活躍を推進する学び直し支援

男女が共に仕事と家庭、地域における活動に参画し、活躍できるような社会の実現を目指すためには、個人の可能性を引き出すための学びが必要不可欠である。このため、文部科学省では、2020年度より「女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業」を実施しており、2022年度は大学、男女共同参画センター、企業等の連携による、キャリアアップやキャリアチェンジ等を総合的に支援するモデル事業（3か所）を実施している。

5 男性の家事・育児参画の促進

ア 育児休業など男性の育児参画の促進

仕事と家庭の両立については、男女を問わず推進していくことが求められる。父親が子育ての喜びを実感し、子育ての責任を認識しながら、積極的に子育てに関わるよう促していくことが一層求められている。現在のところ、男性が子育てや家事に十分に関わっていないことが、女性の継続就業を困難にし、少

7 <https://www.gender.go.jp/policy/sokushin/ouen/>

子化の一因ともなっていると考えられる。実際、男性の育児休業取得率については、「少子化社会対策大綱」（令和2年5月29日閣議決定）において、2025年には30%にすることを目標とする方針が示されているが⁸、2022年度では17.13%にとどまっている。

2021年6月に公布された、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律において、有期雇用労働者の育休等取得要件の改正のほかにも、男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組み（「産後パパ育休」）の創設、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産等の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け、育児休業給付に関する所要の規定の整備等を内容とする改正を行っており、同改正事項が2022年4月から順次施行されたことを踏まえ、本改正内容を始めとする育児・介護休業法の周知及び履行確保を図っている。

また、男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備措置及び業務体制整備を行い、育児休業を取得した男性労働者が生じた場合又は育児休業取得率が上昇した場合等に支給する「両立支援等助成金（出生時両立支援コース）」により、男性の育児休業の取得促進に取り組む事業主を支援している。

社会保険の被保険者は、月の末日時点で育児休業等を取得している場合に加えて、育児休業等開始日の属する月内に2週間以上の育児休業等を取得した場合にも当該月の保険料の免除を受けることができる。

「次世代育成支援対策推進法」（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）に基づき定められた行動計画策定指針においては、男性の子育て目的の休暇の取得促進を図るため、子どもが生まれる際や子育てを行う際に取得することができる企業独自の休暇制

度の創設、子どもが生まれる際や子育てを行う際の時間単位付与制度の活用も含めた年次有給休暇や、配偶者の産後8週間以内の期間における育児休業の取得促進を図るなど、雇用環境の整備に関する事項を行動計画の内容に盛り込むことが望ましいとしている。

また、少子化社会対策大綱においては、配偶者の出産後2か月以内に半日又は1日以上 の休みを取得した男性の割合を2025年には80%にすることを目標として、男性が「子どもが生まれる日」、「子どもを自宅に迎える日」、「出生届を出す日」などに休暇を取得することを促進する「さんきゅうパパプロジェクト」を推進してきた。内閣府においては、妊娠・出産・子育てに際して、男性ができることを考えるきっかけとなるよう、ハンドブック「さんきゅうパパ準備BOOK」を作成し、各種イベント等において地方公共団体、企業・団体、子育て中の父親・母親等に対して配布すること等により理解の促進を図った⁹。

2019年度に実施した男性の子育て目的の休暇取得に関する調査研究によると、配偶者の出産後2か月以内に半日又は1日以上 の休みを取得した男性の割合は58.7%となっている。この結果を踏まえ、今後、より積極的に「さんきゅうパパプロジェクト」について周知することとしている。

イ 男性国家公務員の育児に伴う休暇・休業の取得促進

男性国家公務員の育児休業取得率については、「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）における男性の育児休業に関する目標（2025年に30%）の達成を目指すとともに、「男の産休」（配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇）についても、全ての男性職員による両休暇合計5日以上 の取得達成に向け、引き続き男性職員や管理職

8 「子ども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）において、男性の育児休業取得率については、2025年には50%、2030年には85%にすることを目標とする方針が示されている。

9 https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12772297/www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/sankyuu_papa.html

員等への意識啓発、取得促進を強力に推進することとしている。2022年度に実施した「国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」（2021年度実績）の結果によると、男性職員の育児休業取得率は34.0%であり、第5次男女共同参画基本計画に定める目標を達成した。また、「男の産休」の5日以上の使用率については86.4%となり、着実に増加している。

また、2020年度から、子が生まれた全ての男性職員が1か月以上を目途に育児に伴う休暇・休業を取得できることを目指し、具体的には、管理職員が対象となる男性職員本人の意向に沿った取得計画を作成することや、業務分担の見直しを行いつつ、1か月以上の取得を勧奨する等の取組を行っている（「国家公務員の男性職員による育児に伴う休暇・休業の取得促進に関する方針」（2019年12月27日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定））。直近の調査結果（2020年4月から2021年3月までに子が生まれた男性職員に係る子の出生後1年以内の取得状況等についての調査結果）によれば、対象職員の98.0%が育児に伴う休暇・休業を取得し、取得者の87.5%が1か月以上の休暇・休業を取得しているなど、取組は着実に浸透しているところ、引き続き男性の育児参画を促進するための環境整備を進めている。

ウ 男性の家事・育児に関する啓発普及、意識改革

学校教育においては、男女相互の理解と協力、男女が社会の対等な構成員であること、男女が協力して、家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性などについて、中学校の特別活動や高等学校の公民科、家庭科など関係する教科等を中心に学校教育全体を通じて指導が行われている。

家庭や地域における取組としては、男女が

協力して家事・育児を実施する大切さについて保護者が理解を深められるよう、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等が地域の実情に応じて行う家庭教育支援に関する取組（男性の育児をテーマにした講座や企業等へ出向いて行う講座の実施などを含む。）を推進するため、当該取組に対する補助事業（「地域における家庭教育支援基盤構築事業」）等を実施している。

また、メールマガジン「カエル！ジャパン」通信¹⁰を月2回配信し、男性の育児休業の取得を促進する有識者のコラムや、地方公共団体の好事例及びイベント情報の提供を行っているほか、「女性応援ポータルサイト」にて、女性だけでなく、男性の家事・子育てへの参画を促進する各省庁の施策情報を掲載するなど、情報提供を通じて意識啓発を行っている。

男性が育児をより積極的に楽しみ、かつ、育児休業を取得しやすい社会の実現を目指す「イクメンプロジェクト」の一環として、参加型の公式サイト¹¹の運営や男性の育児休業取得に関する情報を記載したハンドブックの配布等により「イクメン」を広めている。さらに、企業・労働者向け動画の公開を行うことで、企業において男性の仕事と育児の両立支援の取組が進むよう、好事例の普及を図っている。

6 働き方改革と暮らし方改革

（長時間労働の是正）

・ 長時間労働の是正及び年次有給休暇の取得促進

労働時間対策としては、単に労働時間の短縮を図るだけでなく、労働時間、休日数及び年次有給休暇を与える時季など労働時間等

10 <https://wwwa.cao.go.jp/wlb/e-mailmagazine/index.html>

11 <https://ikumen-project.mhlw.go.jp/>

に関する事項について、労働者の健康と生活に配慮するとともに、多様な働き方に対応したものに改善することが重要である。また、近年、週労働時間60時間以上の雇用者の割合が依然高い水準で推移していること¹²、過労死等に係る労災認定件数が900件台にまで増加していること¹³、年次有給休暇の取得率が約60%弱程度の水準で推移していること¹⁴、育児・介護や自己啓発などの労働者の抱える事情の多様化に一層の配慮が必要となること等を踏まえ、労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等の働き方の見直しに向けた企業への働き掛けを行ってきた。

加えて、2017年3月には「働き方改革実現会議」において「働き方改革実行計画」（2017年3月28日 働き方改革実現会議決定）が決定され、同計画では、「長時間労働は、健康の確保だけでなく、仕事と家庭生活との両立を困難にし、少子化の原因や、女性のキャリア形成を阻む原因、男性の家庭参加を阻む原因になっている。」として、長時間労働の是正が柱の一つとされた。2018年6月には、同計画を踏まえた、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が成立し、「労働基準法」（昭和22年法律第49号）が改正され、「罰則付きの時間外労働の上限規制」や、子育て等の事情を抱える働き手のニーズに対応した「フレックスタイム制の見直し」、「年5日の年次有給休暇の確実な取得」などの内容が順次施行されている。これらが着実に遵守されるよう、全ての労働基準監督署に設置している労働時間相談・支援班や、47都道府県に設置している「働き方改革推進支援センター」による相談支援を行っている。

また、長時間労働の是正、年次有給休暇の

取得促進等の労働時間等の設定の改善に向けた労使の自主的な取組を促進するため、「労働時間等見直しガイドライン」（労働時間等設定改善指針）（平成20年厚生労働省告示第108号）の周知・啓発を行うとともに、毎年10月の「年次有給休暇取得促進期間」に加え、夏季、年末年始、ゴールデンウィークの連続休暇を取得しやすい時季に、年次有給休暇取得の集中的な広報の実施、仕事と生活の調和が取れた働き方普及のためのシンポジウムの開催等を行っている。

（多様で柔軟な働き方の実現に向けた取組）

ア 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」等に基づく取組の推進

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」¹⁵及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」¹⁶に基づき、官民一体となり、仕事と生活の調和実現に向けた取組を行っており、社会的機運の醸成のため、国民運動「「カエル！ジャパン」キャンペーン」を展開している。具体的には、メールマガジン「「カエル！ジャパン」通信」の配信によって、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業・団体及び地方公共団体等の情報を提供するとともに、内閣府の「「仕事と生活の調和」推進サイト」¹⁷においても情報提供を行っている。

イ 多様な正社員制度の導入・普及

少子高齢化、大幅な労働力人口減少の中で、貴重な労働力を確保し、労働生産性を高め、経済の成長を持続させるためには、ライフスタイルに応じた多様な働き方の選択肢を

12 総務省「労働力調査（基本集計）」

13 厚生労働省「過労死等の労災補償状況」（2022年度）

14 厚生労働省「就労条件総合調査」

15 https://www.cao.go.jp/wlb/government/20barrier_html/20html/charter.html

16 https://www.cao.go.jp/wlb/government/20barrier_html/20html/indicator.html

17 <http://www.cao.go.jp/wlb/>

確保するとともに、働きや貢献に見合った公正な待遇を実現することが重要である。

勤務地や職務、労働時間を限定した「多様な正社員」制度の普及を図るため、社会保険労務士などの支援員による企業への導入支援や、セミナーの開催、「多様な正社員」制度を導入している企業の事例についての周知等を行っている。

ウ テレワークの推進

ICTを利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であるテレワークは、特に育児や介護、障害等の個々の事情を抱える人にとって仕事と生活の調和の実現に有効な働き方として、社会的な期待や関心も大きいものとなっている。また、ポストコロナの「新たな日常」・「新しい生活様式」に対応した働き方であり、今後とも良質なテレワークの導入・定着を図ることが重要である。

関係府省庁では、テレワークが様々な働き方を希望する人の就業機会の創出及び地域の活性化等に資するものとして、テレワークの一層の普及拡大に向けた環境整備、普及啓発等を連携して推進している。2017年より、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（「東京2020大会」）¹⁸の開会式が予定されていた7月24日を「テレワーク・デイ」として、企業等が一斉にテレワークを実施することを呼び掛け、テレワークの国民運動化に取り組んできた。2018年には7月23日から27日までの期間を「テレワーク・デイズ」と定め、「東京2020大会」が開催される2021年には選手、関係者等の移動も発生することから、人と人との接触機会の抑制や交通混雑の緩和を通じて安全・安心な大会を実現するため、同大会期間を含む、7月19日から9月5日までをテレワーク・デイズ期間として設定し、テレワーク実施の呼び掛け、テレワークの集中的な実施を行った。

また、総務省、厚生労働省、経済産業省及

び国土交通省のテレワーク関係4省は、2005年に設立した産学官からなる「テレワーク推進フォーラム」において、テレワークの円滑な導入や効率的な運用に資する普及活動を展開しているほか、2016年からはテレワーク関係府省連絡会議を開催し連携を強めている。「テレワーク推進フォーラム」では、毎年11月を「テレワーク月間」と定め、同期間において、テレワークの普及促進に向けた広報等を集中的に実施しており、2022年の同月間においても、周知ポスターやチラシによるPRのほか、テレワーク関連イベントの開催等を行った。

このような中で、政府が自ら率先してテレワークを導入する観点から、国家公務員については、2025年度までに、テレワークを活用することで、「新しい日常」に対応し、いかなる環境下においても必要な公務サービスを提供できる体制を整備することを目指し、「国家公務員テレワーク・ロードマップ」に基づき、各府省庁において策定したテレワーク推進計画にのっとり、計画的なテレワーク環境整備を推進している。

企業等に雇用される労働者が行う、いわゆる雇用型テレワークについては、ウィズコロナ・ポストコロナの「新たな日常」・「新しい生活様式」に対応した働き方として、適正な労務管理下における良質なテレワークの導入・実施を進めていくことができるよう、2021年3月に「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」の改定を行うとともに、パンフレットを作成し、周知を図っている。

そのほか、テレワーク導入を検討する企業等に対する専門家による無料相談、中小企業支援団体と連携した地域におけるテレワークサポート体制の整備、テレワークによる働き方の実態やテレワーク人口の定量的な把握等を行った。また、テレワーク相談センターでの相談対応やコンサルティングの実施、国家

18 2021年に開催が延期となった。

戦略特別区域制度を活用し、東京都と連携して設置した「東京テレワーク推進センター」による導入支援、事業主を対象としたセミナー等の開催、テレワークに先駆的に取り組む企業等に対する表彰の実施、テレワーク導入経費に係る支援等により、適正な労務管理下における良質な雇用型テレワークの普及を図った。

発注者から委託を受け、情報通信機器を活用して自宅等で働く、いわゆる自営型テレワークについては、クラウドソーシングの普及に伴うトラブルなどの実態を把握した上で2018年2月に改定した「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知セミナーを開催し、ガイドラインの周知徹底を図っている。あわせて、自営型テレワークに関する総合支援サイト「HOME WORKERS WEB（ホームワーカーズウェブ）」¹⁹において、自営型テレワーカーや発注者等に対し、有益な情報を提供している。

エ 転勤等に関する仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進の更なる取組

転勤に関する企業のニーズや動向を捉え、企業の転勤に関する雇用管理のポイントを整理した「転勤に関する雇用管理のヒントと手法」の周知を図っている。

オ 時間単位の年次有給休暇制度の企業への導入促進

多様で柔軟な働き方の実現に資する時間単位の年次有給休暇制度について、「働き方・休み方改善ポータルサイト」²⁰での周知リーフレットの掲載及び企業における取組事例を掲載するなどの情報発信を通じて、企業への時間単位の年次有給休暇制度の導入促進を図っている。

なお、「規制改革実施計画」（令和元年6月

21日閣議決定）において、「取得日数など利用の実態を調査する等の現状把握を行った上で、年休の時間単位取得の有効な活用の在り方について検討する」こととされており、時間単位の年次有給休暇制度の利用実態等に関する調査（2021年7月公表）²¹の結果を踏まえて検討を行っている。

カ 国の率先的取組

国家公務員については、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（2014年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定。2021年1月29日一部改正。以下「取組指針」という。）及び取組指針に基づき各府省等が策定した取組計画等に基づき、総合的かつ計画的な取組を進めている。また、各府省等においては、2021年度に内閣人事局が実施した職員アンケート等の結果を踏まえ、各府省等において優先的に取り組むべき事項を定める等、取組計画の改定を行った。

（雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保に向けた取組）

ア 非正規雇用対策の推進（再掲）

第1章第1節1（経済的基盤の安定）「イ 非正規雇用対策の推進」を参照。

イ 雇用によらない働き方の者に対する支援

フリーランスについて、多様な働き方の拡大、高齢者雇用の拡大などの観点からも、フリーランスを安心して選択できる環境を整えるため、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁及び厚生労働省連名で策定した「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」について周知・活用を図るとともに、発注事業者とフリーランスと

19 <https://homeworkers.mhlw.go.jp/>

20 <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

21 独立行政法人労働政策研究・研修機構「年次有給休暇の取得に関するアンケート調査」<<https://www.jil.go.jp/institute/research/2021/211.html>>

の取引におけるトラブルに迅速に対応できるよう、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）や「下請代金支払遅延等防止法」（昭和31年法律第120号）に基づく執行体制の充実に努めている。また、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案」（フリーランス・事業者間取引適正化等法案）を第211回国会（2023年）に提出した。

また、2020年11月から、フリーランスと発注事業者等とのトラブルについて、ワンストップで相談できる窓口（「フリーランス・トラブル110番」）を設置しており、相談体制を拡充し、丁寧な相談対応を行っている。

さらに、労働者災害補償保険の特別加入制度について、2021年4月1日から対象範囲の一部拡大を行い、引き続き要望等を踏まえて、2022年4月1日にあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師、同年7月1日に歯科技工士を新たに対象とし、対象範囲の拡大の検討を行っている。

（暮らし方改革）

・ 地域活動への多様で柔軟な参加の促進

自治会等の女性の会長が取り組んだ好事例を内閣府のホームページで発信している²²。

22 https://www.gender.go.jp/kaigi/kento/chiiki/pdf/jirei_h30.pdf

第2節

多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える

1 子育てに関する支援(経済的支援、 心理的・肉体的負担の軽減等)

(子育てに関する経済的支援・教育 費負担の軽減)

ア 児童手当の支給・在り方の検討

子育て世帯に対する現金給付については、以下の内容による児童手当が支給されている。

○支給対象

中学校修了まで(15歳に達した日以後最初の3月31日まで)の児童を養育している者

○支給額(児童一人当たりの月額)

・所得制限未満の場合

3歳未満 一律15,000円

3歳以上小学校修了前 10,000円(第3子以降は15,000円)

中学生 一律10,000円

・所得制限以上の場合

一律5,000円(特例給付)(2022年9月支給分まで)

○所得制限

960万円未満(収入ベース)(2022年9月支給分まで)

1,200万円未満(収入ベース)(2022年10月支給分から)

※いずれも、こども2人と年収103万円以下の配偶者の場合

○給付総額

約1兆9,442億円(2023年度当初予算ベース)

「全世代型社会保障改革の方針」等を踏まえ、第204回国会(2021年)において、子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改

正する法律²³が成立し、高所得者の主たる生計維持者(年収1,200万円以上の者(こども2人と年収103万円以下の配偶者の場合))を特例給付の対象外とし、2022年10月支給分から適用している。

「こども・子育て政策の強化について(試案)」(2022年3月31日公表)において、児童手当については、次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けを明確化した。このため、所得制限を撤廃して、支給期間を高等学校卒業まで延長するとともに、多子世帯が減少傾向にあることや経済的負担感が多子になるほど強いこと等を踏まえ、手当額についても、諸外国の制度等も参考にしつつ、見直しを行う。対象や金額など見直しの具体的内容については、今後、財源の議論と併せて検討し、「骨太方針2023」までに結論を得るとした。

イ 幼児教育・保育の無償化の着実な実施

「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)等の決定に基づき、これまで段階的に推進してきた取組を一気に加速し、幼児教育・保育の無償化を実現するため、第198回国会(2019年)において、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」(令和元年法律第7号)が成立した。これを受けて、2019年10月の消費税率引上げによる財源を活用することにより、2019年10月から、3歳から5歳までのこども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもについての幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料が無償化された。これは、子育て世代、こどもたちに大胆に政策資源を投入し、高齢者も若者も安心できる全世代型の社会保障制度へと大きく転換するものである。

23 同法の附則には、「政府は、子ども・子育て支援に関する施策の実施状況等を踏まえ、少子化の進展への対処に寄与する観点から、児童の数等に応じた児童手当の効果的な支給及びその財源の在り方並びに児童手当の支給要件の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。」との検討規定が設けられている。

なお、20歳代や30歳代の若い世代が理想のこどもの数を持たない理由としては、「子育てや教育にお金がかかり過ぎるから」が最大の理由となっており²⁴、幼児教育・保育の無償化を始めとする負担軽減措置を講じることは、重要な少子化対策の一つとなるものである。また、幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、こどもたちに質の高い幼児教育の機会を保障することは極めて重要である。

あわせて、小学校就学前の障害児の発達支援についても無償化する措置を講じている。

ウ 高校生等への修学支援

全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料に充てるための「高等学校等就学支援金」を支給し、家庭の教育費負担軽減を支援している。年収910万円未満世帯を対象として年額11万8,800円（支給上限額）を支給し、私立高等学校等に通う場合には、2020年4月から、年収590万円未満世帯を対象として支給上限額を年額39万6,000円まで引き上げた。

また、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するための「高校生等奨学給付金」については、2014年度の制度創設以降、毎年第1子の給付額を増額しているほか、2020年度からは、新型コロナウイルス感染症の影響や家庭でのオンライン学習の重要性が高まっている状況を踏まえ、オンライン学習に必要な通信費相当額を増額するなど、その充実に努めている。

加えて、「離島高校生修学支援事業」において、高等学校未設置の離島の高校生に対する補助を実施している。

エ 高等教育の修学支援

意欲のある学生等が、経済的理由により進学等を断念することがないように、安心して学ぶことができる環境を整備することは重要で

ある。このため、日本学生支援機構が実施する貸与型奨学金については、2017年度予算において低所得世帯の成績基準の実質的な撤廃、貸与基準を満たす希望者全員への無利子奨学金の貸与を実現し、引き続き確実に実施してきた。

また、「大学等における修学の支援に関する法律」（令和元年法律第8号）に基づき、2020年度から、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生等を対象として、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校における授業料等減免制度の実施及び給付型奨学金の支給の拡充を行う、「高等教育の修学支援新制度」を開始し、引き続き着実に実施した。

なお、日本学生支援機構の貸与型奨学金及び「高等教育の修学支援新制度」において、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、修学が困難になった学生等については、随時申込みを可能とした。

オ 国民健康保険料の負担軽減を行う地方公共団体への支援

国民健康保険制度では、地方公共団体の特別の事情を考慮して交付する「特別調整交付金」の仕組みにおいて、20歳未満の被保険者数が多いことによる財政影響や、未就学児に係る医療給付費負担が多いことによる財政影響がある地方公共団体に対し、財政支援を実施している。

また、国民健康保険制度の保険料（税）は、応益（均等割・平等割）と応能（所得割・資産割）に応じて設定されているが、社会保障審議会医療保険部会の議論を踏まえ、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第66号）により「国民健康保険法」（昭和33年法律第192号）を改正し、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、2022年4月より、未就学児に係る均等割保険料（税）を軽減する措置を講じている。

24 国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」（夫婦調査）（2021年）

(子ども・子育て支援新制度の着実な実施)

・ 地域の実情に応じたこども・子育て支援の充実

子ども・子育て支援法等に基づく「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」という。）が2015年4月に本格施行された。新制度では、「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的な認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域のこども・子育て支援を総合的に推進することとしている。

具体的には、①幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、②認定こども園制度の改善、③地域の実情に応じたこども・子育て支援の充実を図ることとしている。実施主体は基礎自治体である市町村であり、地域の実情等に応じて幼児期の学校教育・保育、地域のこども・子育て支援に必要な給付・事業を計画的に実施していくこととしている。

2015年11月に、「待機児童解消加速化プラン」に基づく2017年度末までの保育の受け皿整備目標を40万人分から50万人分に上積みしたことを受け、第190回国会（2016年）において、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業（「企業主導型保育事業」）等を創設するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるなどの子ども・子育て支援法の改正を行い、2016年4月から開始した「企業主導型保育事業」により、保育の受け皿整備を進めてきた。

また、少子化という国難に正面から取り組むため、こどもたち、子育て世代に大胆に政策資源を投入し、社会保障制度を全世代型へと変えていくという考え方にに基づき、第198回国会（2019年）において子ども・子育て支援法の改正を行い、2019年10月から、3歳から5歳までのこども及び0歳から2歳ま

での住民税非課税世帯のこどもについての幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料を無償化した。

(保護者の就業形態や就業の有無等にかかわらず多様な保育・子育て支援の拡充)

・ 保護者の就業形態や就業の有無等にかかわらず多様な保育・子育て支援の拡充

保護者の就業形態や就業の有無等にかかわらず、子育て家庭の多様なニーズに対応する、多様な保育・子育て支援を提供し、地域の実情に応じてそれらの充実を図っている。

地域のこども・子育て支援をより効果的に実施するためには、関係機関相互の連携の推進を図っていくことが重要であり、2021年度においては、「利用者支援事業」の拡充などにより、地域における各事業実施主体間の相互連携・協力を図ることで、子育て家庭の様々なニーズに対応した支援を円滑に進めた。このような各子育て支援事業の実施者の連携・協力に関する取組を促進するため、「地域子ども・子育て支援事業」を行う市町村その他のこども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項について、市町村子ども・子育て支援事業計画の記載事項として位置付けること等を内容とする、子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律が第204回国会（2021年）において成立し、2021年10月より順次施行している。

また、認定こども園については、地域子育て支援拠点事業の活用等により、子育て親子の交流の場の提供や子育て等に関する相談・援助など、地域における子育て支援の充実を図っている。

・ 利用者支援

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や「地域子ども・子育て支援事業」、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよ

う、身近な場所での相談や情報提供、助言等の必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う「利用者支援事業」を新制度施行に併せて創設した。

同事業は、子育て家庭の個別ニーズを把握し、教育・保育施設及び「地域子ども・子育て支援事業」等の利用に当たっての情報集約・提供、相談、利用支援・援助を行う「利用者支援」及び子育て支援などの関係機関との連絡調整と、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て支援資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等を行う「地域連携」の主に二つの機能がある。「利用者支援」及び「地域連携」の両方を実施する「基本型」と、主に「利用者支援」のみを実施し、保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援を行う「特定型」、保健師等の専門職が全ての妊産婦等を対象に「利用者支援」と「地域連携」を共に実施する「母子保健型」の三つの類型を設け、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して支援を図っている。(2021年度実施箇所数：基本型981か所、特定型379か所、母子保健型1,675か所(国庫補助対象分))

・地域子育て支援拠点

子育て家庭等の負担感・不安感を軽減するため、子育て親子が気軽に集い、交流することができる場の提供や、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習を行う「地域子育て支援拠点事業」を行っている。(2021年度実施箇所数：7,856か所(国庫補助対象分))

・一時預かり、幼稚園の預かり保育

就労形態の多様化に対応する一時的な保育や、専業主婦・主夫家庭等の緊急時における保育等の一時預かりに対する需要に対応するため、「一時預かり事業」を実施している。

(2021年度実施箇所数：9,449か所(一般型))

また、幼稚園の教育課程に係る教育時間(標準4時間)の前後や長期休業期間中などに、地域の実態や保護者の要請に応じて、希望する人を対象に行われる教育活動(預かり保育)を実施する幼稚園に対して支援を行っている。近年の女性の社会進出の拡大、都市化、核家族化などを背景として、多様化する保護者のニーズに伴い、「預かり保育」への要望が増加していることを受け、2008年3月には幼稚園教育要領(平成20年文部科学省告示第26号)を改訂し、教育活動として適切な活動となるよう、その充実を図った。さらに、「新子育て安心プラン」を踏まえ、幼稚園において保育を必要とする0～2歳児を定期的に預かる仕組みを創設するなど、地域の状況に応じた待機児童の積極的な受入れについて、引き続き推進を図っている。

・ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦などを会員として、送迎や放課後の預かりなどの相互援助活動を行う「ファミリー・サポート・センター」の設置促進を行っている。(2021年度実施市区町村数：971市区町村)

また、2009年度からは、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどの事業(病児・緊急対応強化事業)を行っている。(2021年度実施市区町村数：167市区町村)

なお、2021年度末時点で、「ファミリー・サポート・センター事業」における会員数は、援助を受けたい会員が約61万人、援助を行いたい会員が約14万人(その両方を希望する会員は約4万人)である。

多様な保育ニーズに対応するため、「延長保育」、「夜間保育」、「病児保育」等についても、引き続き推進を図っている。新制度の施行に伴い、「延長保育」及び「病児保育」については、「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられた。また、「家庭的保育」及

び「事業所内保育」については、新たに市町村の認可事業（地域型保育事業）として「地域型保育給付」の対象となるとともに、「夜間保育」については、「施設型給付」により対応している。

・延長保育

保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、11時間の開所時間を超えて保育を実施する事業であり、当該事業を実施している民間保育所等に対して必要な補助を行っている。(2021年度実施箇所数：2万9,277か所（うち公立6,575か所、民間2万2,702か所）)

・夜間保育

おおむね午後10時頃まで開所する夜間保育所に対して必要な補助を行っている。(2022年度実施箇所数：73か所)

・病児保育

保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際や病気の回復期に、自宅での保育が困難な場合がある。こうした保育需要に対応するため、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応並びに病気の児童の自宅に訪問し一時的に保育するなどにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする「病児保育事業」を実施している。(2021年度実施箇所数：3,791か所)

・地域型保育事業

保育需要の増加に対応するため、新制度の施行に併せて、6人以上19人以下のこどもを保育する「小規模保育」、5人以下のこどもを保育する「家庭的保育」、従業員のこどものほか地域のこどもを保育する「事業所内保育」、対象となるこどもの居宅において保育を行う「居宅訪問型保育」の四つの事業を児童福祉法に位置付け、市町村の認可事業

(地域型保育事業)としている。(2022年4月1日時点：7,474件（うち「小規模保育事業」5,930件、「家庭的保育事業」848件、「事業所内保育事業」674件、「居宅訪問型保育事業」22件))

・新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応

保育所等については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況下においても、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(2021年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定(以後、累次変更))において社会機能を維持するために事業の継続が求められる事業者として位置付けられており、感染予防に最大限配慮しつつ、原則開所することを求めていた。放課後児童クラブについても同様とされていた。

このような状況を踏まえ、保育所等、幼稚園、「地域子ども・子育て支援事業」において、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費(かかり増し経費等)や、マスク・消毒液等の衛生用品や感染防止用の物品購入等に必要な経費に対して、補助を行った。加えて、2021年度においては、感染症対策のための設備等の改修に必要な経費も補助対象とした。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、保育所等が臨時休園等を行った場合、保護者が負担する利用料について、利用できない期間を差し引いた日割り計算によることとした。

なお、2023年5月8日以降は、5類感染症とすることとされ、同日をもって、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が廃止されたことにより、これまで示していた臨時休園の取扱い、濃厚接触者等に関する取扱いは廃止となっている。

2 多子世帯、多胎児を育てる家庭に対する支援

(多子世帯に配慮した子育て、保育、教育、住居など様々な面での負担の軽減策の推進)

各種制度において、一定の要件の下、以下に記載するもののほか、幼稚園・保育所等の食料費（年収360万円未満相当の世帯のこども全員と全ての所得階層の第3子以降は副食費免除。）、児童扶養手当（第3子以降に月額最大6千円を加算して支給。）などで多子世帯に配慮した負担の軽減策が行われている。

ア 児童手当の支給・在り方の検討（再掲）

第1章第2節1（子育てに関する経済的支援・教育費負担の軽減）「ア 児童手当の支給・在り方の検討」を参照。

イ 高等教育の修学支援（再掲）

第1章第2節1（子育てに関する経済的支援・教育費負担の軽減）「エ 高等教育の修学支援」を参照。

ウ 多子世帯又は第3子以降を対象とする保育所等の優先利用

多子世帯又は第3子以降であることを保育所等の優先利用の事由の一つとして位置付けることについて、地方公共団体に対する配慮の働き掛けを行っている。

エ 住宅政策における多子世帯への配慮・優遇措置

公営住宅においては、多子世帯について、入居者選考に際し、地域の実情を踏まえた地方公共団体の判断により優先入居の取扱いを行っている。

オ 子育て支援パスポート事業の普及・促進（後掲）

第1章第4節1 「イ 子育て支援パス

ポート事業の普及・促進」を参照。

(多胎児を育てる家庭に対する支援)

・ 多胎妊産婦等に対する支援

多胎児の育児経験者家族との交流会等や、多胎妊婦が入院している場合や外出が困難な場合などに、必要に応じて多胎児の育児経験者によるアウトリーチでの相談支援を実施している。また、多胎妊産婦等への支援に際して必要な知識等を修得するための研修を実施した上で、多胎妊産婦や多胎家庭のもとへサポーターを派遣し、外出時の補助や、日常の育児に関する介助を行っている。

3 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

ア 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後を支援するため、2019年12月に施行された「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（平成30年法律第104号。以下「成育基本法」という。）の趣旨を踏まえつつ、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制の充実に取り組んでいる。

特に、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点（「子育て世代包括支援センター」）の整備を行っている。

また、2019年12月に成立した「母子保健法の一部を改正する法律」（令和元年法律第69号）において、出産後の母子に対して、心身のケア等を行う「産後ケア事業」が市町村の努力義務として法的に位置付けられた。同事業については、2022年度時点で1,462市町村が実施しており、少子化社会対策大綱に基づき、2024年度末までに全国展開を目指している。

乳児家庭の孤立化防止や養育上の諸問題への支援を図るため、乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、育児に関する不安や悩みの相談等の援助を行う「乳児家庭全戸訪問事業」（2020年4月時点、1,739市区町村（99.9%）で実施。）や、養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する相談、指導、助言等により養育能力を向上させるための支援を行う「養育支援訪問事業」（2020年4月時点、1,544市区町村（88.7%）で実施。）の推進などにより、子育て家庭に対する切れ目のない支援を行っている。

特に、「養育支援訪問事業」では、出産後の養育について出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦も対象としており、早期からの支援を行っている。

新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、妊産婦の方々は、妊娠・出産や産後の育児等に不安を抱えて日々を過ごしている。このため、2022年度補正予算により、不安を抱える妊婦に対する分娩前の新型コロナウイルス感染症検査費用の補助を行っている。あわせて、集団健康診査の受診を控える傾向にある幼児健康診査について、個別健康診査への切替えに対する支援等を行っている。

イ 予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等への支援

予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦や特定妊婦等（出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦等）に対する支援については、

- ・予期せぬ妊娠等により悩みや不安を抱えた若年妊婦等が、身近な地域で必要な支援を受けられるようSNSやアウトリーチによる相談支援、緊急一時的な居場所確保を行う「性と健康の相談支援センター事業（若年妊婦等支援強化加算）」
- ・乳児院や母子生活支援施設、産科医療機関等に、母と子に対する支援計画の作成や関係機関との連絡調整を行うコーディネーターや、専門性を活かした支援を行う看護

師を配置し、妊娠から出産後までの継続した支援を実施する「産前・産後母子支援事業」

- ・出産や今後の生活について落ち着いて考えることのできる居場所の提供を行うとともに、本人の養育方針や養育の不安等に応じて必要な支援機関へとつなぐ体制を構築する「特定妊婦等支援臨時特例事業」を実施している。

また、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号。以下「令和4年改正児童福祉法」という。）において、家庭生活に困難を抱える特定妊婦と出産後の母子等に対し、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う事業（「妊産婦等生活援助事業」）を創設した。

4 子育ての担い手の多様化と世代間での助け合い

（地域住民の参画促進による子育ての担い手の多様化）

ア 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていくことのできる「地域共生社会」の実現が求められている。こうした考え方を具体化するため、2021年4月に施行された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第52号）に基づき、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の推進を図ることとしており、2022年度においては134市町

村が事業実施した。

イ 「子育て支援員」の養成

新制度の施行に伴い、小規模保育など地域のニーズに応じた幅広い子育て支援分野において、こどもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、支援の担い手となる人材を確保することが必要である。

このため、2015年度より、都道府県・市町村等において、地域で子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者等に対し、必要となる知識や技能等を修得するための全国共通の「子育て支援員研修事業」を地域の実情に応じて実施している。

ウ 地域の退職者や高齢者等の人材活用・世代間交流

高齢者に就業機会・社会参加の場を提供する「シルバー人材センター」において、乳幼児の世話や保育施設への送迎などの育児支援、就学児童に対する放課後・土日における学習・生活指導等の支援を実施しており、経験豊かな高齢者が地域における子育ての担い手として活躍している。

また、母親クラブや子育てサークルなど、地域住民の自主的な参加により活動している地域組織においては、登下校時のこどもの見守り活動や公園の日常管理、親子やお年寄との交流機会の提供、こどもと共に食の大切さを学ぶ文化活動などを行い、こどもを地域全体で支え、見守り、育てる活動を積極的に展開している。

(家族における世代間での助け合い)

・ 三世同居・近居しやすい環境づくり

「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策－成長と分配の好循環に向けて－」(2015年11月26日一億総活躍国民会議取りまとめ)において、「家族の支え合いにより子育てしやすい環境を整備するため、三世

代同居・近居の環境を整備する」とされ、三世同居など複数世帯の同居に対応した住宅の整備及びリフォーム工事への補助、リフォーム工事を行った場合の所得税の税額控除の取組を行っている。

UR賃貸住宅においては、一定の要件を満たす、子育て世帯等や、子育て世帯等との近居を希望する支援世帯に対して、新築賃貸住宅の募集(抽選)時における当選倍率の優遇や、既存賃貸住宅の募集(先着順)時において、子育て世帯等と支援する親族の世帯がUR賃貸住宅に近居する場合、新たに入居する世帯の家賃を5年間5%割引する取組を行っている。また、2021年度補正予算において、子育て世帯とこれを支援する親世帯等が近居する場合に、UR賃貸住宅に新たに入居する子育て世帯(世帯所得合計が1か月当たり25.9万円以下)に対して、入居から5年間、家賃の20%を減額する取組を行っている。

第3節

地域の実情に応じたきめ細かな取組を進める

1 結婚、子育てに関する地方公共団体の取組に対する支援

ア 地域の実情に応じたこども・子育て支援の充実（再掲）

第1章第2節1（子ども・子育て支援新制度の着実な実施）「地域の実情に応じたこども・子育て支援の充実」を参照。

イ 結婚、子育てに関する地方公共団体の取組に対する支援

「地域少子化対策重点推進交付金」では、結婚支援とともに、地域の課題と実情を踏まえ地方公共団体が行う結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組を支援しており、2022年度においては、スマートフォンアプリやSNSを活用した子育て支援情報の見える化や、男性の育休取得と家事・育児参画の促進等を新たな重点課題事業として支援（補助率を2分の1から3分の2にかさ上げ）した。

2 地方創生と連携した取組の推進

ア 地方創生と連携した少子化対策の推進

「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和4年12月23日閣議決定）においては、「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」ことを取組方針の一つに掲げ、結婚・出産・子育ての支援、仕事と子育ての両立など子育てしやすい環境づくり、こども政策におけるDX等のデジタル技術を活用した地域の様々な取組に係る具体的な施策を記載し、実効性のある少子化対策を総合的に推進することとしている。

イ 「地域アプローチ」による少子化対策の推進

少子化対策における「地域アプローチ」の

推進に係る具体的な取組については、全国の地方公共団体に対し、子育てのサポート体制、男女の働き方、まちなぎわいなどの要素による地域特性の見える化等を通じて、分野横断的に少子化対策を検討するための「少子化対策地域評価ツール」の活用を促進し、地域コミュニティによる支え合い、職住育近接のまちづくりなど、地域の実情に応じた具体的な少子化対策の取組を推進している。

ウ 子育て世代に魅力あるまちづくり

安心して子育てができ、多世代にとって魅力的で暮らしやすいまちをつくる「コミュニティマネジメント」の活動を推進するため、先進的な取組を行っている地方公共団体、住民団体、民間事業者等の事例分析等を通じて、活動の担い手の育成や活動の拠点となる場づくりの在り方の整理を行っている。

また、地域の潜在的な人材の活躍に資するよう、現在職に就いていない女性・高齢者等の掘り起こし、企業の職場環境改善や業務プロセスの見直し支援、マッチングなどの一連の取組を官民連携プラットフォームの下で行う都道府県の「女性・高齢者等新規就業支援事業」を促進するとともに、職住育近接に資するサテライトオフィス、コワーキングスペース等の整備など当該事業に関連した市町村等の関係機関の取組を促進している。

住宅団地については、「地域再生法」（平成17年法律第24号）に基づく地域住宅団地再生事業の活用等により空き家のシェアオフィス等への転用等を促進し、職住育が近接した多世代共生型のまちづくりを推進するため、2020年度から、住宅団地再生に係るハンズオン支援を開始し、地域住宅団地再生事業を含む住宅団地再生に係る取組に対する支援等を実施している。

エ 女性や若者等の移住・定着の推進

新型コロナウイルス感染症の流行拡大を背景に、若い世代を中心に地方移住への関心が高まってきている。このため、地方への就業やテレワークによる地方移住を引き続き後押しするとともに、地域における社会的課題の解決に資する起業を支援する地方公共団体の取組について、「地方創生推進交付金」を活用して支援している。

第4節

結婚、妊娠・出産、こども・子育てに温かい社会をつくる

1

結婚を希望する人を応援し、子育て世帯をやさしく包み込む社会的機運の醸成

ア 多様な主体の連携による子育てにやさしい社会的機運の醸成

内閣府において「家族の日」「家族の週間」に関する企業・団体の取組を紹介・発信するなど、社会全体で子育てを応援する機運の醸成を図った。

イ 子育て支援パスポート事業の普及・促進

地域ぐるみで子育てを応援しようとする社会的機運の醸成のため、地方公共団体が主体となり、企業や店舗の協賛を得ながら乳幼児連れの外出支援や子育て家庭に対する各種割引等のサービスを提供する「子育て支援パスポート事業」等の取組が行われている。

2016年4月に、41道府県で始まった全国共通展開（サービスの相互利用）については、同年10月には5都府県が参加し、46都道府県となり、2017年4月には全ての都道府県が参加し、相互利用が可能となっている。

内閣府では、各都道府県のパスポートの図柄が一目で分かるよう、リーフレット「子育て支援パスポート事業全国共通展開自治体パスポート一覧」を作成し、各都道府県に配布して周知するとともに、更なる協賛企業・店舗の拡大、サービス内容の充実等を図っている。

また、全国共通展開参加都道府県のパスポートを紹介するリーフレットの中で、多子世帯向けのパスポート事業を実施している地方公共団体について紹介している。

ウ 「家族の日」「家族の週間」等を通じた理解促進

内閣府は、2007年度より、11月の第3日曜日を「家族の日」、その前後各1週間を「家族の週間」と定めて、この期間を中心に地方公共団体、関係府省や関係団体と連携し

て、様々な啓発活動を展開し、家族や地域の大切さ等について理解の促進を図ってきた。

2022年度は、フォーラムの開催や写真コンクールを通じて普及・啓発活動を実施した。フォーラムについては、より多くの国民にフォーラムをきっかけに、家族や地域について考え、家族や地域とのコミュニケーションを深めてもらえるよう、オンラインにより開催し、家族で一緒に楽しめる様々なコンテンツ動画を配信した。

写真コンクールについては、子育てを支える家族や地域の大切さに関する作品を公募・表彰している。2022年度は、「家族の絆」及び「地域の絆」をテーマとする「写真」を募集したところ、1,429作品の応募があり、厳正な審査を経て受賞者を決定した。

エ マタニティマーク、ベビーカーマークの普及啓発

・マタニティマークの普及啓発

マタニティマークは、妊産婦に対する気遣いなど、妊産婦にやさしい環境づくりに関して広く国民の関心を喚起するために、21世紀における母子保健分野での国民運動計画である「健やか親子21」推進検討会において募集し、2006年に発表された。普及啓発を推進するため、ホームページなど様々な機会を通して広く周知するとともに、交通機関、職場や飲食店などに対し、取組への協力の依頼を行っている。

・ベビーカーマークの普及啓発

ベビーカー使用者が安心して利用できる場所や設備を明示するため、駅や鉄道・バス車両、商業施設等でベビーカーマークの掲出を行い、ベビーカーの安全な利用のための周知のほか、ベビーカー使用者やその周囲の人にお互いに理解・協力いただけるよう、ベビーカー利用に関するキャンペーンの実施等によ

り継続的に働き掛けを行っている。

2 妊娠中の方やこども連れにやさしい施設や外出しやすい環境の整備

ア 公共交通機関でのこども連れ家族への配慮などの環境整備

公共交通事業者等が行う子育てを応援する取組事例を広く共有し、関係者の更なる取組の強化を図ることを目的として、「子育てにやさしい移動に関する協議会」を開催している。

イ 子育てバリアフリーの推進

・ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー施策の推進

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえた、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）に基づき、施設等（旅客施設、車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物等）の新設等の際の「移動等円滑化基準」への適合義務、既存の施設等に対する適合努力義務を定めている。

こうした中、第201回国会（2020年）において、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとしての共生社会の実現に向け、ハード対策に加え、移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」の観点からの施策の充実などソフトの対策を強化するための「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和2年法律第28号。以下「改正バリアフリー法」という。）が成立し、2021年4月に全面施行した。

また、バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（令和2年国家公安委員会・総務省・文部科学省・国土交通省告示第1号）に係るバリアフリー整備目

標について、障害当事者団体や有識者の参画する検討会において議論を重ね、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化をより一層推進する観点から、各施設等について地方部を含めたバリアフリー化の一層の促進、聴覚障害及び知的障害・精神障害・発達障害に係るバリアフリーの進捗状況の見える化、「心のバリアフリー」の推進等を図るとともに、新型コロナウイルス感染症による影響への対応等も考慮して、時代の変化により早く対応するため、目標期間をおおむね5年間とする最終取りまとめ²⁵を2020年11月に公表し、新たなバリアフリー整備目標を2021年4月に施行した。

加えて、「交通政策基本法」（平成25年法律第92号）に基づく「交通政策基本計画」においても、バリアフリー化等の推進を目標の一つとして掲げている。

また、市町村が作成する移動等円滑化促進方針及び基本構想に基づき、移動等円滑化促進地区及び重点整備地区において面的かつ一体的なバリアフリー化を推進するとともに、バリアフリー化の促進に関する国民の理解を深め協力を求める「心のバリアフリー」を推進するため、高齢者、障害者等の介助体験や疑似体験を行う「バリアフリー教室」の開催や、高齢者障害者等用施設等の適正利用を推進しているほか、「移動等円滑化基準」やガイドラインの見直し等、バリアフリー施策のスパイラルアップ（段階的・継続的な発展）を図っている。

今後も妊婦やこども連れ等誰もがスムーズに移動でき、暮らしやすい街づくりを促進していくため、幅広い取組を実施していくこととしている。

・建築物におけるバリアフリー化の推進

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物について、一定規模以上の新築・増改築・用途変更

25 「バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について（最終取りまとめ）」

をしようとする際に建築主に基準への適合義務を課すことにより、建築物のバリアフリー化を推進している。なお、誘導基準に適合する建築計画については所管行政庁が認定をすることができ、これにより認定を受けた一定の建築物について、助成制度等の支援措置を講じることにより、整備の促進を図っている。2020年度までに6,286件の建築物について認定がなされている。

また、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」により、乳幼児用の椅子・ベッドを設けた便所や授乳・おむつ替えのためのスペース等の乳幼児連れの利用者に配慮した設計の考え方や優良な設計事例等について、建築主や設計者等に周知することでバリアフリー化を促進している。

・公共交通機関のバリアフリー化の推進

公共交通事業者等に対して、旅客施設の新設・大規模な改良及び車両等の新規導入の際に「移動等円滑化基準」への適合を義務付け、既存施設については同基準への適合努力義務を課すとともに、バリアフリー化された旅客施設や車両等を使用した役務の提供の方法に関するソフト基準の遵守を義務付けるなど、「心のバリアフリー」の観点からのソフト対策を強化している。さらに、鉄道駅等旅客ターミナル、旅客船のバリアフリー化やノンステップバス、リフト付きバス、福祉タクシーの導入等に対する支援措置を実施している。

また、公共交通機関のバリアフリー化の一環として、ベビーカーを使用しやすい環境づくりに努めている。

・都市公園及び河川空間等のバリアフリー化の推進

公園管理者等に対して、園路及び広場、駐車場、便所等の特定公園施設の新設、増設又は改築を行う際に「移動等円滑化基準」に適合させることを義務付ける等により、都市公

園におけるより一層のバリアフリー化を推進している。また、「社会資本整備総合交付金」等により、妊婦、こども及びこども連れの人にも配慮しつつ、全ての人々の健康運動や遊びの場、休息、交流の場等となる都市公園の整備を推進している。

また、水辺空間において、治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備により、良好な水辺空間の形成を推進している。さらに、妊婦、こども及びこども連れの人が日常生活の中で海辺に近づき、身近に自然と触れ合えるようにするため、バリアフリーに配慮した海岸保全施設の整備を行っている。

・自然公園等のユニバーサルデザイン化の推進

国立公園等においては、主要な利用施設であるビジターセンター、園路、公衆トイレ等についてユニバーサルデザイン化や、利用者の利便性を高めるための情報提供等の取組を推進するなど、乳幼児連れ利用者等にも配慮した自然とのふれあいの場を提供している。

ウ 道路交通環境の整備

警察庁と国土交通省は、生活道路におけるこどもなど歩行者の安全な通行を確保するため、検討段階から緊密に連携して、最高速度30キロメートル毎時の区域規制と物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン30プラス」として設定し、ハンプや狭さくの設置等による車両の速度抑制対策や通過交通の進入抑制対策、外周幹線道路の交通を円滑化するための交差点改良等を推進している。

また、通学路については、2021年に実施した合同点検²⁶の結果を踏まえ、学校、教育委員会、道路管理者、警察等が連携して、速度規制や登下校時間帯に限った車両通行止め、通学路の変更、スクールガード等による登下校時の見守り活動の実施等によるソフト

26 「通学路における合同点検」

面での対策に加え、歩道やガードレール、信号機、横断歩道等の交通安全施設等の整備等によるハード面での対策を適切に組み合わせるなど、地域の実情に対応した、効果的な対策を検討し、可能なものから速やかに実施している。加えて、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路についても、2019年に実施した緊急安全点検²⁷の結果を踏まえ、必要な対策を順次行っている。

さらに、自転車に関係する事故件数は過去10年間で約半数に減少しているが、自転車対歩行者の事故件数はここ数年増加傾向にある。

国土交通省と警察庁は、車道通行を基本とした安全な自転車通行空間を早期に確保するため、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（2016年7月一部改定）の周知を図っている。また、「第2次自転車活用推進計画」（令和3年5月28日閣議決定）に基づき、自転車の交通ルール遵守の効果的な啓発や、歩行者・自転車・自動車の適切な分離等、安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組を推進している。

このほか、バリアフリー法に基づき、都道府県公安委員会では、音響信号機、歩行者感应信号機等のバリアフリー対応型信号機等の整備を推進するとともに、道路管理者では、駅、官公庁施設、病院等を結ぶ道路や駅前広場等において、高齢者、障害者、妊婦やこども連れを始めとする誰もが安心して通行できるよう、幅の広い歩道の整備や、歩道の段差・傾斜・勾配の改善、無電柱化等による歩行空間のバリアフリー化に努めている。

また、全国的高速道路のサービスエリア及び「道の駅」において、子育て応援の目的から24時間利用可能なベビーコーナーの設置、屋根付きの優先駐車スペースの確保等を実施しており、高速道路のサービスエリアについては整備が完了した。

3 結婚、妊娠・出産、こども・子育てに関する効果的な情報発信

ア 「子供と家族・若者応援団表彰」等の実施

こども・若者を育成支援する活動及び子育てと子育てを担う家族を支援する活動において顕著な功績のあった企業、団体又は個人に対する「子供と家族・若者応援団表彰」並びに優れた活動等を広く社会に紹介する「子供と家族・若者応援団活動事例紹介事業」を実施している。2022年度「子供と家族・若者応援団表彰」（子育て・家族支援部門）では内閣総理大臣表彰として1団体を、内閣府特命担当大臣表彰として1団体をそれぞれ表彰した。

イ こども目線のモノ・サービスづくりの推進（キッズデザインの推進）

NPO法人キッズデザイン協議会と連携し、こどもや子育てにやさしい生活環境の実現を目指す「キッズデザイン」の普及・推進に取り組んでいる。

キッズデザイン協議会が2007年に創設したキッズデザイン賞は、こどもやこどもの産み育てに配慮した全ての製品・サービス・空間・活動・研究を対象としており、受賞作品には「キッズデザインマーク」の使用が認められる。

経済産業大臣賞、少子化対策担当大臣賞、消費者担当大臣賞の表彰に加え、2013年の第7回から内閣総理大臣賞、2015年の第9回から男女共同参画担当大臣賞を表彰しており、政府を挙げてキッズデザインを推進している。

2022年の「第16回キッズデザイン賞」では、企業や地方公共団体等から合わせて383点の応募があり、そのうち214点が受賞している。また、受賞作品のうち、「ハンズフリー電動さく乳器」（個人・家庭部門）及び「町屋高架下保育園」（地域・社会部門）が少

27 「未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検」

子化対策担当大臣賞を受賞している。

ウ 少子化に関する調査研究等

少子化に関する調査研究について、内閣府では、2022年度に「少子化が我が国の社会経済に与える影響に関する調査」²⁸及び「我が国及び諸外国の少子化の状況等に関する調査」²⁹を実施した。

28 <https://www.cfa.go.jp/resources/research/other/shakai-keizai/>

29 <https://www.cfa.go.jp/resources/research/other/shogaikoku/>

第5節 科学技術の成果など新たなリソースを積極的に活用する

1 結婚支援・子育て分野におけるICTやAI等の科学技術の成果の活用促進

ア 結婚支援におけるAI等の適切な活用

「地域少子化対策重点推進交付金」では、結婚の希望をかなえる取組の一つとして、地方公共団体によるAIやビッグデータを活用した結婚支援の取組を支援しており、2021年度から、地方公共団体が行う、AIを始めとするマッチングシステムの高度化等について、重点課題事業として支援（補助率を2分の1から3分の2にかさ上げ）している。都道府県レベルでは、2022年度末時点で31府県において、AI等を活用したマッチングシステムを導入しており、お見合いに至る割合が上昇するなど、従来のシステムに比べて高い効果を上げている。

イ 地域におけるAI・IoT等の活用の推進

総務省では、ICTを活用した地域における先進事例の横展開であって、地域の課題解決等に貢献するシステムの導入について補助金を交付する「地域IoT実装・共同利用推進事業」を実施してきたところである。同事業においては、保育行政における業務の効率化にAIを活用するシステムについても補助対象としており、2020年度にはAIによる保育所入所選考マッチング（保育所等の入所申込情報を読み取り、入所希望順位や兄弟の条件などを踏まえた振り分け作業を行うもの。）を導入する地方公共団体11団体に対して補助金を交付した。

ウ 子育てワンストップサービスの推進

デジタル庁及び関係府省は、子育てに関連する手続きのオンライン申請の普及促進として、2021年度にマイナポータル「ぴったりサービス」にオンライン申請における標準様式を登録し、利用を開始した。2022年度

にデジタル庁及び総務省が実施した地方公共団体のシステム改修等の支援により、マイナポータル経由でのマイナンバーカードを活用した子育てに関連する手続きのオンライン化が全国で大幅に進展した。

エ 子育てノンストップサービスの推進

乳幼児の定期予防接種手続において、電子的な予診票を利用可能とするため、本人（保護者）及び医師が従来求められていた署名に代えて、同意ボタンやチェックボックスにチェックを入れるなど簡易な確認方法により行うことができるという考え方を整理し、2022年4月に、厚生労働省において、全国の地方公共団体に向けて事務連絡を発出した。

オ ICTを活用した子育て支援サービス（Baby tech）の普及促進

ICTを活用した子育て支援サービス（Baby tech（ベビーテック））の普及促進等を通じて、子育て家庭が家事・育児の負担を軽減する商品やサービスを積極的に活用できる環境をつくる必要がある。子育てにテクノロジーを活かすことで、家事・育児の効率化が進めば、こどもと向き合う時間が増え、ゆとりある子育てにつながることを期待される。

複数の企業において、非接触型のベビーセンサー、子育て仲間とつながるアプリ、母子手帳のアプリ化、保育施設における幼児用センサーや自動撮影機能などの製品等が開発・販売されている。

内閣府では、2022年度に開催した「子育て応援コンソーシアム」においてベビーテックの製品・サービスや、経済産業省及び小田原市が企業と連携したベビーテックに関する実証調査の事例を紹介した。

ライフステージの 各段階における施策

第1節 結婚前

1 ライフプランニング支援

(ライフプランニング支援)

ア ライフプランニング支援の充実

結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めた将来のライフデザインを希望どおり描けるようにするためには、その前提となる知識・情報を適切な時期に知ることが重要である。情報提供の一環として、地方公共団体の結婚・妊娠・出産・育児支援の取組の事例集作成、妊娠・出産に関する医学的・科学的に信頼できる情報の関連リンク集の作成等を行い、ホームページに掲載している。

文部科学省では2019年度から「次世代のライフプランニング教育推進事業」を実施し、次世代を担う若者が、固定的な性別役割分担意識にとらわれず主体的に多様な進路を選択することができるよう、学校教育段階から男女共同参画意識の醸成を図るため、学校で活用できるライフプランニング教育プログラムの開発を行い、2021年度以降、各都道府県教育委員会等へ周知を図っている。

イ 学校教育段階からの妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の教育

高校生向けの健康教育に関する啓発教材「健康な生活を送るために」³⁰において、個人が将来のライフデザインを描けるようにするため、その前提となる、妊娠・出産等に関する

医学的・科学的に正しい知識等について盛り込んでいる。

ウ 性に関する科学的な知識の普及

「性と健康の相談センター事業」では、保健所、市町村保健センター等において、妊娠、避妊や性感染症を含めた女性の心身の健康に関する相談指導のほか、女性のライフステージに応じた健康教育等を実施している。

また、「性感染症に関する特定感染症予防指針」（平成12年厚生省告示第15号）においては、性感染症は、10歳代半ばから20歳代にかけての若年層における発生の割合が高いことから、性感染症から自分の身体を守るための正確な情報提供を適切な媒体を用いて行うことで、広く理解を得ることが重要であり、保健所等が行う健康教育にあっては、教育関係者及び保護者等と十分に連携し、学校における教育と連動した普及啓発を行うこととしている。

さらに、学校教育においては、体育科、保健体育科を中心に学校教育活動全体を通じて、児童生徒の発達の段階に応じ、性に関する科学的な知識が身に付くよう指導している。なお、指導に当たっては、児童生徒の発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ること等に配慮すること、集団指導と個別指導を効果的に行うこと等に配慮することが大切である。

30 https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08111805.htm

エ 妊娠や家庭・家族の役割に関する教育・啓発普及

学校における性に関する指導は、児童生徒が妊娠、出産などに関する知識を身に付け、適切な行動を取ることができるよう、学習指導要領に基づき、保健体育科を中心に学校教育活動全体を通して指導が行われている。

また、児童生徒に、家族の一員として家庭生活を大切にすることを育むことや、子育てや心の安らぎなどの家族・家庭の機能を理解させるとともに、これからの生活を展望し、課題をもって主体的により良い生活を工夫できる資質・能力を身に付けさせることが重要である。このため、小学校・中学校・高等学校において、発達段階を踏まえ、関連する教科等を中心に、家族・家庭の意義や役割への理解を深める教育がなされている。

2017年3月に小学校・中学校学習指導要領を、2018年3月に高等学校学習指導要領を改訂し、例えば、小学校家庭科では、家庭生活が家族の協力によって営まれていること、中学校技術・家庭科では、家族や地域の人々と協力・協働して家庭生活を営む必要があること、高等学校家庭科では、家族・家庭の機能や子育て支援などについて、教育内容の充実が図られたところである。

・ 触れ合う機会の提供

乳幼児と接する機会の少ない中学生、高校生等が、乳幼児と出会い、触れ合うことは、他者への関心や共感能力を高め、乳幼児を身近な存在として意識し、愛着の感情を醸成している。

オ ライフイベントを踏まえたキャリア教育の推進

初等中等教育段階においては、こどもたちが、社会の一員としての役割を果たすとともに、それぞれの個性、持ち味を最大限発揮しながら、自立して生きていくことができるよ

う、後期中等教育修了までに、生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度を培うキャリア教育の推進が求められている。

文部科学省では、関係省庁等とも連携し、学校におけるキャリア教育・職業教育を推進している。具体的には、教員向けの手引きを作成して文部科学省ホームページに公開したり、小学校からの起業体験や中学校の職場体験活動、高等学校におけるインターンシップを推進したりすることで、学校における体系的なキャリア教育の充実を図っている。また、文部科学省が運営するホームページ「学校と地域でつくる学びの未来」³¹において、地域・社会や産業界等が行う教育プログラムの情報を提供するなど、学校と地域・社会や産業界等との円滑な連携に向けた取組を行っている。

このほか、2017年度から、学力格差の解消及び高校中退者等の進学・就労に資するよう、高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援のモデルとなる取組について支援を行うとともに、その成果の全国展開を図るための事業を実施している。

また、2011年度より、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省の3省合同で「キャリア教育推進連携シンポジウム」を毎年開催し、キャリア教育の充実・発展に尽力し、顕著な功績が認められる学校等に対し文部科学大臣表彰、優れたキャリア教育の取組を行う企業・団体等に対し経済産業大臣表彰（「キャリア教育アワード」）を行い、同時に、学校等の教育関係者と地域・社会や産業界の関係者が連携・協働してキャリア教育を行う取組を文部科学省及び経済産業省の両省で表彰する「キャリア教育推進連携表彰」を行っている。

文部科学省では、2010年に「大学設置基準」(昭和31年文部省令第28号)等を改正し、2011年度から、全ての大学と短期大学にお

31 <https://manabi-mirai.mext.go.jp/index.html>

いて、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うよう取り組むこととなっている。2021年度に学部段階においてキャリア教育を実施している大学数は737大学（98%）となっており、勤労観・職業観の育成を目的とした授業科目の開設については2009年の491大学（67%）から657大学（87%）となっている³²。

カ 学校・家庭・地域における取組の推進

将来の親となる世代が子どもや家族・家庭について考え、子どもと共に育つ機会を提供するとともに、国民一人一人が家族・家庭や子育ての意義について理解を深められるようにすることが重要である。学校教育においては、子どもたちに乳幼児との触れ合いの機会を提供し、将来親となった際に必要となる子育ての態度を育てるとともに、少子化とそれがもたらす社会への影響、子育てや男女が協力して家庭を築くことの大切さなどについても理解を深めさせることが重要である。

このため、小学校・中学校・高等学校の各学校段階で、関係する教科等において相互の連携を図りながら子育てへの理解を深める教育が実施されている。

また、家庭や地域における取組としては、男女で協力して子育てをすることの大切さや命の大切さなどについて保護者が理解を深められるよう、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等が地域の実情に応じて行う家庭教育支援に関する取組（仕事と子育ての両立や、命の大切さ、思いやりをテーマとした講座の実施などを含む。）を推進するため、当該取組に対する補助事業（「地域における家庭教育支援基盤構築事業」）等を実施している。

2 若い世代のライフイベントを応援する環境の整備

（若い世代のライフイベントを応援する環境の整備）

・ 若い世代の結婚・出産・育児を妨げない労働環境の整備

働き方の多様化や結婚・出産・育児といったライフイベントが職業キャリアにもたらす環境変化に対応していくためには、若い世代のキャリア形成を支援していくことが必要であり、キャリアコンサルティングを通じたキャリアプランの設計を支援することが重要である。このため、厚生労働省では、若年者を含む労働者のキャリア形成を支援するため、2020年度から「キャリア形成サポートセンター」を設置し、本事業等を通じて、労働者等に対するキャリアコンサルティング機会の提供に取り組んでいる。

（多様なロールモデルの提示）

・ ロールモデルの提示

起業やNPO、地域活動など様々な分野で活躍している、身近な女性のモデルを示すことによって、女性が活躍する機運を高めていくため、「女性のチャレンジ賞」（内閣府特命担当大臣（男女共同参画）表彰）を実施した。

（経営者・管理職の意識行動改革）

ア 企業経営者等の意識変革

企業において仕事と生活の調和を推進するためには、経営者及び管理職等の更なる意識改革に加えて、その推進に向けて制度の見直し等の企業による自主的な取組が不可欠である。そのため、経済団体等との共催により、経営者及び管理職等を対象に「ダイバーシティ・マネジメントセミナー」を開催し、

32 文部科学省「令和3年度の大学における教育内容等の改革状況について」

ワーク・ライフ・バランスの取組の重要性を啓発するとともに、具体的な取組を進めるためのノウハウや好事例等を提供している。

イ イクボスや子育てを尊重するような企業文化の醸成

男性が育児をより積極的に楽しみ、かつ、育児休業を取得しやすい社会の実現を目指す「イクメンプロジェクト」の一環として、部下や同僚の育児・介護等に配慮・理解のあるイクボスや男性の育児休業等の取得促進等に関する企業の好事例の普及を進めている。

さらに、子が出生して8週間以内に男性が育児のための休みを取ることを勧奨し、男性の育児参画を促すため、男性の育児休業取得に向けた様々な情報を更新したハンドブックの配布や、企業・労働者向け動画の公開を行っている。

(企業の両立支援の取組の「見える化」)

・ 一般事業主行動計画（次世代法）の策定・公表の促進等

・ 一般事業主行動計画

次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ育つ環境をつくるために、次世代法に基づき、国、地方公共団体、事業主、国民がそれぞれの立場で次世代育成支援を進めている。

同法に基づき、従業員数101人以上の企業に「一般事業主行動計画」（以下「行動計画」という。）の策定・届出等が義務付けられている。このため、都道府県労働局が中心となり、次世代育成支援対策推進センター（行動計画の策定・実施を支援するため指定された事業主団体等）、労使団体及び地方公共団体等と連携し、行動計画の策定・届出を促進した結果、2023年3月末時点で、従業員数101人以上の企業の届出率は99.0%となった。引き続き、行動計画の策定・届出の一層の促進

に取り組んでいる。

なお、適切な行動計画を策定・実施し、その目標を達成するなど一定の要件を満たした企業は、厚生労働大臣の認定を受けると認定マーク（愛称：「くるみん」）を使用することができる。また、「くるみん」認定を受けた企業のうち、より高い水準の両立支援の取組を行い、一定の要件を満たした企業は特例認定を受け、特例認定マーク（愛称：「プラチナくるみん」）を使用することができる。さらに、2022年4月から「くるみん」及び「プラチナくるみん」について、男性の育児休業の取得状況等を踏まえ、各認定の要件の改正を行ったほか、改正前の「くるみん」認定要件に相当する認定マーク（愛称：「トライくるみん」）を新たに創設するとともに、不妊治療と仕事との両立をしやすい職場環境整備に取り組む企業を認定することとし、認定マーク（愛称：「トライくるみんプラス」、「くるみんプラス」、「プラチナくるみんプラス」）を創設した。

この認定制度及び認定マークの認知度を高めるため、認定企業の取組事例や認定を受けるメリット等を周知している。

・ 仕事と家庭の両立の取組を支援する情報サイト「両立支援のひろば」

インターネットで設問に答えると自社の「仕事と家庭の両立のしやすさ」を点検・評価することができる「両立指標」や、両立支援に積極的に取り組んでいる企業の取組等を掲載したサイト「仕事と家庭の両立の取組を支援する情報サイト 両立支援のひろば」³³の運用を通じて、仕事と家庭の両立に向けた企業の自主的な取組の促進や好事例の周知・啓発を図っている。

・ なでしこ銘柄

女性活躍推進に優れた上場企業を「中長期の企業価値向上」を重視する投資家にとって

33 <https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>

魅力ある銘柄として紹介することを通じて、そうした企業に対する投資家の関心を一層高め、各社の取組を加速化していくことを目的に、2012年度から経済産業省と東京証券取引所が共同して、「なでしこ銘柄」³⁴を選定・発表している。2022年度は、役員的女性比率等の定量的なデータに加え、自社の経営戦略の中での女性活躍の位置付けや、その取組の成果をどのように企業価値向上につなげているかに着目し、「なでしこ銘柄」を17社選定した（2023年3月22日時点）。

(企業等による事業所内保育施設等の設置の促進)

・ 企業等による事業所内保育施設等の設置の促進（再掲）

第1章第1節3（企業等による事業所内保育施設等の設置の促進）「企業等による事業所内保育施設等の設置の促進」を参照。

(企業の少子化対策の取組に対するインセンティブ付与)

・ 入札手続等におけるインセンティブの付与

社会全体でワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。)第24条及び「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」(2016年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)に基づき、国及び独立行政法人等が、総合評価落札方式又は企画競争方式による調達を行う際に、女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法に基づく認定を取得する等したワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価する取組を実施することにより、これらの企業の受注機会の増大を図るとともに、国の機関における加点評価の

実施状況や、公共調達において女性活躍推進法等に基づく認定を受けた企業等の入札参加及び受注の状況等を新たに調査・公表し、取組状況の更なる「見える化」を行った。また、努力義務となっている地方公共団体でも国に準じた取組が進むよう働き掛けを行っている。

女性就業率の上昇傾向等に伴う保育の需要が増えていることを踏まえ、社会全体で少子化対策に取り組むべく保育の受け皿確保を進めているところ、併せて子育て環境を整備する観点から、2021年10月1日から2027年3月31日までの間、「くるみん」認定・「プラチナくるみん」認定（「プラス」認定を含む。）を取得し、従業員の育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業に対して助成金（上限50万円）支給を実施している。

34 <https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/diversity/nadeshiko.html>

第2節 結婚

1 経済的基盤の安定

ア 若者の雇用の安定（再掲）

第1章第1節1（経済的基盤の安定）「ア 若者の雇用の安定」を参照。

イ 非正規雇用対策の推進（再掲）

第1章第1節1（経済的基盤の安定）「イ 非正規雇用対策の推進」を参照。

ウ 結婚・子育て資金や教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度の実施等（再掲）

第1章第1節1（経済的基盤の安定）「ウ 結婚・子育て資金や教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度の実施等」を参照。

2 地方公共団体による総合的な結婚支援の取組に対する支援等

ア 地方公共団体による総合的な結婚支援の取組に対する支援等（再掲）

第1章第1節2（地方公共団体による総合的な結婚支援の取組に対する支援等）「地方公共団体による総合的な結婚支援の取組に対する支援等」を参照。

イ 結婚支援におけるAI等の適切な活用（再掲）

第1章第5節1「ア 結婚支援におけるAI等の適切な活用」を参照。

3 ライフプランを支える働き方改革

（長時間労働の是正）

・ 長時間労働の是正及び年次有給休暇の取得促進（再掲）

第1章第1節6（長時間労働の是正）「長時間労働の是正及び年次有給休暇の取得促進」を参照。

（多様で柔軟な働き方の実現に向けた取組）

ア 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」等に基づく取組の推進（再掲）

第1章第1節6（多様で柔軟な働き方の実現に向けた取組）「ア 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」等に基づく取組の推進」を参照。

イ 多様な正社員制度の導入・普及（再掲）

第1章第1節6（多様で柔軟な働き方の実現に向けた取組）「イ 多様な正社員制度の導入・普及」を参照。

ウ テレワークの推進（再掲）

第1章第1節6（多様で柔軟な働き方の実現に向けた取組）「ウ テレワークの推進」を参照。

エ 転勤等に関する仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進の更なる取組（再掲）

第1章第1節6（多様で柔軟な働き方の実現に向けた取組）「エ 転勤等に関する仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進の更なる取組」を参照。

オ 時間単位の年次有給休暇制度の企業への導入促進（再掲）

第1章第1節6（多様で柔軟な働き方の実現に向けた取組）「オ 時間単位の年次有給休暇制度の企業への導入促進」を参照。

カ 国の率先的取組（再掲）

第1章第1節6（多様で柔軟な働き方の実現に向けた取組）「カ 国の率先的取組」を参照。

（雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保に向けた取組）

ア 非正規雇用対策の推進（再掲）

第1章第1節1（経済的基盤の安定）「イ 非正規雇用対策の推進」を参照。

イ 雇用によらない働き方の者に対する支援（再掲）

第1章第1節6（雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保に向けた取組）「イ 雇用によらない働き方の者に対する支援」を参照。

第3節 妊娠・出産

1 妊娠前からの支援

(妊娠・出産等に関する医学的・科学的な知識の提供等)

・ 性と健康の相談センターにおける相談指導

「性と健康の相談センター」において、妊娠・出産等の各ライフステージに応じた身体的・精神的な悩みについて、医師、保健師又は助産師等による相談指導を行っている。

(不妊治療等への支援)

不妊の検査や治療を受けたことがある夫婦は約4.4組に一組³⁵、2021年に日本国内で体外受精・顕微授精により生まれた出生児は6万9,797人³⁶となっている。不妊は身近な問題であり、不妊治療に係る経済的負担の軽減や、不妊治療と仕事の両立のための職場環境の整備など、男女問わず不妊に悩む方への支援を行っている。

ア 性と健康の相談センターにおける不妊専門相談センター

「性と健康の相談センター」において、不妊治療や不育症治療に関する情報提供や相談体制の整備を図り、不妊や不育症に関する医学的な相談や、心の悩みの相談等を実施している（2022年度実施自治体数：90都道府県、指定都市及び中核市）。

2021年度からは、不妊症・不育症の方への相談支援の充実を図るため、「性と健康の相談センター」（2021年度までは「不妊専門相談センター事業」として実施。）と地方公共団体及び医療関係団体等で構成される協議

会の設置を図るほか、流産・死産に対するグリーフケアを含む相談支援、不妊症・不育症に悩む方への寄り添った支援を行うピアサポート活動や、「性と健康の相談センター」を拠点としたカウンセラーの配置等の推進を図っている。

イ 不妊治療に係る経済的負担の軽減等

「全世代型社会保障改革の方針」において、こどもを持ちたいという方々の気持ちに寄り添い、不妊治療への保険適用を早急に実現することとされた。2022年度診療報酬改定において、こどもを持ちたいという方々が安心して不妊治療を受けられるよう、関係学会が策定したガイドライン等を踏まえ、有効性・安全性が確認された治療が保険適用された。

また、2004年度から、高額な費用がかかる特定の不妊治療に要する費用の一部を助成して、経済的負担の軽減を図ってきたところであり、2021年度補正予算においては、保険適用の円滑な実施に向け、移行期の治療計画に支障が生じないように、年度をまたぐ一回の治療を助成金の対象とする経過措置を講じた（2022年度支給実績：9万3,230件）。

内閣官房副長官を座長とした関係省庁による「不育症対策に関するプロジェクトチーム」による検討報告（2020年11月30日）を踏まえ、既に保険適用されている検査の保険診療としての実施を促す観点から、2021年度から「不育症検査費用助成事業」を創設し、研究段階にある不育症検査のエビデンスを集積し、将来的な保険適用を目指すため、先進医療として実施される不育症検査に要する費用への助成を行っている。

35 国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」（夫婦調査）（2021年）

36 公益社団法人日本産科婦人科学会「ARTデータブック」（2021年）

ウ 不妊治療と仕事の両立のための職場環境の整備

不妊治療と仕事との両立について、職場での理解を深めながら事業主の取組を促進するため、事業主、人事労務担当者を対象としたセミナー及びシンポジウムを2021年10月からオンデマンドで配信した。また、次世代法に基づき、常時雇用する労働者数101人以上の企業に策定が義務付けられている行動計画の策定に当たり盛り込むことが望ましい事項に、「不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施」を追加した。特定事業主について特定事業主行動計画の策定に当たり盛り込むことが望ましい事項として、「不妊治療を受けやすい職場環境の醸成等」を追加した(2021年4月適用)。

加えて、次世代法に基づく「くるみん」認定の仕組みを活用し、不妊治療と仕事との両立に関する取組を行うインセンティブを設ける観点から、優良な取組を行っている企業について、認定する制度(「プラス」認定)を2022年4月から行っている。

さらに、不妊治療と仕事との両立に取り組む中小企業事業主を支援するため「両立支援等助成金(不妊治療両立支援コース)」を創設した。

国家公務員については、人事院において、非常勤職員も含めた職員の不妊治療と仕事の両立を支援するため、不妊治療に係る通院等のための休暇として、2022年1月に「出生サポート休暇」を新設した。当該休暇が広く活用されるよう、各府省の人事担当者に対して、人事担当者向けのQ&Aの配布やプライバシーの配慮等について周知啓発や指導を行うとともに、職員に対して、職員向けのQ&Aやリーフレット等を活用して周知啓発を行った。また、2023年2月には、「出生サポート休暇」の活用に当たって、不妊治療に関する基本的な知識や職場で配慮するために

必要な情報等について、職員の理解・関心を深めることを目的に、不妊治療に関する有識者等を招き、不妊治療と仕事の両立支援をテーマとしたシンポジウムを開催した。さらに、当該シンポジウムの動画を人事院ホームページに掲載し、オンデマンド配信を行った。今後も、政府全体として不妊治療を受けやすい職場環境の整備を図っていく。

エ フェムテック³⁷等の活用による就業継続支援

妊娠・出産等のライフイベントと仕事との両立、女性特有の健康課題解決等により、働く女性が能力を最大限発揮し、いきいきと活躍することを目的として、フェムテック等の製品・サービスを活用し、フェムテック企業、導入企業、医療機関、地方公共団体等が連携して実施するサポートサービス事業の費用を、経済産業省から採択を受けた補助事務局が一部補助を行っている。2022年度は全国19事業を対象に補助事業を実施するとともに、ウェブサイトの開設やオンライン報告会(一般公開)の開催を行った。

2 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

(妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援)

ア 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援(再掲)

第1章第2節3「ア 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援」を参照。

イ 予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等への支援(再掲)

第1章第2節3「イ 予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等への支援」を参照。

37 Female(女性)とTechnology(技術)からなる造語。生理や更年期などの女性特有の悩みについて、先進的な技術を用いた製品・サービスにより対応するもの。

(妊娠・出産に関する相談支援の充実)

・ 相談支援体制の整備（妊娠・出産、人工妊娠中絶等）

生涯を通じた女性の健康支援（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の視点も踏まえつつ、妊娠や出産、人工妊娠中絶等の適切な相談支援体制を整備することが求められている。

このため、妊娠や出産、人工妊娠中絶等の悩みを抱える方に対して、訪問指導等の母子保健事業を活用した相談支援のほか「性と健康の相談センター事業」（2022年度実施自治体数：90都道府県、指定都市及び中核市）等において、相談支援を行っている。

また、国立研究開発法人国立成育医療研究センターのプレコンセプションケアセンターにおいては、女性やカップルに対して将来の妊娠のための健康管理に関する情報を提供することを目的に、相談・検診・情報発信・調査を行っている。

3 安全かつ安心して妊娠・出産できる環境の整備

(妊娠・出産に関する経済的負担の軽減)

ア 妊婦健診や出産・産前産後休業期間中に係る経済的負担の軽減

妊婦に対する健康診査については、2013年度より、安心・安全な出産のために必要とされる受診回数（14回程度）に係る健診費用について、地方財政措置が講じられている。また、2015年4月より、妊婦健康診査を子ども・子育て支援法に基づく「地域子ども・子育て支援事業」に位置付け、「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」（平成27年厚生労働省告示第226号）において、その実施時期、回数及び内容等を定めている。また、「産婦健康診査事業」より、2017

年度から、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査の費用を助成している。

健康保険や国民健康保険などの被保険者又はその被扶養者が出産したときには、出産に要する経済的負担を軽減するため、各医療保険者から原則42万円（産科医療補償制度対象外の分娩の場合は40.8万円）の出産育児一時金が支給されていたが、平均的な標準費用を全て賄えるよう、2023年4月から、全国一律で支給額を50万円に増額することとした。また、2022年12月に社会保障審議会医療保険部会において取りまとめられた「議論の整理」³⁸を踏まえ、妊婦の方々が費用やサービスを踏まえて適切に医療機関等を選択できるよう、出産費用の「見える化」の検討を進め、2024年4月を目途に実施することとしている。

また、健康保険、厚生年金保険の被保険者は、産前産後休業をしている期間について、保険料の免除を受けることができる。国民年金の第1号被保険者についても、産前産後期間について、保険料の免除を受けることができる。なお、2024年1月からは、国民健康保険の被保険者についても、産前産後期間の保険料の一部の免除を受けることができるようになる。

イ 産科医療補償制度の整備

安心して産科医療が受けられる環境整備の一環として、2009年1月から、「産科医療補償制度」が実施されている。同制度は、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、事故原因の分析を行い、将来の同種事故の防止に資する情報を提供すること等により、紛争の防止・早期解決及び産科医療の質の向上を図ることを目的としている。

また、補償対象基準について医学的な見地から見直しを求める意見があり、有識者から

なる検討会等で議論の上、2022年1月以降の出生児については、低酸素状況を要件としている個別審査を廃止し、一般審査に統合して、「在胎週数が28週以上であること」を基準とする見直しが行われた。

(周産期医療の確保・充実等)

ア 出産環境の確保

安心して子どもを生み育てることができるよう、医学部定員内への特定の地域や診療科での勤務を条件とする地域枠の設定や地域医療支援センターによる医師不足病院への医師確保支援、産科医の確保が困難な医療機関に産科医を派遣する場合の財政支援等を通じて産科医の確保を図っている。

厚生労働省は2022年度末に「医師確保計画策定ガイドライン」を改定し、都道府県に示した。都道府県は2023年度に新たな計画を策定し、2024年度から新たな計画に基づいた医師偏在対策を開始する予定である。

イ 助産師の活用

助産師を活用し、地域において安心・安全な出産ができる体制を確保するため、助産師就業の偏在解消、助産実践能力の強化、助産学生等の実習施設確保、助産所と連携する医療機関の確実な確保、及び院内助産・助産師外来の普及や理解促進等を図る目的で、「助産師活用推進事業」を実施している。

ウ 周産期医療体制の整備・救急搬送受入体制の確保

周産期医療体制については、リスクの高い妊産婦や新生児などに高度な医療が適切に提供されるよう、周産期医療の中核となる総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターを整備し、地域の分娩施設等との連携の確保等により、充実を図っている。

成育医療分野では、国の医療政策として、国立研究開発法人国立成育医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関等とが協力しつつ、医療の質の向上のための研究の推進や標準的医療等の普及に取り組んでいる。

周産期救急医療については、総合周産期母子医療センターや地域周産期母子医療センターの整備等を進めてきたところであり、新生児集中治療室（NICU）は目標であった出生1万人当たり25～30床を2017年度に全都道府県で達成できた。妊産婦死亡率（出産10万対）は2010年の4.1から2020年の2.7、新生児死亡率（出生1000対）は2010年の1.1から2020年の0.8と改善が図られてきた³⁹。また、総合周産期母子医療センターの機能について、可能であれば自施設又は他施設の関係診療科と連携して産科合併症以外の合併症を有する母体に対応することとしてきた。さらに、2020年度から、妊婦が安心安全に受診できるよう産科及び産婦人科以外の診療科の医師に対する研修の実施等、妊婦の診療に係る医療体制整備の充実を図っている。

また、周産期医療体制の更なる整備のため、都道府県は第8次医療計画（2024年度開始）を作成することとなっているが、都道府県の参考となるよう、厚生労働省は2022年度末に「周産期医療の体制構築に係る指針」を示した。

(健康な体づくり、母子感染予防対策)

・ 母子保健・母子感染予防対策の推進

21世紀における母子保健分野での国民運動計画である「健やか親子21（第2次）」⁴⁰を2015年度から推進し、母子保健サービスの一層の充実を図っている。第2次計画では、10年後に目指す姿として「すべての子どもが健やかに育つ社会」を掲げ、その実現

39 厚生労働省「人口動態統計」

40 <https://sukoyaka21.cfa.go.jp/>

に向けて、成育基本法の趣旨を踏まえ、関係する取組を進めてきた。なお、2023年3月22日に閣議決定された「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」（以下「成育医療等基本方針」という。）において、「健やか親子21」は成育医療等基本方針に基づく国民運動として位置付けられ、成育医療等基本方針に基づく医療、保健、教育、福祉などのより幅広い取組を推進するものとされた。

また、母子感染予防対策として、「HTLV-1母子感染対策事業」⁴¹を実施し、都道府県における母子感染対策協議会の設置や、母子感染予防のための保健指導等の支援体制の整備を図っている。

なお、現在の風しんの発生状況等を踏まえ、2019年2月より、抗体保有率の低い世代の男性を対象に風しん抗体検査及び「予防接種法」（昭和23年法律第68号）に基づく定期接種を行うなどの追加的対策を実施している。

（マタニティハラスメントの防止等）

ア マタニティハラスメント等の防止

妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの防止のため、男女雇用機会均等法で禁止されている「妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い」に該当する具体的な内容を示した「労働者に対する性別を理由とする差別の禁止等に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針」（平成18年厚生労働省告示第614号）の周知に加え、事業主に対する指導を行っている。

また、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法において事業主に義務付けられている職場における妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメントの防止措置の必要性等についての理解を深めるため、毎年12月を「職場

のハラスメント撲滅月間」と定め、集中的な周知・広報を行うとともに、事業主に対する指導等を行っている。

イ 女性労働者の妊娠中及び出産後の母性健康管理の推進

男女雇用機会均等法に基づいた母性健康管理の措置（健康診査の受診等に必要な時間の確保及び医師等の指導事項を守るために必要な措置を講じること）及び労働基準法の母性保護規定（産前産後休業、危険有害業務の就業制限等）について、事業主、女性労働者、医療関係者等に対し周知徹底を図っている。

また、事業主が母性健康管理の措置を適切に講じるよう指導を行うとともに、妊娠中の女性労働者等に対する医師等の指導事項を的確に事業主に伝えるための「母性健康管理指導事項連絡カード」について、現在の医学的知見を反映するなどして様式改正を行い、2021年7月から適用している。

さらに、「働く女性の心とからだの応援サイト」内の「妊娠出産・母性健康管理サポート」⁴²において、企業や働く女性に対して、母性健康管理に関する制度の周知を図っている。

新型コロナウイルス感染症の関係では、「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」（平成9年労働省告示第105号）を2020年5月に改正し、新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体や胎児の健康保持に影響があるとして妊娠中の女性労働者が医師等から指導を受けた場合、事業主は必要な措置を講じなければならないこととした。また、この措置により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍することができるよ

41 HTLV-1（ヒトT細胞白血病ウイルス1型）とは、血液中の白血球の一つであるリンパ球に感染するウイルスであり、感染は主に母乳を介した母子感染による。HTLV-1に感染していても約95%の方は生涯HTLV-1による病気になることはない。しかし、一部の方は血液や神経の病気、又は眼の病気などを発症する場合がある。

42 https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/index_bosei.html

う、職場環境整備を行う事業主への助成制度を創設した（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置及び助成制度は2023年9月30日まで）。

第4節 子育て

1 こども・子育て支援

(子ども・子育て支援新制度の着実な実施)

・ 地域の実情に応じたこども・子育て支援の充実 (再掲)

第1章第2節1 (子ども・子育て支援新制度の着実な実施)「地域の実情に応じたこども・子育て支援の充実」を参照。

(保護者の就業形態や就業の有無等にかかわらず多様な保育・子育て支援の拡充)

・ 保護者の就業形態や就業の有無等にかかわらず多様な保育・子育て支援の拡充 (再掲)

第1章第2節1 (保護者の就業形態や就業の有無等にかかわらず多様な保育・子育て支援の拡充)「保護者の就業形態や就業の有無等にかかわらず多様な保育・子育て支援の拡充」を参照。

2 子育てに関する経済的支援・教育費負担の軽減

ア 児童手当の支給・在り方の検討 (再掲)

第1章第2節1 (子育てに関する経済的支援・教育費負担の軽減)「ア 児童手当の支給・在り方の検討」を参照。

イ 幼児教育・保育の無償化の着実な実施 (再掲)

第1章第2節1 (子育てに関する経済的支援・教育費負担の軽減)「イ 幼児教育・保育の無償化の着実な実施」を参照。

ウ 高校生等への修学支援 (再掲)

第1章第2節1 (子育てに関する経済的支援・教育費負担の軽減)「ウ 高校生等への修学支援」を参照。

エ 高等教育の修学支援 (再掲)

第1章第2節1 (子育てに関する経済的支援・教育費負担の軽減)「エ 高等教育の修学支援」を参照。

オ 国民健康保険料の負担軽減を行う地方公共団体への支援 (再掲)

第1章第2節1 (子育てに関する経済的支援・教育費負担の軽減)「オ 国民健康保険料の負担軽減を行う地方公共団体への支援」を参照。

3 仕事と子育てを両立するための働き方改革

(長時間労働の是正)

・ 長時間労働の是正及び年次有給休暇の取得促進 (再掲)

第1章第1節6 (長時間労働の是正)「長時間労働の是正及び年次有給休暇の取得促進」を参照。

(多様で柔軟な働き方の実現に向けた取組)

ア 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」等に基づく取組の推進 (再掲)

第1章第1節6 (多様で柔軟な働き方の実現に向けた取組)「ア 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」等に基づく取組の推進」を参照。

イ 多様な正社員制度の導入・普及（再掲）

第1章第1節6（多様で柔軟な働き方の実現に向けた取組）「イ 多様な正社員制度の導入・普及」を参照。

ウ テレワークの推進（再掲）

第1章第1節6（多様で柔軟な働き方の実現に向けた取組）「ウ テレワークの推進」を参照。

エ 転勤等に関する仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進の更なる取組（再掲）

第1章第1節6（多様で柔軟な働き方の実現に向けた取組）「エ 転勤等に関する仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進の更なる取組」を参照。

オ 時間単位の年次有給休暇制度の企業への導入促進（再掲）

第1章第1節6（多様で柔軟な働き方の実現に向けた取組）「オ 時間単位の年次有給休暇制度の企業への導入促進」を参照。

カ 国の率先的取組（再掲）

第1章第1節6（多様で柔軟な働き方の実現に向けた取組）「カ 国の率先的取組」を参照。

（雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保に向けた取組）

ア 非正規雇用対策の推進（再掲）

第1章第1節1（経済的基盤の安定）「イ 非正規雇用対策の推進」を参照。

イ 雇用によらない働き方の者に対する支援（再掲）

第1章第1節6（雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保に向けた取組）「イ 雇用によらない働き方の者に対する支援」を参照。

4

男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備、女性活躍の推進

（保育の受け皿整備の一層の加速）

ア 「子育て安心プラン」等に基づく保育の受け皿の整備（再掲）

第1章第1節3（保育の受け皿整備の一層の加速）「ア 「子育て安心プラン」等に基づく保育の受け皿の整備」を参照。

イ 地域の実情に応じた保育の実施（再掲）

第1章第1節3（保育の受け皿整備の一層の加速）「イ 地域の実情に応じた保育の実施」を参照。

（保育人材確保のための総合的な対策の推進）

・ 保育人材の確保（再掲）

第1章第1節3（保育人材確保のための総合的な対策の推進）「保育人材の確保」を参照。

（放課後児童クラブ・放課後子供教室の整備及び一体的な実施）

・ 「新・放課後子ども総合プラン」の実施（再掲）

第1章第1節3（放課後児童クラブ・放課後子供教室の整備及び一体的な実施）「「新・放課後子ども総合プラン」の実施」を参照。

（企業等による事業所内保育施設等の設置の促進）

・ 企業等による事業所内保育施設等の設置の促進（再掲）

第1章第1節3（企業等による事業所内保育施設等の設置の促進）「企業等による事業所内保育施設等の設置の促進」を参照。

(高等学校等における妊娠した生徒への配慮)

・ 高等学校等における妊娠した生徒への配慮 (再掲)

第1章第1節3 (高等学校等における妊娠した生徒への配慮)「高等学校等における妊娠した生徒への配慮」を参照。

(育児休業や育児短時間勤務などの両立支援制度の定着促進・充実)

ア 育児休業や短時間勤務等の両立支援制度の定着 (再掲)

第1章第1節3 (育児休業や育児短時間勤務などの両立支援制度の定着促進・充実)「ア 育児休業や短時間勤務等の両立支援制度の定着」を参照。

イ 育児休業からの円滑な復帰の支援 (再掲)

第1章第1節3 (育児休業や育児短時間勤務などの両立支援制度の定着促進・充実)「イ 育児休業からの円滑な復帰の支援」を参照。

ウ 育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いの防止 (再掲)

第1章第1節3 (育児休業や育児短時間勤務などの両立支援制度の定着促進・充実)「ウ 育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いの防止」を参照。

エ 非正規雇用労働者に対する支援 (再掲)

第1章第1節3 (育児休業や育児短時間勤務などの両立支援制度の定着促進・充実)「エ 非正規雇用労働者に対する支援」を参照。

オ 正規雇用・非正規雇用にかかわらず妊娠・出産前後の継続就業の支援 (再掲)

第1章第1節3 (育児休業や育児短時間勤務などの両立支援制度の定着促進・充実)「オ 正規雇用・非正規雇用にかかわらず妊娠・出産前後の継続就業の支援」を参照。

(子育て等により離職した女性の再就職支援、地域活動への参画支援)

ア 子育て女性等の再就職支援 (再掲)

第1章第1節4 「ア 子育て女性等の再就職支援」を参照。

イ 女性の幅広い活躍を推進する学び直し支援 (再掲)

第1章第1節4 「イ 女性の幅広い活躍を推進する学び直し支援」を参照。

(女性の活躍の推進)

ア 女性の職業生活における活躍の推進

労働者が性別により差別されることなく、また、働く女性がその能力を十分に発揮できる雇用環境を整備するため、男女雇用機会均等法に沿った男女均等取扱いがされるよう周知徹底、指導を行うとともに、事業主と労働者の間に紛争が生じた場合には円滑かつ迅速な解決が図られるよう援助を行っている。

さらに、働きたいという希望を持つ全ての女性の活躍を推進するため、女性活躍推進法は、国・地方公共団体及び一定以上の規模の民間事業主に対し、女性の採用・登用などの状況を自ら把握し、課題分析した上で、数値目標を含む事業主行動計画を策定・公表することや、女性の活躍状況に関する情報を公表することを義務付けている。この点、関係する内閣府令等を2022年12月に改正し、女性の職業選択に資するため、国・地方公共団体が必ず公表しなければならない項目として「職員の給与の男女の差異」を追加した(2023年4月1日施行)。加えて、事業主が公表した女性の採用割合や管理職割合、超過勤務の

状況等について政府のウェブサイト⁴³において一覧化し、広く情報提供している。

更なる女性活躍推進のため、一般事業主の行動計画策定義務や情報公表義務の対象を、常時雇用する労働者数301人以上の事業主から101人以上の事業主に拡大すること（100人以下の事業主は努力義務）、情報公表内容の強化等を内容とする「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第24号。以下「改正女性活躍推進法」という。）が2020年6月に施行された（対象企業拡大については2022年4月1日施行。）。加えて、2022年7月に女性活躍推進法に関する省令等を改正し、情報公表項目に「男女の賃金の差異」を追加するとともに、常時雇用する労働者が301人以上の一般事業主に対して、当該項目の公表を義務付けた。

また、女性活躍推進法に基づき、地方公共団体は各地域の特性を踏まえた主体的な取組を推進するため、地域の女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定するよう努めるものとされており、推進計画に基づく取組について、「地域女性活躍推進交付金」等により支援を行っている。

そのほか、民間事業主に関しては、女性活躍推進法に定める、自社の女性活躍の状況把握、課題分析、行動計画策定等について、特に中小企業における法に基づく取組を支援することを目的とした「民間企業における女性活躍推進事業」を実施するとともに、企業の女性の活躍状況に関する情報や行動計画を公表できる場として提供している「女性の活躍推進企業データベース」について、企業の登録を促すため、データベースを活用している企業や機関投資家のインタビュー記事の掲載やイベントを通じた求職者へのデータベースの周知、利用促進を行った。

行動計画の策定・届出が義務付けられている常時雇用する労働者数101人以上の企業の届出率は、2023年3月末日時点で97.8%となっている。また、女性活躍の状況が優良な企業に対して行う「えるぼし」認定については、同じく2023年3月末日時点で2,176社となっており、改正女性活躍推進法により、更に基準の高い認定として創設された「プラチナえるぼし」については、同じく2023年3月末日時点で37社となっている。

2022年4月より、行動計画策定義務等の対象が常時雇用する労働者数101人以上の事業主まで拡大されたことを踏まえ、策定された行動計画に沿って適切に取組が行われるよう助言等を実施することで法の実効性確保を図り、より多くの企業が「えるぼし」認定、「プラチナえるぼし」認定に向けて取組を進めることができるよう、周知啓発を図っている。

イ 農業経営体等における女性が働きやすい環境づくりの推進

家族経営協定の締結の促進、女性活躍の理解促進に向けた研修会の開催、福利厚生面の充実にもつながる農業経営の法人化、男女別トイレ等の整備、育児と農作業のサポート活動への支援等を通じ、子育て期の女性でも働きやすい環境づくりを推進している。

ウ 地域における女性の活躍の推進

「地域女性活躍推進交付金」において、多様な主体による連携体制の構築の下、女性デジタル人材や管理職・役員の育成など女性の活躍を推進する取組や、様々な課題・困難を抱える女性に寄り添いながら就労までつなげる支援、NPO等の知見を活用した困難や不安を抱える女性への相談支援やその一環として行う生理用品の提供等、住民に身近な地方公共団体が行う、地域の実情に応じた取組を

43 特定事業主（国及び地方公共団体）：「女性活躍推進法「見える化」サイト」（内閣府）
<https://www.gender.go.jp/policy/suishin_law/index.html>
民間事業主：「女性の活躍推進企業データベース」（厚生労働省）
<<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>>

支援することにより、地域における女性の活躍推進を図った。

また、独立行政法人国立女性教育会館においては、我が国唯一の女性教育に関するナショナルセンターとして、地域において女性の活躍を推進する中心的機関となる男女共同参画関連施設等の機能の充実・強化のため、地方公共団体や施設等の職員を対象とした研修事業や教育・学習支援事業等を行っている。

5 男性の家事・育児参画の促進

ア 育児休業など男性の育児参画の促進（再掲）

第1章第1節5 「ア 育児休業など男性の育児参画の促進」を参照。

イ 男性国家公務員の育児に伴う休暇・休業の取得促進（再掲）

第1章第1節5 「イ 男性国家公務員の育児に伴う休暇・休業の取得促進」を参照。

ウ 男性の家事・育児に関する啓発普及、意識改革（再掲）

第1章第1節5 「ウ 男性の家事・育児に関する啓発普及、意識改革」を参照。

6 子育ての担い手の多様化と世代間での助け合い

（地域住民の参画促進による子育ての担い手の多様化）

ア 地域共生社会の実現に向けた取組の推進（再掲）

第1章第2節4 （地域住民の参画促進による子育ての担い手の多様化）「ア 地域共生社会の実現に向けた取組の推進」を参照。

イ 「子育て支援員」の養成（再掲）

第1章第2節4 （地域住民の参画促進に

よる子育ての担い手の多様化）「イ 「子育て支援員」の養成」を参照。

ウ 地域の退職者や高齢者等の人材活用・世代間交流（再掲）

第1章第2節4 （地域住民の参画促進による子育ての担い手の多様化）「ウ 地域の退職者や高齢者等の人材活用・世代間交流」を参照。

（家族における世代間での助け合い）

・ 三世同居・近居しやすい環境づくり（再掲）

第1章第2節4 （家族における世代間での助け合い）「三世同居・近居しやすい環境づくり」を参照。

7 多子世帯、多胎児を育てる家庭に対する支援

（多子世帯に配慮した子育て、保育、教育、住居など様々な面での負担の軽減策の推進）

ア 児童手当の支給・在り方の検討（再掲）

第1章第2節1 （子育てに関する経済的支援・教育費負担の軽減）「ア 児童手当の支給・在り方の検討」を参照。

イ 高等教育の修学支援（再掲）

第1章第2節1 （子育てに関する経済的支援・教育費負担の軽減）「エ 高等教育の修学支援」を参照。

ウ 多子世帯又は第3子以降を対象とする保育所等の優先利用（再掲）

第1章第2節2 （多子世帯に配慮した子育て、保育、教育、住居など様々な面での負担の軽減策の推進）「ウ 多子世帯又は第3子以降を対象とする保育所等の優先利用」を参照。

エ 住宅政策における多子世帯への配慮・優遇措置（再掲）

第1章第2節2（多子世帯に配慮した子育て、保育、教育、住居など様々な面での負担の軽減策の推進）「エ 住宅政策における多子世帯への配慮・優遇措置」を参照。

オ 子育て支援パスポート事業の普及・促進（再掲）

第1章第4節1「イ 子育て支援パスポート事業の普及・促進」を参照。

（多胎児を育てる家庭に対する支援）

・ 多胎妊産婦等に対する支援（再掲）

第1章第2節2（多胎児を育てる家庭に対する支援）「多胎妊産婦等に対する支援」を参照。

8

住宅支援、子育てに寄り添いこども豊かな成長を支えるまちづくり

ア 融資、税制を通じた住宅の取得等の支援

証券化支援事業の長期固定金利住宅ローン（フラット35）を実施する住宅金融支援機構は、2017年度から開始した「フラット35子育て支援型」（現在は「フラット35地域連携型（子育て支援）」）により、子育て支援に積極的な地方公共団体と連携し、地方公共団体による財政的支援と併せて金利引下げを行っている。また、住宅ローン減税等の税制措置を講じている。

イ 良質なファミリー向け賃貸住宅の供給促進

子育て世帯等を対象とする公的賃貸住宅の確かな供給や民間賃貸住宅への円滑な入居の支援等の各種施策を一体的に推進し、良質なファミリー向け賃貸住宅の供給を促進している。

地域優良賃貸住宅制度では、賃貸住宅の整備等に要する費用や家賃の低廉化に要する費用に対し、地方公共団体が助成を行う場合、国も支援を行っている（2021年度末時点管

理実績：約8.7万戸）。都市再生機構の民間供給支援型賃貸住宅制度では、機構が整備した敷地を民間事業者に定期借地し、民間事業者による良質なファミリー向け賃貸住宅等の建設・供給を支援している（2022年度末時点で約1.1万戸）。

ウ 新たな住宅セーフティネット制度の推進

民間賃貸住宅を活用した、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅登録制度において、セーフティネット登録住宅を推進するとともに、登録住宅の改修や入居者負担の軽減等の支援を実施している。また、居住支援協議会や居住支援法人が行う、相談・情報提供等に対する支援を行う。

エ 公的賃貸住宅ストックの有効活用等による居住の安定の確保

公営住宅においては、子育て世帯等について、入居者の選考に際し、地域の実情を踏まえた地方公共団体の判断により優先入居の取扱い及び入居収入基準の緩和を行っている。UR賃貸住宅においては、一定の要件を満たす子育て世帯等や子育て世帯等との近居を希望する支援世帯に対して、新築賃貸住宅の募集（抽選）時における当選倍率の優遇や、既存賃貸住宅の募集（先着順）時において、新たに入居する世帯の家賃を一定期間割り引く制度を実施している。

オ 公的賃貸住宅と子育て支援施設との一体的整備等の推進

大規模な公営住宅の建て替えに際して社会福祉施設等を原則として併設することを求めるとともに、公的賃貸住宅の建て替えや改修と併せて子育て支援施設等を導入する取組や子育て世帯等の居住の安定確保に資する先導的な取組に対し、国が支援を行っている。また、「市街地再開発事業」等において施設建築物内に保育所等を導入した場合の補助等を行っている。

カ 街なか居住等の推進

都心における職住近接により子育て世帯を支援するため、都市部や中心市街地における良質な住宅供給や良好な住宅市街地等の環境整備を行っている。

キ 子育てフレンドリーで安全な都市の実現

公営住宅やUR賃貸住宅等の建て替えや改修に併せて子育て支援施設等を導入する取組に対し、国が支援を行っている。また、既存住宅の子育て世帯向けリフォームに対し、国が支援を行っている。さらに、こどもの安全確保や子育て期の親同士の交流機会の創出に資する共同住宅の新築・改修に対し、国が支援を行っている。

ク 金融支援を通じた子育て支援施設を含む優良な民間都市開発事業の推進

市町村が定める都市再生整備計画の区域等において行われる優良な民間都市開発事業に対し、民間都市開発推進機構が出資等を行うことにより、事業の立ち上げを支援する。その際、子育て支援施設等の整備を伴う場合には、事業区域面積要件の緩和を行っている。

ケ 小中学校の余裕教室、幼稚園等の活用による地域の子育ての拠点づくり

近年、少子化に伴う児童生徒数の減少等により、廃校となる小学校・中学校や余裕教室が生じている。学校施設は、地域住民にとって身近な公共施設でもあることから、地域の実情や需要に応じて積極的に活用することが望ましく、廃校となった小学校・中学校施設や余裕教室を保育施設として活用したり、地域における子育て支援の場として活用したりすることは、その需要のある地域においては有効であると考えられる。

廃校施設や余裕教室の有効活用に際しては、国庫補助事業完了後10年以上経過した公立学校施設を無償で転用する場合には国庫納付金を不要とするなど、財産処分手続の大幅な簡素化・弾力化を図っているほか、様々

な用途への活用事例を紹介したパンフレットを周知するなどにより、廃校施設や余裕教室の有効活用を促している。

9 こどもが健康で、安全かつ安心に育つ環境の整備

(小児医療の充実)

ア 小児医療の充実

小児医療については、今後の我が国の社会を担う若い生命を守り育て、また、保護者の育児面における安心の確保を図る観点から、地域においていつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児医療に係る医療提供施設相互の連携体制の構築を推進している。特に小児救急医療については、小児初期救急センター、小児救急医療拠点病院、小児救命救急センターの整備等を支援している。さらに、休日・夜間における小児の症状等に関する保護者等の不安解消等のため、小児の保護者等に対し小児科医や看護師等が電話で助言等を行う「子ども医療電話相談事業（＃8000事業）」の整備を進めている。2004年度より開始された本事業は、2010年度からは全都道府県で事業展開されている。

小児科医師の確保については、厚生労働省は2022年度末に「医師確保計画策定ガイドライン」を改定し、都道府県に示した。都道府県は2023年度に新たな計画を策定し、2024年度から新たな計画に基づいた医師偏在対策を開始する予定である。

また、小児医療体制の更なる整備のため、都道府県は第8次医療計画（2024年度開始）を作成することとなっているが、都道府県の参考となるよう、厚生労働省は2022年度末に「小児医療の体制構築に係る指針」を示した。

小児医療については、近年の累次の診療報酬改定において重点的な評価が行われているところであり、2022年度診療報酬改定においても、小児に対する継続的な診療を一層推進する観点から、小児かかりつけ診療料につ

いて、時間外対応に係る体制の在り方を考慮した評価体系に見直した。具体的には、診療時間外における対応体制の整備の状況によって施設基準を細分化し、時間外対応加算3の届出等を施設基準とした、小児かかりつけ診療料2を新設し、小児医療におけるかかりつけ医の評価体系の拡充を行った。

イ 小児慢性特定疾病対策等の充実

小児慢性特定疾病対策については、2015年1月から、児童福祉法に基づき、公平かつ安定的な制度（「小児慢性特定疾病医療費助成制度」）を確立し、都道府県等において医療費助成が実施されている。医療費助成の対象疾病⁴⁴は、2021年までに、「児童福祉法の一部を改正する法律」（平成26年法律第47号）の施行前に対象としていた514疾病から、788疾病に拡大している。医療費助成の対象となる疾病は、先天性代謝異常、神経・筋疾患、慢性心疾患等の16疾患群に分類されている。

また、幼少期から慢性的な疾病にかかっているため、学校生活での教育や社会性のかん養に遅れが見られ、自立を阻害されている児童等について、地域による総合的な支援により自立の促進を図る「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業」についても2015年1月から児童福祉法に位置付けたところであり、同法に基づき都道府県等において実施されている。

さらに、2021年7月に厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会及び社会保障審議会児童部会小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会の合同委員会において取りまとめられた「難病・小慢対策の見直しに関する意見書」等を踏まえた、「難病の患者に対する医療等に関する法律」（平成26年法律第50号。以下「難病法」という。）や児童福祉法の改正を含む、「障害者の日常生活

及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」（令和4年法律第104号）が2022年12月に公布された。同法は2023年10月より順次施行することとなっており、施行に向けた準備を進めている。

ウ 予防接種の推進

予防接種は、感染症の発生及び流行から国民を守る極めて有効な手段であり、我が国の感染症対策上大きな役割を果たしてきたところである。今後も、予防接種の機会を広く確保するとともに、制度の見直し及び充実を図り、予防接種施策を適切に実施していくことが重要である。

2013年3月の予防接種法改正では、新たにHib感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症の3ワクチンが定期接種に位置付けられた。また、「予防接種に関する基本的な計画」（平成26年厚生労働省告示第121号）の策定、副反応疑い報告制度の法定化、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会の設置等の取組が進んだ。さらに、先進諸国と比べて公的に接種するワクチンの数が少ない、いわゆる「ワクチン・ギャップ」の問題の解消に向け、厚生科学審議会等において「広く接種を促進していくことがのぞましい」とされた、水痘、高齢者の肺炎球菌感染症については2014年10月から、B型肝炎については2016年10月から、ロタウイルス感染症について、2020年10月から定期接種として実施している。

エ 心の健康づくり

学校において健康課題を抱えるこどもに対する支援が適切に行われるよう、教員を対象とした参考資料を作成するとともに、養護教諭等を対象とした研修会の実施や、児童生徒の心のケア等を図るため、スクールカウンセラーの活用など学校における教育相談体制の

44 小児慢性特定疾病：以下の①～④の要件を全て満たし、厚生労働大臣が定めるもの。①慢性に経過する疾病であること、②生命を長期にわたって脅かす疾病であること、③症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病であること、④長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾病であること。

充実に努めている。また、コロナ禍における対応として、各都道府県教育委員会等に対して通知等を発出し、児童生徒の心のケア等に十分に配慮するよう求めている。

さらに、児童・思春期における心の健康づくり対策としては、児童・思春期における心のケアの専門家の養成研修事業を行っており、精神保健福祉センター、児童相談所等では思春期の児童に係る相談支援を実施している。

加えて、様々なこどもの心の問題、被虐待児の心のケアや発達障害に対応するため、都道府県及び指定都市における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉関係機関等と連携した支援体制の構築を図るとともに、災害時のこどもの心の支援体制づくりのための「こどもの心の診療ネットワーク事業」を実施している。

(こどもの健やかな育ち)

ア 学校の教育環境の整備等

幼稚園については、2017年3月に幼稚園教育要領（平成29年文部科学省告示第62号）が改訂され、2018年4月から実施されている。幼稚園教育要領では幼稚園教育において育みたい資質・能力（「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」）を明確化した。また、幼稚園教育要領に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿を「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として明確にし、小学校の教師と共有することにより幼稚園教育と小学校教育の接続について一層の推進を図った。

また、文部科学省では、2022年度において、地域の幼保小の関係者が協働して「架け橋期のカリキュラム」の開発・実施等に取り組む「幼保小の架け橋プログラム」の推進、地方公共団体における幼児教育センターの設置や幼児教育アドバイザーの配置等の、幼児

教育の推進体制の充実・活用への支援を強化、幼稚園教諭の専門性向上のため幼稚園教諭免許法認定講習等の開設支援を通じた幼稚園教諭二種免許状から一種免許状への免許上進の促進、幼稚園の人材確保のための各地域における先導的な取組の支援と有効な方法の検証・普及、幼児教育施設における幼児教育の好事例の収集・蓄積・活用、幼児教育の教育課題に対応した指導方法についてより充実するための調査研究等を行った。

さらに、文部科学省では、地域や家庭の環境にかかわらず、全てのこどもに格差なく学びや生活の基盤を保障していくため、2021年5月に「幼児教育スタートプラン」を公表した。プランの具体化を進めていくため、2021年7月に中央教育審議会初等中等教育分科会に「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」を設置し、幼児教育の質の向上と小学校教育との接続について専門的見地から検討され、2023年2月にその審議のまとめとして「学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～」⁴⁵が取りまとめられた。

保育所については、①乳児・1歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実、②保育所保育における幼児教育の積極的な位置付け、③こどもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた健康及び安全の記載の見直し、④保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性、⑤職員の資質・専門性の向上を基本的な方向性として、2017年3月に改定された「保育所保育指針」（平成29年厚生労働省告示第117号）が2018年4月から適用されている。

また、保育の質を向上させるため、2020年3月に改訂した「保育所における自己評価ガイドライン」に基づく自己評価を推進するとともに、福祉サービスの第三者評価事業の普及に向け、新制度において、保育所の受審料を支援する「第三者評価受審加算」を設け

45 https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/gaiyou/mext_00003.html

ている。

幼稚園と保育所両方の性格を有する幼保連携型認定こども園については、①幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性の確保、②幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項等の充実の2点を方針として2017年3月に改訂された「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）が2018年4月から施行されている。

また、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律第77号）等において、教育及び保育並びに子育て支援事業等の状況についての評価が規定されている。評価のうち、第三者評価についての受審を進めていくために、新制度において、第三者評価の受審料を支援する「第三者評価受審加算」を設けている。

初等中等教育については、2016年12月の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」を踏まえて、改訂された学習指導要領が、小学校では2020年4月から、中学校では2021年4月から全面実施され、高等学校では2022年4月から年次進行で実施されている。学習指導要領では、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという理念を共有し、社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現を重視して改善を行っている。具体的には新しい時代に求められる資質・能力の育成を目指した教育内容の改善、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善やカリキュラム・マネジメントの充実等の改善を図っており、学習指導要領の趣旨の実現に向けた関連の施策を着実に進めているところである。

また、学校の教育環境の根幹である教職員定数については、2017年度においては、学校現場における喫緊の課題のうち、今まで予算の範囲内で加配措置をしてきた、障害に応

じた特別の指導（通級による指導）のための教員の定数や、日本語能力に課題のある児童生徒への指導のための教員の定数等を2026年度までの10年間で計画的に基礎定数化することとし、2021年度においても着実に実施してきた。

さらに、2021年度においては、学校における働き方改革を進めるとともに、少人数によるきめ細かな指導体制を構築するため、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（昭和33年法律第116号。以下「義務標準法」という。）を改正し、小学校の学級編制の標準を40人から35人に5年をかけて計画的に引き下げることとし、2021年度においては、小学校2年生で35人学級を実施したところである。また、学校における働き方改革を強力に推進するため、学習指導員（11,000人）や教員業務支援員（9,600人）、中学校における部活動指導員（10,800人）など31,400人の支援スタッフを活用する「補習等のための指導員等派遣事業」を引き続き実施している。

イ 地域ぐるみでこどもの教育に取り組む環境の整備

学校、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、未来を担う子どもたちを健やかに見守り育むことにより、地域や家庭の教育力の向上を図るため、地域学校協働活動や家庭教育支援など、地域住民の参画による教育支援の取組を全国で推進している。

・地域と学校の連携・協働の推進

2017年3月に改正された社会教育法及び「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和31年法律第162号）を踏まえ、文部科学省では地域学校協働活動とコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を一体的に推進している。

地域学校協働活動は、幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、地域と学校が連携・協働して行う様々な活動であり、2022

年5月1日時点で地域学校協働本部（地域学校協働活動を推進する体制）は57.9%の公立学校で整備されている。

保護者や地域住民等が学校運営に参画する仕組みであるコミュニティ・スクールは、学校運営協議会において学校運営の基本方針の承認を行うとともに、学校運営への必要な支援についての協議などが行われており、2022年5月時点で42.9%の公立学校で導入されている。

・家庭教育支援

地域において、保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、家庭教育に関する支援が届きにくい家庭に配慮しつつ、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等が地域の实情に応じて行う家庭教育支援に関する取組（保護者に対する学習機会や情報の提供、相談対応等）を推進するため、補助事業（「地域における家庭教育支援基盤構築事業」）等を実施している。

また、食事や睡眠といった子どもたちの基本的な生活習慣の定着を図るため、独立行政法人国立青少年教育振興機構においては、文部科学省と連携し、「早寝早起き朝ごはん」国民運動に関する取組を実施している（「早寝早起き朝ごはん」フォーラム事業：2事業、「早寝早起き朝ごはん」推進校事業：11事業）。独立行政法人国立女性教育会館においては、男女共同参画社会形成に役立つリンク集「女性情報ナビゲーション」⁴⁶により、育児・子育て支援に関する有用なウェブページを紹介している。

ウ いじめ防止対策の推進

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長と人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、どのこ

どもにも、どの学校においても起こり得るものである。

2013年6月に成立した、いじめ防止対策推進法を踏まえ、文部科学省では同年10月、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定）を策定した。以後、「いじめの防止等に関する普及啓発協議会」や、教員を対象とした「いじめ問題理解基幹研修」を開催するなど、同法や同基本方針の周知に取り組んでいる。また、2016年に、同法施行後3年が経過したことを受け、同法の施行状況の検証を行い、2017年には、学校におけるいじめへの組織的な対応を徹底させること等を促すため、同基本方針の改定を行うとともに、学校の設置者及び学校における同法、同基本方針等に則った適切な調査の実施に資するため、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を策定した。加えて、近年、若年層の多くが、SNSを主なコミュニケーション手段として用いているとともに、SNS上のいじめへの対応も大きな課題となっている状況を受け、文部科学省では、いじめを含む様々な悩みに関する児童生徒の相談に関して、SNS等を活用する利点・課題等について検討を行うため、2017年7月に有識者会議を開催し、2018年3月、「SNS等を活用した相談体制の構築に関する当面の考え方（最終報告）」を取りまとめた。また、2018年から地方公共団体に対し、SNS等を活用した児童生徒向けの相談体制の整備を支援している。さらに、2020年5月、新型コロナウイルス感染症に関連した児童生徒に対する差別や偏見を防止するため、各都道府県教育委員会等に通知を発出し、適切な知識を基に発達段階に応じた指導を行うこと等を通じて、生徒指導上の配慮等を十分に行うこと等を周知している。加えて、2022年11月、いじめを政府全体の問題として捉え直し、関係府省の知見を結集し、対応すべき検討課題を整理し、結論を得たものから随時速

46 <https://winet.nwec.go.jp/navi/>

やかに対応していく政府の体制を構築するため、内閣官房（2023年4月1日からこども家庭庁）と共同で「いじめ防止対策に関する関係府省連絡会議」を新たに開催するとともに、2023年2月、いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等を徹底するため、各都道府県教育委員会等に通知を発出し、犯罪に相当するいじめ事案については直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めなければならないことや児童生徒への指導支援の充実等、いじめ対応において改めて留意すべき事項について周知している。

また、教育再生実行会議の第一次提言⁴⁷及びいじめ防止対策推進法を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応や教育相談体制の整備及びインターネットを通じて行われるいじめへの対応を充実させるため、「いじめ対策・不登校支援等総合推進事業」を実施し、いじめの防止等のための対策を推進している。

警察では、少年相談活動やスクールサポーター⁴⁸の学校への訪問活動、学校警察連絡協議会の開催等を通じて、いじめ事案の早期把握に努めるとともに、いじめ事案を把握した場合には、事案の重大性及び緊急性、被害児童生徒及びその保護者の意向、学校等の対応状況等を踏まえ、いじめ防止対策推進法の趣旨等を認識しつつ、学校等との緊密な関係を構築するなどして、的確な対応を推進している。なお、2022年4月時点で、44都道府県で約860人のスクールサポーターが配置されている。

エ 「食育」等の普及・促進及び多様な体験活動の推進

・食育の普及・促進

2005年6月に制定された「食育基本法」（平成17年法律第63号。同年7月施行。）に

おいて、こどもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育てていく基礎となるものと位置付けられている。

同法では、「食育推進会議」（会長：農林水産大臣）が「食育推進基本計画」を作成することとされており、現在、2021年度からおおむね5年間の計画期間とする「第4次食育推進基本計画」（2021年3月31日食育推進会議決定）に基づき食育の推進に関する各種施策が行われている。同計画においては、国民の健康や食を取り巻く環境の変化、社会のデジタル化など、食育をめぐる状況を踏まえ、①生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進、②持続可能な食を支える食育の推進、③「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進の三つに重点をおいた取組を行うと定められている。持続可能な世界の実現を目指すため、SDGs への関心が世界的に高まり、持続可能性の観点から食育も重視されていることから、国民の心身の健康と持続可能な食を相互に連携して、総合的に推進することとしている。

〈国民運動としての食育の推進〉

食育基本法の趣旨から、こどもたちに対する食育が重要であるとの認識の下、食育推進基本計画に基づき、家庭、学校、保育所、地域等において、国民的広がりを持つ運動として食育を推進している。食育推進基本計画では、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施し、食育の国民への浸透を図るため、毎年6月を「食育月間」と定めており、農林水産省では、毎年度「消費者の部屋」で食育に関する普及啓発を行うとともに、2022年6月には愛知県において「第17回食育推進全国大会inあいち」を開催するなど、食育に関する国民の理解促進を図った。

47 「いじめの問題等への対応について」（2013年2月26日）

48 警察と学校との緊密な連携を図る上での架け橋として、学校からの要請に応じて、いじめ等の学校における少年の問題行動等への対応、巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行う退職した警察官等からなる非常勤職員をいう。

また、ボランティア活動、教育活動又は農林漁業、食品製造・販売等その他の事業活動を通じて食育を推進する優れた取組を対象として「第6回食育活動表彰」を行い、受賞団体の事例集及び動画を作成し、農林水産省ホームページで紹介した⁴⁹。

〈家庭における食育の推進〉

こどもや若い世代の食生活の状況として、朝食の欠食率は、小学生に比べ、中学生になると高くなる傾向があり、成人後は20歳代、30歳代の若い世代の欠食率が高い。

朝食摂取を含め、こどもの基本的な生活習慣の形成を図っていくため、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を、文部科学省と関係機関が連携して推進している。

また、2015年度からスタートした「健やか親子21（第2次）」において、こどもの生活習慣の形成という観点から、朝食を欠食するこどもの割合を減らす取組、家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす取組などを推進している。今後は、成育基本法の趣旨も踏まえ、引き続き、関係する取組を推進していく。

〈学校、保育所等における食育の推進〉

学校における食育を推進するためには指導体制の整備が必要である。2005年4月に制度化された栄養教諭は、教育に関する資質と栄養に関する専門性を生かして、学校における食育推進の要として、食に関する指導と献立作成や衛生管理などの学校給食の管理を一体的に展開することにより、教育上の高い相乗効果をもたらしている。2022年5月1日時点で、全国の公立小中学校等において6,843人の栄養教諭が配置されている。また、文部科学省においては、食育教材や教職員向けの「食に関する指導の手引」等を作成し、学校における食育の推進に努めている。

児童福祉施設における食事は、入所するこ

どもの健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤であるとともに、望ましい食習慣及び生活習慣の形成を図るなど、その果たす役割は極めて大きい。そこで、適切な栄養管理方法や食事提供における留意点、食を通じた自立支援など食育の推進についてまとめた「児童福祉施設における食事の提供ガイド」（2010年3月）を参考に、こどもの健やかな発育・発達を支援する観点も踏まえ、児童福祉施設における食事提供を充実させている。

なお、保育所における食育については保育所保育指針に、幼保連携型認定こども園における食育については幼保連携型認定こども園教育・保育要領にそれぞれ位置付け、推進している。

〈地域における食生活の改善等のための取組の推進〉

健全な食生活の実現に当たり、一人一人が自ら食育に関する取組を実践できるよう、「食育ガイド」や「食事バランスガイド」の活用や、ごはんを中心に多様な副食を組み合わせ栄養バランスに優れた「日本型食生活」の実践等の普及啓発に努めるとともに、食や農林水産業への理解を深める「教育ファーム」⁵⁰等農林漁業体験の機会の提供や、学校給食における地場産物の活用など、地域の特性を活かした取組を支援している。

また、「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元年11月29日閣議決定）に基づき、こどもの食事・栄養状態の確保、食育に関する支援やひとり親家庭のこどもに対し、放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援や、食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを行っている。

・消費者教育・金融教育等の普及・促進

消費者が被害に遭わないようにし、自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的

49 第6回 食育活動表彰 受賞者の取組紹介動画（農林水産省ホームページ）

<<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/hyousyo/6th/movie.html>>

50 自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的として、農業者団体等が生産現場に消費者を招き、一連の農作業等の機会を提供する取組。

に行動できる消費者であるため、また、消費者の日々の意思決定や行動が、総体として経済社会の発展や持続可能な社会を形成する上で大きな役割を果たすことを認識し、社会の一員として行動する消費者であるためには、消費者教育（消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育）が重要である。そのような消費者教育を総合的かつ一体的に推進するために、2012年12月に「消費者教育の推進に関する法律」（平成24年法律第61号）が施行され、同法に基づく「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（平成25年6月28日閣議決定。令和5年3月28日変更。）を踏まえ取組を進めている。

文部科学省では、学習指導要領に基づき、契約の重要性、消費者の権利と責任、消費者問題、生涯を見通した生活における経済の管理や計画などについて、小学校・中学校・高等学校の社会科、家庭科等の関係する各教科等において消費者教育が行われている。

また、文部科学省の消費者教育に関する取組の成果を広く還元するとともに、多様な主体の連携と協働を促進する場である「消費者教育フェスタ」において、成年年齢引下げの施行を踏まえ、18歳までに自らが主体的に判断し、責任を持って行動ができる能力を育むため、有識者による基調講演やグループディスカッション、実践者による事例報告などを実施した。今後も、消費者教育の推進に関する法律や「消費者基本計画」（令和3年6月15日閣議決定）、学習指導要領などを踏まえ、学校・家庭・地域・職域における消費者教育を推進することとしている。

また、金融経済教育については、金融リテラシーの向上を通じて、国民一人一人が経済的に自立し、より良い暮らしを実現していくことを可能とする観点から、各種取組を進めている。具体的には、「金融経済教育推進機構」の創設等を内容とする「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」（令和5年閣法第56号）を第211回国会（2023年）に提出した（2023年11月20日成立）。また、高等

学校向け指導教材や授業動画を活用した出張授業や教員向け研修の実施、「グローバルマネーウィーク」等のシンポジウムの開催に取り組んだ。金融経済分野に関する記述がより充実した学習指導要領が、小学校・中学校では全面実施されており、高等学校では2022年4月から年次進行で実施されていることを踏まえて、金融庁・財務局職員による出張授業（オンライン授業を含む。）の実施や教員向け研修会への講師派遣を行うほか、高校生及び教員向けの授業動画や若年層向けの金融経済に関する解説動画のオンライン配信など、ICTの活用により幅広い層に対して金融経済教育を推進している。加えて、「高齢社会対策大綱」（平成30年2月16日閣議決定）に基づき、勤労世代が職場を通じて資産形成を学べる機会を確保するための働き掛けを関係省庁、地方公共団体及び民間企業等を実施している。

・地域や学校における体験活動の推進

少子化の進展、地域社会の教育力の低下や家庭環境の多様化に伴う家庭教育の困難さなどの様々な問題が指摘される中、特に、こどもたちの精神的な自立の遅れや社会性の不足が顕著になっていることから、次世代を担うこどもたちが、規範意識や社会性、他人を思いやる心などを身に付け、豊かな人間性を育むことができるよう、発達の段階などに応じた様々な体験活動の機会を充実させることが求められている。

文部科学省では、放課後等に、学校の余裕教室等を活用して、全てのこどもを対象として、安心・安全な活動拠点（居場所）を設け、地域住民の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動等の体験活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する放課後子供教室などの地域学校協働活動を推進している。

また、次代を担う青少年の育成を図るため、家庭や企業などへ体験活動に対する理解を深めるための普及啓発事業や青少年の体験活動の推進に関する調査研究を実施してい

る。そのほか、社会貢献活動の一環として青少年を対象に優れた取組を行っている企業を表彰するとともに、その取組事例の普及を行っている。さらに、独立行政法人国立青少年教育振興機構において、全国28か所にある国立青少年教育施設における青少年の体験活動の機会と場の提供や指導者の養成、「子どもゆめ基金」事業による助成や普及啓発を通して、青少年の体験活動を推進している。

学校教育において児童生徒の健全育成を目的として、自然体験や農山漁村体験などの様々な体験活動が行われており、それらの取組を支援している。

・文化・芸術活動の推進

子どもたちが本物の実演芸術や伝統文化、生活文化等に触れ、日頃味わえない感動や刺激を直接体験することにより、豊かな感性と創造性を育むとともに、我が国の文化を継承、発展させる環境の充実を図るため、子どもたちが、小学校・中学校、劇場・音楽堂等において、文化芸術団体や芸術家による実演芸術公演を鑑賞し、ワークショップ等を体験することを通じて、子どもたちの豊かな感性や発想力を育む取組を推進している。そのほか、「全国高等学校総合文化祭」を、2022年度は7月31日から8月4日まで東京都で開催した。

・自然とのふれあいの推進

優れた自然の風景地である国立公園等において、子どもたちに自然や環境の大切さを学んでもらえるよう、自然保護官（レンジャー）やパークボランティアの指導・協力の下、自然体験や自然環境の保全活動などを行う機会を提供している。また、日本全国の国立公園等のライブ画像を配信する「インターネット自然研究所」⁵¹や、様々な自然とのふれあいの場や自然体験イベント等に関する情報を提

供する「自然大好きクラブ」⁵²などのウェブサイトを通じ、自然環境の理解につながる普及啓発を実施している。

・農林漁業体験や都市と農山漁村との交流体験の推進

こどもの農山漁村での宿泊による農林漁業体験や自然体験活動等を行う「子ども農山漁村交流プロジェクト」を通じ、都市農村交流の取組を推進している。また、国有林野では、優れた自然景観を有し、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適した森林を「レクリエーションの森」として設定（2022年4月1日時点、587か所）し、広く国民へ提供するなど取組を行っている。また、この中でも特に優れた景観を有するなど、地域の観光資源として潜在能力の高い箇所を「日本美しい森 お薦め国有林」として選定（93か所）し、ホームページ⁵³等で各地域の特徴や体験できるアクティビティの紹介等を随時行っている。

・こどもの遊び場の確保の推進

こどもが身近な自然に安心してふれることができ、安全で自由に遊べる場所を地域に確保することは、こどもの健全な育成のために重要である。こどもの遊び場としての役割が求められる都市公園については、各種運動施設や遊戯施設等を有し、手軽にスポーツやレクリエーションを楽しむことができる公園などの整備を推進している。

また、地方公共団体が下水再生水の活用等により、親水性のある水辺空間の整備を行う際、「社会資本整備総合交付金」等による財政支援を実施している。河川空間については、身近な水辺等における環境学習・自然体験活動を推進するため、市民団体や教育関係者、河川管理者等が一体となった取組体制の整備とともに、水辺の安全利用のための情報

51 <https://www.sizenken.biodic.go.jp/>

52 <https://www.env.go.jp/nature/nats/index.html>

53 https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/reku/rekumori/index.html

提供や学習プログラムの紹介など、水辺での活動を総合的に支援する仕組みを構築し、必要に応じ、水辺に近づきやすい河岸整備等（「水辺の楽校プロジェクト」（2022年度末登録箇所数：288か所）を始めとする「子どもの水辺」再発見プロジェクト」（2022年度末登録箇所数：305か所））を実施している。

（地域の安全の向上）

ア 災害時の乳幼児等の支援

「令和4年度総合防災訓練大綱」（2022年6月17日中央防災会議決定）において、乳幼児、妊産婦等を含む要配慮者の参加を得ながら避難誘導訓練等を実施するよう地方公共団体に促している。また、2013年6月の「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）の改正により避難所における生活環境の整備等に関する努力義務規定が設けられ、その取組を進める上で参考となるよう、主に市町村向けに避難所運営に当たって被災した乳幼児、妊産婦等の要配慮者の支援に関して留意すべき点等も盛り込んだ「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（2013年8月策定。2022年4月改定。）等を内閣府が策定・公表し、その内容の周知に努めている。

イ こどもの事故防止

こどもの死因の上位を占めている不慮の事故を防止するため、消費者庁が主体となり「子どもを事故から守る！プロジェクト」を推進した。具体的には、保護者等に向けた注意喚起やメールマガジン・Twitter（現X）による事故予防の注意点等の定期的な配信のほか、予期せず起こりやすい事故とその予防法等をまとめた冊子の作成・配布を行った。また、「子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議」⁵⁴において2017年度から定めている「子どもの事故防止週間」（2022年度：7

月25～31日）には、関係府省庁が連携して集中的な広報活動を実施した。なお、こども家庭庁の設立に伴い、2023年度から「子どもを事故から守る！プロジェクト」の推進主体は、こども家庭庁となり、同連絡会議の運営についても同庁が担うことが決定された（2023年3月29日子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議決定）。

・遊び場の安全対策の推進

都市公園における遊具については、安全確保に関する基本的な考え方を示した「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」を2014年6月に改訂し、各施設管理者への周知徹底を図っている。また、「社会資本整備総合交付金」等により、こどもの遊び場となる都市公園における公園施設の改築等の安全・安心対策に対する支援を実施している。

・建築物等の安全対策の推進

建築物や昇降機等におけるこどもの事故を防止し安全を守るためには、建築物等に要求される性能水準を維持し、常時適法な状態に保つことが必要である。このため、多数の者が利用する特定の特殊建築物等について、建築物等の所有者等による維持保全計画の作成、定期報告制度等を通じ、適切な維持保全及び必要な改修を促進している。

また、類似の事故防止のため、ホームページにより事故情報の提供を行うとともに、社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会及び同審議会昇降機等事故調査部会において、建築物等に係る事故情報について継続的に分析・検討を行い、建築物等の事故防止を図っている。

ウ 予防のためのこどもの死亡検証（Child Death Review）の体制整備

こどもの死亡時に、複数の機関や専門家

54 2016年度に設置。10府省庁（内閣府、警察庁、消費者庁、総務省消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁）で構成。

(医療機関、警察、消防、行政関係者等)がこどもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死亡原因の検証を行うことにより、効果的な予防対策を導き出し予防可能なこどもの死亡を減らすことを目的とした「Child Death Review (CDR)」について、「予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業」の実施等を通じ、体制の整備を進めている。

エ 幼稚園・保育所等における事故の発生・再発防止

2015年、重大事故が発生した場合の国への報告の仕組みを整備するとともに、「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」⁵⁵の運用を開始した。2016年からは、死亡事故等が発生した場合の検証と再発防止策の検討を地方公共団体が行うこととした上で、「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」を開催し、事故報告の傾向分析や地方公共団体の検証報告等を踏まえて再発防止策を検討しており、2018年以降毎年、「特定教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議年次報告」として提言を取りまとめて公表している。

また、各地方公共団体及び施設・事業者に対し、重大事故が発生しやすい場面における注意事項や事故発生時の対応等をまとめた「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(2016年3月)の内容について、周知を行うとともに、実際の事故の事例に基づいた注意喚起を行うなど、安心かつ安全な保育に資するよう重大事故の発生・再発防止の取組を推進している。

オ 交通安全教育等の推進

家庭及び関係機関・団体等との連携・協力を図りながら、幼児や小学生・中学生・高校生等に対し、正しい道路の横断の仕方や自転

車の利用方法など安全に道路を通行するために必要な技能や知識を習得させるため、こどもの発達段階や通行の態様に応じた交通安全教育を推進している。

また、保護者を対象とした交通安全講習会等を開催し、チャイルドシートの正しい使用の徹底、幼児二人同乗用自転車について、転倒等の具体的な危険性の周知等、安全利用に係る広報啓発活動の推進、自転車に乗車する際のヘルメットの着用及び幼児を自転車に乗せる場合におけるシートベルトの着用促進などを図っている。

カ 犯罪等の被害の防止

警察においては、「登下校防犯プラン」(2018年6月22日登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議決定)等を踏まえ、登下校時間帯等における警察官による警戒・パトロールの重点的な実施を図るとともに、スクールサポーターや防犯ボランティア等の関係団体と連携した見守り活動を推進しているほか、「子供110番の家・車」等への支援、不審者情報等の迅速かつ確実な共有及び提供、学校等と連携した被害防止教育等を推進している。

また、都道府県警察本部に設置された「子供女性安全対策班」が、こどもや女性を対象とする性犯罪等の前兆と見られる声掛け、つきまとい等の事案に関する情報収集、分析等により行為者を特定し、検挙又は指導・警告措置を講ずる先制・予防的活動を推進しているほか、13歳未満のこどもを対象とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者について、法務省から情報提供を受け、各都道府県警察において、その所在確認を実施し、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うなど、再犯防止に向けた措置を講じている。

文部科学省においては、「登下校防犯プラン」等を踏まえ、教育委員会・学校・警察・

55 <https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/database/>

道路管理者・地方公共団体・地域住民等が連携して通学路の合同点検を実施するよう依頼するとともに、スクールガード・リーダーの配置やスクールガードの養成、見守り活動の支援など、地域社会全体で、こどもの安全を見守る体制の充実を図り、登下校時における安全確保対策の強化を推進している。

また、学校における防犯教室の講師となる教職員を対象とした都道府県等教育委員会が実施する講習会への支援など、こどもが犯罪被害に遭わないための取組を推進している。

・インターネットに係る有害環境からこどもを守るための取組の推進

関係府省庁では、インターネットに起因するこどもの犯罪被害等を防止するため、関係機関・団体等と連携し、携帯電話事業者に対する保護者へのフィルタリング等の説明強化に関する要請のほか、青少年が初めて自分のスマートフォン等を手にする時期でもある春の卒業・進学・新入学の時期に重点を置いた保護者に対する啓発活動等、保護者・青少年のインターネット・リテラシーを高めるための取組等を推進している。また、SNSの利用に起因する犯罪からこどもを守るため、SNS事業者が参加する「一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構」（2020年4月設立）の活動支援をするなどしている。

さらに、文部科学省では、インターネット上のマナーや家庭でのルールづくりの重要性を保護者等に対して周知するための学習・参加型のシンポジウムの開催や児童生徒向けの普及啓発資料の作成・配布等を実施している。

・こども、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進

こども、若年層に対する性的な暴力の根絶に向け、第5次男女共同参画基本計画に基づき、こども、若年層に対する教育・啓発の強化、保護及び支援の体制整備を推進している。

また、内閣府では、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（2020年6月11日性犯罪・性

暴力対策強化のための関係府省会議決定。以下、「強化の方針」という。）に基づき、入学・進学時期である毎年4月を「若年層の性暴力被害予防月間」と位置付けており、2022年度も、同月間中、これらの問題等について集中的な広報啓発活動を実施した。

さらに、文部科学省では、「強化の方針」に基づき、こどもたちを性暴力の加害者・被害者・傍観者にしないため、内閣府と共同で「生命（いのち）の安全教育」の教材等を作成した。2021年度から当該教材を活用したモデル事業を実施し、2022年度は20か所で開催した。

・「安全・安心まちづくり」の推進

警察においては、関係省庁・関係団体等と連携し、防犯に配慮した犯罪の発生しにくい公園、道路、駐輪場等の公共施設等の整備・管理の普及を促進し、併せて、住宅についても防犯に配慮した住宅や防犯性能の高い建物部品の開発・普及を促進するなど、犯罪防止に配慮した環境設計を行うことにより、犯罪被害に遭いにくい「安全・安心まちづくり」を推進している。また、こどもに対する犯罪の発生が懸念される学校周辺、通学路、公園、地下道、空き家等における危険箇所の把握・改善等の取組を支援するとともに、防犯灯や防犯カメラの整備を促進するなど、こどもが犯罪被害に遭いにくいまちづくりを推進している。

キ こどもの健康に影響を与える環境要因の解明

環境省では、環境中の化学物質等がこどもの健康に与える影響を解明するため、2010年度から、「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」を行っている。同調査は、全国の約10万組の親子の協力を得て、臍帯血、血液、尿、母乳、乳歯などの分析を行うとともに、生まれてきたこどもの健康状態を追跡する大規模な疫学調査である。

同調査を実施することで、こどもの発育や

発達に影響を与える化学物質等の環境要因が明らかになることから、こども特有のばく露やこどもの脆弱性を考慮した適正な環境リスク評価・リスク管理を行うことが可能となる。さらには、安全・安心な子育て環境の実現や少子化対策にも資するものである。

同調査は、2011年1月から2014年3月までに約10万人の妊婦及び約5万人の父親の参加登録を終え、その後は生まれたこどもの追跡調査（質問票調査及び生体試料の採取・分析）を継続して実施している。また、2014年度からは、詳細調査（全国調査約10万人のこどもの中から抽出された約5千人を対象として実施する調査）を開始し、環境試料採取、医師による健康調査、精神発達調査及び生体試料採取・分析を継続して実施している。

2023年3月には、こどもが13歳以降も調査を展開するために、調査の基本計画の改定を行った。

2022年12月末時点で、同調査の全国データを用いた学術論文が325編公表されており、今後生体試料の分析が進むこと等から、更なる成果の増加が見込まれる。これらの成果の社会還元の一環として、成果を分かりやすく国民に伝え、将来親になる世代、子育て世代等の方々、化学物質のリスクについて向き合うことが可能な機会を広げるため、ステークホルダーを対象とした「地域の子育て世代との対話事業」を実施している。

10 障害のあるこども、貧困の状況にあるこども、ひとり親家庭等様々な家庭・こどもへの支援

（貧困の状況にあるこどもへの支援）

・ こどもの貧困対策の推進

こどもの貧困対策については、2013年6月にこどもの貧困対策の推進に関する法律が成立し、これを受け、政府は、「子供の貧困対策に関する大綱」（平成26年8月29日閣議決定）等に基づき、様々な施策を実施してきた。これらを踏まえ、2019年6月、議員提

出による「こどもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第41号）が成立した。目的として、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、こどもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けてもこどもの貧困対策を総合的に推進することが明記されるとともに、基本理念として、こどもの最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があること等が明記された。また、市町村がこどもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定されるとともに、「子供の貧困対策に関する大綱」の記載事項として、こどもの貧困対策に関する施策の検証及び評価その他の施策の推進体制に関する事項が追加された。

こうした法改正の趣旨や、幅広く関係者から意見聴取を行った「子供の貧困対策に関する有識者会議」における提言等を踏まえ、政府は2019年11月29日に「子供の貧困対策に関する大綱」を閣議決定した。同大綱においては、①「親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制の構築」、②「支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮した対策の推進」、③「地方公共団体による取組の充実」等を分野横断的な基本方針として定めるとともに、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等を総合的に推進していくこととしている。

内閣府、文部科学省、厚生労働省及び独立行政法人福祉医療機構は、こどもの貧困対策が国を挙げて推進されるよう、官公民の連携・協働プロジェクトとして「こどもの未来応援国民運動」を推進している。

主な事業としては、広報・啓発活動や支援活動を行う団体とその活動をサポートする企業等とのマッチングの推進、草の根で支援を行うNPO等に対する民間資金を活用した「こどもの未来応援基金」による支援等が挙げられる。

広報・啓発活動については、ホームページ⁵⁶、SNS等を通じて、国民向けに広く情報発信と普及啓発を行っているほか、支援を必要とする団体や支援を希望する企業等が参加するフォーラム⁵⁷を開催している。また、学習支援、こども食堂、フードバンクのそれぞれの分野における全国的なネットワークを有する団体が支援の窓口として相談や問合せに対応したり、支援物資等の配分調整等を行ったたりする、「マッチングネットワーク推進協議会」を通じて、支援リソースと支援ニーズのマッチングを推進している。

「こどもの未来応援基金」については、企業や個人にこどもの貧困に対する理解を求め、協力を呼び掛けてきた結果、約19億452万円の寄付が寄せられ、こどもたちに寄り添った活動を行う延べ582のNPO等に支援を行った（2022年度末時点）。2022年度には、公募に対して申請のあった496団体から、基金事業審査委員会による審査等を経て146団体を選定し、2023年4月からの活動に支援金を交付することを決定した。

また、内閣府では、「地域子供の未来応援交付金」により、地方公共団体が地域の実情に応じてこどもの貧困対策を進めていくため、地方公共団体における、こどもの貧困対策についての計画の策定、こどもたちと支援を結び付ける事業等に加え、こども食堂や学習支援といった居場所づくりなどをNPO等に委託又は補助をして実施する取組を緊急的に支援している。また、2022年度には、緊急支援の継続と補助基準額の拡充、さらには、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」を踏まえた、補助率10分の9の「食の提供重点支援事業」を新設するなど、地方公共団体への支援を強化した。

こどもの貧困対策を総合的に推進するに当たっては、こどもの貧困の実態を適切に把握

し、実態を踏まえて施策を推進していく必要がある。「子供の貧困対策に関する大綱」においては、こどもの貧困の実態等を把握するための調査研究や、こどもの貧困に関する指標に関する研究等を実施することとされている。2022年度は、内閣府において、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に発見しプッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげる「こどもデータ連携」の推進に当たり、プッシュ型・アウトリーチ型支援において重要となる、地域における地方自治体とNPO等民間団体との連携について調査し、現状や課題の整理を行った。

また、沖縄県では、深刻な状況にもかかわらず行政の支援がこどもに行き届いていないことや、日中にとどまらず夜間もこどもの居場所がないこと等、沖縄特有の課題に緊急に対応するため、2016年度より居場所の運営支援やこどもの貧困対策支援員の配置を、集中的に実施しており、県内で支援員117人を配置、居場所173か所を開所している（2023年3月時点実績値）。

（ひとり親家庭支援）

ひとり親家庭の貧困率は改善傾向にある⁵⁸が、依然として厳しい状況に置かれていることを踏まえ、「子供の貧困対策に関する大綱」及び「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本方針」（令和2年3月23日厚生労働省告示第78号）に基づき、①子育て・生活支援、②就業支援、③養育費確保支援、④経済的支援という四つの柱に沿って、

- ・支援を必要とするひとり親家庭が行政の相談窓口確実につながるよう、地方公共団体の相談窓口のワンストップ化の推進
- ・放課後児童クラブ等の終了後にひとり親家

56 <https://www.kodomohinkon.go.jp/>

57 2020年度、2021年度及び2022年度はオンライン開催。

58 厚生労働省「国民生活基礎調査」（2022年）によると、ひとり親家庭（「大人が一人で子どもがいる現役世帯」）の貧困率は44.5%となっており、前回調査時（2019年）の48.3%と比べて3.8ポイント改善している。

庭のこどもの生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくり

- ・高等職業訓練促進給付金等による就職に有利な資格の取得の促進
 - ・養育費等相談支援センターにおける相談支援や、養育費の取決めや面会交流に関する支援
 - ・児童扶養手当の支給や、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付け
- 等、総合的な支援を実施している。

また、ひとり親家庭は、経済的基盤が弱く厳しい状況にある中で、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、特に大きな困難が生じている。このため、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の支給を実施した。また、ひとり親の安定就労を通じた中長期的な自立支援や住居確保につなげるため、高等職業訓練促進給付金に係る訓練受講期間を柔軟化し、対象資格の範囲を拡大するとともに、自立に向けて意欲的に取り組んでいる低所得のひとり親世帯に対する償還免除付きのひとり親家庭住宅支援資金貸付け等を行っている。

ア 子育て・生活支援

ひとり親家庭の親は、子育てと生計の維持を一人で担っており、生活面や経済面で様々な困難を抱えているケースが多いことから、個々の事情に寄り添った、きめ細かな支援を行う必要がある。「母子及び父子並びに寡婦福祉法」(昭和39年法律第129号)において、保育所等の利用調整を行う際のひとり親家庭のこどもに対する特別な配慮を地方公共団体に義務付けている。

また、乳幼児又は小学校に就学する児童のいる家庭が就業上の理由で帰宅時間が遅くなる場合などに定期的に家庭生活支援員（ヘルパー）の派遣等を行う「ひとり親家庭等日常

生活支援事業」や、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会の開催、ひとり親家庭のこどもの生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくり、地域の民間団体の活用等による出張・訪問相談、同行支援や継続的な見守り支援等を行う「ひとり親家庭等生活向上事業」を実施している。

なお、「子育て援助活動支援事業」（ファミリー・サポート・センター事業）においては、ひとり親家庭等の利用支援を行う地方公共団体に対して補助を実施している。

イ 就業支援

ひとり親家庭の親の就業率は高いが、就業しても収入は低い傾向にある⁵⁹ことから、より良い収入・雇用条件等で就労することにより、経済的な自立が図られるようにするため、就業支援を行うことが非常に重要である。

個々のひとり親家庭の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等の一貫した就業支援サービス等を提供する「母子家庭等就業・自立支援センター」やひとり親を含む子育て中の女性等に対するきめ細かな就職支援を実施する「マザーズハローワーク」等との連携のもと、プログラムに基づいたきめ細かな生活支援や就業支援等を実施している。

また、ひとり親家庭の自立の促進を図るため、就職に結び付きやすい教育訓練講座等を受講した際に、受講料の一部を支給する「自立支援教育訓練給付金」や、看護師、保育士等のほか、民間資格も含めて就職に有利となる資格を取得するために、養成機関在学中の生活費の負担を軽減する「高等職業訓練促進給付金」の支給等を実施している。

事業主への支援としては、ひとり親家庭の親を、ハローワーク等の紹介により、継続し

59 母子家庭の86.3%、父子家庭の88.1%が就労している（厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」（2021年度））。一方、総所得については、「児童のいる世帯」の785.0万円に対し、母子世帯は年間328.2万円に留まる（厚生労働省「国民生活基礎調査」（2022年））。

て雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して、賃金の一部に相当する額を助成する「特定求職者雇用開発助成金」の支給等を実施している。

ウ 養育費の確保等

離婚したひとり親家庭等にとって養育費の確保は重要であることから、養育費に関する法的な知識を分かりやすく解説するとともに、養育費及び親子交流に関する合意書のひな形及び記入例などを掲載したパンフレットを作成し、全国の市町村において、離婚届書と同時に配布するなどして、周知・広報に取り組んでいる。また、離婚届書に養育費の分担や面会交流に関する取決めの有無をチェックする欄（公正証書かそれ以外かの区別あり。）を加えている。

また、養育費の確保等について、2021年度に引き続き、地方公共団体における法的支援等の在り方を調査するため、地方公共団体と連携したモデル事業を実施した。さらに、養育費や親子交流の取決めに促すため、地方公共団体の協力を得て、離婚時の効果的な情報提供の在り方について、動画や漫画を用いた離婚後子育て講座の試行・効果検証を実施した。養育費や親子交流の取決めに促進する観点から、離婚協議の前後から、父母が子どもの福祉を念頭に置いて離婚後の生活等を考えるための「親支援講座」の開催や情報提供、養育費の履行確保等に資する取組を行う、「離婚前後親支援モデル事業」を実施している。

2011年6月に「民法」（明治29年法律第89号）が改正され（2012年4月1日施行）、協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」の具体例として、養育費の分担と親子の面会交流（親子交流）が明示された。親子交流は子の健やかな成長を確保する上で有意義であるなどの観点から、その実現を支援していく必要がある。

この一環として、親子交流に関する支援を行っている民間団体や個人向けの参考指針や、それらの団体・個人の一覧表を作成し公表している。

エ 経済的支援

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給するほか、ひとり親家庭等の生活やこどもの就学に必要な資金等について貸付けを行う「母子父子寡婦福祉資金貸付金」の貸付けを行っている。

「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議取りまとめ）に基づき、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の支給を実施した。

（児童虐待の防止、社会的養育の充実）

ア 児童福祉法等改正法の着実な施行

・児童虐待の現状と児童虐待防止対策

児童虐待への対応については、「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）及び児童福祉法の累次の改正や民法などの改正により、制度的な充実が図られてきた。一方で、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加し、2021年度には児童虐待防止法制定直前の約18倍に当たる、20万7,660件となっている⁶⁰。こどもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件も後を絶たず、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき喫緊の課題である。

前記のように、児童虐待相談対応件数の増加や、2018年3月に東京都目黒区で発生し

60 厚生労働省「福祉行政報告例」

た児童虐待事案等を受けて、2018年6月15日に「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」を開催し、当時の内閣総理大臣から、こどもの命を守ることを何より第一に据え、全ての行政機関が、あらゆる手段を尽くすよう、緊急に対策を講じることについて指示があった。

この指示を受け、対応策を検討し、同年7月20日に同関係閣僚会議において、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を決定した。同対策においては、転居した場合の児童相談所における引継ぎルールを見直し・徹底すること、「児童相談所強化プラン」を前倒して見直すこと等のほか、相談窓口の周知、より効果的・効率的な役割分担・情報共有、適切な一時保護、保護されたこどもの受け皿確保などを講じることとされた。また、母子保健分野においても、児童虐待の発生予防・早期発見のための取組について整理を行い、同月に通知を発出した。

さらに、同対策に基づき、2018年12月18日に、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(2018年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定。以下「新プラン」という。)を決定し、児童相談所及び市町村の体制強化に向けて、2022年度までに、児童福祉司を約2,000人増加させることや市区町村子ども家庭総合支援拠点在全市町村に設置すること等としている。なお、児童福祉司等の増員については、新プランの計画を1年前倒し、2021年度までに約5,260人の確保を目指すこととした上で、児童虐待に関する相談対応件数が引き続き増加している状況等を踏まえ、2022年1月20日に、2022年度の目標を5,765人とすることを決定し、これを概ね達成した。

また、2019年2月には、同年1月に千葉県野田市で発生した事案を受けて、同関係閣僚会議を開催し、通告元の秘匿や関係機関の連携等に関する新ルールを設置することを内容とする「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化につい

て」を決定した。

さらに同年3月には、同関係閣僚会議において、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」を決定し、同年6月には、体罰禁止の法定化、児童相談所における一時保護等を行う「介入」の担当者と「保護者支援」の担当者の分離、児童相談所における弁護士等の配置促進、DV対策との連携強化を内容とする「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和元年法律第46号)が成立した(一部の規定を除き2020年4月1日に施行)。

これまでこうした対策を講じてきたところであるが、依然として、児童相談所における児童虐待の相談対応件数が増加し、また育児に対して困難や不安を抱える子育て世帯がこれまで以上に顕在化してきていることなどを踏まえ、子育て世帯への支援の充実やそのための体制強化等に取り組む必要がある。これに対応するため、2022年6月、こどもや家庭に包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」の設置や訪問による家事支援などこどもや家庭を支える事業の創設を行うこと等を内容とする令和4年改正児童福祉法が成立した。なお、同改正法においては、上記のほか、一時保護開始時の司法審査の導入や、子ども家庭福祉現場において相談援助業務等を担う者の専門性向上のための実務経験者向けの認定資格の導入、児童に対してわいせつ行為を行った保育士の再登録手続の厳格化等に関する必要な改正を行い、2024年4月(一部規定を除く。)の施行に向け、準備を進めている。

令和4年改正児童福祉法の円滑な施行を行うとともに、2023年4月に創設されるこども家庭庁を司令塔として関係省庁が連携して取組を強化する必要があることから、2022年9月の児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議で「児童虐待防止対策の更なる推進について」を決定し、特に重点的に実施する取組が示された。同年12月には、児童相談所の体制強化について「新たな児童虐待防止対策

体制総合強化プラン」(2022年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)が策定され、これまで新プランに沿って行われてきた児童福祉司の増員等による体制強化の取組を更に進め、2024年度末までに児童福祉司を6,850人体制とする目標を設定し、体制強化に取り組むこととされた。

また、民法における懲戒権に関する規定(民法第822条)が児童虐待を正当化する口実になっているという指摘がなされてきたことを踏まえ、2022年12月に「民法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第102号)が成立し、民法について親権者による懲戒権の規定を削除するとともに、体罰等のこどもの心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動を禁じる改正がなされた。児童福祉法及び児童虐待防止法についても、民法の新たな規定ぶりに合わせる改正が行われ、体罰等によらない子育ての一層の推進が図られている。

また、児童相談所等に相談しやすい環境整備を進めるため、2021年7月より児童相談所相談専用ダイヤルの無料化を行った(0120-189-783)。

さらに、SNSによる相談に対応することができるよう、2021年度にシステムの設計・開発を行い、2023年2月より本格的な運用を開始した。

イ 児童虐待防止に向けた普及啓発

2004年から毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図っている。厚生労働省では、同月間中、関係府省庁や地方公共団体、関係団体等と連携した集中的な広報啓発活動を実施している。2022年度は、「[もしかして?] ためらわないで 189 (いちはやく)」を月間標語として決定し、ホームページ等各種広報に活用したほか、「子どもの虐待防止推進全国フォーラム with かがわ」

のオンライン配信を併用した対面開催(2022年11月20日)、体罰によらない子育ての動画やWEB記事等により、児童虐待は社会全体で解決すべき問題であることを周知・啓発した。加えて、民間団体(認定NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク)が中心となって実施している「オレンジリボン運動」を後援している⁶¹。

また、文部科学省では、2022年度の同月間に合わせて、全国の家庭・学校・地域の関係者、全国の子どもたちに向けて、文部科学大臣メッセージを発信するなど、児童虐待の防止に向けた周知・啓発を行った。

ウ 児童虐待の未然防止、重篤化防止のための早期対応

・児童虐待による死亡事例等の検証

児童虐待による死亡事例等について、2004年度に、社会保障審議会児童部会の下に設置された「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」において、児童虐待による死亡事例等について、分析・検証し、事例から明らかになった問題点・課題に対する具体的な対応策を提言として取りまとめており、2022年9月には、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第18次報告)」を取りまとめた。

第18次報告においては、心中以外の虐待死(47例・49人)では、0歳児死亡が最も多く(65.3%)、うち月齢0か月が50%を占めた。妊娠期・周産期における問題として「予期しない妊娠/計画していない妊娠」、「妊婦健康診査未受診」が高い割合を占めること等が特徴として見られた。

・学校等における取組

文部科学省では、2012年3月に、児童虐待の速やかな通告を一層推進するための留意事項を、都道府県等を通じて学校教育関係者

61 「オレンジリボン運動」の一環として、2020年度は全国33の大学などが「学生によるオレンジリボン運動」を実施した。各学校では、学生が主体となり、近い将来親になる10~20代の若者などに向けた広報啓発活動が行われた。

に通知するなど、児童虐待防止法の規定による早期発見努力義務及び通告義務等について機会を捉えて周知徹底を図っているほか、関係機関との連携強化のための情報共有や児童虐待防止に係る研修の実施などの積極的な対応等についても周知している。

また、2009年に教職員の対応スキルの向上を図るための研修教材を作成・配布するとともに、養護教諭の児童虐待への対応の充実を図る一助とするため、公益財団法人日本学校保健会補助事業において、「子供たちを児童虐待から守るために―養護教諭のための児童虐待対応マニュアル―」を作成し、2014年3月に配布している。

さらに、2019年1月の千葉県野田市の事案を受け、同年2月には、文部科学副大臣を主査とする省内タスクフォースを設置し、再発防止策を検討するとともに、児童虐待事案に係る情報の管理及び関係機関間の連携に関する新たなルールを各都道府県教育委員会等に通知した。加えて、同年5月には、学校・教育委員会等が児童虐待の対応に当たって留意すべき事項をまとめた「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」を作成・公表している（2020年6月一部改訂。）。

加えて、地域における児童虐待の未然防止・早期発見の取組に資するよう、地域で活動する家庭教育支援や地域学校協働活動等の関係者に向けて、児童虐待への対応に関して留意すべき事項等をまとめた「児童虐待への対応のポイント」（2019年8月策定。2022年11月一部改訂。）を周知している。

また、2022年12月に、厚生労働省において宗教の信仰等に関係する児童虐待に該当する事例や対応における留意点を記載したQ&Aが取りまとめられ、文部科学省においても、各教育委員会・学校等に通知し、学校現場において適切な対応が取られるよう進めている。

このほか、児童生徒の相談を受けることができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用等、教育相談体

制の整備を支援している。

エ 社会的養護が必要な子どもへの支援

社会的養護は、かつては親のない、親に育てられない子どもを中心とした施策であったが、現在では、虐待を受けた子どもや何らかの障害のある子どもへの支援を行う施策へと役割が変化しており、一人一人の子どもをきめ細やかに支援していけるよう、その役割・機能の変化が求められている。

こうした中、厚生労働省はこれまで、里親等への委託の推進、施設運営の質の向上、親子関係の再構築の支援、自立支援の充実、子どもの権利擁護などを進めてきた。さらに2016年5月には、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、「子育て世代包括支援センター」の法定化、市町村及び児童相談所の体制強化、里親委託の推進等を内容とする「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）が成立した。

この改正において、国及び地方公共団体は、児童が家庭において健やかに養育されるよう保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、まずは「家庭における養育環境と同様の養育環境」で継続的に養育されるよう、それが適当でない場合には、「できる限り良好な家庭的環境」において養育されるよう、必要な措置を講じなければならないこととされた。また、都道府県（児童相談所）の業務として里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援が位置付けられた。これらを踏まえ、2020年度を始期とする「都道府県社会的養育推進計画」を策定している。

各都道府県等の里親等委託推進に向けた取組を支援するため、2021年度より、「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」に取り組むこととし、里親等委託率の目標達成に向けて意欲的に取り組む地方公共団体に対して

「里親養育包括支援（フォスタリング）事業」の補助率の2分の1から3分の2への引上げなどを実施している。加えて、各都道府県等の養子縁組民間あっせん機関に対する助成に向けた取組を支援するため、「養子縁組民間あっせん機関助成事業」により、①こどもの出自を知る権利に関する支援など養子縁組民間あっせん機関が行う先駆的な取組への支援を拡充、②養親希望者の手数料負担軽減額の拡充を実施している。

オ 社会的養護経験者等の自立支援策の推進

社会的養護の下で育ったこどもは、施設などを退所し自立するに当たって、保護者などから支援を受けられない場合が多く、その結果様々な困難に突き当たることが多い。このようなこどもが他のこどもと公平なスタートが切れるように自立への支援を進めるとともに、自立した後も引き続きこどもを受け止め、支えとなるような支援の充実を図ることが必要である。

厚生労働省は、こうした支援の充実を図るため、

- ・義務教育終了後、里親やファミリーホームへの委託又は児童養護施設や児童自立支援施設等への入所措置が解除された児童等に対し、これらの者が共同生活を営むべき住居（以下「自立援助ホーム」という。）における相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援（以下「児童自立生活援助」という。）を行い、併せてその実施を解除された者に対し相談その他の援助を行う「児童自立生活援助事業」
- ・大学等に就学している自立援助ホームの入居者について、必要に応じて22歳の年度末まで引き続き入居して継続した支援を行うため、20歳到達後から22歳の年度末までの間において行われる児童自立生活援助に要する費用について補助を行う「就学者自立生活援助事業」
- ・里親等への委託や、児童養護施設等への入所措置を受けていた者について、必要に

じて18歳（措置延長の場合は20歳）の措置解除後、22歳の年度末まで、引き続き児童養護施設や里親家庭等に居住して必要な支援等を受けることができる事業に要する費用を補助する「社会的養護自立支援事業等」

- ・児童養護施設退所者等が住居や生活費など安定した生活基盤を確保することが困難な場合等において、家賃相当額の貸付けや、生活費の貸付け、資格取得費用の貸付けを行うことにより、これらの者の円滑な自立を支援する「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業」

を実施している。

また、令和4年改正児童福祉法において、社会的養護経験者等の実態把握や援助を都道府県の業務として位置付けた上で、児童自立生活援助事業について、実施場所や一律の年齢制限の弾力化を行うこととしたほか、これまで被虐待経験がありながらも公的支援につながらなかった者を含め、社会的養護経験者等が相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談・助言、これらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、帰住先を失っている場合などに一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う事業（「社会的養護自立支援拠点事業」）を創設した。

カ 被措置児童等に対する虐待の防止

施設入所や里親委託などの措置が執られたこども（以下「被措置児童等」という。）への虐待があった場合には、当該被措置児童等を保護し、適切な養育環境を確保することが必要である。

このため、2009年に施行された「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成20年法律第85号。以下「平成20年改正児童福祉法」という。）では、被措置児童等虐待の防止に関する事項を盛り込み、被措置児童等の権利擁護を図るための仕組みを整備した。また、同年、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」

を作成し、都道府県の関係部局の連携体制や通告等があった場合の具体的対応等の体制をあらかじめ定めること、都道府県児童福祉審議会の体制を整備することや、関係施設の協議会等との連携・協議を強化し、被措置児童等への周知やこどもの権利についての学習機会の確保を図ること等について、都道府県等に対し具体的に示した。

加えて、入所児童に対するケアの充実を図るため、「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業」や「基幹的職員研修」などを実施している。

これらを通じて、被措置児童等に対する虐待の発生予防から早期発見、迅速かつ適切な対応、再発防止等の取組を推進している。

キ 社会的養護関係施設における地域支援機能の充実

乳児院や児童養護施設等の社会的養護関係施設においては、入所中のこどもの家族や、家庭復帰や養子縁組につながられたこども及びその家族への支援はもとより、地域の住民に対する児童の養育に関する相談・助言や、ショートステイ事業や子育て支援拠点事業などの市区町村事業に取り組んできており、引き続き、これまで培ってきた社会的養育に関する専門性を十分に発揮し、児童相談所や市区町村等の関係機関とも連携しながら、在宅支援の取組を更に充実させていくことが求められる。

こうした中、厚生労働省では、社会的養護関係施設における地域支援機能の充実への支援として、

- ・地域の要支援家庭の親子を通所又は宿泊により受け入れ、親子関係の再構築に向けた支援を行う「親子支援事業」
- ・退所後の児童に対する相談援助、地域の育児不安のある子育て世帯への相談支援、養子縁組成立後の家庭への相談援助等を行う「家庭支援専門相談員」や「自立支援担当職員」の配置支援
- ・こどもの発達段階に応じた子育て方法の実

践指導等を通して地域の子育て世帯の不安の解消を図る「育児指導機能強化事業」等の事業を実施している。

また、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的とする、児童家庭支援センターにおいて、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他の必要な援助を行うほか、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行い、併せて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に実施している。

(障害のあるこども等への支援)

ア 障害のあるこどもの保育等

障害のあるこどもへの支援に関して、障害者に関する最も基本的な法律である「障害者基本法」(昭和45年法律第84号)には、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、その年齢や特性等を踏まえた十分な教育を受けられるようにすることや、障害のあるこどもが可能な限りその身近な場所において療育等の支援を受けられるようにすること等が規定されている。

また、政府は、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者基本法に基づく「障害者基本計画」に沿った施策の総合的かつ計画的な推進を図っているが、2018年度からの5年間を対象とする「障害者基本計画(第4次)」(平成30年3月30日閣議決定)の中では、障害のある成人とは異なる支援を行う必要性があることやインクルーシブ教育システムの推進など、障害のあるこどもに対する支援の充実について盛り込まれている。

さらに、共生社会の実現に向けて、障害者差別の解消の推進を目的とした「障害を理由

とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年法律第65号)が2013年6月に成立し、2016年4月から施行された(2021年に一部改正)。同法に基づく政府の施策の基本的な方向を示す「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(平成27年2月24日閣議決定)には、障害のある子どもには、家庭や学校を始めとする社会のあらゆる機会を活用し、子どもの頃から年齢を問わず障害に関する知識・理解を深め、障害の有無にかかわらず共に助け合い・学び合う精神をかん養する旨などが盛り込まれている。

障害のある子どもに対し、その障害を早期に把握し、早期からその発達に応じた必要な支援を行うことは、その後の自立や社会参加に大きな効果があると考えられるとともに、障害のある子どもを支える家族に対する支援という側面からも大きな意義があることから、中央教育審議会答申(2021年1月26日)⁶²等においても、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目のない支援を受けられるような支援体制の整備を行うことの重要性が提言されている。障害のある子どもについては、保育所での受入れを促進するため、1974年度より、「障害児保育事業」において保育所に保育士を加配する事業を実施してきたが、事業開始より相当の年数が経過し、保育所における障害のある子どもの受入れが全国的に広く実施されるようになったため、2003年度より一般財源化し、2007年度から、地方交付税の算定対象を特別児童扶養手当の対象児童から軽度の障害児に広げるなどの拡充をしている(2020年度実施箇所数：1万9,965か所、対象児童数：7万9,260人)。

このほか、障害のある子どもを受け入れるに当たり、バリアフリーのための改修等を行う事業や、障害児保育を担当する保育士の資質向上を図るための研修を実施している。

また、公立幼稚園においても、「特別支援教育支援員」の配置に係る経費について地方財政措置を講ずるなど、障害のあるこどもの受入体制の整備促進を図っているところである。私立幼稚園においても、特別な支援が必要な幼児を受け入れる幼稚園に対し、都道府県が助成を行っている場合、当該経費の一部を補助している。さらに、障害のある子どもに対して、児童福祉法に基づき、日常生活における基本動作の指導や、集団生活への適応のための支援を行う児童発達支援等を実施している。また、保育所等訪問支援の実施により、障害の有無にかかわらず、保育所等の育ちの場で全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進を図っている。このほか、従来から引き続き、家族の休息などを図る観点から障害のある子ども等を一時的に預かって見守る日中一時支援等を実施している。

イ 関係機関の連携の強化による支援の実施

障害のある子どもやその家族を支えるため、乳幼児期を含めたライフステージに応じた切れ目のない支援を行うことができる地域の支援体制の確立を図ることが必要である。

また、障害のある子どもには、その時々に応じて、保健、医療、福祉、教育及び労働など様々な関係者が支援を行うことが必要であり、協議会の活用(子ども部会の設置)等により関係機関や関係者の連携システムを構築していく必要がある。

2016年6月に成立した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(平成28年法律第65号)により、児童福祉法第56条の6第2項が新設され、医療的ケアが必要な障害児が適切な支援を受けられるよう、地方公共団体において、保健、医療、福祉等の連携促進を図ることが努力義務とされ

62 「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)」

たところである。あわせて、障害児支援の提供体制の計画的な構築を図るため、地方公共団体において「障害児福祉計画」を策定することが義務付けられた。

2017年7月には「児童発達支援ガイドライン」を策定し、関係機関と連携を図り、円滑な児童発達支援の利用と、適切な移行を図ることとした。

2018年度の障害福祉サービス等報酬改定において、関係機関との連携を促進する観点から、障害児通所支援事業所が小学校等と連絡調整を行った際の報酬上の評価を拡充した。また、2021年度の障害福祉サービス等報酬改定において、障害児入所施設における地域移行に向けた支援として、家庭や地域と連携して支援を行うソーシャルワーカーを専任配置した際の報酬上の評価を創設した。

また、2021年度には各都道府県において地域の実情に応じて難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を作成するに当たり、指針となるものとして、「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」を作成し、都道府県における保健、医療、福祉、教育の連携体制の整備を促進している。聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、2017年度から、新生児聴覚検査に係る協議会の設置や、研修会の実施、普及啓発等により、都道府県における推進体制を整備している。

2022年6月には、主に未就学の障害児の発達支援を行う「児童発達支援センター」について、地域における障害児支援の中核的役割を担うことや、障害児入所支援において、入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、都道府県及び政令市を移行調整の責任主体として明確化することについて定めた令和4年改正児童福祉法が成立し、2024年4月に施行されるほか、「こども基本法」(令和4年法律第77号)、「こども家庭庁設置法」(令和4年法律第75号)等の成立を受けて、2023年4月にこども家庭庁が創設され、「こどもまんなか

社会」の実現に向けて、こども施策の一層の推進が図られることとなった。

さらに、地方公共団体が特別な支援を必要とするこどもが就学前から学齢期、社会参加までの切れ目のない支援を受けられる体制の整備等を行う際に要する経費の一部を補助している。

ウ 医療的ケアが必要なこどもへの支援の充実

2010年度から、NICU等に長期入院している小児やその家族を支援するため、「地域療育支援施設運営事業」や「日中一時支援事業」を行っている。

2017年度から、「医療的ケア児保育支援モデル事業」を創設し、保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備することで、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図っており、2021年度から一般事業化している。

2018年度の障害福祉サービス等報酬改定においては、障害児通所支援事業所における、一定の基準を満たす医療的ケア児を受け入れるための看護職員の加配を評価する仕組みや、医療機関等の看護職員が事業所を長時間訪問した場合の評価の仕組みを設け、2021年度の同改定において、医療的ケア児を受け入れた事業所を基本報酬で評価するなど、医療的ケア児への支援の充実を図った。

また、2019年度から、医療的ケア児や重症心身障害児の地域における受入れが促進されるよう、地方公共団体の体制の整備を行い、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図ることを目的とする「医療的ケア児等総合支援事業」を実施しており、2022年度当初予算では、医療的ケア児支援センターの設置を推進するため、「医療的ケア児等コーディネーター」の配置を拡充するなど、医療的ケア児等の相談体制の充実を図っている。

2021年9月には、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保育及び教育の拡充に係る施策その

他の必要な施策並びに医療的ケア児支援センターの指定等について定めた「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(令和3年法律第81号)が施行された。

学校における医療的ケアについては、2013年度から、地方公共団体等が医療的ケアを行う看護職員を学校に配置する際の経費を一部補助するとともに、学校において医療的ケア児の療養上の世話又は診療の補助に従事する「医療的ケア看護職員」について、その名称や職務内容を学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第65条の2において規定(学校教育法施行規則の一部を改正する省令(令和3年文部科学省令第37号。同年8月23日公布・施行。))するなど、各学校において関係者が一丸となって医療的ケアに対応できるよう、医療的ケアの環境整備の充実を図るための取組を推進している。

加えて、2020年度診療報酬改定において、医療的ケア児の主治医から学校医等への診療情報提供についての評価を新設し、2022年度診療報酬改定において、当該評価の情報提供先を保育所や高等学校等まで拡大した。また、2022年度診療報酬改定において、医療的ケア児等における退院時の服薬指導及び薬局に対する情報提供をした場合の評価を新設した。

エ 発達障害のある子どもへの支援の充実

発達障害児への支援については、第190回国会(2016年)において「発達障害者支援法」(平成16年法律第167号)の一部が改正されたことを踏まえ、発達障害者の乳幼児期から高齢期までの各ライフステージに対応する一貫した切れ目ない支援の推進を図るため、保健、医療、福祉、教育及び労働等の制度横断的な関連施策の推進に取り組んでいる。具体的には、都道府県・指定都市に、保健、医療、福祉、教育及び労働に関する機関が参加

する「発達障害者支援地域協議会」を設置し、地域における発達障害児の支援体制に関する課題について情報を共有する等、関係機関の連携の緊密化を図ることとしている。

また、発達障害児者やその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、2018年度に「発達障害児者及び家族等支援事業」を創設し、発達障害児の保護者に対するペアレントトレーニング⁶³や、発達障害者同士のピアサポートのほか、2020年度からは青年期の発達障害者等の居場所をつくり、社会から孤立しない仕組みづくりを行うための支援等を実施している。

そのほか、発達障害等に関する知識を有する専門員が、市町村の保育所、放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場を巡回し、施設のスタッフや親に対して、発達障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行っており、2020年度からは、発達への気になる子どもなどに対し、切れ目ない支援を継続的に実施するための戸別訪問等も実施するなど、地域における発達障害児に対する支援体制の充実を図っている。

オ 「気づき」の段階からの支援

乳幼児健診や子育て家庭の利用する様々な施設・事業において、特別な支援が必要となる可能性のある子どもを早期に発見し、適切な専門機関につなぐこと等により、「気づき」の段階からの支援の充実を図っている。

カ 特別支援教育の推進

障害のある子どもについては、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加するために必要な力を培うことができるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」において一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援

63 発達障害児者の親が自分のこどもの行動を理解したり、発達障害の特性を踏まえた褒め方やしかり方を学んだりするための支援。

が行われている。

また、障害のあるこどもに適切な指導や必要な支援を行うためには、特別支援教育に関わる教師の専門性の向上や、各学校における支援体制の整備を一層充実していくことが重要な課題である。

2023年3月に取りまとめられた「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告」においては、自らの学校で受けられる通級による指導の促進、特別支援学校と小学校・中学校・高等学校を一体的に運営する学校を支援するインクルーシブな学校運営モデルの創設等の方向性について示され、文部科学省では本報告の方向性に沿ってインクルーシブ教育システムの更なる促進を図っている。

このほか、障害のあるこどもの学校における日常生活上・学習活動上のサポートを行う「特別支援教育支援員」の配置促進、学校において医療的ケア実施体制の充実を図るための医療的ケア看護職員配置の促進等、支援スタッフも積極的に活用しながら特別支援教育の推進を図っている。

また、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所においても、国の政策課題等に対応した研究や研修等を行っている。

(若年無業者、ひきこもり等のこども・若者への支援)

・ 地域のネットワークを通じたこども・若者への支援

子ども・若者育成支援推進法及び「子供・若者育成支援推進大綱」（2021年4月6日子ども・若者育成支援推進本部決定）を踏まえ、ひきこもり等の困難な状態にあるこども・若者を、地域における様々な機関がネットワークを形成して支援する「子ども・若者支援地域協議会」⁶⁴及びこども・若者の育成支援に関する相談にワンストップで応じる「子ども・若者総合相談センター」⁶⁵の地方公共団体における設置加速及び機能向上を図るため、アドバイザーの派遣や研修・会合の開催、好事例の紹介等を実施した。2023年1月1日時点で、「子ども・若者支援地域協議会」が141の地方公共団体に、「子ども・若者総合相談センター」が116の地方公共団体に、それぞれ設置されている。

また、困難な状態にあるこども・若者の支援に当たる専門人材の養成及び資質向上を図るため、アウトリーチ（訪問支援）や相談業務に関する研修を実施した。

(遺児への支援)

・ 遺児への支援

2014年度に東日本大震災被災地のこどもと家族に対する健康・生活支援のために創設した「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業」は、2015年度には復興庁所管の「被災者健康・生活支援総合交付金」内の事業となり、2016年度には「被災者支援総合交付金」内の事業として引き続き計上し、2020年度も児童精神科医等が巡回相談によりこどもの心のケア等を行う「親を亡くした子ども等への相談・援助事業」を実施した。

交通事故遺児支援については、自動車事故による交通遺児等の健全な育成を図るため、独立行政法人自動車事故対策機構（ナスバ）において、中学校卒業までの遺児等を対象に、育成資金の無利子貸付けを行うとともに、公益財団法人交通遺児等育成基金におい

64 子ども・若者育成支援推進法第19条で、地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される「子ども・若者支援地域協議会」を置くよう努めるものとされている。

65 子ども・若者育成支援推進法第13条で、地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供・助言を行う拠点（「子ども・若者総合相談センター」）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して確保するよう努めるものとされている。

ては、満16歳未満の遺児を加入対象に、育成給付金の支給を満19歳に達するまで行っている。

自死遺児支援については、2006年10月に施行された「自殺対策基本法」（平成18年法律第85号）を踏まえ、自殺又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等に対する適切な支援を行うため、遺族のための自助グループ等の地域における活動を支援するなど、地方公共団体との連携の下、自死遺族支援施策の中で関連施策の推進に取り組んでいる。具体的には、「地域自殺対策強化交付金」を活用して、地方公共団体において、自死遺児支援のための集いの開催等の取組を実施している。

（定住外国人のこどもに対する就学支援）

・ 定住外国人のこどもに対する就学支援

外国人については、保護者が希望する場合には、そのこどもを公立の義務教育諸学校に無償で就学させることができる。2021年5月時点で、我が国の公立の小学校・中学校・高等学校などに在籍する外国人児童生徒の数は11万4,853人である⁶⁶。また、日本語指導が必要な外国人児童生徒の数は、2021年5月時点で4万7,619人であり、前回調査の2018年度と比べて6,864人（約16.8%）増加しており、多数在籍している⁶⁷。他方、同年に文部科学省が実施した「外国人の子供の就学状況等調査」では、約1万人の外国人のこどもが不就学の状況にある可能性が明らかになった。

このような状況を踏まえ、文部科学省では、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和2年6月23日閣議決定）に基づき、外国人のこどもの就学促進等について地方公共団体が講ずべき事項を取りまとめた「外国人の

子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」を策定し、同年7月に通知するとともに、就学に課題を抱える外国人のこどもを対象とした、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する地方公共団体を補助する事業を実施している。

また、2014年には、日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」を編成し、個別の日本語指導を教育課程に位置付けて実施できるよう制度改正を行うとともに、学校における指導体制の整備充実のため、日本語を理解し、使用する能力に応じた特別な指導を受ける児童生徒18人に対して1人の教員が基礎定数として措置されるよう、義務標準法の規定に基づいた着実な改善を2026年度までに行うとともに、外国人児童生徒等の受入れから卒業後の進路までの一貫した指導・支援体制の構築を図るため、各地方公共団体が行う公立学校への受入促進、日本語と教科の統合指導・生活指導等を含めた総合的・多面的な指導、保護者を含めた支援体制の整備等に関する取組を支援する事業を実施している。

そのほか、教育委員会へのアドバイスや教員研修の充実のため、「外国人児童生徒等教育アドバイザー」の派遣や、独立行政法人教職員支援機構による、外国人児童生徒教育に携わる教員や校長・教頭などの管理職及び指導主事を対象とした、学校全体での外国人児童生徒の受入体制の整備、関係機関との連携、日本語指導の方法等を主な内容とした指導者養成研修を実施している。

11 社会全体で子育てを応援する機運の醸成

（子育て世帯をやさしく包み込む社会的機運の醸成）

66 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」（2021年）

67 同上

ア 多様な主体の連携による子育てにやさしい社会的機運の醸成（再掲）

第1章第4節1 「ア 多様な主体の連携による子育てにやさしい社会的機運の醸成」を参照。

イ 子育て支援パスポート事業の普及・促進（再掲）

第1章第4節1 「イ 子育て支援パスポート事業の普及・促進」を参照。

ウ 「家族の日」「家族の週間」等を通じた理解促進（再掲）

第1章第4節1 「ウ 「家族の日」「家族の週間」等を通じた理解促進」を参照。

エ マタニティマーク、ベビーカーマークの普及啓発（再掲）

第1章第4節1 「エ マタニティマーク、ベビーカーマークの普及啓発」を参照。

（妊娠中の方や子ども連れにやさしい施設や外出しやすい環境の整備）

ア 公共交通機関での子ども連れ家族への配慮などの環境整備（再掲）

第1章第4節2 「ア 公共交通機関での子ども連れ家族への配慮などの環境整備」を参照。

イ 子育てバリアフリーの推進（再掲）

第1章第4節2 「イ 子育てバリアフリーの推進」を参照。

ウ 道路交通環境の整備（再掲）

第1章第4節2 「ウ 道路交通環境の整備」を参照。

ア 地域におけるAI・IoT等の活用の推進（再掲）

第1章第5節1 「イ 地域におけるAI・IoT等の活用の推進」を参照。

イ 子育てワンストップサービスの推進（再掲）

第1章第5節1 「ウ 子育てワンストップサービスの推進」を参照。

ウ 子育てノンストップサービスの推進（再掲）

第1章第5節1 「エ 子育てノンストップサービスの推進」を参照。

エ ICTを活用した子育て支援サービス（Baby tech）の普及促進（再掲）

第1章第5節1 「オ ICTを活用した子育て支援サービス（Baby tech）の普及促進」を参照。

12 子育て分野におけるICTやAI等の適切な活用

第3部

子ども・若者育成支援施策の実施状況

全てのこども・若者の 健やかな育成

第1節 自己形成のための支援

1 日常生活能力の習得

(基本的な生活習慣の形成)

こどもの心身の健康や意欲は、正しい生活習慣の下での充足感のある生活が基盤となる。生活習慣づくりは、自己管理能力を身に付けていく基礎になることも期待される。

ア 学校教育における取組

学校教育では、道徳や特別活動を始め学校の教育活動全体を通じて、基本的な生活習慣の形成を図るための指導が行われており、特に小学校低学年において、挨拶などの基本的な生活習慣や社会生活上の決まりを身に付け、善悪を判断し、人としてしてはならないことに関する指導を重視している。

イ 社会全体で取り組むこどもの生活習慣づくり

文部科学省は、早寝早起きや朝食を取るといったこどもの基本的な生活習慣を育成し、生活リズムを向上させるため、「早寝早起き朝ごはん」全国協議会や民間団体と連携して、2006年から「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進している。同運動ではPTAを始め、経済界、メディア、有識者、市民活動団体、教育・スポーツ・文化関係団体、読書・食育推進団体、行政などの参加を得て、こどもの基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上につながる運動、ウェブサイトによ

る情報提供などを展開している。

また、2017年度から、独立行政法人国立青少年教育振興機構と連携し、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を促進するための「早寝早起き朝ごはん」フォーラム事業や、「早寝早起き朝ごはん」推進校事業を実施している。

ウ 青少年教育施設における取組

青少年教育施設は、集団で食事や入浴などを行うことにより協調性を養うことや規則正しい生活体験を行うことを目的に、学校や青少年団体に対して広く体験活動の機会と場を提供している。

エ 食育活動の推進

こどもに対する食育は、心身の成長と人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育んでいく基礎となるものである。近年、特に20代の若者において、朝食欠食率が高い、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上食べている人の割合が低い⁶⁸といった食生活の乱れが見られるが、こどもの頃から食に対する基本的な知識や習慣を身に付け、意識を高め、心身の健康を増進する健全な食生活を実践することができるようになるためには、家庭や学校、地域において取り組むことが重要である。

2021年度からおおむね5年間を計画期間とする「第4次食育推進基本計画」においては、朝食を欠食するこどもや若い世代を減らす、

68 「農林水産省（2015年度までは内閣府）「食育に関する意識調査」

栄養バランスに配慮した食生活を実践する若い世代を増やすという目標⁶⁹を設け、こどもや若者の食育の推進に一層取り組んでいる。

学校教育では、幼稚園教育要領や学習指導要領に食育の推進に係る記述が盛り込まれており、その内容の充実が図られている。文部科学省は、食育の推進に中核的な役割を担う栄養教諭の配置を促進しており、2022年5月1日時点で、全国の公立小学校・中学校等で6,843名が配置されている。栄養教諭は、教育に関する資質と栄養に関する専門性を生かして、「食に関する指導」と「学校給食の管理」を一体のものとして行い、その際、教職員間及び家庭や地域との連携・調整の要としての役割を果たすことが求められている。また、学校給食に地場産物を活用し、食に関する指導の教材として用いることが、学校や地域において積極的に進められている一方で、地域によっては、農産物を不足なく安定的に納入することが難しいなどの現状もあることから、2021年度より、「学校給食地場産物使用促進事業」を実施し、学校給食における地場産物の使用に際しての課題解決のための経費を支援している。

なお、保育所、幼保連携型認定こども園等における食育についても、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領にそれぞれ位置付け、推進している。

厚生労働省は、妊娠中から適切な食生活を支援し、乳幼児期からの望ましい食習慣の定着を図るため、妊産婦や子育て家庭を対象とした食に関する学習機会や情報の提供を推進している。

農林水産省は、健全な食生活の実現に当たり、「食育ガイド」や「食事バランスガイド」の活用や、ごはんを中心に多様な副食を組み合わせ栄養バランスに優れた「日本型食生活」の実践等の普及啓発のほか、食や農林水産業への理解を深める「教育ファーム」等農

林漁業体験の機会の提供の実施などを通じた食育を推進している。

内閣府食品安全委員会は、食品の安全に関する情報について、小学校高学年を対象とした「キッズボックス」のコーナーをホームページに設けてイラストを用いて分かりやすく解説している。また、地方公共団体や教育機関と連携して、大学生や高校生を対象とした意見交換会や講演会を開催している。

(規範意識等の育成)

近年、いじめの社会問題化や重大事件の続発など、こどもの問題行動は教育上の大きな課題となっており、善悪の判断といった規範意識や倫理観の育成を図ることが、これまで以上に求められている。このため、学校・家庭・地域が十分連携を図り、こどもの豊かな人間性や社会性を育む取組を進める必要がある。

学校教育では、道徳、特別活動を始め学校の教育活動全体を通じて、誰に対しても思いやりの心を持つことや、広い心で自分と異なる意見や立場を大切にすることに関する指導が行われている。また、国語科を要とする各教科等において、伝え合う力の育成を重視し、発表・討論を積極的に取り入れた学習活動が行われている。

警察は、職員の学校への派遣や少年警察ボランティアなどの協力により、非行防止教室を開催しており、具体的な非行事例を題材にして直接こどもに語りかけること等により、こども自身の規範意識の向上を図り、非行防止に取り組んでいる。また、教育委員会などの関係機関と連携し、中学生・高校生等を対象とした犯罪被害者等による講演会である「命の大切さを学ぶ教室」の開催、大学生を対象とした犯罪被害者等支援に関する講義の実施等を通じて、犯罪被害者等への配慮や協力意識の醸成に努めている。

69 「第4次食育推進基本計画」においては、「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事」を栄養バランスに配慮した食事の目安とし、そのような食生活を実践する若い世代を増やすことを目標としている。

総務省は、こどものメディア・リテラシー⁷⁰を向上させるため、小学生・中学生・高校生用の教材や小学校・中学校教員を対象とした授業実践パッケージを広く提供している。あわせて、こどもを含んだ全世代型のICTリテラシー向上を目的とした啓発サイトを開設し、保護者がこどもと一緒にデジタル・シティズンシップを学ぶことができる教材など、ICTリテラシー向上に係るコンテンツを掲載している。

(体験活動の推進)

こどもの「生きる力」を育む上で、自然体験を始め文化・芸術や科学に直接触れる体験的な活動が重要である。社会で求められるコミュニケーション能力や自立心、主体性、協調性、チャレンジ精神、責任感、創造力、変化に対応する力、多様な他者と協働する能力を育むためには、様々な体験活動が不可欠である。

近年、公的機関や民間団体等が行う自然体験活動への小学生の参加率は50%程度にとどまっているが、自然体験を多く行ったこどもの方が、自己肯定感や道徳観・正義感が高く、また、自立的行動習慣が身に付いているという傾向が見られる⁷¹。このことから、国や地方公共団体、地域、学校、家庭、民間団体、民間企業などがそれぞれの立場で自らの役割を適切に果たし連携して、人づくりの“原点”である体験活動の機会を社会総掛かりで意図的・計画的に創出していくことが必要である。また、NPOや子ども会、青年団、青年会議所といった多くの民間団体が、様々な体験活動プログラムを企画・実施しており、これらの団体の活性化も求められている⁷²。

文部科学省は、家庭や企業などが体験活動に対する理解を深めていくための普及啓発事業を実施するとともに、体験活動の推進に関する調査研究や優れた取組を行っている企業に対する表彰を行っている。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、こどもたちの日常生活において、外で思う存分遊んだり動植物に触れたりするなどの機会が減少していることが課題となっていることを踏まえ、各地域の感染状況や感染防止に十分留意した上で、全国的に、自然の中での体験を充実する取組を展開した。

独立行政法人国立青少年教育振興機構は、青少年に対し体験活動等の機会や場を提供するとともに、青少年教育指導者の養成及び資質向上、青少年教育に関する調査及び研究、関係機関・団体等との連携促進、青少年教育団体が行う活動に対する助成を行い、我が国の青少年教育の振興及び青少年の健全育成を図っている。また、社会全体で体験活動を推進する機運を高めるため、青少年団体と連携して、「体験の風をおこそう」運動を推進している。毎年10月を「体験の風をおこそう推進月間」として、全国各地で体験活動に関する様々なイベントや全国的なフォーラムを実施し、こどもの健やかな成長にとって、体験がいかに大切であるかを、広く家庭や社会に発信している。

(読書活動の推進)

読書は、こどもにとって、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きるための力を身に付けていく上で欠くことができないものである。

70 次の三つを構成要素とする、複合的な能力のこと。①メディアを主体的に読み解く能力、②メディアにアクセスし活用する能力、③メディアを通じコミュニケーションする能力。特に、情報の読み手との相互作用的（インタラクティブ）コミュニケーション能力

71 独立行政法人国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する意識調査」

72 2013年1月、中央教育審議会は、体験活動の意義や効果を整理するとともに、現在の課題や今後の推進方針について「今後の青少年の体験活動の推進について（答申）」で提言した。

文部科学省は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）と「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第4次）」（平成30年4月20日閣議決定）に基づき、こどもの読書活動を推進しており、2023年3月には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第5次）」（令和5年3月28日閣議決定）を策定した。

具体的には、

- ・家庭、学校、地域等の連携の下、こどもの生活や環境の変化に対応し、特に中学生・高校生期の読書習慣の形成に向けて、発達段階に応じた取組を推進する事業についての検証を行うとともに、様々な困難を抱えるこどもを支援する取組を行っている。
- ・国民の間に広くこどもの読書活動についての関心と理解を深めるため、「子ども読書の日」（4月23日）に「子どもの読書活動推進フォーラム」を開催し、著名人による記念講演や、優れた読書活動を行っている学校や図書館、ボランティア活動団体への文部科学大臣表彰の授与を行うとともに、こどもの読書に関してホームページなどによる情報提供を行っている。
- ・「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成24年文部科学省告示第172号）なども踏まえ、図書館における読書環境の整備に努めている。

図書館は、読み聞かせ等を通じてこどもが読書の楽しみを知ることのできる、こどもの読書活動の推進にとって重要な社会教育施設である。また、地域の身近な学習拠点である公民館でも、読み聞かせ等を行う民間団体やボランティアの活動の場としてこどもの読書活動の推進に資する教育活動が行われている。

文部科学省は、図書館及び公民館がこどもを始めとした住民にとってより身近で利用しやすい施設となるよう、環境整備を推進している。

また、学校図書館については、2016年度に策定した「学校図書館ガイドライン」や「学校司書のモデルカリキュラム」を、教育委員会等に周知し普及・啓発を図るとともに、学校図書館図書標準の達成、計画的な図書更新、学校図書館への新聞の複数紙配備、学校司書の配置拡充を目的とした第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」（2022～2026年度）に基づき、5か年で計2,400億円（単年度480億円）の地方財政措置を講じることとしている。

（体力の向上）

体力は、人間の健全な発達・成長を支え、より豊かで充実した生活を送る上で大変重要なものであり、こどもの時期に活発な身体活動を行うことは、成長・発達に必要な体力を高めることはもとより、運動・スポーツに親しむ身体的能力の基礎を養い、病気から身体を守る体力を強化し、より健康な状態をつくっていくことにつながる。

1998年から始まった新体力テストの合計点は、全体的に向上傾向にあり、こどもの体力は横ばい又は向上傾向を示している⁷³。一方、運動をすることとそうでないこどもの二極化が見られ、特に中学2年生女子の約2割が1週間の総運動時間（保健体育の時間を除く）が60分未満となっている⁷⁴。こどもの体力低下は将来的に国民全体の体力低下につながり、ひいては社会全体の活力が失われる事態が危惧される。

ア 地域社会での体力向上の取組の推進

スポーツ庁は、こどもの体力向上に向けた総合的な施策を推進しており、幼児期の外遊びの頻度が小学校入学後の運動習慣・体力と関連性があるという調査結果も見られることから⁷⁵、幼児期及び小学校児童を対象とし、

73 スポーツ庁「体力・運動能力調査」（2021年度）

74 スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（2022年度）

75 スポーツ庁「体力・運動能力調査」（2019年度）

発達段階に応じて、自治体の幼児に関わる部署や域内の関係団体、小学校が連携し、こどもの望ましい運動習慣形成に資する取組を推進していく。

イ 学校における体育・運動部活動の振興

学校の体育・保健体育は、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成することを狙いとしている。

スポーツ庁は、体育・保健体育の授業の充実を図るために、2022年度から、全てのこどもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けて、「1人1台端末」を活用した学習や、障害の有無にかかわらず仲間とともにスポーツに親しむ共生社会の実現に資する指導内容や指導方法等の工夫について実践研究を実施している。また、「武道」の指導について、外部指導者の活用や教員の資質向上、指導力の強化、複数の武道種目の指導など、多様な武道指導の実践研究を行うことにより、体育指導の充実を図る取組を実施している。

また、体力向上に係る検証改善サイクルを確立するため、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」を実施している。

運動部活動については、2022年6月にスポーツ庁長官に手交された検討会議の提言⁷⁶等を踏まえ、学校部活動の適切な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について示した、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を2022年12月に策定した。本ガイドラインでは、2023年度から2025年度までを「改革推進期間」として位置づけ、休日の部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、地域の実情等に応じて可能な

限り早期の実現を目指すこととしており、国としても、実証事業の着実な実施や、先進事例の周知など、必要な施策を総合的・一体的に講じている。

(生涯学習への対応)

社会経済の大きな変化の中で、生涯を通じて、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に活かすことのできる社会を実現することが求められている。特に、出産・育児のために仕事を離れる者が多いことから、安定した雇用を得にくい女性にとって、生涯にわたる学習機会の充実は重要である。

ア 高等教育機関における学修機会の充実に 関する取組

大学などの高等教育機関は、生涯学習機関としての機能を社会一般に積極的に提供するよう期待されている。昨今、技術革新や産業構造の変化に伴い、社会人が高等教育機関で教育(再教育)を受ける必要性が高まるなど、一層の充実が求められている。このため、公開講座の実施や、夜間の学部・学科の設置、昼夜開講制の実施、通信教育課程の設置といった対応⁷⁷が進められている。また、社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大を目的として、大学や専門学校等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的プログラムを、「職業実践力育成プログラム」(BP)や「キャリア形成促進プログラム」として文部科学大臣が認定している。

独立行政法人日本学生支援機構は、2014年度から、学び直しを支援するため、奨学金制度の弾力的運用(同学種間での再貸与の制限の緩和(例えば、在学中に無利子奨学金の貸与を受けて学部を卒業した後、別の学部で学び直す場合にも再度無利子奨学金の貸与を

76 「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」

77 このほか、科目等履修生制度の導入、履修証明制度の導入、大学・大学院入学資格の弾力化、高等学校卒業程度認定試験の実施、放送大学の充実など。

受けられるようにする。)) を行っている。

イ 女性の生涯学習

文部科学省は、多様な年代の女性の社会参画を推進するため、2020年度から「女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業」において、大学、男女共同参画センター、企業等の連携によるキャリアアップやキャリアチェンジ等を総合的に支援する実証事業を実施している。また、2022年度からは学校教育分野における女性参画を促進するための普及啓発事業を実施している。

2 学力の向上

(学習指導要領の目指す姿)

初等中等教育については、「学校教育法」(昭和22年法律第26号)において、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育み、主体的に学習に取り組む態度を養うこととされている。

2016年12月の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」を踏まえ改訂された学習指導要領が、小学校では2020年4月から、中学校では2021年4月から全面実施されており、高等学校では2022年4月から年次進捗で実施されている。学習指導要領では、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現が求められている。その上で、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善やカリキュラム・マネジメントの充実を通して、新しい時代に求められる資質・能力を一層確実に育むことを目指して教

育内容の改善を図っている。

文部科学省は、学習指導要領の着実な実施のため、趣旨の周知・徹底、教科書など教材の改善・充実、全国の優れた教育実践の収集・共有、研修に係る指導・助言などを行っている。加えて、学校や教師の業務の役割分担・適正化、小学校における35人学級の計画的整備や高学年の教科担任制の推進等の教職員定数の改善、教員業務支援員などの支援スタッフの活用を通じた学校の指導・事務体制の充実及び業務負担軽減、GIGAスクール構想による「1人1台端末」の整備など人的・物的体制の整備に取り組んでいる。

(個に応じた指導の充実等)

文部科学省は、学校教育の水準の維持向上のため、学校数や学級数等に応じて算定される基礎定数に加え、基礎学力の保障のため、習熟度別少人数指導、ティーム・ティーチング、小学校の専科指導など指導方法の工夫・改善を行う学校や、特別な配慮が必要な学校などに対し、教職員の加配定数を措置している。2022年度は、2021年3月の義務標準法の改正を踏まえ、小学校3年生の35人学級を実施するために必要な教職員定数の改善を行ったほか、専門性の高い教科指導による教育の質の向上や、教員の持ちコマ数の軽減など学校における働き方改革の推進に向けた、小学校高学年における教科担任制の推進等のため教職員定数の改善を行った。また、補習や発展的な学習への対応などのため、退職教職員などの多様な人材を学習指導員等として学校に配置するための取組を支援する「補習等のための指導員等派遣事業」を実施しており、2022年度は学習指導員等11,000人の配置支援を行った。

(特色・魅力ある高等学校教育の実現に向けた取組)

文部科学省は、高校教育の質の確保と向上

を促すため、学習指導要領の改訂などの多様な施策を実施している。2018年3月に改訂し、2022年4月から年次進行で実施されている高等学校学習指導要領においては、高等学校において育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、教科・科目の構成を改善し、生涯にわたって探究を深める未来の創り手として社会に送り出していくため、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を推進することとしているほか、言語能力の確実な育成や理数教育の充実等に関する改善を図っている。

さらに、2018年度から、高等学校において、地理的要因等にとらわれず多様かつ高度な教育を可能とする遠隔教育の導入を始めとした教育改革の優良事例の普及を図るとともに、定時制・通信制課程の特性を活かした効果的な学習プログラムのモデル構築・普及や、定時制・通信制課程における特別な支援を要する生徒等の学習ニーズに応じた指導方法等の確立・普及を図る取組を実施している。

また、高等学校通信教育については、一部で不適切な教育運営の実態が明らかとなったことを踏まえ、「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」を策定した(2016年9月策定。2023年2月に一部改訂)。これに基づき、文部科学省として所轄庁に全面的に協力しつつ、広域通信制高等学校に対して、実地による点検調査等を実施している。

(学校教育の情報化の推進)

社会の情報化が急速に進展する中で、子どもたちが情報や情報手段を主体的に選択し活用していくための基礎的な資質としての情報活用能力を身に付け、情報社会に主体的に対応していく力を備えることがますます重要となっている。

2017年3月に改訂した小学校・中学校学習指導要領、2018年3月に改訂した高等学校の学習指導要領では、情報活用能力を、言語能力などと同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け、各学校におけるカリ

キュラム・マネジメントにより、教育課程全体で確実に育成することとしている。また、情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることに配慮するよう総則において明記している。とりわけプログラミング教育については、小学校において必修化するなど、小学校・中学校・高等学校の全ての学校段階を通じて実施することとしている。

学習指導要領の着実な実施のため、学校・教育委員会の具体的な取組の参考となるよう、新しい「教育の情報化に関する手引」を作成・公表したほか、情報活用能力の育成に関する取組を進めており、2017年度から情報活用能力を各教科等の学習に効果的に関連付けて育成するためのカリキュラム・マネジメントの在り方等に関する調査研究を行い、各推進校における取組をまとめ、公表している。

なお、プログラミング教育の推進に向けては、これまでも「小学校プログラミング教育の手引(第三版)」や「中学校技術・家庭科(技術分野)のプログラミングに関する実践事例集」、「高等学校情報科「情報I」教員研修用教材」等を公表しており、引き続き、有益な情報提供等を行うこととしている。

また、昨今、スマートフォンやSNSなどが児童生徒の間に急速に普及しており、児童生徒がSNS等の不適切な利用によるトラブルや犯罪に巻き込まれる事例が発生している。そのため、情報モラル教育の推進に係る児童生徒向け啓発資料や教師用指導資料の作成・配布等により、学校における情報モラル教育の充実を図っている。

ICTを活用した遠隔教育については、児童生徒の学びの質の向上を目的として、2020年度まで遠隔教育システムの効果的な活用に関する実証事業を行い、その成果をまとめたガイドブックを作成し、周知を図っている。

また、授業を行う教科に相当する免許状を受信側の教員が有していない状況でも、遠隔

で授業を行うことを可能とする遠隔教育特例校についての関係省令・告示を2019年8月に公布・施行した。中学校等の管理機関が申請書を提出し、文部科学省において審査の上、基準を満たしている場合、遠隔教育特例校に指定される。

また、「GIGAスクール構想」による「1人1台端末」環境を活かし、目指すべき次世代の学校・教育現場等を見据えつつ、こどもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、文部科学省において、学校現場における先端技術・教育データの効果的な利活用についての実証事業を2019年度から2021年度まで実施した（「学びにおける先端技術の効果的な活用に関する実証事業」）。

一方、教師の長時間勤務の解消が喫緊の課題となっており、校務の情報化を進めることで、出席管理や成績処理等の事務業務が効率化されることから、2019年度まで都道府県単位での統合型校務支援システムの共同調達・運用の促進に係る実証を行い、その成果をまとめたガイドブックを作成し、周知を図っている。また、学校における働き方改革をより進めるための校務の情報化の在り方や、校務系システムのデータと他のシステムとの連携の可能性等について、今後の方向性を示すことを目的とし、2021年12月から「GIGAスクール構想の下での校務の情報化の在り方に関する専門家会議」を開催して検討を進めている。GIGAスクール構想に基づく「1人1台端末」を活用するために必要な新たなセキュリティ対策やクラウドサービスの活用を前提としたネットワーク構成等の課題に対応するため、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を2021年5月及び2022年3月に改訂し、説明動画を配信するなど周知を図っている。文部科学省では、学習指導要領の実施を見据え、学校において最低限必要とされ、かつ優先的に整備すべきICT環境について明示するため、2017年12月に「平成30年度以降の学校にお

けるICT環境の整備方針」を策定した。また、学校におけるICT環境の整備に必要な経費については、当該整備方針を踏まえた「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（平成30～令和4年度）」に基づき、単年度1,805億円の地方財政措置が講じられている。

さらに、文部科学省においては、「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」の主要な項目に関するデータについて、都道府県及び市区町村ごとの状況を見やすくグラフ化し、さらに、学校のICT環境の整備状況の都道府県及び市区町村別順位を公表するなど「見える化」することにより、学校のICT環境整備の促進を図っている。

また、OECDの「生徒の学習到達度調査2018年調査（PISA2018）」では、学校におけるICTの利活用の状況がOECD平均に比して軒並み低いという状況にある。

こうした事態を踏まえ、2019年6月には、有志の関係議員から連名で提出された「学校教育の情報化の推進に関する法律」（令和元年法律第47号）が成立した。同法においては、国において学校教育情報化推進計画を策定し、地方公共団体においても国の計画も参考に推進計画を策定するよう努力義務などが定められている。

また、2019年12月5日に閣議決定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」において、学校における高速大容量のネットワーク環境（校内LAN）の整備を推進するとともに、特に、義務教育段階において、2023年度までに、全学年の児童生徒一人一人がそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指すこととしており、事業を実施する地方公共団体に対し、国として継続的に財源を確保し、必要な支援を講じることが政府の方針として決定された。この決定に対応する施策として、2019年度補正予算において、「GIGAスクール構想の実現」として2,318億円を計上した。さらに、「1人1台端末」の早期実現や、家庭でもつながる通信環境の整備など、「GIGAスクール構想」に

おけるハード・ソフト・人材を一体とした整備を加速することで、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により全てのこどもたちの学びを保証できる環境を早急に実現するため、2020年度第1次補正予算に2,292億円を計上するとともに、高等学校段階の低所得世帯等の生徒が使用する端末の整備等を目的として、2020年度第3次補正予算に209億円を計上した。

これらの取組に加え、ICT環境の活用促進に向けて、文部科学省に設置した「GIGA StuDX推進チーム」による活用事例の紹介や個別の支援、「ICT活用教育アドバイザー」による助言・支援を地方公共団体のニーズに応じて行っている。

3 大学教育等の充実

(大学教育の充実)

ア 教育機能の充実

大学教育では、個々の授業科目などを超えた大学教育全体としてのカリキュラム・マネジメントを三つの方針（卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針）に基づき確立するとともに、主体性を持って多様な人々と協力して学ぶことのできるアクティブ・ラーニングへの質的転換が推進されている。また、各大学において、産業界と連携した実践的な教育やインターンシップを通じたキャリア教育などの学生の社会的・職業的自立に関する組織的な教育活動の展開、教育内容・方法の改善、教育情報の公表などの取組が積極的に行われている。

イ 教育研究の質の維持・向上

文部科学省は、大学教育の国際的通用性の確保や学生保護の観点から、大学を設置するのに最低限必要な基準として大学設置基準を定めるとともに、大学等の設置や組織改編に

当たっては、設置計画が大学設置基準等の法令等に適合しているかについての大学設置・学校法人審議会による審査を踏まえて認可を行っている。また、設置認可後は、設置計画の履行状況などを調査することにより、設置認可から完成年度までの質の保証を行っている。さらに、全ての国公私立大学が文部科学大臣から認証された評価機関による定期的な評価を受ける認証評価制度により、恒常的に大学の教育研究の質の維持・向上を図っている。

また、2020年度から2021年度にかけて、中央教育審議会大学分科会質保証システム部会において、大学の質保証システムの見直しに係る議論が行われ、2022年3月には学修者本位の教育、社会に開かれた質保障という考え方に基づいた大学設置基準や認証評価制度等の改善・充実に関する提言が取りまとめられた。

ウ 大学院教育の充実

文部科学省は、2018年度から「卓越大学院プログラム」事業を開始し、各大学が自身の強みを核に、国内外の大学・研究機関・民間企業等と組織的な連携を行いつつ、世界最高水準の教育力・研究力を結集した博士課程前期・後期一貫の学位プログラムを構築することで、あらゆるセクターを牽引する卓越した博士人材を育成するとともに、人材育成・交流及び新たな共同研究の創出が持続的に展開される卓越した拠点形成する取組を推進している。

エ 学修支援サービス

各大学では、アクティブ・ラーニングなどを行う際に、優秀な大学院生が教育的配慮の下に学部学生に対する助言や実験・実習の教育補助業務を行うティーチング・アシスタント制度や、学生の学修過程や学修成果を長期にわたって収集する学修ポートフォリオなど、多様化した学生の学修活動を支援する取組を行っている。

文部科学省は、大学の取組に関する調査の

結果を発信することで、大学の取組を促進している。

(専修学校教育の充実)

専修学校⁷⁸は、職業や生活に必要な能力の育成や教養の向上を図ることを目的とし、社会の変化に即応した実践的な職業教育を行う機関として大きな役割を果たしている。専門的な職業知識・技術の習得のほか、職業観・勤労観のかん養や自己学習能力の育成において相当の成果を挙げており、若者の職業的自立にも寄与している。

文部科学省は、専修学校教育の振興を図るため、以下のような取組を行っている。

- ・企業などとの密接な連携を通じ、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専修学校の専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定。(認定学校数：1,093校、認定学科数：3,165学科(2023年3月27日時点))
- ・「専修学校による地域産業中核的人材養成事業」において、中長期的な人材育成に向けた産官学の協議体制の構築を進めるとともに、地域や産業界の人材ニーズに対応した教育プログラムの開発・実証等を実施。
- ・教育装置・情報処理関係の設備整備などに対する補助、教員研修事業などの実施。

78 入学資格の違いにより三つの課程（専門課程、高等課程、一般課程）が設けられている。高等学校卒業程度を入学資格とする専修学校専門課程（専門学校）には、2022年5月時点では高等教育機関への入学者のうち、22.5%が進学している。

第2節 こども・若者の健康と安心安全の確保

1 健康教育の推進と健康の確保・増進等

こどもや若者が健やかに成長するためには、自らの心・身体の健康を維持することが重要である。肥満傾向児及び痩身傾向児の割合に増加傾向が見られる年齢層もあり⁷⁹、また、20歳未満の者による飲酒、喫煙、10代の性感染症⁸⁰や人工妊娠中絶⁸¹など、思春期特有の課題も見られる。こうしたことから、こども・若者が自ら心身の健康に関心を持ち、正しい知識を得ることで、健康の維持・向上に取り組めるよう、様々な分野が協力し、健康維持の推進と次世代の健康を育む対策が必要である。

(健康教育の推進)

学校では、「学校保健安全法」(昭和33年法律第56号)に基づき、養護教諭と関係教職員が連携し、児童生徒の心身の健康に関する問題について指導を行うとともに、地域の医療機関を始めとする関係機関との連携による救急処置・健康相談・保健指導の充実が図られている。例えば、性に関する指導については、学習指導要領に基づき、こどもが性に關して正しく理解し、適切に行動を取れるようにすることを目的として、体育科や保健体育科、特別活動などを中心に学校教育活動全体を通じた指導が行われている。なお、指導に当たっては、こどもの発達段階を踏まえることや学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることに配慮すること、集団指導と個別指導の内容を区別しておくなど計画性をもって実施することが大切である(薬物乱用については、第2章第2節3(薬物乱用

防止)を参照。)

(思春期特有の課題への対応)

学校では、20歳未満の者が喫煙や飲酒、薬物乱用をしないという態度を育てることを狙いとした様々な教育が行われている。文部科学省は、こどもが自らの心と体の健康を守ることができるよう、喫煙や飲酒、薬物乱用、感染症などについて総合的に解説した教材を文部科学省ホームページに掲載している。

「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現を目指し、関係する全ての人々、関連機関・団体が一体となって取り組む国民運動である「健やか親子21(第2次)」において、厚生労働省は基盤課題の一つに、「学童期・思春期から成人期に向けた保健対策」を位置付け、取組の充実を図っている。具体的には、10代の喫煙と飲酒の根絶を目標に掲げ、ホームページを活用して、喫煙と飲酒による健康への影響について情報提供している。また、10代の人工妊娠中絶率や、10代の性感染症罹患率、児童・生徒における痩身傾向児割合の減少を実現すること等を目標とし、正しい知識の普及啓発を始めとする各種の取組を推進している。

(妊娠・出産・育児等に関する教育)

学校における性に関する指導については、学習指導要領に基づき、児童生徒が妊娠、出産などに関して正しく理解し、適切な行動を取れるようにすることを目的に、体育科、保健体育科を中心に、学校教育活動全体を通じて行われている。

また、児童生徒に、家族の一員として家庭

79 文部科学省「学校保健統計」

80 厚生労働省「感染症発生動向調査」

81 厚生労働省「衛生行政報告例」

生活を大切にすることを育むことや、子育てや心の安らぎなどの家族・家庭の機能を理解させるとともに、これからの生活を展望し、問題意識を持って主体的によりよい生活を工夫できる資質・能力を身に付けさせることが重要である。このため、小学校・中学校・高等学校において、発達段階を踏まえ、関連する教科等を中心に家族・家庭の意義や役割への理解を深める教育がなされている。

厚生労働省は、都道府県、指定都市、中核市が実施する専門的知識を有する医師や保健師等による健康教室や講演会等に対する支援により、妊娠・出産・育児に関する知識の普及啓発を図っている。

(10代の親への支援)

厚生労働省は、予期せぬ妊娠などにより、身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等を支援するため、「性と健康の相談センター」や若年妊婦等への支援に積極的なNPO等によるアウトリーチ、SNSを活用した相談支援、産婦人科等への同行支援等のほか、当該妊婦等を次の支援につなげるまでの緊急一時的な居場所の確保等に係る支援を行っている。

(安心で安全な妊娠・出産、産後の確保、小児医療の充実等)

ア 安心で安全な妊娠・出産の確保

厚生労働省は、妊娠や出産に係る経済的負担の軽減や、周産期医療体制の整備、救急搬送受入体制の確保を行うとともに、2022年度診療報酬改定において、不妊治療の保険適用を行った。また、妊娠期から育児期を通して安心して健康に過ごせるよう、妊娠や出産に関する情報提供や相談支援体制の整備を行うとともに、マタニティマークの普及啓発に努め、妊産婦にやさしい環境づくりの推進に取り組んでいる。

イ 地域における母子保健の充実

厚生労働省は、安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後を支援するため、2019年12月に施行された成育基本法の趣旨を踏まえつつ、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制の充実に取り組んでいる。

特に、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点（「子育て世代包括支援センター」）の整備を行っている。

また、2019年12月に成立した、母子保健法の一部を改正する法律において、出産後の母子に対して、心身のケア等を行う「産後ケア事業」が市町村の努力義務として法的に位置づけられた。同事業については、2022年度時点で1,462市町村が実施しており、少子化社会対策大綱に基づき、2024年度末までに全国展開を目指している。

さらに、新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、妊婦の方々は、妊娠・出産や産後の育児等に不安を抱えて日々を過ごしている。このため、2022年度補正予算により、不安を抱える妊婦に対する分娩前の新型コロナウイルス感染症検査費用の補助を行っている。あわせて、集団健康診査の受診を控える傾向にある幼児健康診査について、個別健康診査への切替えに対する支援等を行っている。

ウ 小児医療・予防接種の充実

厚生労働省は、こどもが地域においていつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児医療に係る医療提供施設相互の連携体制の構築を推進している。また、小児初期救急センター、小児救急医療拠点病院、小児救命救急センターの整備の支援や、休日・夜間における小児の症状等に関する保護者等の不安解消等のため、こどもの保護者等に対し小児科医や看護師等が電話で助言等を行う「子ども医療電話相談事業（#8000事業）」の支援などにより、小児医療の充実を図ってい

る⁸²。予防接種については、「予防接種・ワクチンで防げる疾病は予防すること」という理念に基づき、制度の見直しと充実を図っている。小児の肺炎球菌感染症等については2013年4月から、水痘等については2014年10月から、B型肝炎については2016年10月から、ロタウイルス感染症については2020年10月から、それぞれ予防接種法に基づく定期接種としている。

2 こども・若者に関する相談体制の充実

こどもや若者が自らの心身や権利を守るためには、主体的に相談し、支援を求める必要がある。困難を抱えた場合の相談先などの情報に、こどもや若者自身が日頃から接することができるよう、広報啓発等に努める必要がある。

(自ら考え自らを守る力の育成等)

政府は、消費者教育の推進に関する法律及び消費者教育の推進に関する基本的な方針に基づき、消費者教育を推進している。

若年者への消費者教育については、2022年4月1日に成年年齢が18歳に引き下げられたことを踏まえ、若年者が社会において消費者として主体的に判断し、責任を持って行動できるような能力を育むとともに、消費者市民社会の形成に参画することの意義などについての理解を促すため、全国の高等学校等における実践的な消費者教育の推進やSNS等を活用した積極的な情報発信等に取り組んでいる。

(子ども・若者総合相談センターの充実)

「子ども・若者総合相談センター」は、地方公共団体がこども・若者育成支援に関する地域住民からの様々な相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供・助言を行う拠点として設けるものである。「子ども・若者総合相談センター」は、こどもや若者に関する様々な相談に関するワンストップ窓口となり、相談内容などに応じて、教育や福祉といった適切な関係機関に「つなぐ」機能を果たすことが求められている。

このため、内閣府は、子ども・若者育成支援推進法及び子供・若者育成支援推進大綱を踏まえ、各地方公共団体における「子ども・若者総合相談センター」の設置加速及び機能向上を推進するため、2022年度の「地域における子供・若者支援体制の整備推進事業」において、アドバイザーの派遣や研修・会合の開催、好事例の紹介等を実施した。

「子ども・若者総合相談センター」は、2023年1月1日時点で、116の地方公共団体に設置されている。

(学校における相談体制の充実)

こどもが抱える問題の早期発見・早期対応のためには、こどもの悩みや不安を受け止めて相談に当たることや、関係機関・団体と連携して必要な支援をしていくことが大切である。

学校では、養護教諭と関係教職員が連携した健康相談や保健指導が行われている（第1章第2節1（健康教育の推進）を参照。）。

文部科学省は、学校における教育相談体制の充実のため、こどもの心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーや、福祉の専門的な知識・技術を有しこどもの置かれた様々な環境に働き掛けたり、児童相談所を始めとする関係機関・団体とのネットワークによりこどもを支援したりするスクールソーシャルワーカーの配置を推進して

82 小児救急医療拠点病院、子ども医療電話相談事業に対する支援は、2013年度までは補助金であったが、2014年度から、地域医療介護総合確保基金において実施可能となっている。

いる⁸³。

また、文部科学省では、2015年12月から「教育相談等に関する調査研究協力者会議」を開催し、2017年1月に、今後の教育相談の在り方、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの職務内容、学校及び教育委員会における体制の在り方など、児童生徒の教育相談の充実について提言する報告書⁸⁴を公表した。

さらに、2015年12月の中央教育審議会「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」等を踏まえ、学校教育法施行規則の一部を改正し、スクールカウンセラーは「小学校における児童の心理に関する支援に従事する」、スクールソーシャルワーカーは「小学校における児童の福祉に関する支援に従事する」と、同規則（中学校、高等学校等にも準用）に職務内容を規定した（2017年4月1日施行）。

2022年度は、

〈スクールカウンセラーの配置の充実〉

- ・スクールカウンセラーの全公立小学校・中学校への配置（27,500校）
- ・いじめ・不登校対策のための重点配置（2,000校）
- ・貧困対策のための重点配置（1,900校）
- ・虐待対策のための重点配置（1,500校）
- ・教育支援センターの機能強化（250か所）
- ・スーパーバイザーの配置（90人）

〈スクールソーシャルワーカーの充実〉

- ・福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの全中学校区への配置（10,000中学校区）
- ・いじめ・不登校対策のための重点配置（2,000校）
- ・貧困対策のための重点配置（2,900校）
- ・虐待対策のための重点配置（2,000校）
- ・教育支援センターの機能強化（250か所）
- ・スーパーバイザーの配置（90人）

を図った。また、教職員を対象とした研修会などを行った。

（地域における相談体制の充実）

厚生労働省は、地域における相談や医療機関での対応の充実のため、以下の取組を行っている。

- ・子育て中の親や子が身近な場所に気軽に集まって相談・交流ができる「地域子育て支援拠点」の設置の推進や、こどもやその保護者、妊娠している人が地域子育て支援拠点等の身近な場所で教育・保育・保健その他の子育て支援事業を適切に選択し円滑に利用できるよう、情報収集と提供、必要に応じた相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などの体制づくり等を行う「利用者支援事業」の推進。
- ・不登校やひきこもり、摂食障害、性的逸脱行為、薬物乱用といった学童期や思春期に多く見られる心の問題に対応するため、精神保健福祉センターや保健所、児童相談所における、医師、保健師、精神保健福祉士、公認心理師等による相談の推進。
- ・性に関する健全な意識をかん養し正しい理解の普及を図るため、価値観を共有する同世代の仲間による相談・教育活動（「ピア・カウンセリング」と「ピア・エデュケーション」）の普及促進。
- ・障害のあるこどもに関しては、障害児相談支援を2015年4月から障害児通所支援を利用する全ての障害児の保護者に原則として実施。
- ・2021年度の障害福祉サービス等報酬改定において、障害児入所施設における地域移行に向けた支援として、家庭や地域と連携して支援を行うソーシャルワーカーを専任配置した際の加算を創設。
- ・様々なこどもの心の問題や、被虐待児の心

83 文部科学省ホームページ「教育相談」

<https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302910.htm>

84 「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～（報告）」

のケア、発達障害等に対応するため、都道府県及び指定都市における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉関係機関等と連携した支援体制の構築を図る「こどもの心の診療ネットワーク事業」の実施。

消費者庁では、消費者トラブルに遭った際に、身近な消費生活相談窓口を案内する消費者ホットラインについて、2015年7月1日より3桁の電話番号「188」番の運用を開始し、同ホットラインの認知度向上に向けて、消費者庁ホームページへの掲載、SNSや公共交通機関を活用した広告配信、啓発チラシ・ポスターの作成・配布等を行っている。

（いじめ防止対策等）

いじめは、いじめを受けたこどもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長と人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。文部科学省国立教育政策研究所の調査⁸⁵では、年2回、小学4～中学3年生に対していじめの被害経験について聞いている。それによると、被害経験率が増加する傾向は見られないが、小学生の場合、約4～5割が、「仲間はずれ・無視・陰口」の被害を経験している。また、小学4年生が中学3年生になるまでの6年間で「仲間はずれ・無視・陰口」を経験しなかった（0回）児童生徒は被害経験で8.6%、加害経験で14.6%にとどまることから、多くのこどもが被害も加害も経験していると考えられる。

いじめの防止のための対策は、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることや、全てのこどもがいじめを行わず、また、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの問題に関するこどもの理解を深

めることを旨として行われなければならない。また、いじめを受けたこどもの生命と心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭などの関係者が連携する必要がある。

2013年6月には、第183回国会（2013年）において、いじめ防止対策推進法が成立した。同法の成立を受け、文部科学省では同年10月、「いじめの防止等のための基本的な方針」を策定した。「いじめの防止等に関する普及啓発協議会」や、教員を対象とした「いじめの問題に関する指導者養成研修」を開催するなど、同法や同基本方針の周知に取り組んでいる。

2022年度、全国の国公私立の小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は、約68万2,000件であり、前年度に比べ約6万7,000件増加しているが⁸⁶、いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っていると考えられる。一方で、警察が取り扱ったいじめに起因する事件の検挙・補導人員は、2022年は223人で、前年に比べ25人増加した⁸⁷。

ア いじめ防止対策の総合的な推進

文部科学省は、これまでも各種通知などにおいて、都道府県・指定都市教育委員会や学校などに対し、いじめの早期発見・早期対応、いじめを許さない学校づくり、教育委員会による支援、全ての学校でのいじめに関する「アンケート調査」の実施、いじめが生じた際には問題を隠さず学校・教育委員会と家庭・地域が連携して対処していくべきこと、問題行動に対しては懲戒・出席停止を含め毅然とした対応を取ること等を求めてきた。実際、文部科学省の調査⁸⁸によると、いじめは、多くがアンケート調査など学校の取組がきつ

85 文部科学省国立教育政策研究所「いじめ追跡調査2016-2018」(2021年)

86 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(2022年度)

87 警察庁「令和4年中における少年の補導及び保護の概況」

88 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

かけで発見につながっている。

2023年度には、引き続き、いじめの問題を始めとする生徒指導上の諸課題に対する以下の取組を総合的に推進する。

〈未然防止〉

- ・ 道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援：社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな人間性を育む各地域の特色を活かした道徳教育を推進。
- ・ こどもの健全育成のための体験活動の推進：小学校・中学校・高等学校などの農山漁村などでの体験活動の取組を支援。

〈早期発見・早期対応〉

- ・ 第1章第2節2（学校における相談体制の充実）を参照。

〈教職員定数の加配措置・教員研修の充実〉

- ・ 教職員定数についていじめ・不登校などの教育上特別な配慮を必要とする児童生徒への対応のための加配定数を措置。
- ・ 独立行政法人教職員支援機構による「いじめの問題に関する指導者養成研修」の実施。

〈いじめの未然防止、早期発見・早期対応など、いじめ問題などへの対応に関する実践的な取組の調査研究の実施〉

加えて、インターネットや携帯電話を利用したいじめに対応するため、こどもや保護者向けの啓発用リーフレットを、教育委員会などへ配布している。

また、いじめ防止対策推進法に基づく取組状況の把握と検証を行うとともに、いじめの問題を含めた生徒指導上の諸課題に関して、より実効的な対策を講じるため、2014年度から「いじめ防止対策協議会」を開催している。加えて、いじめを政府全体の問題として捉え直し、関係府省の知見を結集し、対応すべき検討課題を整理し、結論を得たものから随時速やかに対応していく政府の体制を構築するため、新たに、内閣官房（2023年4月1日からこども家庭庁）と共同で「いじめ防止対策に関する関係府省連絡会議」を2022年11月及び2023年2月に開催した。さ

らに、いじめの問題に主体的に取り組むリーダーとなる児童生徒を育成するとともに、全国各地での多様な取組の実施を一層推進するため、2023年1月には「全国いじめ問題子供サミット」を開催した。

警察は、少年相談活動やスクールサポーターの学校への訪問活動などにより、いじめ事案の早期把握に努めるとともに、把握したいじめ事案の重大性や緊急性、被害を受けたこどもやその保護者の意向、学校などの対応状況などを踏まえ、学校などと緊密に連携しながら、的確な対応を推進している。

イ いじめの問題に関する相談対応

文部科学省は、夜間・休日を含め24時間いつでもこどものSOSを受け止めることができるよう、全国統一の電話番号を設定し、「24時間子供SOSダイヤル」（0120-0-78310）を実施している（いじめ問題に限らずこどものSOSを社会全体で受け止める趣旨を明確化するため、2015年4月、それまでの「24時間いじめ相談ダイヤル」を名称変更した）。このダイヤルに電話すれば、原則として電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関に接続され、電話を受けた相談機関は、都道府県・指定都市教育委員会の実情に応じて、児童相談所、警察、いのちの電話協会、臨床心理士会を始めとする様々な相談機関と連携・協力し、対応している。また、2016年度から、より気軽に相談できるよう通話料を無料化している。

また、近年、若年層の多くが、SNSを主なコミュニケーション手段として用いているとともに、SNS上のいじめへの対応も大きな課題となっている。こうした状況を受け、文部科学省では、いじめを含む様々な悩みに関する児童生徒の相談に関して、SNS等を活用する利点・課題等について検討を行うため、2017年7月に有識者会議を開催し、2018年3月、「SNS等を活用した相談体制の構築に関する当面の考え方（最終報告）」を取りまとめた。なお、2018年から地方公共団体に

対し、SNS等を活用した児童生徒向けの相談体制の整備を支援している。

警察は、非行防止教室などの様々な機会を通じて少年相談活動でいじめ事案に関する相談を受け付けていることをこどもや保護者に周知するとともに、少年サポートセンターの警察施設外への設置、少年相談室の整備、少年相談専用電話のフリーダイヤル化、電子メールによる相談窓口の開設、各都道府県警察のホームページ等による相談窓口の掲載（第2章第2節3（非行防止、相談活動等）を参照。）など、いじめを受けたこどもが早期に相談することができるよう環境の整備を進めている。

また、相談者が求める場合には、警察から学校に連絡して、双方で連携した対応を行うなど、相談者に安心感を与えられるよう努めている。さらに、いじめの被害を受けたこどもに対して、保護者及び関係機関・団体との連携を図りつつ、被害を受けたこどもの性格、環境、被害の原因、ダメージの程度、保護者の監護能力などに応じて、少年サポートセンターが中心となり、少年補導職員⁸⁹等によるカウンセリング等の継続的な支援を行うとともに、「被害少年カウンセリングアドバイザー」や「被害少年サポーター」の活用によるきめ細かな支援を行っている。

法務省の人権擁護機関においては、

- ・「インターネット人権相談受付窓口（こどもの人権SOS-eメール）」の開設
- ・フリーダイヤルの専用相談電話「こどもの人権110番」（0120-007-110）の開設
- ・全国の小学生・中学生を対象とした「こどもの人権SOSミニレター」（便箋兼封筒）⁹⁰の配布

・SNS（LINE）を利用した人権相談窓口の開設

などを行い、いじめを始めとするこどもの人権問題について相談に応じているほか、人権相談窓口の更なる周知広報を図るなど、いじめを始めとするこどもの人権問題対策の強化を図っている。そして、これらを通じて、いじめ等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、学校や関係機関と連携していじめ行為の中止や再発防止を図るなど、被害の救済及び予防に努めている。また、学校のいじめに対する対応が不十分であったと認められたときは、学校に改善を促すなど、適切な対応に努めている⁹¹。さらに、学校等における「人権教室」や「人権の花運動」の実施、啓発冊子等の配布、インターネット広告の提出など、いじめをなくすための様々な人権啓発活動も実施している。

2022年の学校におけるいじめに関する人権相談件数は5,885件、人権侵犯事件数は1,047件であった⁹²。

（暴力対策等）

学校内における暴力行為の発生件数は、中学校で2006年度以降急増した後、高水準が続いている。学校別で見ると、小学校における発生件数の増加が目立つ⁹³。警察における検挙・補導人員は、2020年まで7年連続で減少していたが、2021年以降は増加に転じ、2022年は前年より11人（1.8%）増加した⁹⁴。

文部科学省は、都道府県・指定都市教育委員会や学校に対して、

・問題行動が起こったときには、粘り強い指

89 特に専門的な知識及び技能を必要とする活動を行わせるため、その活動に必要な知識と技能を有する警察職員（警察官を除く。）のうちから警視總監又は道府県警察本部長が命じた者をいう。

90 相談したいことを書き、裏面の封筒部分を切り取り、便箋部分を入れてポストに投函すると、最寄りの法務局に届く。切手を貼る必要はない。

91 「令和4年における「人権侵犯事件」の状況について」において事例紹介を行っている。

92 法務省「人権侵犯事件統計」

93 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

94 警察庁「令和4年中における少年の補導及び保護の概況」

導を行い、なお改善が見られない場合には、出席停止や懲戒などの措置も含めた毅然とした対応を取ること

- ・問題行動の中でも特に校内傷害事件を始め、犯罪行為の可能性がある場合には、学校だけで抱え込むことなく、直ちに警察に通報し、その協力を得て対応することなどを求めており、引き続き、都道府県などの関係者を集めた会議や研修会などの場を通じ、周知徹底を図っていく。

警察は、校内暴力についても、いじめの問題と同様、少年相談活動やスクールサポーターの学校への訪問活動などにより、早期把握に努め、悪質な事案に対しては厳正に対処するなど、内容に応じた適切な措置に努めている。

(人権擁護)

第1章第2節2 (いじめ防止対策等)「いじめの問題に関する相談対応」を参照。

3 被害防止等のための教育

こどもや若者が健やかに成長するには、犯罪被害、自然災害、交通事故等の危険から自分自身や周囲の人の身を守る能力を身に付けていることが大事である。参加・体験・実践型の教育手法の活用により、起こり得る危険に対する理解を促進し、また犯罪の加害者にも被害者にもならないための正しい知識の習得につながる教育や啓発活動が重要である。

(安全教育)

ア 学校における安全教育

学校では、こども自身が危険から身を守るができるよう、発達の段階に応じて、「主体的に行動する態度」を育成し、自ら危険を

予測・回避する能力を習得させるとともに、家庭や地域と連携を図りながら、学校の教育活動全体を通じた安全教育を推進している。

文部科学省は、こどもの対応能力の向上を図るため、学校における学校安全教室(防犯教室、防災教室及び交通安全教室)の講師となる教職員等を対象に都道府県教育委員会等が実施する講習会を支援している。また、学校種・地域の特性に応じた地域全体での学校安全推進体制の構築を図るため、学校安全の組織的取組と外部専門家の活用を進めるとともに、各地方公共団体内での国立・私立を含む学校間の連携を促進する取組を支援するモデル事業を行っている。

イ 警察が行う防犯教育・交通安全教育

20歳未満の者が被害者となった刑法犯の認知件数は、2022年は7万2,907件となっており⁹⁵、こどもが被害者となる凶悪犯罪が依然として発生しているなど、こどもを取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。

警察は、こどもに犯罪被害を回避する能力等を身に付けさせるため、小学校、学習塾等において、学年や理解度に応じ、紙芝居、演劇、ロールプレイ方式等により、危険な事案への対応要領等についてこどもが考えながら参加・体験できる防犯教室、地域安全マップ作成会等を関係機関・団体と連携して開催している。

また、関係機関・団体等と連携しつつ、保育所、学校等において、発達段階や年齢に応じた以下の習得を目標に、交通安全教育を行っている。

- ・幼児に対しては、交通ルールや交通マナー等道路の安全な通行に必要な基本的知識・技能
- ・小学生に対しては、歩行者や自転車の利用者として必要な知識・技能
- ・中学生に対しては、自転車で安全に道路を通行するために必要な知識・技能

95 警察庁「令和4年中における少年の補導及び保護の概況」

・高校生に対しては、二輪車の運転者や自転車の利用者として安全に道路を通行するために必要な知識・技能

さらに、保護者を対象とした交通安全講習会や、交通ボランティア等と連携した通学路における安全指導などを行っている。

ウ 防災に関する各種取組

内閣府は、防災意識の向上、防災知識の普及を図るため、幼児から大人まで、防災に関心のある方、学びたい方を対象として「防災推進国民大会」、幼児や小学生・中学生等を対象とした「防災ポスターコンクール」、全国の地域や学校で取り組まれる防災教育の場の拡大や質の向上に役立つ共通の資産をつくることを目的とした「防災教育チャレンジプラン」を実施している。また、防災に関する最新情報や、自助・共助に関する教育コンテンツ等を「TEAM防災ジャパン」のホームページ⁹⁶で公開している。

消防庁は、こどもたちの防災意識の啓発に資するよう、災害種別ごとに自分の身を守るための知識や応急手当のやり方などをまとめた小冊子である「わたしの防災サバイバル手帳」⁹⁷を配布し、消防庁ホームページに掲載するほか、小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校において消防団員等が参画し、体験的・実践的な防災教育を推進することとしている。また、インターネットを利用して防災について学習する「防災・危機管理e-カレッジ」⁹⁸において「こどもぼうさいランド」を開設し、台風や地震などの災害について、親子で楽しみながら災害への備えや具体的な対応を学べるようクイズ形式の動画を公開している。

気象庁は、地震・津波、火山噴火、大雨などによる被害が相次いでいる中、防災教育の重要性が改めて認識されていることに鑑み、こどもたちがそれらの自然災害から自らの身

を守れるよう、教育関係機関と緊密な連携を図り、教材・資料の公開や避難訓練の支援、教職員向け研修での講義などにより、学校防災教育を支援している。具体的には、ビデオ映像、リーフレットや、台風・豪雨から「自らの命は自らが守る」基本的な知識と取るべき行動を学ぶeラーニング教材の作成・公開、緊急地震速報を利用した避難訓練の支援、参加者が「受け身（一方的に「聴く側」）」にならないよう防災気象情報に基づく台風・大雨時の行動を疑似体験するワークショップの実施、津波警報等の伝達に用いられる「津波フラッグ」の解説やリーフレット配布など、全国各地の気象台が各都道府県や市町村の教育関係機関などと連携して防災教育に係る様々な取組を展開している。

（生命（いのち）の安全教育）

「強化の方針」を踏まえ、文部科学省では、こどもたちを性暴力の加害者・被害者・傍観者にしないため、2021年度には「子供を性犯罪等の当事者にしないための安全教育推進事業」において、内閣府と共同で作成した「生命（いのち）の安全教育」の教材等を活用したモデル事業を実施した。また、2022年度には全国の教育現場において「生命（いのち）の安全教育」に取り組むことができる環境を整備するため、「生命（いのち）の安全教育推進事業」において指導事例等を収集した。

（女性に対する暴力の防止）

内閣府では、こども、若年層に対する性的な暴力の根絶に向け、第5次男女共同参画基本計画に基づき、こども、若年層に対する教育・啓発の強化等を推進している。具体的には、女性に対する暴力の加害者及び被害者に

96 <https://bosaijapan.jp/>

97 <https://www.fdma.go.jp/relocation/syobodan/activity/education/bousai/survival/>

98 <https://www.fdma.go.jp/relocation/e-college/>

なることを防止する観点から、若年層に対する効果的な予防啓発を行うため、若年層に対して教育・啓発の機会を持つ教育機関の教職員、地方公共団体において予防啓発事業を担当している行政職員、予防啓発事業を行っている民間団体等を対象として研修を実施している。2022年度は、2021年度に引き続き、オンライン研修教材を作成し、地方公共団体の職員等に提供するとともに、オンライン研修を実施した。

さらに、「強化の方針」も踏まえ、入学・進学時期である毎年4月を「若年層の性暴力被害予防月間」とし、必要な取組を集中的に実施している。

警察では、非行防止教室や防犯教室等様々な機会を捉え、ストーカー事案をめぐる情勢、具体的事例、対応方法等を伝えるなどして、被害者にも加害者にもならないための啓発活動を推進している。

(情報モラル教育)

社会の情報化が進展する中で、こどもが情報活用能力を身に付け、情報を適切に取捨選択して利用するとともに、インターネットによる情報発信を適切に行うことができるようにすることが重要な課題となっている。「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(平成20年法律第79号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。)では、学校教育、社会教育、家庭教育においてインターネットの適切な利用に関する教育の推進に必要な施策を講ずるものと規定されており、同法に基づき策定された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画(第5次)」(以下、「青少年インターネット環境整備基本計画(第5次)」という。)に関連施策が盛り込まれている。

ア 情報モラル教育の推進

第1章第1節2(学校教育の情報化の推進)を参照。

イ ICTリテラシーの向上

総務省は、こどもが安心・安全にインターネットやスマートフォンといった多様なICTサービスを使いこなす能力を取得する機会の増進と質の向上のため、以下の取組を行っている。

- ・青少年のインターネット・リテラシー等の現状を把握し、リテラシー向上施策を効果的に進めていくため、青少年のインターネット・リテラシーを測るテスト及びインターネット等の利用状況に関するアンケートを全国の高等学校(2022年度:100校)の協力を得て実施し、その結果を分析し「青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標(ILAS: Internet Literacy Assessment indicator for Students)」として公表。
- ・「インターネットトラブル事例集」を用いた啓発。

(労働者の権利保護)

第1章第4節1(労働者の権利・義務に関する教育)を参照。

(消費者教育)

第1章第4節1(消費者教育)を参照。

第3節

若者の職業的自立、就労等支援

1 職業能力・意欲の習得

若者が将来、自立し、活躍するためには、就業し、経済的基盤を築くことが大切である。各学校段階を通じて、社会的・職業的自立に必要なとされる能力・態度を育てるキャリア教育に取り組むとともに、学校以外でも職業能力開発の機会の充実を図ることが重要である。

(キャリア教育・職業教育の推進)

ア キャリア教育・職業教育の推進

非正規雇用率の高さや雇用のミスマッチ、若年無業者の存在など「学校から社会・職業への移行」が円滑に行われていないことが課題として挙げられる。また、職業意識・職業観が未熟なこと、進路意識・目的意識が希薄なまま進学する者の増加など、若者の「社会的・職業的自立」に向けた課題が見られる。これらの原因・背景には、産業構造や就業構造の変化など社会全体を通じた構造的問題が存在しており、社会が一体となった対応が必要である。このような中で、学校教育においては、キャリア教育・職業教育を充実させていくことが重要である⁹⁹。

文部科学省、厚生労働省及び経済産業省の3省は、学校、地域、産業界が一体となって社会全体でキャリア教育を推進する機運を高めるため、「キャリア教育推進連携シンポジウム」を実施している。その中で、「キャリア教育優良教育委員会、学校及びPTA団体等文部科学大臣表彰」、「キャリア教育アワード」、「キャリア教育推進連携表彰」の各受賞団体の表彰及び各賞1団体より先進事例の発

表等を行った。

文部科学省及び経済産業省は、学校等の教育関係者と地域・社会や産業界の関係者の連携・協働による取組を表彰する「キャリア教育推進連携表彰」を実施している。2022年度は、多数の応募の中から、最優秀賞1件、優秀賞2件、奨励賞4件を選定した。

このほか、文部科学省は、次の取組を行っている。

- ・児童生徒が自らの学習活動等の学びのプロセスを記述し振り返ることのできるポートフォリオ的な教材「キャリア・パスポート」の導入・活用に向け、例示資料等を作成し、都道府県教育委員会等に周知。
 - ・地元企業等と連携した職場体験、インターンシップ及び地元への愛着を深めるキャリア教育の推進（「地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業」）。
 - ・キャリア教育の趣旨の周知と指導内容の充実を図るため、小学校・中学校・高等学校において、学校の特色を活かしたキャリア教育の年間指導計画を作成する際に参考となるパンフレットを作成・配布し、文部科学省ホームページにも掲載。
 - ・学校や教育委員会におけるキャリア教育に関する研修のための動画コンテンツと資料を文部科学省ホームページで配信。
 - ・文部科学省が運営するホームページ「学校と地域でつくる学びの未来」において、地域・社会や産業界などが行う教育プログラムの情報等を提供。
- また、2019年度から「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」を実施し、本事業のプロフェッショナル型において、専門的な知識・技術を身に付け地域を支える専門

99 2011年1月の中央教育審議会の答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」で、このような指摘がなされている。この答申では、①幼児期の教育から高等教育に至るまでの体系的なキャリア教育の推進、②実践的な職業教育の重視と職業教育の意義の再評価、③生涯学習の観点に立ったキャリア形成支援（生涯学習機会の充実、中途退学者などの支援）という三つの基本的方向性に沿った具体的な方策が提言されている。

的職業人を育成するため、地域の産業界等と連携・協働しながら、地域課題の解決等に向けて体系的・系統的に学習するカリキュラムの開発を行っている。さらに、2022年度より、成長産業化に向けた革新を図る産業界等と専門高校が一体となって最先端の職業人材の育成を推進することを目的とした「マイスター・ハイスクール事業」を実施しているところである。

厚生労働省は、企業で働く者等を講師として中学校や高等学校に派遣し、職業や産業の実態、働くことの意義、職業生活を生徒が理解し考える「職業意識形成支援事業」等を実施している。2022年度は、6,287回実施し、約27万人の生徒が参加した。

経済産業省は、優れたキャリア教育の取組を行う企業・団体等を表彰する「キャリア教育アワード」を実施している。2022年度は、応募のあった47件の中から、大賞1件、最優秀賞2件、優秀賞6件、奨励賞4件を選定した。

2023年度以降も引き続きキャリア教育・職業教育の推進施策を着実に実施していくことを予定している。

また、経済産業省は、職場や地域社会で多様な人々と仕事をしていくために必要な基礎的な力を「人生100年時代の社会人基礎力」として整理し、大学教育を通じた育成や評価の取組の普及も図っている。

イ インターンシップ等の推進

職場体験やインターンシップは、こどもや若者が教員や保護者以外の大人と接する貴重な機会となる。異世代とのコミュニケーション能力の向上が期待されること、こどもや若者が自己の職業適性や将来設計について考え

る機会となり、主体的な職業選択の能力や職業意識の醸成が促進されること、学校における学習と職業との関係についてこどもや若者の理解を促進し学習意欲を喚起すること、職業の現場における実際的な知識や技術・技能に触れることが可能となることから、生徒、学生には極めて高い教育効果が期待される。

新型コロナウイルス感染症の影響により、実施率が大きく低下しており、公立中学校における職場体験実施率は約3割、公立高等学校におけるインターンシップの実施率は約5割となっている¹⁰⁰。さらに、大学・大学院、短期大学、高等専門学校におけるインターンシップの実施率は横ばい傾向である¹⁰¹。

大学等におけるインターンシップのより一層の推進を図るため、1997年より「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」（以下、「三省合意」という。）を文部科学省、厚生労働省及び経済産業省¹⁰²の三省連携の文書として整理している。産学協議会¹⁰³において、学生のキャリア形成支援に係る産学協働の取組が類型化されたことを踏まえて、三省合意を2022年6月に一部改正し、各大学・産業界に周知を行い、インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の普及・促進に努めている。また、2018年度以降、学生の能力伸長に寄与するなどの高い教育的効果を発揮しており、他の大学や企業等に普及するのにふさわしいモデルとなり得る正規の教育課程におけるインターンシップについて、グッドプラクティスとして文部科学大臣が表彰し、その成果を広く普及することを目的に「大学等におけるインターンシップの表彰制度」を実施している。

また、文部科学省では、前述の「学校と地域でつくる学びの未来」などにより、キャリ

100 文部科学省国立教育政策研究所「職場体験・インターンシップ実施状況等調査」

101 文部科学省「大学等におけるインターンシップ実施状況調査」（2005～2007年度、2011年度、2014～2015年度、2017年度、2019年度、2021年度）、独立行政法人日本学生支援機構「大学等におけるインターンシップの実施状況に関する調査」（2012～2013年度）

102 1997年当時は文部省、労働省及び通商産業省

103 採用と大学教育の未来に関する産学協議会
<<https://www.sangakukyogikai.org/>>

ア教育の中核的な取組の一つとして、学校における職場体験やインターンシップの普及・促進に努めている。

ウ 女性若年層に対する啓発

内閣府は、女性若年層に対して、女性の進出が遅れている理工系などの分野に関する情報提供等をウェブサイト「理工チャレンジ（リコチャレ）」¹⁰⁴を通じて行っている。2022年度は、各企業や団体等が、中学生・高校生の夏休み期間に実施したイベントを、「夏のリコチャレ2022」と称して支援した。また、オンラインシンポジウム「進路で人生どう変わる？理系で広がる私の未来2022」を同ウェブサイト上に掲載し、全国の女子中学生・高校生とその保護者・教員へ向けて、理工系で活躍する多様なロールモデルからのメッセージを配信した。2023年度も同様の取組を継続していく。

厚生労働省では、学生等が就職先を選択する際に、各企業の女性の活躍状況、女性の活躍推進や仕事と育児・介護の両立のための取組も考慮できるよう、「女性の活躍・両立支援総合サイト」¹⁰⁵を運営している。特に、「女性の活躍・両立支援総合サイト」内の「女性の活躍推進企業データベース」については、就活生が更に便利に企業研究や情報収集を行えるよう、スマートフォン版等の運用や検索機能の充実を図った。

経済産業省では、地域の中小企業・小規模事業者が抱える経営課題の解決に即した多様な人材を確保できるよう、企業の魅力発信やマッチングの促進等を行っている。独立行政法人国立女性教育会館は、キャリア形成支援サイトによる情報提供を行っている。

(能力開発施策の充実)

ア ハロートレーニング（公的職業訓練）

厚生労働省は、都道府県とともに、職業に必要な知識・技能を習得させることにより若者の就職を支援するため、公共職業能力開発施設のほか、多様な民間教育訓練機関なども活用しつつ、公共職業訓練¹⁰⁶を実施している。また、求職者支援制度により、雇用保険を受給できない若者などに対して、職業訓練を実施しつつ、訓練受講を容易にするための給付金を支給し、ハローワークにおけるきめ細かな就職支援を行っている。

イ ジョブ・カード、若年技能者の人材育成

厚生労働省は、2015年10月からジョブ・カード¹⁰⁷を「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールとして活用し、個人のキャリアアップや、多様な人材の円滑な就職などを促進しており、2022年3月末時点で、ジョブ・カード作成者数は約306万人に達している。

・「生涯を通じたキャリア・プランニングのツール」としての活用

個人の履歴や職業経験、職業生活設計等の情報を蓄積し、生涯におけるキャリア選択等の場面において活用する。

・「職業能力証明のツール」としての活用

免許・資格、学習歴・訓練歴、職業経験、訓練成果の評価、職場での仕事ぶりの評価等に関する職業能力証明の情報を蓄積し、必要に応じて情報を抽出・編集し、求職活動の際の応募書類、キャリアコンサルティングの際の資料等として活用する。

さらに、2020年度から、「キャリア形成サポートセンター」を整備し、ジョブ・カードを活用し、労働者等が企業内で定期的にキャリアコンサルティングを受ける仕組みの導入

104 <https://www.gender.go.jp/c-challenge/index.html>

105 <https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/>

106 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/hellotraining_top.html

107 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/jobcard_system.html

などを支援することにより、キャリアコンサルティング及びジョブ・カードの活用促進を図り、より一層効果的な労働者等の職業能力開発、キャリア形成支援を推進している。

また、技能に携わる若者育成を目的として3級技能検定を実施している。さらに、3級技能検定の受検機会を増やすため、受検ニーズの高い職種については年2回の試験を実施している。さらに、若者にもものづくり・技能の魅力・重要性を伝え、ものづくり人材の確保・育成を促すため、「若年技能者人材育成支援等事業」を実施しており、ものづくり体験や「ものづくりマイスター」による実技指導等を実施し、若者のものづくり技能分野への積極的な誘導に取り組んでいる。

こうした取組を通じて、若者の技能修得意欲の向上を図るとともに、教育訓練の成果を技能検定により社会一般の評価として見える化するなど、能力を軸とした若年労働市場の基盤整備を図っている。

文部科学省は、大学・専修学校等の教育機関が産業界等と協働し、地域や産業界の人材ニーズに対応した、社会人等が学びやすい教育プログラムを開発・実証する取組を推進している。また、2023年度予算において、社会人等の学び直し情報発信ポータルサイト「マナパス」¹⁰⁸と「マイジョブ・カード」¹⁰⁹との連携準備に必要な経費を計上した。

2 就労等支援の充実

ここ数年、高等学校卒業者の求人倍率は上昇していたが、2020年度は10年ぶりに低下した¹¹⁰。また、新規学校卒業者の就職率は、中学校・高等学校・高等専門学校卒業者では

ほぼ横ばい、短期大学・大学卒業生では2010年以降は緩やかな上昇傾向にあったが、2021年は低下に転じた¹¹¹。若者が充実した職業人生を歩んでいくためには、社会の入口である新規学校卒業段階における円滑な就職支援の充実はもちろん、学校卒業後に非正規雇用の職に就いた場合、あるいは進学も就職もしなかった場合においても、その後、社会において不安定な状況が長引くことなく、非正規雇用者の正社員転換・待遇改善等による若者の雇用の安定及び所得向上が図れるよう、学校や経済界と連携した支援が求められる。

(新卒者等に対する就職支援)

ア 学生・生徒に対する就職支援

文部科学省は、関係府省と連携しつつ、大学などの就職相談員とハローワークの就職支援ナビゲーターとの連携の促進などにより、大学などにおける就職支援体制を強化している。また、教育課程内外にわたり就業力の育成を目指して各大学が行う取組などを総合的に支援している。

厚生労働省は、大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）などの学生・生徒や卒業後おおむね3年以内の者を専門に支援する「新卒応援ハローワーク」を全国に設置し、学校との連携の下、就職支援ナビゲーターによる、就職活動から職場で定着するまでの一貫した担当者制による個別支援（求人情報の提供、就職活動の進め方の相談、エントリーシートの作成支援、面接対策、職場定着支援など）¹¹²や臨床心理士による心理的サポートを行っている。

また、大学などでの就職支援ナビゲーターによる出張相談を実施するなど、連携を強化

108 <https://manapass.jp/>

109 <https://www.job-card.mhlw.go.jp/>

110 厚生労働省「新規学卒者（高校・中学）の職業紹介状況」

111 文部科学省「学校基本統計」

112 2021年度は、1,409人を全国に配置し、ナビゲーターの支援により高卒と大卒等を合わせて約16.3万人の就職が決定した。

している。2022年度は延べ約31.1万人がこれらの「新卒応援ハローワーク」の支援を利用し、約8.3万人の就職が決定した。

イ 高等学校卒業者の就職慣行の在り方

高等学校卒業者の就職・採用活動の開始時期等については、毎年、①「高等学校就職問題検討会議」¹¹³による全国統一的な採用選考期日等の申合せを踏まえた上で、②「都道府県高等学校就職問題検討会議」¹¹⁴において、新規高等学校卒業者の応募・推薦に係る取決め¹¹⁵、地域の実情に応じた企業の求人活動等について、申合せを行い、当該申合せを関係者が遵守する「慣行」として実施されてきたところである。

こうした中、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）等において「一人一社制」の在り方の検討の必要性等が指摘された。高校生の就職活動をよりよいものとする観点から、「一人一社制」を始めとした高等学校卒業者の就職慣行の在り方等の検討を行うため、文部科学省及び厚生労働省が連携して、2019年1月に高等学校就職問題検討会議の下にワーキングチームを開催し、就職活動の実態や課題の把握・分析、よりよい仕組みづくりに向けた議論を行った。2020年2月に取りまとめられた報告書¹¹⁶等を踏まえて、各地域・学校の実情等に応じて、各都道府県就職問題検討会議において継続的に検討をするよう促した。

ウ 秩序ある就職・採用活動への取組

大学生等の就職・採用活動の開始時期については、2017年まで、①一般社団法人日本経済団体連合会（以下「経団連」という。）による「採用選考に関する指針」の策定、②就職問題懇談会（学生の就職活動の在り方に

ついて検討、協議を行う、国公私立の大学、短期大学及び高等専門学校関係団体で構成される組織）による「申合せ」、③関係省庁（内閣官房、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省）による経済団体・業界団体等に対する遵守等の要請、というプロセスによって決定されてきた。

こうした中、2018年10月、経団連から、中長期的な観点から我が国の採用活動の在り方を議論すべき、大学の教育と企業の姿勢がどうあるべきかを議論すべきといった問題提起と併せて、2020年度以降に卒業・修了予定の学生の「採用選考に関する指針」を策定しない方針が示された。このため、政府において、学生が学修時間を確保しながら安心して就職活動に取り組むことができるよう、「就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議」を設置し、学生の就職・採用活動日程に関する考え方を取りまとめ、経済団体等に遵守等を要請している。

2022年11月、政府は同連絡会議を開催し、2024年度についても引き続き現行の時期等（広報活動開始：卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降、採用選考活動開始：卒業・修了年度の6月1日以降）を維持することを決定した。

政府としては、今後も、大学、経済界等と連携しながら、大学生等の就職・採用活動が円滑に実施されるよう、必要な取組を進めていくこととしている。

（職業的自立に向けての支援）

ア わかものハローワーク等における支援

厚生労働省は、フリーターの正社員就職推進のため、全国のハローワークで就職支援ナビゲーターの担当者制によるきめ細かな職業

113 全国高等学校長協会、主要経済団体（日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会）、文部科学省、厚生労働省により構成。

114 労働局、都道府県（学校主管部局、雇用対策主管部局）、学校側代表、産業界代表等により構成。

115 10月1日以降、2社まで応募・推薦可能とし、それ以前の応募・推薦は一人一社とするなど。

116 「高等学校就職問題検討会議ワーキングチーム報告～高等学校卒業者の就職慣行の在り方等について～」

相談・職業紹介、職業訓練の情報提供・相談などを実施している。また、支援拠点として、「わかものハローワーク」、「わかもの支援コーナー」、「わかもの支援窓口」を設置し、若者の就職支援を実施している。これらの支援拠点では、

- ・求職者の希望職種やスキルを基に、個人の状況に応じた正社員就職に向けた就職プランの作成
 - ・担当者制による個別の職業相談・紹介
 - ・求職者向け各種セミナー
 - ・職場定着支援
- などを実施している。

イ 都道府県のジョブカフェにおける支援

厚生労働省は、都道府県が主体的に設置するジョブカフェ（「若年者のためのワンストップサービスセンター」）（2022年4月時点、46都道府県に設置。）において、企業説明会や各種セミナー等を民間団体に委託して実施している。2022年度のサービス利用者数は約11.7万人、就職者数は約2.5万人に上る。

ウ 若者の農林漁業への就業促進

農林水産省は、若者が安心して農林漁業に就業していけるよう、資金の交付、機械・施設等の導入の支援、無利子融資、情報提供、就業相談会を実施するとともに、作業実態や就労条件を理解してもらうためのトライアル雇用、就業を促進するための雇主への助成、教育機関における研修を推進している。

（非正規雇用対策の推進）

厚生労働省は、希望する者が正社員として就労することができるよう、非正規雇用から正社員への転換などを行う事業主へのキャリアアップ助成金による支援や、ハローワークにおける正社員就職に向けた支援を実施するとともに、非正規雇用労働者の処遇の改善に

向けて、労働基準監督署と労働局の連携による同一労働同一賃金の遵守の徹底の取組や、事業主における非正規雇用労働者の賃上げの取組に対するキャリアアップ助成金による支援、「働き方改革推進支援センター」での相談支援等を実施している。

（若者雇用促進法等に基づく就職支援）

2015年度から施行された若者雇用促進法に基づく、①新卒者の募集を行う企業による職場情報の提供の仕組み、②若者の雇用管理が優良な中小企業についての認定制度（「ユースエール認定制度」）等について、積極的な周知を図るとともに、その取組を促進している。また、事業主等指針において、採用内定取消しの防止、学校等の卒業者が少なくとも3年間は新規卒業予定者の採用枠に応募できるよう努めることや就活生等に対するハラスメント問題への対応等を、事業主等が講ずべき措置として規定し、周知徹底に取り組んでいる。

（若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対策の推進）

厚生労働省では、若者が安心して働くことができる環境づくりに向けて、過重労働や賃金不払残業など若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対する取組を強化しており、労働基準関係法令違反等を確認した事業場に対する是正・改善に向けた指導を行っている。2018年6月に成立し、同年7月に公布された、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律に盛り込まれた時間外労働の上限規制等について、引き続き遵守徹底を図っていく。

学生アルバイト等の労働条件の確保については「大学生等に対するアルバイトに関する

意識等調査」(平成27年11月公表)¹¹⁷及び「高校生に対するアルバイトに関する意識等調査」(平成28年5月公表)¹¹⁸の調査結果を踏まえ、全国の大学生等を対象に、特に多くの新入学生がアルバイトを始める4月から7月までの間、労働条件の確認を促すこと等を目的とした「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施している。

また、文部科学省と連携し、高校生・大学生等のアルバイトが多い業界団体などに対し、労働基準関係法令の遵守のほか、シフト設定等の課題への配慮の要請を行っている。

3 「働き方改革」の実現

若者も高齢者も、女性も男性も、障害や難病のある方々も、一度失敗を経験した方も、誰もが活躍できる「一億総活躍社会」の実現に向けた最大のチャレンジである「働き方改革」は、働く人の視点に立ち、働く人一人一人の意思や能力、置かれた事情に応じた多様な働き方の選択を可能とするための改革である。2017年3月、内閣総理大臣を議長とする「働き方改革実現会議」において、「働き方改革実行計画」が取りまとめられた。

同実行計画には、長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現などによる非正規雇用労働者の処遇改善のほか、こども・若者への支援・環境整備の推進として、給付型奨学金の創設など誰にでもチャンスのある教育環境の整備、高校中退者等に対する就労・自立支援、多様な選考機会の促進、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応策の強化等が盛り込まれた。

引き続き、「働き方改革実行計画」におけるこども・若者の支援についても、10年先を見据えたロードマップに沿って、着実に施策を進めていく。

117 <https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000103577.html>

118 <https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000124502.html>

第4節 社会形成への参画支援

1 社会形成に参画する態度を 育む教育の推進

子どもや若者は次代を担う存在であり、彼らが自立した社会人として生きていくためには、世の中の仕組みや社会人としての権利・義務などに関する正しい知識を持ち、また、社会の形成者としての基本的な資質や能力、態度を身に付けておく必要があり、そのための教育や機会の提供が重要である。

(学校教育における取組)

学校教育では従来、小学校・中学校の社会科や高等学校の公民科等において、例えば、我が国の民主政治や議会の仕組み、政治参加の重要性や選挙の意義、法や経済の仕組み、雇用と労働などの政治、法や経済に関する教育が行われている。また、消費者として主体的に判断し責任をもって行動できるようにするため、社会科や家庭科など関連する教科等において、例えば、小学校では社会生活を営む上で大切な法や決まりなど、中学校では契約の重要性や、消費者の自立の支援なども含めた消費者行政など、高等学校では消費者に関する問題などについての学習が行われている。また、2017年3月に改訂した小学校・中学校の学習指導要領では、例えば、小学校では市町村による公共施設の整備を扱う際の租税の役割や、売買契約の基礎などについて、中学校では民主政治の推進と公正な世論の形成や選挙など国民の政治参加や、消費者被害の背景とその対応などについて新たに明記するとともに、2018年3月に改訂した高等学校の学習指導要領では、現代の諸課題に関わる学習課題の解決に向け、自己と社会の関わりを踏まえ、社会に参画する主体として自立することや、他者と協働してよりよい社会を形成すること等を目指す必修科目とし

て「公共」を新設した。このように、小学校・中学校・高等学校を通じて主権者教育や消費者教育などの充実を図ること等により、社会形成に参画する態度を育む教育の推進を図っている。

文部科学省は、小学校・中学校・高等学校等において、児童生徒に持続可能な社会づくりに向かう社会参画意識や社会形成に参画する態度等を育むことを狙いとして、地域や現実社会における諸課題（例えば、政治参加、消費生活、税など）を追究したり解決したりする実践的な学習プログラムを開発するための実践研究を教育委員会などに委託して行い、その成果の普及に努めている。

(主権者教育)

選挙権年齢の引下げを内容とする2015年6月の「公職選挙法」（昭和25年法律第100号）の改正に伴い、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質や能力を育む教育を一層推進することが重要となった。

総務省及び文部科学省では、連携して2015年度から政治や選挙等に関する副教材や教員用の指導資料を作成・配布し、学校教育における活用や出前授業の実施など、様々な取組を行ってきた。2022年度においても、副教材を全国の国公私立高等学校等の高校1年生を対象に配布した。

また、総務省では、国民が積極的に投票参加するよう、政治や選挙に関する国民の意識の醸成、向上を図る観点から、以下の取組を行った。

- ・主権者教育アドバイザー派遣、主権者教育優良事例の横展開等により、選挙管理委員会及び学校等の教育機関が行う主権者教育の取組を支援。
- ・各地の選挙管理委員会と連携し、地域の啓発団体や若者を対象とした研修会等の開催。

- ・政治や選挙等に対する理解を深めてもらうよう、若者向けの啓発イベントを開催。

さらに、大学等に対しては、入学時におけるオリエンテーション等を通じた学生への啓発活動を促しているほか、住民票異動の必要性や不在者投票制度等について周知を行っている。

2022年7月10日に実施された第26回参議院議員通常選挙においては、10歳代の投票率は35.42%（18歳の投票率40.06%、19歳の投票率30.66%）¹¹⁹となった。

また、進学等により引っ越しをする機会の多い、18歳・19歳に対し、住民票の異動について十分に周知するため、2015年度から引っ越しをした際には住民票を異動すべき旨や不在者投票制度の手続を記載したリーフレットの作成・配布を行っており、2022年度においても全国の選挙管理委員会に配布し、継続的な周知啓発を実施した。なお、不在者投票については、投票用紙等をオンラインで請求することができるようにするなど有権者の利便性向上に努めている。

（法教育）

法務省では、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育（法教育）を推進しており、以下を始め様々な取組を行っている。

- ・教育学者や法律学者、法律専門家等の有識者により構成される法教育推進協議会を開催し、学校教育における法教育の実践の在り方や教育関係者と法曹関係者による連携・協働の在り方等、法教育に関する取組について多角的な視点で検討。
- ・発達段階に応じた、刑事裁判手続を模擬的に体験できる視聴覚教材である「もぎさい」法教育教材を作成し、法務省ホーム

ページで公開¹²⁰。

- ・教員向け法教育セミナーの企画・実施や、法教育に関するリーフレット・教材の配布を通じて、学校現場における充実した法教育の推進。
- ・学校や各種団体からの要請に応じて、法務省の職員を講師として派遣し、教員やこどものほか、一般の人々に対して法教育授業を実施。
- ・成年年齢が引き下げられたことを踏まえ、契約や私法の基本的な考え方を学ぶことができる高校生向けのリーフレットを全国の高等学校等に配布。

（租税教育）

国税庁は、小学生から社会人手前までの子どもや若者が租税の意義や役割を正しく理解し、健全な納税者意識を養うことができるよう、租税教育推進関係省庁等協議会（国税庁、総務省、文部科学省などで構成）を中心に、民間団体と連携しながら、以下の取組を行い、租税教育の充実に向けた環境整備や支援に努めている。

- ・各都道府県等に設置された租税教育推進協議会（国、地方公共団体、教育関係者などで構成）を中心に、民間団体と連携・協力し、学校からの要請に基づく租税教室への講師派遣や、学校の教員を対象とした講習会の開催、租税教育用副教材の作成・配付、税に関する作文の募集などを実施。
- ・国税庁ホームページに「税の学習コーナー」¹²¹を開設し、子どもが自ら楽しみながら税を学習できるよう租税教育用動画教材、クイズ、ゲームなどのコンテンツを提供。
- ・学校の教員を始め租税教育を行う指導者が利用できる電子媒体の教材である「租税教育用教材」を提供。

119 総務省「第26回参議院議員総選挙における年齢別投票状況（抽出調査）」

120 https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/houkyouiku_mogisaiban.html

121 <https://www.nta.go.jp/taxes/kids/index.htm>

(金融経済教育)

金融経済教育の意義・目的は、金融リテラシーの向上を通じて、国民一人一人が経済的に自立し、より良い暮らしを送っていくことを可能とすることにある。そのため金融庁は、以下の取組を行うことにより、金融リテラシーの向上を図っている。

- ・金融庁・財務局職員による出張授業（オンライン授業を含む。）の実施や教員向け研修会への講師派遣を行うほか、高校生及び教員向けの金融経済教育に関する授業動画等のオンライン配信を実施。
- ・金融庁と関係団体が連携し、ライフプランニング、資産形成、リスクへの備え、金融トラブルへの対応等を内容とする連携講座（「マネビタ」）を実施。
- ・子どもたちに訴求力の高いコンテンツである「うんこドリル」と連携し、インターネット上でお金について楽しく学べる「うんこお金ドリル（生活編・経済編）」¹²²を公表。冊子も作成し、無償での配布を開始。
- ・家計管理や生活設計の必要性、預貯金・保険・クレジット/ローン・投資に関して最低限知っておくべきことをまとめた「基礎から学べる金融ガイド」¹²³を金融庁ホームページで公表し、無償で配布。
- ・2022年度から施行された成年年齢引下げや、新高等学校学習指導要領の実施を見据え、高等学校向けの金融経済教育の指導教材を作成し、金融庁ホームページで公表。

(労働者の権利・義務に関する教育)

多様な就業形態が増加する中で、労働関係法令について知ることは、労働関係の紛争や不利益な取扱いの未然の防止に役立つとともに、働き方を選択する上で重要である。

そのため厚生労働省では、高等学校、大学

等において労働関係法令を学ぶ機会を確保するために以下の取組などを行っている。

- ・労働関係法令について分かりやすくまとめたハンドブック「これってあり？～まんが知って役立つ労働法Q&A～」を作成し、全国の高等学校・大学等に配布。
- ・都道府県労働局等の職員を派遣し、労働関係法令等の講義を実施。
- ・高校生・大学生等に対する労働関係法令等の周知のためのセミナーを実施。
- ・高等学校・大学等の授業及び若い社会人向けに使用できる労働法教育の指導者用資料を作成し、高等学校・大学等及び地方公共団体へ配布するとともに、教職員・地方公共団体担当者等に対する資料の活用に向けたセミナーの実施。

(消費者教育)

成年年齢が引き下げられたことを踏まえ、将来を担う全ての若年者に対して、実践的な消費者教育を確実にを行い、社会において消費者として主体的に判断し、責任を持って行動できるような能力を育むとともに、消費者市民社会の形成に参画することの意義などについての理解を促すことは喫緊の課題であり、その重要性が再確認されているところである。

政府は、消費者教育の推進に関する基本的な方針に基づき、消費者教育を推進しており、消費者教育推進会議の意見を聴きつつ、この基本方針の変更を行い、公表をしている。2022年度は、「成年年齢引下げ後の若年者への消費者教育推進方針－消費者教育の実践・定着プラン－」（令和4年3月31日若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議決定）¹²⁴に基づき、高等学校段階のみならず、社会人も含めた若年者への切れ目のない対応へと進展させるため、関係省庁が連携して、取組を実施した。

122 <https://unkogakuen.com/manabi/money>

123 <https://www.fsa.go.jp/teach/kou3.pdf>

124 https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/basic_policy/#m04_03

また、「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議」の取りまとめや「靈感商法等の悪質商法への対策検討会」の報告書において、消費者被害の未然防止のための消費者教育の取組強化が指摘されていることを踏まえ、幅広い世代を対象に「消費者力」を身に付けるための新たな教材の開発について、消費者教育推進会議の下に「消費者力」育成・強化ワーキングチームを設置し、検討している。このほか、悪質商法の具体的手口や対処方法に関するチラシを作成し地方公共団体に配布するなど、被害防止のための取組を進めている。

さらに、各地域における消費者教育の推進を図るため、消費者教育の実践事例の報告及び多様な主体との連携・協働による消費者教育を促進する場として「消費者教育フェスタ」を実施するほか、地域における消費者教育の推進体制づくりを支援するため、文部科学省消費者教育アドバイザーの派遣や実証的調査研究を行ってきた。2023年度も引き続き、「成年年齢引下げ後の若年者への消費者教育推進方針－消費者教育の実践・定着プラン－」に基づき、関係省庁が連携して若年者の消費者教育を一層推進するための取組を実施していく。

(社会保障制度に関する教育)

社会保障は国民が安心して生活する上で欠かすことができない仕組みであり、将来の社会を担う若い世代が社会保障の意義を理解し、必要な制度を使えるようにするとともに、当事者意識を持ってもらうことが重要である。

厚生労働省では、社会保障教育を促進するため、指導者用マニュアルの高等学校への配布、教員向け研修における周知等を行っている。2022年度はマニュアルの内容の充実と効果的な周知策について検討を行った。

(外交や防衛についての情報提供・意識啓発)

外務省は、外交問題に関するこどもや若者の理解を深めるため、次のような取組を行っている。

- ・外務省ホームページにおいて、動画や画像を活用した理解しやすいコンテンツの制作に努めるとともに、クイズや漫画を取り入れたこども向けコンテンツ「キッズ外務省」を設け、外務省の仕事を分かりやすく紹介。外交をより身近に感じられるよう外務省職員のエッセイやインタビュー記事といった「生の声」を掲載。
- ・ソーシャルメディアを活用し、Twitter（現X）アカウント「外務省やわらかツイート」では、やわらかく親しみやすい海外事情、外務省の活動等の情報の発信。
- ・小学生（高学年）から中学生までを対象に、漫画で外務省の組織や仕事を紹介するパンフレット「外交という仕事」の提供。
また、2022年度は、新型コロナウイルス感染症対策に留意しつつ、次の事業を主に対面で実施した（一部はオンラインで実施。）。
- ・外務省職員が全国各地の高等学校で講演する「高校講座」（2022年度は126件）や全国各地の大学で講演を行う「外交講座」（2022年度は29件）
- ・外務省を訪問する全国の小学生・中学生・高校生が、省内見学や職員との懇談を行う「小中高生の外務省訪問」（2022年度は34件）
- ・大学生・大学院生を対象に、外務省や外交官の仕事、日本の外交政策や国際情勢等に対する理解や関心の促進、国際社会で活躍する人材育成を目的とした外務省セミナー「学生と語る」や、国際問題に関する発表を通じて、課題設定能力・分析力・提案力などを競う「国際問題プレゼンテーション・コンテスト」
- ・外務省の取組を紹介する小学生・中学生を対象とした外務省「こども霞が関見学デー」
防衛省は、防衛省・自衛隊や防衛施策に関

する子どもや若者の理解を深めるため、以下の取組を行っている。

- ・小学生・中学生・高校生による部隊見学や隊内生活体験、大学生・大学院生による自衛隊生活体験ツアーの受入れ。
- ・自衛隊音楽まつりや富士総合火力演習において、小学生から大学生などを対象とした特別枠を設け優先的に案内。
- ・防衛省ホームページにキッズサイトを設け、子どもや若年層向けに防衛省・自衛隊を分かりやすく紹介。
- ・防衛省の取組を紹介する小学生・中学生を対象とした防衛省「子ども霞が関見学デー」の実施。
- ・防衛白書の内容を若年層向けに分かりやすくまとめた「はじめての防衛白書」を作成。

2 ボランティア活動等による社会参画の推進

学校教育における総合的な学習の時間・特別活動や、地域学校協働活動において、こどもの社会性や豊かな人間性を育むため、ボランティア活動を始めとする社会参加活動が行われている。

青少年教育施設では、ボランティアに関する各種事業が実施され、子どもや若者が社会性を育む機会が提供されている。独立行政法人国立青少年教育振興機構は、ボランティアの養成・研修事業を実施しているほか、ボランティア活動に取り組む学生を中心に、全国の学生間の交流や学び合いを提供するためのフォーラムを支援している。

困難を有するこども・若者や その家族の支援

第1節 こども・若者の抱える課題の複合性・複雑性を踏まえた重層的な支援の充実

こども・若者を取り巻く環境はそれぞれ異なり、ゆえに彼らが有する困難な状況もそれぞれ異なる。その困難は、経済的な困窮、いじめ、不登校、ひきこもり、障害、虐待など、非常に多岐にわたるものであり、また、いくつかの困難が複合的にあらわれ、その困難を更に複雑なものとしているケースも見られる。こうした困難を有するこども・若者に対しては、個々の状況に応じたきめ細やかな支援が必要であり、生まれ育った環境などによって、こども・若者の将来が決まることのないよう、関係機関の連携が強く求められている。

1 子ども・若者支援地域協議会を通じた縦と横の支援ネットワークづくり

「子ども・若者支援地域協議会」は、地方公共団体において、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るために設置されるものである。

「子ども・若者支援地域協議会」は、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の関係機関・団体が密接に情報共有等を行いつつ対応する「横のネットワーク」と、こども・若者期の年齢階層で途切れることなく継続して支援を行う「縦のネットワーク」により、社会生活を営む上での困難を有するこども・若者やその家族に対する重層的・継続的な支援の推進体制として機能することが求められている。

このため、内閣府は、子ども・若者育成支

援推進法及び子供・若者育成支援推進大綱を踏まえ、各地方公共団体における「子ども・若者支援地域協議会」の設置加速及び機能向上を推進するため、2022年度の「地域における子供・若者支援体制の整備推進事業」において、アドバイザーの派遣や研修・会合の開催、好事例の紹介等を実施した。

「子ども・若者支援地域協議会」は、2023年1月1日時点で、141の地方公共団体に設置されている。

2 アウトリーチ（訪問支援）の充実

子ども・若者育成支援推進法第15条では、困難を有するこども・若者に対する支援の一つとして、「子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと」が規定されている。

困難を有するこども・若者の中には、自ら相談機関に出向くことが難しい者もあり、支援を行う者が問題に応じて家庭等に出向き、必要な相談、助言又は指導を行うアウトリーチが必要な場合がある。

このため、内閣府では、子ども・若者育成支援推進法及び子供・若者育成支援推進大綱に基づき、アウトリーチに携わる人材の養成を目的とした「アウトリーチ（訪問支援）研修」を実施してきている。2022年度の研修は、時代の要請に応じたテーマを講義等に取り入れるとともに、受講者数の増加に努め、より充実した形で実施した。

3 こどもに関する各種データ連携によるプッシュ型支援の検討

現在、こどもを取り巻く状況として、貧困、虐待、不登校、いじめなど、様々な課題が指摘されている。こどもの抱える困難は、貧困、虐待、障害、学校への不適応などの様々な要因が複合的に重なり合っており、また、その家庭も支援を必要としている。課題が複合化しており、一つの分野だけでは解決ができないという意識を強く持ち、こどもを社会の中心に据え、教育・福祉・保健・医療等の各関連分野が一体となって、家庭に対して適切な支援を包括的かつ早期に講じる必要がある。

こうした問題意識の下、第1回デジタル臨時行政調査会（2021年11月16日）において、内閣総理大臣から、「貧困や虐待などから保護を要する子供たちを見守るため、デジタル大臣を中心に、子供たちの生活に関わる、関係機関の様々な情報を集約するデジタル基盤を整備」する旨発言がなされ、これも踏まえ、2021年11月26日から、デジタル副大臣を主査とし、内閣府、厚生労働省及び文部科学省の副大臣を構成員とする「こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチーム」が開催され、関係府省庁が一丸となって検討が行われている。また、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」において、「こども家庭庁の体制と主な事務」として、「デジタル庁等と連携し、先進的な地方自治体の取組も参考に、住民に身近な地方自治体において、個々のこどもや家庭の状況や支援内容等に関する教育・保健・福祉などの情報を分野横断的に連携・集約するデジタル基盤を整備し、情報を分析し、支援の必要なこどもや家庭のSOSを待つことなく、能動的なプッシュ型支援を届けることができる取組を推進する」旨が記載された。さらに、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月24日閣議決定）において準公共分野の一つとして新たに「こども」が指定さ

れた後、改定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）においても、「真に支援が必要なこどもや家庭に対するニーズに応じたプッシュ型の支援に活用する際の課題等を検証する実証事業を実施」することとされ、「こどもに関する各種データの連携による支援実証事業」として、7団体を公募し、想定されるユースケースや必要なデータ項目、制度面・運用面の課題等についての検討を行った。同実証事業においては成果報告書を取りまとめるとともに、事業を推進するに当たってのガイドラインを策定し、成果・今後の課題について2023年4月に設立されたこども家庭庁へ引継ぎを行った。

第2節 困難な状況ごとの取組

1 若年無業者、ひきこもり、不登校の子ども・若者の支援等

15～39歳の若年無業者の数は、2022年で74万人であり、15～39歳人口に占める割合は2.3%であった¹²⁵。総務省が2017年10月に実施した調査では、就業希望の若年無業者が求職活動をしていない理由として、「病気・けがのため」や「学校以外で進学や資格取得などの勉強をしている」及び「その他」を除くと、「知識・能力に自信がない」、「探したが見つからなかった」、「希望する仕事がありそうにない」の回答が多く見られる¹²⁶。

小学校・中学生の不登校児童生徒数は、2013年度から2022年度にかけて、10年続けて前年を上回っている¹²⁷。不登校の要因を見ると、小学生・中学生では、「無気力・不安」の傾向があること、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」を抱えていること、「家庭に係る状況」等が多く見られる。

高等学校中途退学者は、2022年度は約4万3,000人、中退率は1.4%となっている。中退事由としては、学校生活・学業不適応、進路変更が多く見られる¹²⁸。

このように、依然として困難を抱えた子ども・若者が多く存在しており、それぞれが置かれている状況も様々である。困難な状況が長引くことのないように、関係機関の連携した支援が必要である。

(若年無業者等の支援)

厚生労働省は、若年無業者等が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材と

なるよう、全国のサポステにおいて、地方公共団体と協働し、職業的自立に向けた専門的相談支援、就職後の定着・ステップアップ支援、若年無業者等集中訓練プログラムを実施している（15～49歳対象）。サポステでは、以下のようなサービスの多くを無料で受けることができる。

- ・キャリアコンサルタントなどによる個別相談、支援計画の作成
- ・個別・グループによる就労に向け踏み出すためのプログラム
- ・就職した者への定着・ステップアップ相談
- ・集中訓練プログラム（合宿形式を含むサポート、自信回復、職場に必要な基礎的能力付与、就職活動に向けた基礎知識獲得などを集中的に実施。）
- ・職場見学や職場体験
- ・高等学校中退者等のニーズに応じたアウトリーチ型の相談支援
- ・保護者を対象としたセミナーや個別相談

(ひきこもり状態にある方への支援)

厚生労働省は、保健・医療・福祉・教育・雇用といった分野の関係機関との連携の下でひきこもりに特化した相談窓口としての機能を担う「ひきこもり地域支援センター」の整備を2009年度から開始し、2018年度に全ての都道府県及び指定都市への設置が完了した。さらに、ひきこもり状態にある方の早期発見や支援につなげるための市町村における拠点（居場所、相談窓口）づくり等を推進する事業を、2018年度から実施している。

2022年度においては、ひきこもり地域支援

125 総務省「労働力調査（基本集計）」

126 総務省「平成29年就業構造基本調査」

127 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（2015年度以前は「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）

128 同上

センターの設置主体を拡充する等、より身近な市町村における相談窓口の設置や支援内容の充実を図るとともに、都道府県がバックアップする体制を構築した。また、広く国民のひきこもりへの理解促進を図るとともに、ひきこもり状態にある方やその家族が孤立せず、相談しやすい環境づくりを促進するため、国から地域社会に対してひきこもり支援に関する普及啓発や情報発信を行うほか、新たに、ひきこもり地域支援センターの職員等に対し、知識や支援手法を習得し良質な支援者を育成するための国主体の研修を実施した。

(孤独・孤立対策の推進)

深刻化する孤独・孤立の問題に政府として対応するため、2021年2月、孤独・孤立対策担当の大臣が指名され、内閣官房に孤独・孤立対策担当室を設置した。これにより、孤独・孤立対策担当大臣（以下「担当大臣」という。）の下で、孤独・孤立の問題について政府一体となって総合的な対策を進めていくこととした。

2022年度には、「孤独・孤立対策の重点計画」（以下「重点計画」という。）の改定や孤独・孤立対策推進法案の国会提出など、孤独・孤立対策の取組の一層の推進を図った。

担当大臣を置いて推進する我が国の孤独・孤立対策は、複数の海外メディアから担当大臣への取材が行われるなど、海外からも注目を集めている。

・実施した取組

以下、2022年度に実施した主な取組の概要を紹介する。

〈政府一体となった対策の推進〉

孤独・孤立の問題について政府全体として総合的かつ効果的な対策を検討・推進するため、担当大臣を議長とし、全府省庁の副大臣で構成する「孤独・孤立対策推進会議」（以下

「推進会議」という。）を開催した。2022年度は、4～12月までの間に4回開催し、関係府省庁が連携しながら各種施策の検討・推進を行った。また、2022年12月26日に開催した推進会議において重点計画を改定した。

〈関係予算による施策の推進〉

孤独・孤立対策に取り組むNPO等への支援をきめ細かく継続的に行うため、支援対象やスキームの拡充強化を図りながら、2022年度予算及び2021年度補正予算において60億円規模の予算を確保した。また、令和4年4月には、原油価格・物価高騰等総合緊急対策により、コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等の支援を目的として、孤独・孤立対策に取り組むNPO等への支援の拡充等を行うこととした。

また、各府省庁の150を超える幅広い予算事業を孤独・孤立対策関係予算として取りまとめた。

〈NPO等との連携・意見聴取〉

官・民・NPO等の連携を強化するため、各種相談支援機関やNPO等の連携の基盤として2022年2月に設立された「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」において、孤独・孤立に係る課題等のテーマごとに分科会を設け、現状や課題の共有、対応策等を議論し、取りまとめた内容は重点計画に反映された。

また、住民に身近な存在である地方公共団体において、官・民・NPO等の連携を進めるため、プラットフォームを設置した上で、その連携・協働の下、孤独・孤立対策に取り組む活動を支援する事業として、「地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業」を実施し、2022年度は29団体を取組団体として採択した。

〈情報発信の充実〉

孤独・孤立対策ウェブサイト「あなたはひとりじゃない」¹²⁹では、チャットボット（自動応答システム）により、約150の支援制度

129 <https://www.notalone-cas.go.jp/>

や相談窓口の中から利用者に適したものを案内する機能を搭載しているほか、専門家による役立つヒントなども掲載している。2022年3月には、日本語に加えて10言語のウェブサイトを開示し、日本語を母語としない方も利用できるよう拡充を図った。

また、孤独・孤立に悩む人の相談窓口へのアクセスの容易化や相談ニーズへの迅速な対応のため、NPOなど関係団体が連携し、統一的に相談を受け付ける窓口体制である「孤独・孤立相談ダイヤル」や相談と支援をつなぐ連携の強化の試行を実施した。

〈施策の更なる充実〉

我が国における孤独・孤立の実態を把握し、各府省庁の関連施策の基礎資料を得ることを目的として、「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（人々のつながりに関する基礎調査）」¹³⁰を2021年より開始し、2022年12月には2回目となる全国調査を実施した（2023年3月に結果公表。）。

また、2021年の調査結果等を踏まえ、地方自治体からヒアリングを実施した上で、重点計画の一部を改定した。

さらに、社会に内在する孤独・孤立の問題に対して継続的・長期的な政策対応を担保するため、国及び地方において孤独・孤立対策の安定的・継続的な推進体制を整備することが必要であることから、第211回国会（2023年）に孤独・孤立対策推進法案を提出した。

・今後の取組

孤独・孤立の状態となることの予防や孤独・孤立の状態にある者への適切な支援のためには、支援を求める声を上げやすい環境整備、相談支援体制の整備、見守り・交流の場や居場所の確保、官・民・NPO等の連携強化等が重要である。

支援を求める声を上げやすい環境整備など人々の意識にも関わる課題については長期的視点に立って取り組むことを含め、2024年4月1日に施行される「孤独・孤立対策推進法」（令和5年法律第45号）及び重点計画に沿って孤独・孤立対策をより一層推進し、「孤独・孤立に悩む人を誰一人取り残さない社会」、「誰もが自己存在感・自己有用感を実感できるような社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指して取り組むこととしている。

（不登校のこども・若者の支援）

不登校への対応については、未然防止や早期発見・早期対応の取組や、学校が家庭・地域・関係機関と連携して実施する取組に加え、こどもの悩みや不安を受け止めて相談に当たる相談体制の整備が重要である（第1章第2節2（学校における相談体制の充実）を参照。）。

文部科学省は、2016年12月に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（平成28年法律第105号。以下「教育機会確保法」という。）を踏まえ、不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針¹³¹を2017年3月に定め、2019年10月には、同基本指針等の趣旨の周知と個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援等を推進するため、「不登校児童生徒への支援の在り方について」を発出した¹³²。

さらに、2021年度には、小学校・中学校・高等学校で不登校児童生徒が約30万人となったこと等を踏まえ、2023年3月31日に、文部科学大臣の下、誰一人として取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLO

130 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodoku_koritsu_taisaku/zittai_tyosa/zenkoku_tyosa.html

131 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」

132 2023年10月には、教育機会確保法の基本理念や考え方、関係する通知等をまとめたパンフレットを作成し、周知を行った。

プラン」¹³³を取りまとめ、不登校対策の一層の充実に取り組んでいる¹³⁴。

不登校児童生徒への支援に係る施策として、2020年度から、関係機関間の連携体制の整備等により不登校児童生徒に対する総合的な支援体制を構築する「不登校児童生徒に対する支援推進事業」を実施している。

そのほか、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置の充実など、教育相談体制の充実を図っている。

法務省の人権擁護機関においては、「インターネット人権相談受付窓口（こどもの人権SOS-eメール）」、「こどもの人権110番」、「こどもの人権SOSミニレター」及びSNS（LINE）を利用した人権相談などの各種取組を通じ、いじめを始めとするこどもの人権問題について相談に応じている。

（高等学校中途退学者及び進路未決定卒業生等の支援）

文部科学省は、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の中で、高校中退の状況を把握し、公表している。

また、2020年度から、高校中退者等を対象に、地域資源を活用しながら社会的自立を目指し、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援等を実施する地方公共団体の取組の支援を行っている。

厚生労働省は、2017年度から、「高校中退者等アウトリーチ支援事業」として、高等学校等とサポステとの連携により、高校中退者等のニーズに応じたアウトリーチ（訪問）型等による切れ目ない就労支援を行っている。また、在學生については従来サポステの支援対象外としていたが、2020年度から、教育

課程への影響が少ない卒業・修了年度の1月以降から卒業・修了式に至る時期において進路が未決定の在學生について、支援対象者としている。

2 障害等のあるこども・若者の支援

（障害のあるこども・若者の支援）

ア 特別支援教育の推進

障害のあるこどもについては、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に必要な力を培うため、一人一人の教育的ニーズに応じ、多様な学びの場において適切な指導及び必要な支援を行う必要がある。現在、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級、通常の学級における障害に応じた特別の指導（いわゆる「通級による指導」¹³⁵）においては、特別の教育課程の下、個別の教育支援計画や個別の指導計画が作成され、特別な配慮により作成された教科書、専門的な知識・経験のある教職員、障害に配慮した施設・設備などを活用して、指導が行われている。

2023年3月に取りまとめられた「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告」においては、自らの学校で受けられる通級による指導の促進、特別支援学校と小学校・中学校・高等学校を一体的に運営する学校を支援するインクルーシブな学校運営モデルの創設等の方向性について示され、文部科学省では本報告の方向性に沿ってインクルーシブ教育システムの更なる促進を図っている。このほか、障害のあるこどもの学校における日常生活上・学習活動上のサポートを行う「特別支援教育

133 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1397802_00005.htm

134 2022年度の小学校・中学校・高等学校における不登校児童生徒数が約36万人と過去最多となったこと等を踏まえ、2023年10月には「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」を策定した。

135 小学校・中学校・高等学校の通常の学級に在籍している比較的障害の軽いこどもが、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態に応じた特別の指導を特別な場で受ける指導形態。言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、弱視、難聴などのあるこどもが対象。2018年度から高等学校において通級による指導を制度化。

支援員」の配置促進、学校において医療的ケア実施体制の充実を図るための「医療的ケア看護職員」の配置促進等、支援スタッフも積極的に活用しながら特別支援教育の推進を図っている。また、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所においても、国の政策課題等に対応した研究や研修等を行っている。

また、特別支援学校のみならず、地域の小学校・中学校においても、医療的ケア児が増加傾向にある中で、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が成立・施行したことも踏まえ、地方公共団体等が学校に「医療的ケア看護職員」を配置する際の経費を一部補助する等、各学校において関係者が一丸となって医療的ケアに対応できるよう、医療的ケアの環境整備の充実を図るための取組を推進している。

イ 障害のある子どもたちへの就学支援

文部科学省と地方公共団体は、障害のある子どもの特別支援学校や小学校・中学校への就学の特殊事情に鑑み、これらの学校に就学する子どもの保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じて就学奨励費を支給している。2022年度からは、オンライン学習に必要な通信費について、補助上限額の引上げを行った。

ウ 障害のある子どもと障害のない子どもの「交流及び共同学習」

障害のある子どもと障害のない子どもの「交流及び共同学習」は、障害のある子どもにとっても、障害のない子どもにとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有する。

文部科学省は、こうした学習活動が一層推進されるよう、学習指導要領においても、障害のある子どもと障害のない子どもとの「交流及び共同学習」の機会を設けることを規定

するとともに、「交流及び共同学習ガイド」（2019年3月改訂）を作成・公表し、各学校において、各教科やスポーツ、文化・芸術活動等を通じた「交流及び共同学習」の機会等を通し、正しい障害者理解が促進されるよう努めている。また、2020年11月には、「交流及び共同学習オンラインフォーラム」¹³⁶を開催し、地方公共団体における実践事例の周知等を行い、教育委員会や学校等に対して積極的な取組を促している。

加えて、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所は、各学校において国の政策的課題の推進や教育現場の喫緊の課題に対応する指導者を対象とした「交流及び共同学習推進指導者研究協議会」をオンラインで開催し、理解促進と具体的な方策の普及を図っている。

エ 障害者の生涯学習の推進

「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業」として、学校から社会への移行期や人生の各ステージにおける効果的な生涯学習プログラムの開発や実施体制等に関する実践研究及び、生涯を通じた共生社会の実現に関する調査研究等を行っている。2022年度の調査研究では、地方公共団体及び障害者本人を対象とした障害者の生涯学習活動に関する実態調査を実施した。実践研究については、都道府県が中心となり市区町村や大学、特別支援学校、社会福祉法人等が参画する「地域コンソーシアムによる障害者の生涯学習支援体制の構築」、市区町村と民間団体が連携して障害者の生涯学習プログラムを開発する「地域連携による障害者の生涯学習機会の拡大促進」に、2022年度より新たに「大学・専門学校等における生涯学習機会創出・運営体制のモデル構築」を加え、この三つのメニューにより障害のある人の多様な学びの場の創出や持続可能な体制整備等を推進している。

また、上記研究事業の成果の普及や、障害

136 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1413898_00001.htm

に関する理解の促進、支援者同士の学び合いによる学びの場の担い手の育成、障害のある人の学びの場の拡大を目指し、全国12か所においてコンファレンスを開催したほか、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会の実現に向けた普及啓発フォーラムを開催した。

そのほか、2020年度に設置した「障害者の生涯学習の推進を担う人材育成の在り方検討会」について議論を重ね、2022年3月に報告書¹³⁷を取りまとめるとともに、「障害者の生涯学習支援入門ガイド・事例集－共生社会のマネージャー」を作成・配布した。また、障害のある人の生涯を通じた多様な学習を支える活動を行う個人・団体を顕彰する文部科学大臣表彰を毎年12月に開催している。

オ スポーツ活動

スポーツは、生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むために欠かせないものであり、障害のある子どもも含め誰もがスポーツの価値・楽しさを楽しむことができる環境を整える必要がある。

文部科学省は、このような環境の構築に向け、身近な場所でスポーツが実施できる環境の整備等のため、スポーツ実施状況・阻害要因の把握等のための調査研究事業、障害者スポーツの実施環境の整備等に向けたモデル創出事業、特別支援学校における運動・スポーツ活動を促進する取組を推進している。

(発達障害のある子ども・若者の支援)

ア 「発達障害者支援センター」¹³⁸を核とした地域支援体制の強化

厚生労働省は、発達障害者支援法に基づ

き、各地域において医療、保健、福祉、教育及び労働分野の関係者が連携し、発達障害者やその家族に対する相談体制の整備が進むよう支援している。また、発達障害児者の支援をより一層充実させるための所要の処置を講じる「発達障害者支援法の一部を改正する法律」(平成28年法律第64号)が2016年5月25日に成立し、国及び地方公共団体がライフステージを通じた切れ目のない支援を実施することや、家族なども含めたきめ細やかな支援を推進し、発達障害児者及びその家族が身近な場所で支援を受けられる体制を構築すること等が定められた。

これらの改正内容等を踏まえ、

- ・2018年度から、従来から実施しているペアレントメンター¹³⁹の養成やペアレントトレーニング等の実施に加え、発達障害児者の家族同士の支援を推進するため、同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児者の家族に対するピアサポート等の支援を行っている。なお、2020年度からは、青年期の発達障害者等の居場所をつくり、社会から孤立しない仕組みづくりを行うための支援に取り組んでいる。
- ・2016年度から、発達障害の早期発見・早期支援の重要性に鑑み、最初に相談を受けること又は診療することの多い小児科医などのかかりつけ医等の医療従事者に対して、発達障害に対する対応力を向上させるための研修を実施し、どの地域においても一定水準の発達障害の診療及び対応が可能となるよう医療従事者の育成に取り組んでいる。
- ・発達障害児者の各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、2021年度に引き続き、2022年度においても地域の中核である発達障害者支援センター等に配置

137 「障害者の生涯学習の推進を担う人材育成の在り方検討会 議論のまとめ(報告)」
< https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/1407843_00002.htm >

138 全ての都道府県・指定都市に設置されている。

139 発達障害者の子どもを持つ親であって、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して助言を行う者。

する発達障害者地域支援マネジャーの体制を一層強化し、市町村や事業所等が抱える困難事例への対応促進等を図ることで、発達障害児者に対する地域支援機能の強化に取り組んでいる。

また、発達障害の診断に係る初診待機が長期化している状況を踏まえて、2019年度から「発達障害診断待機解消事業」を創設し、都道府県・指定都市において、アセスメント機能を強化するため、アセスメントの対応について外部に委託することや医療機関にアセスメント対応職員を新たに配置すること、発達障害に関する医療機関のネットワークを構築し、発達障害の診療・支援等を行う医師を養成するための実地研修等を実施することを支援している。

さらに、「巡回支援専門員整備事業」において発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所や放課後児童クラブ等のこどもやその親が集まる施設・場を巡回し、施設のスタッフや親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行っているが、2020年度より、発達の気になるこどもなどに対する切れ目ない支援を継続的に実施するための戸別訪問等を実施し、より一層の早期対応に努めることとしている。

あわせて、「発達障害児者地域生活支援モデル事業」により、発達障害児者及びその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、支援手法の開発、関係する分野との協働による支援や切れ目のない支援などを行い、地域生活支援の向上を図っている。

このほか、国立障害者リハビリテーションセンターにおいては、全国の発達障害者支援センターの中央拠点としての役割を担う「発達障害情報・支援センター」を設置し、情報発信や支援手法の普及を図っている。

2016年度からは、専門家等と連携を図りつつ、地方公共団体等に対して地域における

支援体制構築に向けた指導・助言を開始し、2017年度からは発達障害分野の様々な課題に関する情報収集・分析・発信を行うことを目的とした発達障害情報分析会議を開催している。また、2018年度からは、困難事例への対応等、多様化が見込まれる支援ニーズに全国各地で実効性のある取組が行われることを目指した発達障害者地域支援推進事業を開始し、2019年度からは、「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告」¹⁴⁰を受けて、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所にある「発達障害教育推進センター」と連携して、「発達障害に係る教員や支援者の専門性の在り方等に関する検討会議」の中で発達障害者の支援に当たる人材が身に付けるべき専門性を整理するとともに、同報告書を受けて2021年度から「発達障害ナビポータル」¹⁴¹の運用を厚生労働省、文部科学省、国立障害者リハビリテーションセンター、及び国立特別支援教育総合研究所の4者により開始している。

イ 学校における支援体制の整備

発達障害の可能性のあるこどもは通常の学級にも在籍しており、文部科学省は、発達障害を含む障害のあるこどもへの学校における支援体制の整備を推進している。特に、教員の専門性の向上の観点から、発達障害の可能性のある児童生徒等に対する指導経験の浅い教員の専門性向上を図るため、研修等の機会の充実や指導・助言などのサポート体制の整備など、関係機関とも連携した支援体制の構築に取り組む事業を実施している。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所にある「発達障害教育推進センター」において、以下の取組を行っている。

- ・厚生労働省、国立障害者リハビリテーションセンターとも連携しながら、学校の教職員や保護者等に対し、発達障害に関する正

140 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000191192.html>

141 <https://hattatsu.go.jp/>

しい理解や支援に関する様々な教育情報、研修会等のイベント情報等をインターネットを通じて提供。さらに、発達障害に関して教育、医療・保健、福祉、労働など分野横断で必要な情報をまとめた「発達障害ナビポータル」を構築。

- ・各自治体において、教育と福祉の支援者が「連携・協働」した体系的な研修を行うための「実施ガイド」の提案。

(障害者に対する就労支援等)

「障害者の雇用の促進等に関する法律」(昭和35年法律第123号)は、民間企業などに対し、雇用する労働者の一定割合(障害者雇用率)に相当する数以上の障害者を雇用することを義務付けている(「障害者雇用率制度」)。2021年3月1日から民間企業の障害者雇用率が2.3%となっているところ、さらに2023年度からは2.7%に改め、その引上げについては、雇入れに係る計画的な対応が可能となるよう、2024年4月に0.2%引き上げて2.5%に、2026年7月に更に0.2%引き上げて2.7%に、段階的に引き上げることとされた。また、2025年4月には、障害者の就業が一般的に困難である業種において、障害者雇用率算出時に雇用する労働者数の控除が認められる割合(除外率)が10ポイント引き下げられる予定となっている。

厚生労働省は、障害者雇用率の達成に向け、ハローワークなどにおいて厳正な達成指導を実施しているほか、以下の取組を行っている。

- ・ハローワークが中心となり、地域の福祉施設、特別支援学校、医療機関などの関係機関と連携し、就職から職場定着まで一貫した支援を行う「障害者向けチーム支援」
- ・障害者本人やその保護者等の就労に対する不安や、中小企業側の障害者雇用に関する不安を解消するため、地域の福祉施設、特別支援学校、医療機関などの関係機関と連携し、職場実習、就労支援セミナー、事業

所見学会などを実施する「福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業」

- ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成17年法律第123号)に基づく、一般就労への移行を支援する「就労移行支援」、一般就労が困難な者に対して働く場を提供する「就労継続支援」、一般就労に伴う生活面の課題に対応できるよう関係機関との連絡調整等を行う「就労定着支援」
- ・精神障害や発達障害がある求職者に対する、障害特性に応じたきめ細かな就労支援
- ・職場において精神・発達障害者を支援する応援者を養成し、職場における精神・発達障害者を支援する環境づくりを推進するための、広く一般労働者を対象とした「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」
- ・障害者職業能力開発校(全国19校)における、職業訓練上特別な支援を要する障害者に重点を置きつつ障害の特性に応じた職業訓練
- ・企業、社会福祉法人、NPO、民間教育訓練機関といった地域の多様な委託先における、就職に必要な知識・技能を習得するための委託訓練

文部科学省では、特別支援学校高等部や高等学校等において、福祉や労働等の関係機関と連携しながらキャリア教育・就労支援が行われるよう、障害のある生徒の就労支援を行う就労支援コーディネーターの配置などに取り組んでいる。

(障害者に対する文化芸術活動の支援)

障害の有無にかかわらず、全てのこどもたちが文化芸術に親しみ、優れた才能を活かして活躍することのできる社会を築いていくことは重要である。文部科学省においては、全国の高校生が文化芸術活動の発表を行う祭典である「全国高等学校総合文化祭」におい

て、特別支援学校の生徒による作品の展示や実演芸術の発表の場を提供するとともに、子どもたちに質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を確保することを目的として、小学校・中学校等に障害のある芸術家等を派遣し、車いすダンスの披露や体験等の機会等を提供している。また、障害者による文化芸術の鑑賞や創造機会の拡大、発表機会の確保に係る先進的な取組への支援や、助成対象として採択した映画作品や劇場・音楽堂等において公演される実演芸術のバリアフリー字幕、音声ガイド制作への支援等に取り組んでいる。

厚生労働省においては、地域における障害者の自立と社会参加の促進を図るため、全国に障害者の芸術文化活動に関わる支援センター等の設置を行い、支援の枠組みを整備することにより、障害者の芸術文化活動の推進に取り組んでいる。

こうした取組も含めた施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、2023年3月に、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（平成30年法律第47号）に基づき、第2期の基本計画¹⁴²を策定したところである。

（慢性疾病を抱える児童等や難病患者の支援）

2015年1月から児童福祉法に基づき、慢性疾病を抱え、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るとともに、難病法に基づき、難病患者に対する良質かつ適切な医療の確保や難病患者の療養生活の維持向上を図るため、小児慢性特定疾病児童等や難病患者に対して、以下のような総合的な対策を推進していくこととしている。

- ・小児慢性特定疾病児童等及び難病患者の医療費の負担軽減を図るために都道府県等が実施する医療費助成について、その費用の2分の1を負担。

- ・小児慢性特定疾病児童等の自立を支援するために、児童福祉法に基づき都道府県等が実施する相談支援事業、相互交流支援事業などの小児慢性特定疾病児童等自立支援事業について、その費用の2分の1を負担。
- ・小児期から成人期への移行期の小児慢性特定疾病児童等が個々の疾病の状況に応じ適切な医療を受け、更に自身の疾病等の理解を深めるなどの自律（自立）支援を受けられるような移行期医療支援体制の構築を図るために必要なガイドの作成・周知を行うことで移行期医療を推進。
- ・症例数が少なく研究が進みにくい疾病について、データを集約し、治療に役立てるための調査研究を推進。
- ・専門医療機関とかかりつけ医の連携などにより、できる限り早期に正しい診断や治療が行われるために、医療提供体制を確保。
- ・日常生活での不安を解消していくため、難病相談支援センターなどを通じ、就労を含めた相談支援体制を充実。

また、2021年7月に厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会及び社会保障審議会児童部会小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会の合同委員会において取りまとめられた「難病・小慢対策の見直しに関する意見書」等を踏まえた、難病法や児童福祉法の改正を含む、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が2022年12月に公布された。同法は2023年10月より順次施行することとなっており、施行に向けた準備を進めている。

（小児・AYA世代のがん患者の支援）

「第4期がん対策推進基本計画」（令和5年3月28日閣議決定）及び「小児がん拠点病院等の整備に関する指針」（2022年8月）に

142 「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）」

基づき、小児・AYA世代¹⁴³のがん患者に対して以下のような総合的な対策を推進していくこととしている。

- ・小児がん拠点病院施設整備事業
小児がん拠点病院において、小児がん患者に付き添う家族の宿泊施設や小児用プレイルームといった生活の場を設置する際その費用の2分の1を補助。
- ・小児がん拠点病院機能強化事業
小児がん拠点病院において、医療従事者の養成、相談支援、プレイルームの運営等を実施。
- ・小児がん中央機関機能強化事業
小児がん拠点病院への支援や小児がん患者や経験者等の発達段階に応じた長期的な相談支援体制の構築等を実施。
- ・小児・AYA世代の長期フォローアップ体制整備事業
小児がん拠点病院等で長期フォローアップを担当する多職種協働チームを育成するための研修プログラムや教材等を作成し研修を実施。
- ・小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業^{にんようせい}
将来子どもを産み育てることを望む小児・AYA世代のがん患者等が希望をもってがん治療等に取り組めるように、将来子どもを出産することができる可能性を温存するための妊孕性温存療法及び妊孕性温存療法により凍

結した検体を用いた生殖補助医療等（以下「温存後生殖補助医療」という。）に要する費用の一部を助成し、その経済的負担の軽減を図るとともに、患者からの臨床データ等を収集し、妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療の有効性・安全性のエビデンス創出や長期にわたる検体保存のガイドライン作成などの妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療の研究を促進。

- ・がん患者の就労に関する総合支援事業
がん診療連携拠点病院等に就労に関する専門家や両立支援コーディネーターの研修を受講した相談支援員を配置し、患者への相談対応や継続的な両立支援等を推進。
- ・アピアランス支援研修等
医療従事者を対象としたアピアランス支援研修を強化するための教育資材の開発、研究の推進。

3 非行・犯罪に陥った子ども・若者の支援等

刑法犯少年^{144, 145}の検挙人員、人口比とも、近年は減少し続け、2021年は戦後最少を記録していたが、2022年はいずれも前年より増加した。また、刑法犯少年の人口比は、20歳以上の人口比と比べ、依然として高い水準にある。特別法犯少年¹⁴⁶は、2012年から減少傾向にある。他方、触法少年（刑法）^{147, 148}、触法少年（特別法）¹⁴⁹は、いずれも近年減少

143 思春期と若年成人（Adolescent and Young Adult : AYA）世代

144 少年とは、少年法第2条に規定する20歳に満たない者をいう。

145 刑法犯少年とは、刑法犯の罪を犯した少年で、犯行時及び処理時の年齢が共に14歳以上20歳未満の少年をいう。

146 特別法犯少年とは、軽犯罪法違反などの特別法犯の罪を犯した少年で、犯行時の年齢が14歳以上20歳未満の少年をいう。

147 触法少年とは、14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。

148 触法少年（刑法）とは、刑法犯の罪に触れる行為をした触法少年をいう。

149 触法少年（特別法）とは、特別法犯の罪に触れる行為をした触法少年をいう。

し続けていたが、2021年から増加に転じている。ぐ犯少年¹⁵⁰、不良行為少年¹⁵¹の補導人員は、減少傾向にある¹⁵²。

(総合的取組)

ア 関係府省庁の連携

政府では、非行対策の推進について密接な連絡や情報交換、協議等を行うため、子ども・若者育成支援推進本部の下に少年非行対策課長会議を設置し、関係府省庁が連携して対策の充実強化を図っている。

イ 家庭、学校、地域の連携

非行は、家庭、学校、地域のそれぞれが抱えている問題が複雑に絡み合って発生している。このため、家庭、学校、地域のより一層の緊密な連携の下に、一体的な非行防止と立ち直り支援を推進していく必要がある。

・「サポートチーム」

「サポートチーム」は、多様化、深刻化している少年の問題行動の個々の状況に着目し、的確な支援を行うため、学校、警察、児童相談所、保護観察所といった関係機関がチームを構成し、適切な役割分担の下に連携して対処するものである。関係機関は、日常的なネットワークの構築などを通じて、「サポートチーム」の編成やその活動において緊密な連携を図っている。

警察庁と文部科学省は、サポートチームの効果的な運用を図るため、管区警察局との共催により問題行動に対する連携ブロック協議会を開催し、緊密な連携を図っている。

・学校と警察の連携

こどもの非行や校内暴力を防止するために

は、学校と警察が密接に連携する必要がある。このため、警察署の管轄区域、市町村の区域等を単位に、全ての都道府県で学校警察連絡協議会が設置されている。2022年4月1日時点で、全国の小学校、中学校、高等学校の約99%の参加を得て、約2,300組織の学校警察連絡協議会が設置されている。

また、非行防止や健全育成を図るため、都道府県警察と都道府県教育委員会などとの間で締結した協定や申合せに基づき、非行少年、不良行為少年その他の健全育成上問題を有するこどもに関する情報を警察・学校間で通知する学校・警察連絡制度が各地で構築されている。

・スクールサポーター

警察は、退職した警察官などをスクールサポーターとして警察署などに配置し、学校からの要請に応じて派遣するなどしている。スクールサポーターは「警察と学校の橋渡し役」として、学校におけるこどもの問題行動への対応や、巡回活動、相談活動、安全確保に関する助言などを行っている。2022年4月1日時点で、44都道府県に約860人が配置されている。

・更生保護サポートセンター

保護司は、保護観察を受けている人の立ち直りを支援する「処遇活動」と、地域の方々に立ち直り支援への理解と協力を求める「犯罪予防活動」の二つの活動を主に行っているところ、地域において、これらの諸活動を推進するための拠点として、全国の保護司会(886か所)に「更生保護サポートセンター」が設置されている。「更生保護サポートセンター」には、保護司が駐在し、教育委員会や学校、児童相談所、福祉事務所、社会福祉協

150 ぐ犯少年とは、保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の事由があつて、その性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。ただし、2022年4月1日以降は、18歳以上の少年に該当する場合を除く。

151 非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。

152 警察庁「令和4年中における少年の補導及び保護の概況」

議会、警察、ハローワークといった様々な関係機関・団体と協力し、保護観察を受けている人の立ち直り支援や、非行防止セミナー、住民からの非行相談等を行っている。

・法務少年支援センター

少年鑑別所¹⁵³は、「法務少年支援センター」として、非行・犯罪に関する問題や、思春期の少年たちの行動理解等に関する知識・ノウハウを活用して、少年や保護者などの個人からの相談に応じて情報の提供・助言等を行っているほか、児童福祉機関、学校・教育関係機関、NPO等の民間団体等、青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行・犯罪の防止に関する活動や、健全育成に関する活動の支援を行っている。

具体的には、次のとおりである。

〈個人又は保護者等に対する相談・助言〉

例えば、問題行動等の困りごとについて、面接や心理検査などを行った上で、なぜ問題行動が生じているのか、どのように指導・支援に当たればよいのかなどについて提案をしたり、問題行動に応じたワークブックを用いた心理教育などを行っている。

〈関係機関等に対する相談・助言〉

例えば、いじめ等の問題行動のある生徒の指導方法について、教員と面接を行ったり、ケース会議に出席したりして、生徒の心情及び背景にある問題の把握や、生徒への接し方、指導方法について提案をしている。

〈研修会などへの講師派遣、事例検討会への出席〉

例えば、地方公共団体、学校、福祉、更生保護等の関係機関・団体などが主催する研修会、講演会などで、非行・犯罪、子育ての問題、思春期のこどもの行動理解と教育方法や指導方法などについて説明を行っている。

近年は児童虐待等が関連する事案の相談に

も、児童福祉機関と連携を図りながら、積極的に応じており、地域における児童虐待の早期発見・早期対応に努めている。

また、2021年11月からは、全国14か所の「法務少年支援センター」において、オンラインによる心理相談等を開始しており、支援を必要とする人々にとってより利用しやすい環境を提供できるよう努めている。

(非行防止、相談活動等)

ア 非行少年を生まない社会づくり

警察は、少年の規範意識の向上及び社会との絆の強化を図るため、「非行少年を生まない社会づくり」の取組を全国的に推進している。具体的には、問題を抱え非行に走る可能性がある少年に積極的に連絡し、地域の人々と連携した多様な活動機会の提供や居場所づくりのための取組などを通じてその立ち直りを図る「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」を推進している。また、非行情勢等について、自治会等に対して幅広く情報発信するとともに、少年警察ボランティアなどと連携しながら、街頭補導活動の実施や、社会奉仕体験活動等を通じた大人と触れ合う機会の確保など、少年を見守る社会機運の向上を目指した対策を推進している。

イ 非行防止教室

警察は、職員の学校への派遣や少年警察ボランティアなどの協力により、非行防止教室を開催している。具体的な非行事例などを題材にして直接少年に語りかけること等により、少年自身の規範意識の向上を図っている。

文部科学省は、学校、家庭、地域が十分な連携を図り、こどもの豊かな人間性や社会性を育むため道徳教育の充実を図るとともに、関係機関と連携した非行防止教室の開催などにより規範意識を養い、こどもの非行防

153 少年鑑別所は、①家庭裁判所などの求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、②観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者などに対し、必要な観護処遇を行うこと、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務とする施設。

止に努めている。

法務省は、非行問題に関する豊富な知識や保護観察対象者に対する処遇経験を有する保護司が、直接小学校・中学校へ赴いて、非行問題や薬物問題を取り扱う非行防止教室を開催したり、問題を抱えた子どもへの指導方法などについて教員と協議などをしたりすることを通じて、小学生・中学生の非行の未然防止と健全育成を図っている。

ウ 多様な活動機会・居場所づくりの推進

第1章第1節1（体験活動の推進）、第4章第1節3を参照。

エ 相談活動

地域住民に身近な市町村を中心に設立されている青少年センター¹⁵⁴では、非行に関するもののほか、いじめ、不登校、虐待などの様々な問題について相談を受け付けている。

警察では、非行、家出、自殺などの未然防止や、犯罪、いじめ、児童虐待などに係る被害少年の保護のための相談窓口を設け、心理学などの専門知識を有する少年補導職員や警察官などが、様々な悩みを持つ少年やその保護者からのSOSを受け止め、必要な助言や指導を行っている。また、電話相談窓口「ヤングテレホンコーナー」を設置しているほか、電子メールによる相談も受け付けるなど、相談者が利用しやすい環境の整備を行っている。2022年に警察が受理した相談の件数は、85,314件で、前年に比べ2,046件(2.5%)増加した¹⁵⁵。相談内容を見ると、少年自身からの相談では、家庭、交友問題や犯罪被害に関する悩みが多く、保護者からの相談では、家庭や非行の問題に関する悩みが多い¹⁵⁶（学校における相談体制については、第1章第2節2（学校における相談体制の充

実）を参照。）。

法務省の人権擁護機関では、子どもの人権問題について、法務局の職員や人権擁護委員による相談対応を行っている。また、少年鑑別所でも、「法務少年支援センター」として子どもの非行や問題行動に悩む保護者や学校関係者などからの相談に応じており、臨床心理学などを専門とする職員が助言や情報提供を行っている。「更生保護サポートセンター」でも、犯罪予防活動の一環として、保護司が子どもの非行や問題行動で悩む親などからの相談に応じるなどしている。

オ 補導活動

少年の非行を防止する上で、問題行動の初期段階における適切な対応が極めて重要である。

警察は、全国に設置された少年サポートセンターを中心として、警察が委嘱する少年警察ボランティアなどと連携し、繁華街や公園といった非行が行われやすい場所に重点を置いて、家出少年などの発見・保護活動及び深夜はいかいなどを行う不良行為少年に対する補導活動を推進し、問題行動を早期に発見して、少年及びその保護者に対する的確な助言・指導を行っている。

市町村に置かれている青少年センターでも、市町村などから委嘱された少年補導委員による街頭補導や、有害図書・ソフトの販売状況の点検、遊興施設の見回りなど有害環境の適正化の活動が行われている。

不良行為少年の補導人員は減少傾向にある¹⁵⁷。

カ 事件の捜査・調査

・警察（警察庁）

警察は、非行少年を発見した場合は、必要な捜査や調査を行い、検察官や家庭裁判所、

154 青少年の育成を図ることを目的とし、相談活動などを行う機関を指す。少年補導センターや青少年育成センターといった名称で活動。

155 警察庁「令和4年中における少年の補導及び保護の概況」

156 同上

157 同上

児童相談所といった関係機関へ送致し、又は通告するほか、その少年の保護者に助言を与えるなど、非行少年に対して適切な指導がなされるよう措置している。

〈犯罪少年¹⁵⁸〉

「刑事訴訟法」(昭和23年法律第131号)や「少年法」(昭和23年法律第168号)に規定する手続に従って、必要な捜査を遂げた後、罰金以下の刑に当たる事件は家庭裁判所に送致し、禁錮以上の刑に当たる事件は検察官に送致し、又は送付する。ただし、特定少年¹⁵⁹については、罰金以下の刑に当たる事件であっても、これを検察官に送致し、又は送付する。

〈触法少年〉

保護者がいないか保護者に監護させることが不相当と認められる場合には、児童相談所に通告する。その他の場合には、保護者に対して適切な助言を行うなどの措置を講じる。また、故意の犯罪行為により被害者を死亡させるなどの一定の罪に触れる行為をしたと考えられる場合や家庭裁判所の審判に付することが適当であると考えられる場合には、事件を児童相談所長に送致する。

〈ぐ犯少年〉

14歳以上18歳未満の場合は、事案の内容や家庭環境から判断して家庭裁判所への送致又は児童相談所への通告を行う。14歳未満の場合には、児童相談所に通告するか、その非行の防止を図るために特に必要と認められる場合には保護者の同意を得た上で補導を継続的に実施する。

・ 検察庁 (法務省)

検察官は、

- ・ 警察からの送致などを受けて必要な捜査を行い、犯罪の嫌疑があると認めるときは、事件を家庭裁判所に送致する。犯罪の嫌疑がなくとも、ぐ犯などの事由がある場合には、同様に事件を家庭裁判所に送致してい

る。その際、少年に刑罰を科すのが相当か、保護観察や少年院送致といった保護処分が付すのが相当かなど、処遇に関する意見を付している。

- ・ 家庭裁判所から少年審判に関与すべき旨の決定があった場合に、これに関与し、裁判所の事実認定を補助している。
- ・ 家庭裁判所から刑事処分相当として検察官に送致された少年については、原則として公訴を提起している。

検察官が十分な捜査を行い事案の真相を解明した上で適切な処理をすることは、少年犯罪に対する最も基本的で重要な対策であり、今後もこれを一層充実させることとしている。

キ 非行集団対策

非行集団は、暴走行為や集団的暴行事件などの集団的な違法行為を敢行するだけでなく、暴力団、準暴力団等の犯罪者グループと関わりを持ち、特殊詐欺に加担したり、大麻を乱用し又は周囲への乱用を助長したりするなどしており、非行集団を取り巻く情勢は、依然として憂慮する状況にある。

警察は、少年部門、交通部門及び刑事部門の相互の連携を強化して、非行集団の実態把握を徹底し、

- ・ 非行集団やその予備軍となる非行少年などを、各種法令を活用して徹底的に取り締まることによる、非行集団の弱体化と解体
- ・ 少年の非行集団及び暴力団への加入阻止や離脱支援
- ・ 関係機関と連携した車両の不正改造防止対策や道路交通環境の整備などの暴走族対策などの取組を推進している。

(薬物乱用防止)

2022年中における覚醒剤事犯で検挙された30歳未満の者は877人で長期的に減少傾向

158 犯罪少年とは、14歳以上20歳未満で罪を犯した者をいう。

159 特定少年とは、18歳以上の少年をいう。

にある。一方、大麻事犯で検挙された30歳未満の者は平成26年から増加に転じ、2022年中の検挙人員は3,765人となり、覚醒剤事犯の検挙人員の約4.3倍となった。大麻については、検挙された者の70.5%が30歳未満の者である¹⁶⁰。また、危険ドラッグについては、その乱用者の検挙人員に占める30歳未満の者の割合は、57.6%であった¹⁶¹。

大麻は、他の規制薬物に比べ若年層割合が高く、その背景として「大麻には有害性がない」等の誤情報の流布や一部の国において嗜好用大麻を合法化した国際的な潮流等が影響していると考えられる。そのため、大麻乱用防止の規範意識を向上させるために、より一層の啓発活動の強化が求められる。

政府では、犯罪対策閣僚会議の下に設置された薬物乱用対策推進会議において策定された「第五次薬物乱用防止五か年戦略」（2018年8月）に基づき、関係府省庁が連携して、薬物乱用の根絶に向けた総合的な対策を推進している。

警察は、薬物密輸・密売組織の取締り、関係機関との連携による水際対策などによる薬物供給の遮断のほか、文部科学省と連携して実施する薬物乱用防止教室、検挙された者や家族への薬物依存症相談拠点を記載した資料の配布、SNSユーザーに対するターゲティング広告、動画配信サイトにおけるバンパー広告¹⁶²等の広報啓発活動にも努めている。

法務省は、少年院において、薬物に対する

依存のある者を対象に、薬物非行防止指導¹⁶³を実施している。刑事施設では、麻薬や覚醒剤などの薬物に対する依存がある受刑者を対象に、薬物依存離脱指導¹⁶⁴を実施している。保護観察所では、保護観察に付されている者に対し、自発的意思に基づく簡易薬物検出検査を実施するとともに、一定の条件を満たした者に対して認知行動療法などに基づく薬物再乱用防止プログラムを実施している。また、再犯防止・社会復帰支援をより一層強化するため、厚生労働省と共同し、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」を策定するなど、地域の医療・保健・福祉機関や民間支援団体との連携の強化、施設内処遇と社会内処遇との一貫性を考慮した処遇の充実に努めている。

文部科学省は、薬物乱用防止教育の充実に図るため、厚生労働省や警察庁と連携して、小学校・中学校・高等学校における薬物乱用防止教室の開催を推進している。また、厚生労働省と連携して、小学生から大学生などに向けて、薬物乱用防止に係る啓発資料を作成し、各学校にその活用を促すなど、薬物についての危険性・有害性に関する正しい知識の周知に努めている。

厚生労働省は、以下の取組を行っている。

- ・若者の乱用薬物の入手先となっている、インターネットを利用した密売事犯や外国人による密売事犯などに対する取締りの強化。
- ・関係機関・団体と連携した「ダメ。ゼッ

160 警察庁「令和4年における組織犯罪の情勢」

161 同上

162 短時間のスキップできない動画広告をいう。

163 少年院法に基づく特定生活指導（特定の事情を有する在院者に対し、その改善を図る生活指導。計7種類。）の一つであり、薬物の害と依存性を認識させるとともに、薬物依存に至った自己の問題性を理解させ、再び薬物を乱用しないことを目的に、認知行動療法を基礎とするワークブック教材を用いて行う指導等を実施している。なお、重点的かつ集中的な指導が必要な在院者に対しては、重点指導施設において指導を実施している。また、薬物依存からの回復には、保護者の役割が重要であることから、重点指導施設では、薬物依存症に関する知識の付与、こどもとの良好なコミュニケーションの在り方等に関する保護者向けプログラムを実施している。

164 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づく特別改善指導の一つであり、薬物依存の認識及び薬物使用に係る自分の問題を理解させた上で、断薬への動機付けを図り、再使用に至らないための知識及びスキルを習得させるとともに、社会内においても継続的に薬物依存からの回復に向けた治療及び援助等を受けることの必要性を認識させることを目的に、対象者の刑期や再犯リスクなどに応じて、必修、専門及び選択の各プログラムを組み合わせ実施している。

タイ。」普及運動」や「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動」などの国民的啓発運動の実施。

- ・薬物の有害性・違法性に関する正しい知識を周知するため、薬物乱用防止普及啓発読本等の薬物乱用防止に係る啓発資材の作成・配布。
- ・要請のあった教育機関等に講師を派遣し、専門的な教材を基に効果的な普及啓発を図るとともに、FacebookやTwitter（現X）、「あやしいヤクブツ連絡ネット」を活用した情報発信の実施。
- ・危険ドラッグの指定薬物への迅速な指定。
- ・指定薬物である疑いのある物品などについて、検査命令及び販売等停止命令の実施。
- ・違法薬物のインターネット販売店について、プロバイダなどに対する削除要請の実施。
- ・薬物依存症者等への医療提供体制の強化に向けた専門医療機関及び治療拠点機関の選定や医療従事者の育成。
- ・地域社会における本人・家族等への支援体制の充実に向けた依存症相談拠点の設置、自助グループ等民間団体への支援の充実、相談・支援に携わる人材の育成。
- ・薬物依存症者やその家族が適切な治療や支援に結び付く社会の実現に向けた薬物依存症に関する正しい知識と理解促進のための普及啓発の実施。
- ・再乱用防止対策として、都道府県と協力した薬物依存症の正しい知識の普及や、保健所・精神保健福祉センターにおける薬物相談窓口における薬物依存症者やその家族に対する相談事業・家族教室の実施。

（少年審判）

家庭裁判所は、非行少年（少年法第3条1項各号に掲げる犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年）に対する調査・審判を行い、非行があ

ると認めるときは、教育的な働き掛けも行いながら、少年が非行に至った原因などを検討し、その少年にとって最も適切と考えられる処分を決定する。保護処分には、保護観察、児童自立支援施設（不良行為をなし、又はなすおそれのある児童を、入所又は保護者の下から通わせて、必要な指導を行い、自立を支援する施設）等送致及び少年院送致の3種類があり、審判を開いたり保護処分に付したりすることができず、又はその必要がない場合には、審判不開始や不処分にする。18歳未満の少年について、児童福祉法上の措置が相当である場合には、事件を知事又は児童相談所長に送致する。犯行時に14歳以上の犯罪少年に係る事件（ただし、18歳未満の少年に係る罰金以下の刑に当たる罪の事件を除く。）について刑事処分を相当と認めるときは、検察官に送致する。

ア 受理の状況

2022年における少年保護事件（家庭裁判所の取り扱う非行少年に対する事件）の全国の家裁裁判所での新規受理人員は、44,629人であった¹⁶⁵。内訳を見ると、道路交通保護事件（道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件。以下同じ。）が10,780人（24.2%）と最も多い。近年、少年保護事件の新規受理人員は減少傾向が続いており、2022年は前年と比較して1,244人（2.7%減）減少した。

イ 処理の状況

2022年における少年保護事件の既済人員（その年に終局決定のあった全人員（延べ人員）で全事件数と同数。以下同じ。）は43,802人で、このうち、一般保護事件（道路交通保護事件を除く少年保護事件。以下同じ。）が33,001人（全体に占める割合75.3%）、道路交通保護事件が10,801人（同

24.7%) となっている¹⁶⁶。

終局決定別に見ると、審判不開始が35.8%と最も多く、次いで保護処分が24.7%となっている¹⁶⁷。

① 保護処分

保護処分に付された者は10,816人で、その内訳は、一般保護事件が7,497人(69.3%)、道路交通保護事件が3,319人(30.7%)である。前年と比較し、1,007人(8.5%減)減少している。

・保護観察

保護観察に付された少年は9,284人で、その内訳は、一般保護事件が6,064人(65.3%)、道路交通保護事件が3,220人(34.7%)である。前年と比較し、940人(9.2%減)減少している。

・児童自立支援施設等送致

児童自立支援施設や児童養護施設に送致された者は、118人である。

・少年院送致

少年院送致となった者は1,414人で、その内訳は、一般保護事件が1,317人(93.1%)、道路交通保護事件が97人(6.9%)と、一般保護事件が多くを占める。前年と比較して、一般保護事件は54人(3.9%減)減少し、道路交通保護事件は16人(14.1%減)減少している。

② 検察官送致

刑事処分が相当であるとして検察官送致となった者は1,715人で、その多くを道路交通保護事件が占める(1,472人(85.8%))。前年と比較して57人(3.2%減)減少している。

③ 児童相談所長等送致

知事や児童相談所長に送致された者は、124人である。

④ 審判不開始、不処分

審判不開始・不処分となった者は22,844人で、その内訳は、一般保護事件が18,872人(82.6%)、道路交通保護事件が3,972人(17.4%)である。前年と比較し、1,366人(5.6%減)減少している。

裁判官や家庭裁判所調査官は、調査や審判の段階で、少年に対し、その問題性を見極めた上で、以下のような再非行防止に向けた働き掛けをしている。

- ・非行の内容を振り返らせ、被害の実情を伝えるなどする中で必要な助言・指導を行い、反省を深めさせる。
- ・学校などと連絡を取って生活態度や交友関係の改善に向けた協力態勢を築く。
- ・「犯罪被害を考える講習」や地域の清掃といった社会奉仕活動への参加を促す。

また、再非行を防止するために家族が果たす役割が大きいことから、少年の非行に家族関係が及ぼしている影響を見極めた上で、問題解決に向けて家族関係の調整を行ったり、少年と保護者に社会奉仕活動への参加を促したりするなどの働き掛けを行っている。ほかにも、保護者会を実施して保護者の気持ちや経験を語り合う場を設けることにより、保護者の少年に対する指導力を高めたり、保護者が自らの養育態度を見つめ直し、監護者としての責任を自覚するように働き掛けたりしている。このような働き掛けも行った上で、その少年について審判を開いたり保護処分に付したりする必要がないと考える場合には、審判不開始や不処分とすることがある。

(加害者に対するしよく罪指導と被害者への配慮)

ア 被害者への情報提供などの様々な制度や取組

警察は、被疑少年の健全な育成に留意しつ

166 司法統計

167 同上

つ、捜査上の支障のない範囲内で、被害者等の要望に応じて、捜査状況等に関する情報を被害者等に提供するように努めている。

法務省は、

- ・全国の検察庁において、少年事件の被害者を含む全ての被害者やその親族の心情などに配慮するという観点から、被害者の希望に応じて、できる限り、事件の処理結果などの情報を提供している。
- ・少年院、地方更生保護委員会、保護観察所において、加害少年の健全な育成に留意しつつ、被害者の希望に応じて、少年院送致処分や保護観察処分を受けた加害少年に関し、少年院での処遇状況に関する事項や仮退院等の審理に関する事項、保護観察の開始・終了や保護観察中の処遇状況に関する事項を通知している。
- ・検察庁、地方更生保護委員会、保護観察所において、刑事処分となった加害少年に関し、被害者の希望に応じて、できる限り、事件の処理結果や、裁判結果、受刑中の処遇状況に関する事項、仮釈放審理に関する事項、保護観察の開始・終了や保護観察中の処遇状況に関する事項を通知している。
- ・「更生保護法」(平成19年法律第88号)に基づき、地方更生保護委員会が、少年院からの仮退院等の審理や刑事処分となった少年の仮釈放の審理において被害者の意見などを聴取する意見等聴取制度を、保護観察所が、被害者の心情などを保護観察中の加害少年に伝達する心情等伝達制度を実施している¹⁶⁸ところ、2022年6月に成立した「刑法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第67号)により、意見等聴取制度における意見等の聴取事項として、矯正施設収容中の者に対する生活環境の調整及び仮釈放等後の保護観察に関する意見を加える

こと等や、心情等伝達制度に、被害者等から被害に関する心情等を述べたい旨の申出があったときは、伝達を前提としなくても当該心情等を聴取のみすることを追加すること(心情等聴取・伝達制度とすること)とされ、これらの円滑な施行に向けて、必要な検討等を行っている。

また、同法により、刑事施設及び少年院において、申出のあった被害者やその遺族の方々からその心情等を聴取し、矯正処遇・矯正教育に活かすほか、受刑者等に伝達するという制度が新たに導入される。法務省は、2022年6月から同年12月にかけて、矯正行政実務はもとより、犯罪被害者等施策に精通した有識者から構成される「刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度に関する検討会」を計4回にわたって開催し、具体的な運用方法等について検討を行うなど本制度の円滑な導入に向けて各種準備を進めている。

家庭裁判所は、

- ・少年法に基づく、一定の重大事件の被害者による少年審判の傍聴や、被害者などに対する審判状況の説明といった被害者のための制度¹⁶⁹の適切な運用に努めている。
- ・調査や審判の段階で、被害者の心情などに十分配慮しながら、被害者から話を聞くなどして被害の実情や被害感情の把握に努め、被害者の声を少年審判手続に反映するよう努めている。

イ 被害者の心情を踏まえた適切な加害者処遇

2022年6月に成立した「刑法等の一部を改正する法律」により、刑事施設及び少年院において被害者等の心情等の聴取・伝達制度が新たに導入されることとなる等、近年、刑事司法の分野において、被害者及びその遺族

168 更生保護における犯罪被害者等の方々のための制度
https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_victim01.html

169 少年法では、被害者への配慮を充実するため、①被害者などによる記録の閲覧及び謄写、②被害者などの申出による意見の聴取、③一定の重大事件の被害者などによる少年審判の傍聴、④被害者などに対する審判状況の説明、⑤被害者などに対する審判結果などの通知、の制度が設けられている。

等やその親族の心情などについて、一層の配慮を行うことが求められるようになってきている。

少年院や刑事施設では、「被害者の視点を取り入れた教育」により、収容されている者が自分の犯した罪と向き合い、犯した罪の大きさや被害者及びその遺族等の心情などを認識し、被害者及びその遺族等に誠意を持って対応していくとともに、再び罪を犯さない決意を固めさせるための働き掛けを行うなど、矯正教育や改善指導の充実に努めている。

保護観察所でも、個々の事案の状況に応じ、その処遇過程において、少年が自らの犯罪と向き合い、犯した罪の大きさや被害者の心情などを認識し、被害者に対して誠意を持って対応していくことができるようになるための助言指導を行っている。また、特に、被害者を死亡させたり、その身体に重大な傷害を負わせたりした事件又は被害者に重大な財産的損失を与えた事件により保護観察に付された少年に対しては、被害者等の意向にも配慮して、誠実に慰謝等の措置に努めるよう指導を実施している。

(施設内処遇を通じた取組等)

ア 少年鑑別所

少年鑑別所は、①家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別¹⁷⁰を行うこと、②観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者などに対し、必要な観護処遇を行うこと、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務とする法務省所管の施設である。観護措置による収容期間は、原則として2週間以内であり、特に必要のあるときは、家庭裁判所の決定により、期間が更

新(延長)されることがある(最長8週間)。鑑別の結果は、鑑別結果通知書として家庭裁判所に送付されて審判の資料となるほか、保護処分が決定された場合には、少年院、保護観察所に送付され、処遇の参考にされる。また、少年鑑別所の在所者については、心身の発達途上にあり、その健全な育成に配慮することが重要と考えられることから、在所者の自主性を尊重しつつ、情操を豊かにし、健全な社会生活を営むために必要な知識及び能力を向上させるための支援を実施している。

法務省は、少年鑑別所における鑑別・観護処遇の充実に努めている。特に、2013年度から導入した、再非行の可能性及び教育上の必要性を定量的に把握する「法務省式ケースアセスメントツール(MJCA)」を効果的に活用し、再非行防止に資する鑑別の充実に取り組んでいる。

イ 少年院・刑事施設

少年院は、家庭裁判所において少年院送致の保護処分に付された者と、16歳に達するまでの間に刑の執行を受ける者を収容し、矯正教育その他の在院者の健全な育成に資する処遇を行う施設である¹⁷¹。矯正教育は、少年の特性に応じ、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導、特別活動指導を組み合わせで行うものであり、少年の特性に応じた矯正教育の目標、内容、期間や実施方法を具体的に定めた個人別矯正教育計画を作成し、きめ細かく行われている。

懲役や禁錮の実刑の言渡しを受けた少年や若者は、刑執行のため、刑事施設に収容される。このうち、少年受刑者に対しては、一人一人に個別担任を指定して面接や日記指導といった個別的な指導を行うなど、心身が発達

170 鑑別は、医学、心理学、教育学、社会学などの専門的知識及び技術に基づき、対象者の非行又は犯罪に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上で、その事情の改善に寄与するため、処遇に資する適切な指針を示すことを目的として実施している。鑑別には、家庭裁判所の求めにより、事件の調査や審判を受ける者に対して行う鑑別(観護の措置が執られて少年鑑別所に収容されている者に対して行う鑑別とそれ以外の者に対して行う鑑別がある。)、処遇機関等の求めにより行う鑑別がある。

171 収容対象となる者の年齢、犯罪的傾向の進捗、心身の故障の有無に応じて、第1種、第2種、第3種、第4種の4種類がある。

途上にあり可塑性に富む少年の特性に応じた矯正処遇を、各少年の資質と環境の調査の結果に基づいて実施している。若年受刑者に対しては、小集団を編成して、少年院における矯正教育の手法やノウハウ等を活用した「若年受刑者ユニット型処遇」を行うなど、若年受刑者の特性に応じた処遇の充実化を図っている。

また、法務省は、少年院において、家族関係に葛藤を抱えた在院者も少なくないことから、家族関係調整のために、在院者の保護者その他相当と認められる者に対して、在院者の処遇に関する情報の提供、職員による面接の実施、教育活動への参加の促進、保護者会・講習会の積極的な開催に努めるとともに、必要に応じ、指導、助言その他の適当な措置をとっている。

ウ 児童自立支援施設

児童自立支援施設¹⁷²は、不良行為を行ったこどもや行うおそれのあるこども等に対して、その自立を支援することを目的として、一人一人の状況に応じ、生活指導、学習指導、職業指導、家庭環境の調整を行う施設である。

厚生労働省は、児童自立支援施設運営指針等により、児童自立支援施設の質の確保と向上を図っている。

(社会内処遇を通じた取組等)

ア 少年院からの仮退院、刑事施設からの仮釈放

少年院からの仮退院と刑事施設からの仮釈放とは、収容されている者を、法律や判決、決定によって定められている収容期間の満了前に仮に釈放し、その円滑な社会復帰を促す措置である。少年院からの仮退院と刑事施設からの仮釈放を許された者は、収容期間が満了するまでの間、保護観察を受ける。2022

年における少年院仮退院者は、全出院者の99.7%に当たる1,692人であった。

保護観察所は、少年院からの仮退院と刑事施設からの仮釈放に先立って、出院・出所後の少年等を取り巻く生活環境（家庭、職場、交友関係など）が、その改善更生を促す上で適切なものとなるよう、引受人などとの人間関係や更生保護施設（第5章第2節1（更生保護関係施設・団体）を参照。）等での受入れ、職業などの調整を行い、受入体制の整備を図っている。

イ 保護観察

保護観察は、非行のある少年に、社会生活を営ませながら、その改善更生を図る上で必要な一定の事項（遵守事項と生活行動指針）を守って健全な生活をするよう指導監督するとともに、自助の責任を踏まえつつ、就学や就職などについて補導援護することにより、少年の改善更生を促すものである。保護観察官と民間ボランティアである保護司とが協働して、その実施に当たっている。2021年に保護観察所が新たに開始した保護観察事件数の44.9%に当たる11,492件が、家庭裁判所の決定により保護観察に付された少年や地方更生保護委員会の決定により少年院からの仮退院を許された少年の事件であった。保護観察処分少年（交通短期保護観察の対象者を除く。）及び少年院仮退院者について、2021年における保護観察開始人員の非行名別構成比を男女別に見ると、保護観察処分少年は、男女共に、窃盗、道路交通法違反、傷害の順に高かった。少年院仮退院者は、男子は、窃盗、傷害、詐欺の順に高く、女子は、窃盗、傷害、覚醒剤取締法違反の順に高かった。

複雑かつ困難な問題を抱えた少年に対しては、保護観察官による直接的関与を強めるなどにより、重点的な働き掛けを行っている。また、少年の持つ問題性やその他の特性を類型化し、各類型に焦点を当てた処遇を実施し

172 児童福祉法第44条に規定される施設。

ている。

例えば、北海道雨竜郡沼田町の「沼田町就業支援センター」では、主に少年院を仮退院した少年を対象とし、旭川保護観察所沼田駐在官事務所に附設された宿泊施設に居住させ、濃密な保護観察を実施するとともに、同町が運営する農場で農業実習を受けさせ、改善更生の促進を図っている。

また、保護観察所では、少年院に収容されている者の生活環境の調整や少年に対する保護観察処遇の中で、保護観察官や保護司が家族等と面接を行っている。家族関係や親の養育態度に問題が認められる場合には、こどもの監護に関する責任を自覚させるために、保護者会を実施するなどして監護能力が向上するよう保護者に対し働き掛けるとともに、適切に監護に当たるよう指導や助言を行っている。さらに、家庭裁判所や少年院でなされた保護者への働き掛けとの連携に努め、それらと一貫性のある生活環境の調整や保護観察処遇を実施するなど、保護処分の効果が最大限のものとなるよう努めている。

ウ 処遇全般の充実・多様化

① 関係機関の連携

非行の深刻化に対処するため、少年のプライバシーなどとの調整を図りながら、関係機関が情報を共有し、各機関のなすべき役割を果たしていく必要がある。

法務省は、以下の取組により、保護処分の適正かつ円滑な執行を図っている。

- ・全国の少年院において、家庭裁判所、地方更生保護委員会、保護観察所、少年鑑別所といった関係機関の担当者が一堂に会し、在院者の少年院入院後の処遇経過や今後の処遇方針、保護関係調整について検討を行う処遇ケース検討会を実施。
- ・家庭裁判所、少年鑑別所、少年院、地方更生保護委員会、保護観察所において、少年院や保護観察における効果的な処遇と連携の在り方を検討するため、定期的に協議会を開催。

- ・処遇機関において、必要に応じ、学校、警察、福祉施設の職員とも個別事例の検討を実施。

② 社会貢献活動や社会参加活動による改善更生の取組

2013年6月に公布された「刑法等の一部を改正する法律」（平成25年法律第49号）により、更生保護法に基づく保護観察の特別遵守事項の類型の一つに、社会貢献活動に関する規定が加えられ、2015年6月に施行された。これは、少年や若者を中心とする保護観察対象者が、福祉施設での介護補助活動や公共の場所での清掃活動など社会に役立つ活動を行い、他人から感謝されることや周囲と協力しつつ任された役割をやり遂げることにより、自己有用感や社会性、規範意識の向上を図るためのものである。

また、保護観察所は、社会性に乏しい少年を社会体験的な活動に参加させることにより、その健全育成を図る社会参加活動を実施している。

(非行少年等に対する就労支援等)

少年院や刑事施設は、処遇の一環として、就労に対する心構えを身に付けさせ、就労意欲を喚起し、各種の資格取得を奨励している。また、ハローワークなどとの連携による職業講話、職業相談、職業紹介、求人情報の提供といった就労支援を実施している。

保護観察所は、矯正施設や家族、学校と協力し、出院・出所後の少年等の就労先の調整・確保に努めている。保護観察中の無職少年に対しては、その処遇過程において、就労意欲がない原因や意欲があっても就労できない理由、就労しても継続しない理由など、不就労の原因となっている問題点の把握に努め、その解消を図るための助言指導を行っている。2014年度から本格実施してきた「更生保護就労支援事業」（一部の保護観察所が就労支援のノウハウ等を有する民間事業者へ委託し、

保護観察対象者等のうち、就労が困難な者に対し、継続したきめ細かな支援を実施するもの)について、2022年度は25庁で実施している。さらに、協力雇用主(第5章第2節1(更生保護関係施設・団体)を参照。)に対する支援の強化として、2015年度から「就労・職場定着奨励金」及び「就労継続奨励金」の支給を実施し、特に2022年度からは他の年齢層に比べて職場定着に困難を抱えやすい18・19歳の者を雇用し、かつ、その者に対して手厚く指導に当たる協力雇用主には加算金を支給することとしているほか、引き続き、出院・出所後の少年等の雇用に理解を示すソーシャル・ファーム(労働市場で不利な立場にある人々のための雇用機会の創出・提供に主眼を置いてビジネス展開を図る企業・団体など)の開拓・確保に努めている。

ハローワークは、少年院や刑事施設、保護観察所と連携して、出院・出所予定者や保護観察に付された少年等を対象とした職業相談、職業紹介、セミナー・事業所見学会、職場体験講習、トライアル雇用といった就労支援を推進している。また、就労後の相談、問題点の把握、問題解決のための助言など、就労継続のための支援を行っている。

このほか、厚生労働省は、社会的養護経験者等に対し、日常生活上の援助や就業支援を行う「自立援助ホーム」(児童自立生活援助事業)の充実に努めている(第2章第3節1「ク 社会的養護経験者等の自立支援策の推進」も参照。)

4 こどもの貧困問題への対応

「子どもの貧困率」及び「子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯の貧困率」は低下傾向にあるものの、特に、「子どもがい

る現役世帯のうち大人が一人の世帯の貧困率」は高い水準にある¹⁷³。こどものいる世帯のうち、ひとり親家庭の世帯の割合に近年大きな変化は見られない¹⁷⁴が、ひとり親家庭の平均所得は、他の世帯と比べて大きく下回っており¹⁷⁵、こどもの大学進学率も低い状況にある¹⁷⁶。家庭の経済状況等によって、こどもや若者の将来の夢が断たれたり、進路の選択肢が狭まったりすることのないように、教育、生活面、親の就労など、様々な支援が求められている。

こどもの貧困問題への対応については、2013年6月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が成立し、これを受け、政府において、こどもの貧困対策に関する基本的な方針を始め、こどもの貧困に関する指標、指標の改善に向けた当面の重点施策、こどもの貧困に関する調査研究等及び施策の推進体制等を定めた「子供の貧困対策に関する大綱」(平成26年8月29日閣議決定)を策定し、こどもの貧困対策を総合的に推進してきた。

これらを踏まえ、2019年6月、議員提出による「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が成立した。目的として、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、こどもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けてもこどもの貧困対策を総合的に推進することが明記されるとともに、基本理念として、こどもの最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があること等が明記された。また、都道府県に加えて市町村がこどもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定されるとともに、「子供の貧困対策に関する大綱」の記載事項として、こどもの貧困対策に関する施策の検証及び評価その他の施策の推進体制に関する事項が追加された。こうした法改正の趣旨や幅広く関係者から意見聴取

173 厚生労働省「国民生活基礎調査」、総務省「全国家計構造調査」

174 厚生労働省「国民生活基礎調査」

175 同上

176 厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」

を行ったこどもの貧困対策に関する有識者会議における提言等を踏まえ、政府は、2019年11月に「子供の貧困対策に関する大綱」を閣議決定した。

当該大綱においては、①「親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制の構築」、②「支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮した対策の推進」、③「地方公共団体による取組の充実」等を分野横断的な基本方針として定めるとともに、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等を総合的に推進していくこととしている。

ア 教育の支援

内閣府及び文部科学省では、家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全てのこどもが質の高い教育を受けられるよう、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない形での教育費負担の軽減に取り組んでいる。

初等中等教育段階においては、次の取組を行っている。

- ・2019年10月から、幼児教育・保育の無償化として、3歳から5歳までのこども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもについての幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料の無償化が実施されている。
- ・家庭の経済状況が厳しい児童生徒の保護者に対しては、各市町村が学用品費の給与などを行う就学援助を実施している。そのうち、要保護者に対する就学援助については、国が2分の1を補助しており、2022年度においては、「オンライン学習通信費」や、小学校の「新入学児童生徒学用品費等」の予算単価の引上げにより、国庫補助の充実を図るとともに、就学援助の着実な取組を支援している。
- ・高校生等に対しては、高等学校等の授業料に充てるために「高等学校等就学支援金」を支給しており、2022年度においては、2020年度に実現した私立高等学校授業料

の実質無償化を着実に実施した。また、住民税非課税世帯及び生活保護世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、各都道府県が実施する「高校生等奨学給付金事業」の支援を行っており、2022年度は住民税非課税世帯への給付額の増額を行った。

また、高等教育段階における取組としては、意欲と能力のある学生等が経済的理由により修学を断念することがないように、独立行政法人日本学生支援機構が実施する奨学金等の支援を行っている。特に貸与型奨学金については、経済的理由により進学を断念せざるを得ない者の進学を後押しするため、2017年度に、無利子奨学金の貸与基準を満たす希望者全員に対する貸与を実現した。2022年度においても、無利子奨学金の貸与基準を満たす希望者全員への貸与を引き続き着実に実施した。また、2020年度から、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生等を対象として、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校における授業料等の減免及び給付型奨学金の支給を行う、「高等教育の修学支援新制度」を開始し、2022年度においても着実に支援を実施した。

なお、日本学生支援機構の貸与型奨学金及び「高等教育の修学支援新制度」において、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、修学が困難になった学生等については、引き続き随時申込を可能とした。

さらに、全てのこどもが集う場である学校を貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォームとして位置付け、

- ・家庭環境等に左右されず学校に通うこどもの学力が保障されるよう、教職員等の指導体制の充実
- ・福祉部局等との連携を図るスクールソーシャルワーカーの配置の充実や貧困対策のための重点配置（第1章第2節2（学校における相談体制の充実）を参照。）等に取り組んでいる。

さらに、地域の教育資源を活用したこどもの貧困対策として、

- ・保護者に対する学習機会や情報の提供、相談対応などを行う家庭教育支援の充実
- ・全ての小学生・中学生・高校生を対象とした、放課後等の学習支援・体験活動等の充実
- ・高校中退者等に対する学習相談・学習支援の促進（第2章第2節1（高等学校中途退学者及び進路未決定卒業生等の支援）を参照。）

等に取り組んでいる。

厚生労働省は、2015年4月1日に施行された「生活困窮者自立支援法」（平成25年法律第105号）に基づき、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮家庭の子どもに対する学習支援事業を制度化し、貧困の連鎖の防止のための取組を強化してきた。この制度化により、学習面の支援はもちろんのこと、子どもの居場所づくり・日常生活の支援や家庭訪問、進路相談、親への養育支援など、各地方公共団体において地域の実情に応じ、創意工夫をこらした支援事業が実施されている。

同法は「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」（平成30年法律第44号）により改正され、2019年4月1日から、生活習慣・育成環境の改善に関する助言や、教育及び就労（進路選択等）に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整を加えた「子どもの学習・生活支援事業」が実施されている。

イ 生活の安定に資するための支援

厚生労働省では、支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口で確実につながるよう、相談窓口に関する分かりやすい情報提供や相談窓口への誘導の強化を行いつつ、ひとり親家庭の相談窓口において、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制を整備し、必要に応じて、他の機関につなげることにより、総合的・包括的な支援を行う体制をとっている。

また、母子及び父子並びに寡婦福祉法等に

基づき、ひとり親家庭等の実情に応じた自立支援策を総合的に展開するほか、放課後児童クラブ等終了後にひとり親家庭のこどもの生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくり等を行っている。2020年度からは、若年妊婦へのアウトリーチやSNSを活用した相談支援等を実施している。

さらに、生活困窮家庭の親に対し、上述した生活困窮者自立支援法に基づき、就労の前段階の支援や家計改善等の支援を実施している。

ウ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

厚生労働省では、個々のひとり親家庭の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワーク等との連携の下、プログラムに基づいたきめ細かな生活支援や就業支援等を実施している。

また、ひとり親家庭の自立の促進を図るため、就職に結び付きやすい教育訓練講座等を受講した際に、受講料の一部を支給する自立支援教育訓練給付金や、看護師、保育士等のほか、IT関係の資格など民間資格も含めて就職に有利となる資格を取得するために、養成機関在学中の生活費の負担を軽減する高等職業訓練促進給付金の支給等を実施している。

エ 住宅の支援

国土交通省は、ひとり親世帯・多子世帯等の子どもを育成する家庭など住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定確保を図るため、低廉な家賃での公的賃貸住宅の供給の促進、公的賃貸住宅の建て替えや改修と併せて子育て支援施設等を導入する取組への支援を実施している。また、民間賃貸住宅を活用した、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット登録住宅を推進するとともに、登録住宅の改修や入居者負担の軽減等の支援を実施している。さらに、2019年度から、民間事業者等による子育てや多世代交流等を考慮した先導的な住環境整

備に係る取組に対しても支援を行っている。

オ 経済的支援

厚生労働省は、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給するほか、ひとり親家庭等の生活やこどもの就学に必要な資金等について母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付けを行っている。

また、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、令和4年度予備費により、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の支給を実施した。

2019年の「民事執行法」（昭和54年法律第4号）の改正により、債務名義を有する債権者等が債務者の有する財産に関する情報を債務者以外の第三者から取得する手続が新設されるなどし、施行されている。この改正は、養育費の履行確保に資するものといえる。

また、法務省では、養育費の取り決め方やその実現方法等について説明したパンフレットを作成し、市区町村の窓口で離婚届用紙を取りに来た人に対する交付を依頼したり、周知広報のためのホームページや動画を公開したりするなどの取組を行った。

カ 調査研究等

こどもの貧困対策を総合的に推進するに当たっては、こどもの貧困の実態を適切に把握し、実態を踏まえて施策を推進していく必要がある。「子供の貧困対策に関する大綱」においては、こどもの貧困の実態等を把握するための調査研究や、こどもの貧困に関する指標に関する研究等を実施することとされている。2022年度は、内閣府において、潜在的に支援が必要な子どもや家庭を早期に発見しプッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげる「こどもデータ連携」の推進に当たり、プッシュ型・アウトリーチ型支援において重要となる、地域における地方自治体とNPO

等民間団体との連携について調査し、現状や課題の整理を行った。

キ 官公民の連携した取組

内閣府、文部科学省、厚生労働省及び独立行政法人福祉医療機構は、こどもの貧困対策が国を挙げて推進されるよう、官公民の連携・協働プロジェクトとして「こどもの未来応援国民運動」を推進している。主な事業としては、各種支援情報の発信や支援活動を行う団体とその活動をサポートする企業等とのマッチングの推進、草の根で支援を行うNPO等に対する民間資金を活用した「こどもの未来応援基金」による支援等が挙げられる。

このうち、「こどもの未来応援基金」については、企業や個人にこどもの貧困に対する理解を求め、協力を呼び掛けてきた結果、約19億452万円の寄付が寄せられ、こどもたちに寄り添った活動を行う延べ582のNPO等に支援を行った（2022年度末時点）。2022年度には、公募に対して申請のあった496団体から、基金事業審査委員会による審査等を経て146団体を選定し、2023年4月からの活動に支援金を交付することが決定された。

また、内閣府では、「地域子供の未来応援交付金」により、地方公共団体が地域の実情に応じてこどもの貧困対策を進めていくため、地方公共団体における、こどもの貧困対策についての計画の策定、こどもたちと支援を結び付ける事業等に加え、こども食堂や学習支援といった居場所づくりなどをNPO等に委託又は補助をして実施する取組を緊急的に支援している。また、2022年度には、緊急支援の継続と補助基準額の拡充、さらには、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」を踏まえた、補助率10分の9の「食の提供重点支援事業」を新設するなど、地方公共団体への支援を強化した。

5

特に配慮が必要な子ども・若者の支援

(自殺対策)

2022年の年間自殺者数は21,881人であり、対前年で増加に転じた。30歳未満の自殺者は3,281人であり、対前年で減少したが、2022年の児童生徒の自殺者数は過去最多となっており、若年層の自殺対策は依然として課題である。

30歳未満の若者の2022年の死因について、人口動態統計によると、10歳以上で自殺が一定の割合を占めるようになり、15歳以上では半数を超えている¹⁷⁷。また、自殺者について、厚生労働省・警察庁「令和4年中における自殺の状況」(令和5年3月)によると、30歳未満の自殺の原因・動機としては「うつ病」などの健康問題が多く、19歳以下では「親子関係の不和」や「学業不振」、「進路に関する悩み」が挙げられている。

また、2022年の児童生徒の自殺者数は514人と過去最多となり、大変憂慮すべき状況である。

政府では、自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として「自殺総合対策大綱」を策定し、同大綱に基づき各種施策を実施している。

2022年に閣議決定した自殺総合対策大綱では、重点施策の一つとして、「子ども・若者の自殺対策を更に推進する」ことが掲げられた。具体的な対策として、「いじめを苦にした子どもの自殺の予防」、「学生・生徒等への支援の充実」、「SOSの出し方に関する教育等の推進」、「子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備」などが挙げられている。特に若者は、自発的には相談や支援につながりにくい傾向がある一方で、インターネットやSNS上で自殺をほのめかしたり、自殺の手段等を検索したりする傾向もあると言われている。そのため、ICTを活用した若者へのアウトリーチ策の強化を始め、イン

ターネット(スマートフォン、携帯電話等を含む。)を活用した支援策に係る情報提供の強化などにも取り組んでいる。

また、2018年3月からは、広く若者一般を対象とするSNSを活用した相談事業を実施し、2019年3月には、SNS相談の支援ノウハウを集約した「自殺対策におけるSNS相談事業(チャット・スマホアプリ等を活用した文字による相談事業)ガイドライン」を公表した。SNS相談については、相談の「入口」として有効であるものの、支援の出口としての地域の社会資源へ円滑につないでいく必要があることから児童相談所や生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関などの地域の相談支援機関との連携を図っている。

児童生徒の自殺予防のための取組として、文部科学省では、児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議を開催し、自殺予防教育の在り方について調査研究を行っている。2014年度には、学校における自殺予防教育導入の手引きである「子供に伝えたい自殺予防」、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改訂版及び「子供の自殺等の実態分析」を作成した。また、2021年には、コロナ禍における児童生徒の自殺の状況や原因・動機、当面取り組むべき課題等が取りまとめられ、各教育委員会等の生徒指導担当者や校長・教頭などの管理職を対象とした「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」等で周知を図っている。さらに、児童生徒向けの自殺予防啓発動画¹⁷⁸を製作し発信している。

また、長期休業(夏・冬・春休み)明けに児童生徒の自殺が多く発生していることを受け、長期休業前、期間中、終了前における見守り等を各学校に依頼するとともに、児童生徒や学生等に向けた自殺予防に係る大臣メッセージを発信し、相談窓口を周知している。

さらに、こどもの悩みや不安を受け止めて相談に当たることが大切であることから、ス

177 厚生労働省「人口動態統計」(2022年)

178 「君は君のままでいい」(YouTube文部科学省公式チャンネル) <<https://youtu.be/CiZTk8vB26I>>

クールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の充実など教育相談体制の充実を図っている（第1章第2節2（学校における相談体制の充実）を参照。）。

（ヤングケアラーに対する支援）

厚生労働省及び文部科学省では、2021年3月に「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」¹⁷⁹を立ち上げ、同プロジェクトチームにおいて、支援を必要としているヤングケアラーを早期に発見し、必要な支援につなげる方策について検討を行い、同年5月に今後取り組むべき施策を取りまとめた。当該取りまとめ報告を踏まえ、福祉、介護、医療、教育等関係機関が連携して適切な支援を行っている。

（父母の離婚等に伴う問題への対応）

父母の離婚等に伴う子の養育の在り方について、民事法制の観点から、2021年2月に法制審議会家族法制部会が立ち上げられ、調査・審議が行われている。

（外国人材の受入れ・共生に向けた取組）

日本で生活する上で様々な困難を抱える外国人の子ども・若者を含む、在留資格を有する全ての外国人を孤立させることなく、社会を構成する一員として受け入れていくという視点に立ち、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）」（2022年6月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）に基づき、日本語教育の充実、外国人児童生徒の就学機

会の適切な確保等に関する各種施策を推進している。

（外国人の子どもや帰国児童生徒の教育の充実等）

帰国児童生徒の人数は、2021年度、小学校・中学校・高等学校等合わせて10,158人であった¹⁸⁰。また、日本語指導が必要な外国人の児童生徒の人数は、2008年度を境に減少していたが、2014年度以降再び増加しており、ポルトガル語や中国語を母語とする者が多くなっている¹⁸¹。

外国人の子どもたちが、就学の機会を逸することのないよう、就学支援が重要である。外国人には就学義務が課されていないが、その保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）や児童の権利に関する条約に基づき、無償で受け入れている。これにより、教科書の無償配布や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障している。

文部科学省は、外国人のこどもの公立学校への受入れや帰国児童生徒を含む日本語指導が必要な児童生徒の教育等の充実に当たって、以下の取組を行っている。

- ・独立行政法人教職員支援機構により、外国人児童生徒教育に携わる教員や校長・教頭などの管理職及び指導主事を対象として、学校全体での外国人児童生徒の受入体制の整備、関係機関との連携、日本語指導の方法等を主な内容とした指導者養成研修を実施。
- ・増加する外国人児童生徒等に対する日本語指導や学習支援について、教育委員会へのアドバイスや教員研修の充実のため、「外国人児童生徒等教育アドバイザー」の派遣を実施。
- ・日本語指導が必要な児童生徒を対象とした

179 <https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/young-carer-pt.html>

180 文部科学省「学校基本統計」

181 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」

「特別の教育課程」の編成・実施の促進（学校教育法施行規則を一部改正、2014年4月施行）。

- ・日本語能力に課題のある児童生徒への指導の充実のため、これまで都道府県からの申請に応じて、毎年度の予算の範囲内で措置していた教員の加配定数のうち、特別な教育課程による指導を受ける児童生徒の数に応じて教員数を算定できるよう、基礎定数化を実施（義務標準法を一部改正、2017年4月施行）。
- ・教員を中心とする関係者が外国人児童生徒等に対しそれぞれの日本語能力に応じた日本語指導を行うため、日本語能力測定方法である「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」の活用を促進。
- ・帰国・外国人児童生徒の公立学校への受入促進や、日本語指導の充実、支援体制の整備に関する地方公共団体の取組を支援する補助事業の実施。
- ・就学に課題を抱えている外国人のこどもを対象に、公立学校や外国人学校などへの就学促進に関する地方公共団体の取組を支援する補助事業の実施。
- ・生活者としての外国人等に対する地域の日本語教育環境の強化のために都道府県及び指定都市が行う地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進や、地域における日本語の学習機会を確保するための取組及びICTを活用した遠隔教育等の特定のニーズに対応した先進的取組への支援の実施。
- ・外国人のこどもの就学促進及び就学状況の把握等のため、学齢簿における外国人のこどもの就学状況の一体的な管理・把握や、住民基本台帳等の情報に基づく就学案内の送付など地方公共団体が講ずべき事項を指針として策定し通知（2020年7月）。
- ・日本語指導等のための教材や多言語の学校文書等を集約した情報検索サイト「かすた

ねっと」¹⁸²の管理・運営。

- ・日本語指導を担当する教員・支援者向け研修動画、外国人のこども・保護者を対象とした日本の学校生活について紹介する動画の配信¹⁸³。

また、高等学校段階における日本語指導体制を整備するため、以下の取組を行っている。

- ・日本語指導のための「特別の教育課程」編成・実施の制度化（学校教育法施行規則を一部改正、2023年4月施行）。
- ・日本語指導体制づくりや日本語指導のカリキュラム作成のためのガイドラインを作成。
- ・日本語能力把握の先進事例の調査や、評価方法に関する研究を実施。

（定住外国人の若者の就職の促進等）

日系人などの定住外国人等が多く住んでいる地域のハローワークを中心に、定住外国人等の就職を促進するため、専門相談員や通訳を活用した職業相談等を実施しているほか、職場におけるコミュニケーション能力の向上等を目的とした研修などの支援を行っている。

また、都道府県においては、定住外国人を対象に、日本語能力などに配慮した職業訓練を実施している。

（不当な偏見・差別の防止・解消）

法務省の人権擁護機関では、「性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう」を人権啓発活動の強調事項として掲げ、啓発冊子の配布等のほか、YouTube法務省チャンネルにおいて人権啓発動画「あなたがあなたらしく生きるために～性的マイノリティと人権～」の配信を行うなど、各種人権啓発活動を実施している。

文部科学省は、性的マイノリティの児童生徒への対応について、学校生活を送る上で特

182 <https://casta-net.mext.go.jp/>

183 外国人児童生徒等教育に関する動画コンテンツについて
<https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003_00004.htm>

有の支援が必要な場合があることから、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うことを学校関係者に対して依頼しており、2022年度においても、各都道府県教育委員会等の生徒指導担当者や人権教育担当者を対象とした会議等において、その旨の周知を図った。また、日本学生支援機構と文部科学省の協力の下に作成した啓発資料「大学等における性的指向・性自認の多様な在り方の理解増進に向けて」を活用し、2022年度においても、大学等の教職員が出席する会議等を通じて、学生の意思等に配慮したきめ細かな対応を依頼している。

第3節 こども・若者の被害防止・保護

1 児童虐待防止対策

児童虐待の防止については、これまで、児童虐待防止法や児童福祉法、民法などの累次の改正等により、制度的な充実が図られてきた。一方で、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加し、2021年度には児童虐待防止法制定直前の約18倍に当たる20万7,660件となっている¹⁸⁴。特に心理的虐待が増加しており、この要因としては、児童が同居する家庭における配偶者などに対する暴力がある事案（面前DV）について警察からの通告が増加していることや、マスコミによる児童虐待の事件報道等により、国民や関係機関の児童虐待に対する意識が高まったことに伴う通告が増加していることが考えられる。こどもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件も後を絶たず、2022年に警察が検挙した児童虐待事件の被害児童数2,214人のうち、37人が死亡に至っている。検挙された児童虐待事件のうち、43.2%が実父による虐待となっているが、児童が死亡に至った事件では、実母による虐待が最も高く65.9%となっている¹⁸⁵。

児童虐待は、こどもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来の世代の育成にも懸念を及ぼすため、その防止は、社会全体で取り組むべき重要な課題である。

上記のように、児童虐待相談対応件数が増加している状況や、東京都目黒区で発生した児童虐待事案等を受けて、2018年6月15日に開催した「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」において、当時の内閣総理大臣から、こどもたちの命を守ることを何より第一

に据え、全ての行政機関が、あらゆる手段を尽くすよう、緊急に対策を講じることについて指示があった。

この指示を受け、対応策を検討し、同年7月20日に同関係閣僚会議において、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を決定した。同対策においては、転居した場合の児童相談所間における引継ぎルールを見直し・徹底すること、「児童相談所強化プラン」を前倒して見直すこと等としているほか、相談窓口の周知、より効果的・効率的な役割分担・情報共有、適切な一時保護、保護されたこどもの受け皿確保などを講じることとした。

さらに、同対策に基づき、同年12月18日に新プランを決定し、児童相談所及び市町村の体制強化に向けて、2022年度までに、児童相談所の児童福祉司を約2,000人増加させることや全ての市町村に家庭やこどもに対する相談支援を行う子ども家庭総合支援拠点を設置すること等を目標として定めた。なお、児童福祉司に関する目標については、新プランの計画を1年前倒し、2021年度までに約5,260人の確保を目指すこととした上で、児童虐待に関する相談対応件数が引き続き増加している状況等を踏まえ、2022年1月20日に、2022年度の目標を5,765人とすることを決定し、これを概ね達成した。

また、2019年2月には、千葉県野田市で発生した事案を受けて、関係閣僚会議を開催し、通告元の秘匿や関係機関の連携等に関する新ルールを設置することを内容とする「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を決定した。

同年3月には、関係閣僚会議において「児童虐待防止対策の抜本的強化について」を決定し、同年6月には、体罰禁止の法定化、児

184 厚生労働省「福祉行政報告例」

185 警察庁「令和4年中における少年の補導及び保護の概況」

童相談所における一時保護等を行う「介入」の担当者と「保護者支援」の担当者の分離、児童相談所における弁護士等の配置促進、DV対策との連携強化を内容とする「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第46号）が成立し、一部の規定を除いて2020年4月1日に施行した。

これまでこうした対策を講じてきたところであるが、依然として、児童相談所における児童虐待の相談対応件数が増加し、また育児に対して困難や不安を抱える子育て世帯がこれまで以上に顕在化してきていることなどを踏まえ、子育て世帯への支援の充実やそのための体制強化等に取り組む必要がある。これに対応するため、2022年6月、こどもや家庭に包括的な相談支援を行う「こども家庭センター」の設置や訪問による家事支援などこどもや家庭を支える事業の創設を行うこと等を内容とする令和4年改正児童福祉法が成立した。なお、同改正法においては、上記のほか、一時保護開始時の司法審査の導入や、こども家庭福祉現場において相談援助業務等を担う者の専門性向上のための実務経験者向けの認定資格の導入、児童に対してわいせつ行為を行った保育士の再登録手続の厳格化等に関する必要な改正を行い、2024年4月（一部規定を除く。）の施行に向け、準備を進めている。

令和4年改正児童福祉法の円滑な施行を行うとともに、2023年4月に創設されるこども家庭庁を司令塔として関係省庁が連携して取組を強化する必要があることから、2022年9月の児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議で「児童虐待防止対策の更なる推進について」を決定し特に重点的に実施する取組が示された。同年12月には、児童相談所の体制強化について「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」が策定され、これまで新プランに沿って行われてきた児童福祉司の増員等による体制強化の取組を更に進め、2024年度末までに児童福祉司を6,850人体制とする目標を設定し、体制強化に取り組むことと

された。

また、民法における懲戒権に関する規定（民法第822条）が児童虐待を正当化する口実になっているという指摘がなされてきたことを踏まえ、2022年12月に「民法等の一部を改正する法律」が成立し、民法について親権者による懲戒権の規定を削除するとともに、体罰等のこどもの心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動を禁じる改正がなされた。児童福祉法及び児童虐待防止法についても、民法の新たな規定ぶりに合わせる改正が行われ、体罰等によらない子育ての一層の推進が図られている。

ア 発生予防

文部科学省は、地域において、保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チームなどによる、地域の実情に応じた家庭教育支援の取組（保護者に対する学習機会や情報の提供、相談対応など）を推進している（家庭教育支援については、第4章第1節1（家庭教育支援）を参照。）。

厚生労働省では、2016年の児童福祉法等の一部改正を踏まえ、法定化された「子育て世代包括支援センター」を核として、産婦人科・小児科の医療機関等の地域の関係機関と連携しながら、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供する仕組みの全国展開を図ることとしている。

イ 早期発見・早期対応、保護

虐待を受けているこどもや支援を必要としている家庭を早期に発見し、適切な保護や支援を行うためには、関係機関の間で情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要である。

文部科学省では、児童虐待防止法の規定による早期発見努力義務及び通告義務等について、教育委員会等に対して機会を捉えて周知徹底を図っているほか、関係機関との連携強化のための情報共有や児童虐待防止に係る研

修の実施などの積極的な対応等についても周知している。

また、2019年2月の関係閣僚会議決定を受け、同年5月に学校・教育委員会等が児童虐待の対応に留意すべき事項をまとめた「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」を作成し、公表した（2020年6月改訂）。

さらに、学校へのスクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの配置の充実や、教職員に対する児童相談所職員との合同研修への参加促進など、児童虐待を早期に発見し迅速かつ的確に対応できる体制の整備を進めている。

2016年の児童福祉法等の一部改正において、市区町村は、こどもの最も身近な場所におけるこども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが明確化されたとともに、市区町村は、こどもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、こども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点）の整備に努めなければならないとされた。これを踏まえ、厚生労働省では、新プランにおいて市区町村の体制強化のため、2022年度までに全ての市区町村に子ども家庭総合支援拠点を設置することを目標としており、市区町村への支援の強化を図っている。

また、入所措置等の解除時に保護者に対する十分なアセスメントがなされないまま家庭復帰した後、虐待が再発したことによりこどもが死亡した事例が発生していること等を踏まえ、2016年の児童福祉法等の一部改正により、都道府県（児童相談所）は、こどもの入所措置等を解除する際に、保護者への助言・カウンセリングや、地域の関係機関と連携した定期的なこどもの安全確認等を実施することとされた。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、こどもの見守りの機会が減少し、児

童虐待リスクが高まっていることから、民間団体等にも協力を求め、様々な地域のネットワークを総動員して、地域の見守り体制を強化することが必要である。このため、こども食堂等の支援を行う民間団体等が、支援を必要とするこども等の居宅を訪問するなどして、状況の把握や食事の提供等を通じた見守り体制の強化を図っている。

あわせて、児童相談所等に相談しやすい環境整備を進めるため、2021年7月より児童相談所相談専用ダイヤルを無料化（0120-189-783）したほか、SNSによる相談に対応することができるよう、2021年度にシステムの設計・開発を行い、利便性の向上を図った。

警察では、児童虐待の疑いのある事案を認知した際には、早期に現場臨場などを行い、警察職員がこどもの安全を直接確認するように徹底するとともに、事件化すべき事案については厳正な捜査を行っているほか、児童相談所へ確実に通告などを実施し、児童相談所などの関係機関との情報共有を図るなど、関係機関と緊密に連携しながらこどもの安全確保を最優先とした対応を行っている。

厚生労働省、警察庁及び法務省では、児童相談所、警察及び検察による協同面接（代表者聴取）を適切に実施したり、必要な情報共有を含め連携強化を進めたりすることにより、面接を受けること等に対するこどもの負担軽減や二次被害の防止に努めている。

法務省の人権擁護機関では、「インターネット人権相談受付窓口（こどもの人権SOS-eメール）」、「こどもの人権110番」、「こどもの人権SOSミニレター」及びSNS（LINE）を利用した人権相談などの各種取組を通じ、いじめを始めとするこどもの人権問題について相談に応じており、相談したこども本人のみならず、その兄弟姉妹等の近親者に対する児童虐待事案等を発見するための手段としても活用している。また、児童虐待の疑いのある事案等を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じて、児童相談所などと連携し、こどもを児童相談所による一

時保護につなげるなど適切な対応をとり、被害を受けたこどもの救済に努めている。

少年鑑別所においては、「法務少年支援センター」として、心理学等を学ぶなどした専門の職員が、少年や保護者などの個人からの相談に応じており、関係機関と連携し、児童虐待事案等の発見に努めているほか、こどもの非行や問題行動等に悩む保護者に対して、カウンセリング等を行い、虐待の未然防止等を図るための体制強化に努めている。

ウ 社会的養護の現状と課題

社会的養護は、保護者のないこどもや被虐待児といった家庭環境上養護を必要とするこども、生活指導を必要とするこどもに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う制度であり、約42,000人のこどもが社会的養護の対象となっている。

現在、日本の社会的養護は、約76%が乳児院や児童養護施設、約24%が里親・ファミリーホーム¹⁸⁶での受入れとなっている。

児童養護施設に入所しているこどものうち、6割以上が虐待を受けたこどもである¹⁸⁷ほか、障害のある児童が増加している。このため、児童虐待防止対策の一層の強化とともに、社会的養護の質・量ともに拡充が必要となっている。

家庭と同様の環境における養育の推進のため、各地方公共団体（都道府県、指定都市、児童相談所設置市）において、「都道府県社会的養育推進計画」を策定し、計画に基づいた取組を実施することとしている。

エ 里親委託・里親支援の推進

里親制度は、様々な事情により家庭での養育が困難になったり受けられなくなったりしたこどもを、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下で養育する制度であり、家庭での生活を通じて、こどもが成長する上で極

めて重要な特定の大人との愛着関係の中で養育を行うことにより、こどもの健全な育成を図るものである。

厚生労働省は、こどもと里親との委託前の交流支援や、里親家庭等を定期的に訪問し、養育に関する相談支援等を行う里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施のほか、児童養護施設と乳児院への里親支援専門相談員の配置（2021年10月時点：548か所）により、地方公共団体における里親等委託に向けた取組を推進しているほか、毎年10月を里親月間として定め、里親制度の普及促進に係る集中的な取組が地域の実情に応じてなされるよう要請している。

オ 特別養子制度の利用の促進

こどもの福祉の増進を図るために、養子となる子と実親（生みの親）との間の法的な親子関係を解消し、養子と養親との間に実の子と同じ親子関係を結ぶ制度として、特別養子縁組制度がある。

このような特別養子縁組制度の利用を促進する観点から、特別養子縁組における養子となる者の年齢の上限を引き上げることや、特別養子縁組の成立の審判手続を合理化すること等を内容とする「民法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第34号）が2019年6月に成立し、2020年4月1日から施行されている。

また、厚生労働省において、児童相談所等の関係機関との連携体制を構築し、養親希望者等の負担を軽減するなど、養子縁組民間あっせん機関が行う先駆的な取組への支援等を拡充することにより、適正な養子縁組のあっせんを促進している。

カ 施設機能の充実

厚生労働省は、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生

186 養育者の住居で行う家庭的養護。

187 厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査」

活支援施設の五つの施設運営指針、里親及びファミリーホーム養育指針、第三者評価の基準により、施設運営の質の向上を図っている。

このほかに、児童養護施設等においてもできる限り良好な家庭的環境を確保し、質の高い個別的なケアが実現されるよう、施設の小規模かつ地域分散化の取組を推進するとともに、里親家庭への訪問及び相談や、支援が必要な地域の子育て家庭に対する育児不安の解消のための相談援助を行うなど、多機能化による地域支援の取組を推進している。

キ 被措置児童等に対する虐待の防止

被措置児童等への虐待があった場合には、当該被措置児童等を保護し、適切な養育環境を確保することが必要である。

このため、平成20年改正児童福祉法では、被措置児童等虐待の防止に関する事項を盛り込み、被措置児童等の権利擁護を図るための仕組みを整備した。また、同年、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」を作成し、都道府県の関係部局の連携体制や通告等があった場合の具体的対応等の体制をあらかじめ定めること、都道府県児童福祉審議会の体制を整備することや、関係施設の協議会等との連携・協議を強化し、被措置児童等への周知やこどもの権利についての学習機会の確保を図ること等について、都道府県等に対し具体的に示した。加えて、入所児童に対するケアの充実を図るため、「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業」や「基幹的職員研修」などを実施している。

これらを通じて、被措置児童等に対する虐待の発生予防から早期発見、迅速かつ適切な対応、再発防止等の取組を推進している。

ク 社会的養護経験者等の自立支援策の推進

社会的養護の下で育ったこどもは、施設などを退所し自立するに当たって、保護者などから支援を受けられない場合が多く、その結果様々な困難に突き当たることが多い。このようなこどもが他のこどもと公平なスタート

が切れるように自立への支援を進めるとともに、自立した後も引き続きこどもを受け止め、支えとなるような支援の充実を図ることが必要である。

厚生労働省は、こうした支援の充実を図るため、

- ・義務教育終了後、里親やファミリーホームへの委託又は児童養護施設や児童自立支援施設等への入所措置が解除された児童等に対し、児童自立生活援助を行う「児童自立生活援助事業」
- ・大学等に就学している自立援助ホームの入居者について、必要に応じて22歳の年度末まで引き続き入居して継続した支援を行うため、20歳到達後から22歳の年度末までの間において行われる児童自立生活援助に要する費用について補助を行う「就学者自立生活援助事業」
- ・里親等への委託や、児童養護施設等への入所措置を受けていた者について、必要に応じて18歳（措置延長の場合は20歳）の措置解除後、22歳の年度末まで、引き続き児童養護施設や里親家庭等に居住して必要な支援等を受けることができる事業に要する費用を補助する「社会的養護自立支援事業等」
- ・児童養護施設退所者等が住居や生活費など安定した生活基盤を確保することが困難な場合等において、家賃相当額の貸付けや、生活費の貸付け、資格取得費用の貸付けを行うことにより、これらの者の円滑な自立を支援する「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業」

を実施している。

また、令和4年改正児童福祉法において、社会的養護経験者等の実態把握や援助を都道府県の業務として位置付けた上で、児童自立生活援助事業について、実施場所や一律の年齢制限の弾力化を行うこととしたほか、これまで被虐待経験がありながらも公的支援にながらなかつた者を含め、社会的養護経験者等が相互の交流を行う場所を開設し、必要な

情報の提供、相談・助言、これらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、帰宅先を失っている場合などに一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う事業（「社会的養護自立支援拠点事業」）を創設した。

2 こども・若者の福祉を害する犯罪対策

（こども・若者の福祉を害する犯罪対策）

「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」（平成11年法律第52号。2014年6月一部改正。以下「児童買春・児童ポルノ禁止法」という。）違反、児童福祉法違反などの福祉犯は、被害者の心身に有害な影響を及ぼし、その健全な育成を著しく阻害する。

警察は、福祉犯の積極的な取締りと被害者の発見保護に努めている。2022年の福祉犯の検挙人員は5,160人で、前年に比べ396人（7.1%）減少した。このうち、暴力団などの関係者の検挙人員は60人で、福祉犯における検挙人員の1.2%を占めている¹⁸⁸。

検察は、積極的に関係法令を適用し、厳正な科刑の実現に努めている。

ア こどもの性被害問題

児童買春や児童ポルノの製造等によるこどもの性被害は、こどもの権利を踏みにじる断じて許し難いものである。児童ポルノが一たびインターネット上に流出すれば、その回収は事実上不可能であり、被害を受けたこどもの苦しみは将来にわたって続くことになる。福祉犯の被害者となった20歳未満の者は、近年減少傾向にあり、2022年も前年より減少したが、児童ポルノ事犯の被害者は高い水準で

推移する¹⁸⁹などしており、引き続き、こうした福祉犯の撲滅に向けた取組が重要である。

2014年には、児童買春・児童ポルノ禁止法が一部改正され、自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノ又はその電磁的記録を所持、保管する行為や、ひそかに児童の姿態を描写することにより児童ポルノを製造する行為を処罰する罰則が創設された。

政府では、児童買春、児童ポルノの製造等のこどもの性被害の撲滅と被害児童の権利の擁護に総力を挙げて取り組むため、2022年5月に犯罪対策閣僚会議において策定された「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」に基づき、児童買春、児童ポルノの製造等のこどもの性被害を許さない国民意識の向上を図るとともに、児童に対する加害行為に使用されるツールに着目した対策などを総合的に推進している。

また、第5次男女共同参画基本計画においても、児童相談所や性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等において、性的な暴力被害を受けたこどもに対する被害直後及びその後の継続的な専門的ケアや支援を進めるとともに、コミュニティサイトやSNS等を通じた性犯罪・性暴力の当事者にならないための教育・学習、啓発活動やこども及び保護者のメディア・リテラシーの向上等の充実を図ることとしている。

さらに、官民一体となって、総合的な活動を推進するため、2016年度から、関係する民間団体等及び行政機関から構成される「子供の性被害撲滅対策推進協議会」総会が開催されている。

内閣府では、2022年7月、「青少年の非行・被害防止対策リモート講演会・座談会」を開催し、「インターネット利用に係る犯罪被害等からこどもを守るために～大人ができること～」をテーマに、こどものインターネット利用をめぐる現状及び被害防止対策等

188 警察庁「令和4年中における少年の補導及び保護の概況」

189 同上

について有識者による講演会・座談会を行い、収録した動画を内閣府ホームページに掲載した。

警察は、児童ポルノをめぐる情勢が深刻な状態にあることから、児童買春・児童ポルノ禁止法による積極的な取締りなどを行っており、2022年には、3,035件、2,053人を検挙した。また、SNSに起因する児童買春などの事犯や、児童の性に着目した営業である「JKビジネス」に従事させる事犯など、児童の心身に有害な影響を与える事犯が発生していることから、その実態把握の推進と情報の分析、積極的な取締りや、有害業務に従事する児童の補導、被害児童の立ち直り支援などを推進している。

なお、児童ポルノの流通・閲覧を防止するため、インターネット・サービス・プロバイダなどの関連事業者によるブロッキングが実施されている。

イ SNSの問題

SNSに起因する児童買春・児童ポルノ事犯等の被害に遭った児童の数は高い水準で推移している¹⁹⁰。警察では、福祉犯事件の取締りを強化し、児童買春・児童ポルノ禁止法違反などを検挙しているほか、SNSに起因するこどもの性被害等を防止するため、こどもの性被害等につながるおそれのある不適切な書き込みをサイバーパトロールにより発見し、注意喚起・警告のためのメッセージを投稿する取組を推進している。

ウ こどもの犯罪被害の防止

① 学校における安全管理

文部科学省は、学校保健安全法に基づく「学校安全の推進に関する計画」（2022年度より第3次計画）に基づき、学校における安全管理を推進している。また、「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」として、地域と学校の連携・協働を通じて、元警察官などか

らなるスクールガード・リーダーによる学校の巡回や学校安全ボランティアに対する警備のポイントの指導、学校安全ボランティアの養成、各地域におけるこどもの見守り活動に対する支援を行っている。さらに、学校における防犯教室等の講師となる教職員等を対象とした都道府県等教育委員会等が実施する講習会を支援している。

② 関係機関・団体からの情報の活用

警察は、こどもが被害に遭った事案等の発生に関する情報をこどもや保護者に対して迅速に提供することができるよう、警察署と教育委員会、小学校等との間で情報共有体制を整備するとともに、都道府県警察のウェブサイトや電子メール等を活用した情報発信も行うなど、地域住民に対する情報提供を実施している。

また、被害者本人からの申告が期待しにくく潜在化しやすい犯罪を早期に認知し、検挙や被害者の保護に結び付けるため、警察庁から委託を受けた民間団体が、少年福祉犯罪や児童虐待事案、人身取引（性的サービスや労働の強要等）事犯などに関する通報を国民から電話やインターネットにより匿名で受け付け、事件検挙などへの貢献度に応じて情報料を支払う「匿名通報ダイヤル」を運用している。

③ 人身取引対策

人身取引（性的サービスや労働の強要等）は重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応が求められている。これは、人身取引が、その被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その被害の回復は非常に困難だからである。

政府では、「人身取引対策行動計画2014」（2014年12月犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」を随時開催するなどして関係行政機関が緊密な連携を図りつつ、人身取引の防止・撲

190 警察庁「令和4年中における少年の補導及び保護の概況」

滅と被害者の適切な保護を推進してきたところであるが、2022年12月には犯罪対策閣僚会議において「人身取引対策行動計画2022」を策定し、更にその推進を図ることとした。

また、2022年6月、人身取引対策推進会議の第8回会合を開催し、我が国における人身取引による被害の状況や、関係省庁による人身取引対策の取組状況等をまとめて年次報告「人身取引（性的サービスや労働の強要等）対策に関する取組について」を決定・公表した。

そのほか、人身取引対策の啓発用ポスター及びリーフレットを作成し、地方公共団体、空港・港湾、大学・高専等、一般社団法人日本旅行業協会、国際移住機関（IOM）、その他の関係機関等に配布するとともに、我が国における人身取引の実態、人身取引の防止・撲滅及び被害者の保護に係る取組に関するSNS等による広報を実施し、被害に遭っていると思われる者を把握した際の通報を呼びかけたほか、人身取引の需要者を対象とした広報も実施した。

我が国は、人身取引議定書の締約国として被害者保護のための国際協力に努めるとともに、人身取引撲滅に向けて諸外国政府等との連携を進めている。

（犯罪被害に遭った子ども・若者とその家族等への対応）

人格形成の途上にある少年が犯罪などにより被害を受けた場合、その後の健全な育成に与える影響が大きい。被害を受けた少年の心のケアに当たっては、その悩みや不安を受け止めて相談に当たることや、家庭・友人関係・地域・学校といった少年が置かれている環境に関する問題を解決すること、関係機関が連携して必要な支援をしていくことが大切である。

警察は、被害者の再被害を防止するとともに、その立ち直りを支援するため、少年補導職員等による指導助言や被害者等に対するカ

ウンセリング等の継続的な支援を行っている。その支援に当たっては、臨床心理学や精神医学といった専門的知識及び保護活動に理解を有する部外の専門家を「被害少年カウンセリングアドバイザー」として委嘱し、その適切な指導・助言を受けながら実施している。また、それぞれの地域において、保護者などとの緊密な連携の下に日常の少年を取り巻く環境の変化や生活状況を把握しつつ、支援を行うボランティアを「被害少年サポーター」として委嘱するなどして、これらの者と連携した支援活動を推進している。

文部科学省は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関とのネットワークを活用するなど多様な支援方法を用いて、被害を受けたこどもの心のケアを支援する活動を推進している。さらに、こどもの心のケアに対する対応の充実を図るため、教職員などを対象とした研修会、教職員向けの指導参考資料の作成などを行っている。

創造的な未来を切り拓く こども・若者の応援

第1節 グローバル社会で活躍する人材の育成

1 自国の伝統・文化への理解促進等

国際社会で活躍する日本人の育成を図るためには、我が国や郷土の伝統・文化を受け止め、その良さを継承・発展させるための教育を充実させることが必要である。このため、2017年及び2018年に改訂した学習指導要領においては、各教科等において、例えば古典など我が国の言語文化、県内の主な文化財や年中行事、我が国や郷土の音楽、和楽器、武道、和食や和服などの指導を充実することとしている。

2 外国語教育の推進

グローバル化が急速に進展する中で、外国語によるコミュニケーション能力は、これまでのように一部の業種や職種だけでなく、生涯にわたる様々な場面で必要とされることが想定され、その能力の向上が課題となっている。2017年3月に改訂した小学校及び中学校、2018年3月に改訂した高等学校の学習指導要領では、小学校・中学校・高等学校の学びを接続させるとともに、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと [やり取り]」、「話すこと [発表]」、「書くこと」の五つの領域で英語の目標を設定している。そして、五つの領域の言語活動を通し、外国語でコミュニケーションを図る資質・能力を育成することとしている。また、小学校中学年（3・4年生）

に外国語活動、高学年（5・6年生）に教科としての外国語を導入するとともに、中学校・高等学校の外国語科の英語における内容の改善・充実等を行っている。あわせて、学習指導要領に対応した教材の整備や、小学校教員や中学校・高等学校の英語担当教員の指導力・英語力向上のための取組を進めている。

また、総務省、外務省及び一般財団法人自治体国際化協会と共に「語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム：The Japan Exchange and Teaching Programme）」を推進している。本プログラムは外国語教育の充実や、地域レベルでの国際交流の進展を図ることを通じて、諸外国との相互理解を増進するとともに、我が国の国際化の促進に寄与することを目的としている。本プログラムにおいて外国語指導助手（ALT：Assistant Language Teacher）として活躍する参加者は、児童生徒が授業で生きた外国語に触れたり、実際に外国語を使ったりする機会を充実させるために重要な存在であり、2023年度は、本プログラムにより28か国から招致した5,355人のALTが学校などで語学指導や国際理解のための活動に従事している。

3 海外留学と留学生受入れの推進等

高等学校段階における海外留学・研修旅行者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、2021年度は3,118人に減少したが、過

去最高の2017年度は46,869人であった¹⁹¹。その際の主な留学先は、アメリカが約3割、次いでカナダが約2割、ニュージーランドが約2割となっている。また主な研修旅行先は、オーストラリアが約2割強、次いでアメリカが約2割、カナダが約1割となっている。また、高等教育段階における日本人の海外留学人数は、2004年の82,945人をピークに減少傾向にあり近年は横ばいで推移していたが、新型コロナウイルス感染症流行の影響により、2020年は42,709人に減少した¹⁹²。主な留学先は、2000年には約6割がアメリカ、約2割が中国であったが、2020年にはアメリカは約3割、中国は約2割となっている。一方、外国人留学生は近年増加を続け、2019年には312,214人となったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、2022年度には約23万人となっており、地域別で見ると、9割以上がアジアからの留学生となっている¹⁹³。

文部科学省では、世界で活躍できるグローバル人材を初等中等教育段階から育成することを目指し、異文化体験や同世代の外国人との相互コミュニケーションといった国際交流を通じて、多様な価値観に触れる機会を確保するため、都道府県や民間団体が行う以下のような取組を支援している。

- ・ 高校生に対する海外留学費用の一部支援や外国人高校生の日本の高等学校への招致
- ・ 都道府県における高校生留学推進のための啓発活動や研修等への支援

そのほか、ドイツやオーストラリアなどの外国政府や海外大学が主催する高校生派遣・招致事業の募集や選考、派遣に協力している。

また、グローバル人材を育成するためのカリキュラム開発等を実施するWWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業、地域との協働による高校教育改革推進事業（グローバル型）の推進を通じ

て、グローバル社会を生き抜く資質・能力を備え、日本人としてのアイデンティティと幅広い教養を持ち、国内外で活躍できる人材の育成に取り組んでいる。

4 在外教育の充実

我が国の国際化の進展に伴って多くの日本人がこどもを海外に同伴しており、2022年4月時点で、日本人学校に約1.4万人、補習授業校で約1.9万人のこどもたちが学んでいる。

同年6月には「在外教育施設における教育の振興に関する法律」（令和4年法律第73号）が公布・施行され、文部科学省では、在外教育の重要性を考慮し、日本人学校や補習授業校の教育の充実・向上を図るため、日本国内の小学校・中学校の教師を派遣するとともに、退職教師をシニア派遣教師として派遣するなど、高い資質・能力を有する派遣教師の一層の確保に努めている。2022年度は現職派遣教師、シニア派遣教師、プレ（正規教師を目指す臨時採用教師等）派遣教師合わせて1,327人である。

さらに、教育環境の整備として、義務教育教科書の無償給与、教材の整備、「選ばれる在外教育施設づくり」に向けた教育プログラムの開発支援、在外教育施設の運営支援に向けた在外教育アドバイザー設置等の支援を行っている。

このほか、外国における災害、テロ、感染症などに対応するため、在外教育施設派遣教員安全対策資料の作成などを行うほか、有事の際には、関係省庁や現地の在外教育施設などと緊密な連携を図り、教職員や児童生徒の安全確保に努めている。

なお、在外教育・帰国児童生徒教育に関する情報は、総合ホームページ（通称

191 文部科学省「高等学校等における国際交流等の状況調査」

192 同上

193 独立行政法人日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」

「CLARINET (クラリネット)」¹⁹⁴に掲載している。

5 大阪・関西万博を契機とした学習機会の提供

2025年に開催される大阪・関西万博では、未来社会を担う次世代の才能の飛躍の機会としていくことを基本計画に掲げている。

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会では、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに開催される大阪・関西万博を契機として、こども・若者に対し、SDGsや地域・社会の課題を学ぶ機会や、自らの才能を世界に向けて発信する機会を提供するため、2020年度に大阪府内の一部の小学校及び中学校を対象に「教育プログラム」を開始した。専用教材を用いた学習や、SDGsに取り組む企業との交流を行う「アイデアミーティング」、こどもたちが学んだ成果を発表する「ジュニアEXPO」等を通して、SDGsや大阪・関西万博について学び、未来社会へのアイデアを考えることで、万博や社会課題への興味・関心を高める活動を実施した。2022年度は実施地域を全国へ拡大し、関西地域のほか、北海道・東北・関東・中部・四国・九州を含めた計119校（小学校61校・中学校58校）で実施した。授業は各参加校の教員が公益社団法人2025年日本国際博覧会協会編集の専用教材を用いて行い、総合的な学習の時間等の授業時間のうち約10時間を使い、大阪・関西万博やSDGsに対する理解を深めた。また、小学生を対象に、本プログラムを通して作成されたアイデアポスターの展示（ジュニアEXPO）を実施し、小学校22校が参加した。中学生を対象とした「リサーチミーティング」には、SDGsに取り組んでいる企業14社と中学校20校が参加し、オンラインで交流

を行った。2023年度以降は、海外の在外教育施設へも対象を拡大し、プログラムの活用促進を目指す。

6 持続可能な開発のための教育（ESD）の推進

持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）とは、持続可能な社会の創り手を育むため、現代社会における地球規模の課題を自らに関わる問題として主体的にとらえ、その解決に向けて自分で考え、行動する力を身に付けるとともに、新たな価値観や行動等の変容をもたらすための教育であり、我が国が提唱し、ユネスコ（UNESCO：国際連合教育科学文化機関）が中心となり、世界中で取り組まれている。

我が国においても、「国連持続可能な開発のための教育の10年」（2005～2014年）の開始当初からESDの推進に積極的に取り組んできており、「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）」に基づき、2016年に「ESDに関する関係省庁連絡会議」（文部科学事務次官と環境事務次官が共同議長）において策定した「我が国におけるESDに関するGAP実施計画（ESD国内実施計画）」に沿って、ESD推進のための様々な施策を展開してきた。

我が国における教育分野では、2020年度から順次実施されている小学校、中学校及び高等学校の学習指導要領において、これからの学校に求められることとして、前文及び総則に「持続可能な社会の創り手」の育成が掲げられている。また、ユネスコスクール¹⁹⁵をESDの推進拠点として位置付け、ユネスコスクール全国大会の開催等を通して、ユネスコスクールの活動の振興を図っている。ま

194 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/main7_a2.htm

195 ユネスコの理念や目的を学校のあらゆる面に位置付け、児童生徒の「心の中に平和のとりでを築く」ことを目指す世界的な学校間ネットワーク。世界182か国で12,000校以上、日本国内では1,115校（2023年3月現在）がユネスコ本部の認定を受け、ユネスコスクールネットワークに加盟している。

た、SDGs実現の視点を組み込んだカリキュラム・教材の開発や教師の資質・能力向上への支援等を行っている。これらの取組を通して、グローバルな課題の解決にも貢献する、持続可能な社会の創り手を育てている。

2019年には、「持続可能な開発のための教育：SDGs実現に向けて（ESD for 2030）」という2020年から2030年までの新しい国際的枠組みが立ち上がり、2019年11月には第40回ユネスコ総会、同年12月には第74回国連総会で採択された。我が国は、ESDに関する多様なステークホルダーの知見を反映して第2期ESD国内実施計画を策定し、ESDの提唱国として、引き続き持続可能な社会の創り手を育成するESDを推進する。

また、特に環境に関する教育については、学習指導要領において社会科や理科、技術・家庭科など関連の深い教科を中心に、地球環境問題に関する内容が充実されているところである。気候変動問題が世界的な喫緊の課題になっていることを踏まえ、各種研修や資料を通じて、地球環境問題について学校教育関係者の理解を深める取組を推進し、持続可能な社会の創り手の育成を加速することが重要である。

7

国際交流活動

（船・航空機を用いた青年の国際交流）

内閣府は、日本と世界各国の青年の交流を通じ、国際社会・地域社会で活躍する次世代グローバル・リーダーを育成することを目的に、航空機による派遣・招へい又は船による多国間交流を行う五つの青年国際交流事業を実施している。事業に参加した我が国の青年は、これまでに17,700人を超え、事業で得た成果を社会に還元するため、青少年育成や人道的支援、国際交流などの社会貢献活動を発信に行っている。また、既参加青年によって

日本青年国際交流機構が自主的に組織され、世界40か国以上で設立された外国の青年の事後活動組織や全国47都道府県で設立された青年国際交流機構と連携して、諸外国と地域につながるネットワークを構築している。

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、2020年度以降は全事業をオンラインで実施してきたが、2022年度は「国際社会青年育成事業」及び「世界青年の船」事業において、外国青年の日本招へいを再開し、オンラインと対面での交流を組み合わせたハイブリッド方式で事業を実施した。「日本・中国青年親善交流事業」、「日本・韓国青年親善交流事業」、「東南アジア青年の船」青年会議については、昨年度に引き続き、オンラインによる交流事業を実施した。

（青少年の国際交流）

文部科学省は、こどもや若者が国際社会の一員であることを自覚し、自分とは異なる文化や歴史に立脚する人々と共生していくことが課題となっていることから、2022年度は、「地域における青少年の国際交流推進事業」等を実施し、こどもや若者が国内外の様々な人々とのオンラインを活用した交流を通して、多様な価値観に触れる機会を提供した。

独立行政法人国立青少年教育振興機構においても、様々な国際交流事業を実施している。例えば、絵本・童話を通してお互いの文化の特徴や共通性の認識を深めることを目的とする「日中韓子ども童話交流事業」を実施している。この事業は、小学4年生から6年生に当たる日本・中国・韓国のこども100名が6泊7日の間行動を共にし、理解を深め合うもので、日中韓3か国で巡回開催している。2019年度は中国で開催した。2022年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、翌年度に延期した。

（スポーツを通じた国際交流）

スポーツを通じた国際交流は国際相互理解を促進し国際平和に大きく貢献するとともに、青少年の身体・精神の健全な成長にも重要な役割を果たす。スポーツ庁は、公益財団法人日本スポーツ協会が行うアジア地区とのスポーツ交流事業や、ASEAN諸国におけるアクティブ・チャイルド・プログラムの普及等に対して、青少年も含めたスポーツ国際交流を支援している。また、スポーツ庁と外務省が中心となり、スポーツを通じた国際貢献事業「Sport for Tomorrow（スポーツ・フォー・トゥモロー）」を実施し、東京大会のレガシーを活かし、青少年を含むあらゆる世代の人々にスポーツの価値を届け、青少年の健全な成長に貢献した。

（その他のグローバル人材の育成に資する取組）

外務省は国際協力機構を通じ、JICA 海外協力隊（JOCV）として、開発途上国が要請する技術・技能を有する満20歳以上69歳以下の男女を募集、選考、訓練の上、開発途上国へ原則として2年間派遣している。派遣された協力隊員は、草の根レベルの技術協力をを行い、相手国の経済・社会の発展に寄与するとともに、広い国際的視野を養い、得られた知識・経験を帰国後に社会へ還元している。

また、国際社会において、日本の政治、経済、社会、文化、歴史、外交姿勢や魅力等についての理解促進及び対外発信の強化を目的とし、将来を担う諸外国の若者の日本への招へい、日本の若者の諸外国への派遣及びオンラインによる相互交流を実施する「対日理解促進交流プログラム」を推進している。

第2節 イノベーションの担い手となる科学技術人材等の育成

OECDが行う「生徒の学習到達度調査(PISA)」によると、2018年、「数学的リテラシー」及び「科学的リテラシー」は、引き続き世界トップレベルであり、調査開始以降の長期トレンドとしても、安定的に世界トップレベルを維持しているとOECDが分析している。なお、「読解力」は、OECD平均より高得点のグループに位置するが、前回より平均得点・順位が統計的に有意に低下しており、長期トレンドとしては、統計的に有意な変化が見られない「平坦」タイプとOECDが分析している¹⁹⁶。また、国際教育到達度評価学会(IEA)が行う「国際数学・理科教育動向調査(TIMSS)」では、2019年、小学校、中学校いずれも、算数・数学、理科ともに引き続き高い水準を維持していることがわかった。前回調査時の2015年に比べ、小学校理科においては、平均得点が有意に低下、中学校数学においては平均得点が有意に上昇している。

1 理数系教育・STEAM教育等の推進

文部科学省では、イノベーションの担い手となる科学技術人材を育成するために、「科学への夢」、「科学を楽しむ心」を育み、生徒の個性と能力の伸長を目指し先進的な理数系教育を実施する高等学校等を「スーパーサイエンスハイスクール(SSH)」として指定し、支援している。2023年度においては、全国218校の高等学校等が特色ある取組を進める。

なお、2005年度より、毎年4月の科学技術週間に合わせ、全国の国民が科学技術に触れる機会を増やし、基礎的・普遍的な科学知識の普及を目的として、学習資料「一家に1枚」を作成し、全国の小学校・中学校・高等

学校、科学館等へ配布している。2023年度には「一家に1枚 ウイルス～小さくて大きな存在～」を配布した。

また、科学技術振興機構は、2014年度から、「グローバルサイエンスキャンパス」を実施し、高校生等を対象に国際的な科学技術人材育成プログラムの開発・実施を行う大学を支援している。さらに、2017年度から「ジュニアドクター育成塾」を実施し、理数系分野において特に意欲や突出した能力を有する小学生・中学生を対象に、その能力等の更なる伸長を図る教育プログラムを提供する大学等を支援している。

加えて、全国の高校生等が学校対抗・チーム制で理科・数学・情報における複数分野の競技を行う「科学の甲子園」、中学生を対象とした「科学の甲子園ジュニア」の大会開催に対する支援を行っている。

このほか、数学・化学・生物学・物理・情報・地学・地理等の国際科学技術コンテストの国内大会の開催や、国際大会への日本代表選手の派遣、国際大会の日本開催に対する支援を行っている。

さらに、女子中高生の理系進路選択の支援を行う「女子中高生の理系進路選択支援プログラム」では、科学技術分野で活躍する女性研究者・技術者、女子学生等と女子中高生の交流機会の提供や実験教室、出前授業等を実施している。

また、日本科学未来館やサイエンスアゴラといった対話・協働の場、JSTサイエンスポータルによる科学技術情報の発信等を活用し、こどもたちへの科学技術の理解を深める機会の提供を積極的に行っている。

あわせて、各教科等での学習を実社会での課題解決に活かしていくための教科等横断的な教育であるSTEAM教育について、

196 文部科学省「OECD生徒の学習到達度調査2018年調査(PISA2018)のポイント」

STEAMライブラリーの利活用の促進に取り組むとともに、モデルプランの提示や全国への周知を進めている。

2 若手研究者の支援

文部科学省では、優秀で志のある博士後期課程学生が研究に専念するための経済的支援及び博士人材が産業界等を含め幅広く活躍するためのキャリアパス整備を一体として行う実力と意欲のある大学を支援するため、2021年度から「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェロシップ創設事業」を開始したほか、科学技術振興機構（JST）を中心に「次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）」を開始し、2022年度にさらに支援を拡充している。

また、日本学術振興会（JSPS）においても、我が国の学術研究の将来を担う優秀な博士後期課程の学生に対して研究奨励金を支給する「特別研究員（DC）事業」を実施している。

3 特定分野に特異な才能のある子ども・若者の応援

文部科学省では、科学技術振興機構が実施する「グローバルサイエンスキャンパス」や「ジュニアドクター育成塾」への支援を通じ、理数系分野において特に意欲や突出した能力を有する全国の小学生・中学生や高校生等を対象に、その能力等の更なる伸長を図る特別な教育プログラムを提供している。高等教育段階では、特定の分野で特に優れた資質を有する学生に対し、早期にオーダーメイドで質の高い教育を施す教育プログラムや実施体制を確立する取組を支援している。また、初等中等教育分野においては、特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する教育に関して、

知的好奇心を高める発展的な学習の充実や、大学や民間団体等が実施する学校外での学びへ児童生徒をつないでいくこと等、学校での指導・支援の在り方等についての実証的な研究開発を行っている。さらに、2021年6月から開催した「特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議」の審議のまとめが、2022年9月に取りまとめられ、当該審議のまとめに基づき、2023年度には、特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援に関する実証研究等に取り組むこととしている。

総務省では、特定分野に特異な才能のある方々が、いわゆる「出る杭」となるべく、人工知能には予想も付かないような奇想天外で野心的なICT技術課題に挑戦することを支援する「異能vationプログラム」¹⁹⁷を2014年度から実施している。また、全国の「異能vationネットワーク拠点」と連携し、地域において日常的に特定分野の特異な才能を受け止め・見守り・褒め・育てる場づくりを行っている。

経済産業省では、ITを駆使してイノベーションを創出することのできる独創的な人材を「未踏事業」を通じて発掘・育成するとともに、自らプログラミングを学ぶ若者を大臣賞の交付等により応援する。また、若年層を対象に情報セキュリティに関する高度な技術教育と倫理教育を実施する「セキュリティ・キャンプ」を通じ、次代を担う情報セキュリティ人材を発掘・育成する。

4アントレプレナーシップ教育の推進

文部科学省では、2021年度から実施している「大学発新産業創出プログラム（START）」において、スタートアップ・エコシステム拠点都市における実践的なアントレプレナーシップ教育に係る取組等支援に加

え、全国アントレプレナーシップ醸成促進事業により、取組事例や実施方法等の全国の大学への展開を進めている。さらに、2022年度第2次補正予算により、産業界・自治体等とも連携しながら、高校生等へのアントレプレナーシップ教育機会の拡大を推進している。

高等専門学校においても、2022年度第2次補正予算により、アントレプレナーシップ教育に取り組む国公私立高専に対して、高専生が自由な発想で集中して活動にチャレンジできる起業家工房（試作スペース）等の教育環境整備などスタートアップ人材育成に資する各高専の戦略的な取組を推進している。

5 起業支援

経済産業省は、新規開業しようとする者又は新規開業しておおむね7年以内の若者（35歳未満）に対して、株式会社日本政策金融公庫による優遇金利を適用する融資制度を実施している。

第3節 地域づくりで活躍する若者の応援

1 若者の地方への移住の推進

内閣官房では、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に基づき、地域における社会的課題の解決に資する起業への支援を行う地方公共団体の取組について、「地方創生推進交付金」を活用して支援している（地方創生起業支援事業の実施）。あわせて、移住希望者と地方の中小企業等とのマッチングや、当該中小企業等への就業に伴う移住、18歳未満の子どもを帯同した移住への支援を行う地方公共団体の取組についても「地方創生推進交付金」を活用して支援している（地方創生移住支援事業の実施）。

の地元就職を推進する「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業（COC + R）」を実施している。

総務省は、地方への新しい人の流れをつくるため、都市地域から過疎地域等に移り、一定期間、地域協力活動を行いながら、当該地域への定住・定着を図る「地域おこし協力隊」を推進している。2022年度は、全国1,116の自治体で6,447人（特別交付税ベース）の隊員が活動しており、うち20～30代が約7割を占めるなど、若者の持てる能力を活用した地域づくりの取組が広がっている。

2 若者による地域づくりの推進

内閣官房及び内閣府では、2018年6月に公布された「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」（平成30年法律第37号）やデジタル田園都市国家構想総合戦略等に基づき、関係省庁と連携しつつ、地域における大学の振興や若者の雇用機会の創出等によって、地域における若者の修学及び就業を促進する取組を進めている。

文部科学省では、2015年度から2019年度にかけて、大学が地方公共団体や地域の企業等と協働し、地域が求める人材を養成するための教育改革を実行するとともに、学生にとって魅力ある就職先の創出・開拓と学生の地元就職を推進する「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（Center of Community プラス）」（以下「COCプラス」という。）を実施してきた。2020年度より、COCプラスの成果も活用し、より実践的な教育プログラムの開発・実施を通じて、学生

第4節

国際的に活躍する次世代競技者、新進芸術家等の育成

1

次世代競技者の育成

文部科学省では、オリンピック・パラリンピック競技大会等における我が国の代表選手の活躍に向けて、各競技団体が行う日常的・継続的な選手強化活動を支援するとともに、今後国際競技大会等で活躍が期待される次世代競技者の発掘・育成・強化に取り組んでいる。引き続き、次世代競技者の育成に向けて、スポーツ関係団体と連携しながら戦略的かつ効果的な取組を実施していくこととしている。

2

新進芸術家等の育成

文部科学省では、若手芸術家や演出家、舞台技術者、アートマネジメント人材など、我が国のこれからの文化芸術を担う人材を育成する観点から、実践的かつ高度な技術・知識を習得するための研修や、国際的なシンポジウムにおける交流の場を提供している。

こども・若者の成長のための 社会環境の整備

第1節 家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築

1 保護者等への積極的な支援

(家庭教育支援)

家庭は本来、こどもたちの豊かな情操を育んだり、生活のために必要な習慣を身に付けたりさせる場である。しかし、共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化する中で、子育てに悩みや不安を持つ保護者も多く、家庭教育支援の重要性は一層高まっている。

文部科学省は、地域において、家庭教育に関する支援が届きにくい家庭に配慮しつつ、保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チームなどが地域の実情に応じて行う家庭教育支援の取組（保護者に対する学習機会や情報の提供、相談対応など）を推進するため、補助事業などを実施している。

(社会的養護の体制整備)

第2章第3節1 「ウ 社会的養護の現状と課題」を参照。

2 学校と地域が連携・協働する体制の構築

文部科学省は、社会教育法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未

来を担うこどもたちの成長を支え、地域を創生する地域学校協働活動と、保護者や地域住民等が学校運営に参画する仕組みであるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の一体的な推進を全国的に進めている。

地域学校協働活動を推進する体制である地域学校協働本部は、2022年5月1日時点で全国の公立学校の57.9%で整備されている。

地域学校協働活動については、地域住民等と学校との連携・協働体制を整備することや、地域と学校をつなぐコーディネーターである「地域学校協働活動推進員」を配置することで地域学校協働活動が円滑かつ効果的に実施されるよう推進している。地域学校協働活動の推進を通じて、地域の将来を担う人材が育成されるとともに、学校を核とした地域住民のつながりが深まり、自立した地域社会の構築・活性化につながっていくことが期待される。また、地域学校協働活動を推進することは、「社会に開かれた教育課程」の実現や、学校における働き方改革にも資するものである。

また、コミュニティ・スクールについては、保護者や地域住民等から構成される学校運営協議会において、学校運営の基本方針の承認を行うとともに、学校運営への必要な支援についての協議などが行われている。コミュニティ・スクールを導入している学校は、2022年5月1日時点で全国の公立学校の42.9%となり、着実にその導入が進んでいる。

文部科学省においては、2022度も、地域学校協働本部やコミュニティ・スクールの体

制づくりへの支援に係る補助事業を行うとともに、一層の普及・啓発を図るため、フォーラムの開催、CSマイスター（学校運営協議会等の実践者・有識者）の派遣といった施策も進めている。

3 地域全体で子どもを育む環境づくり

（新・放課後子ども総合プランの推進）

共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、2019年度から5年間を対象とする「新・放課後子ども総合プラン」を2018年9月に文部科学省と厚生労働省が共同で策定した。同プランでは、放課後児童クラブについて、2023年度末までに約152万人分の受け皿整備を行うとともに、全ての小学校区で放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万か所以上で実施することを目指している。

また、新たに放課後児童クラブ又は放課後子供教室を整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指している。

さらに、こどもの主体性を尊重し、こどもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、こどもの自主性、社会性等の向上を図ることとしている。

共働き家庭など保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後などにおいて、学校の余裕教室や児童館などを利用して遊びや生活の場を提供する「放課後

児童クラブ」は、2022年5月時点で、1,627市町村で26,683か所実施され、1,392,158人の児童が登録されている¹⁹⁸。

全てのこどもを対象に、地域住民等の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動などの機会を提供する「放課後子供教室」は、2022年11月時点で、1,091の市町村で17,129教室が行われている¹⁹⁹。

量的整備は進んできたが、一体型²⁰⁰は、2022年5月時点で、5,869か所にとどまっている。

（放課後等の活動の支援）

小学生のみならず、中学生・高校生等も含め、放課後に全てのこどもたちが安心して、多様な学習・体験活動ができるよう、地域全体で取り組んでいくことが重要である。

文部科学省では、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民等の参画による地域学校協働活動を推進しており、その一環として、中学生・高校生等に対しても、地域住民の協力等による原則無料の学習支援等を推進している。

厚生労働省は、地域における中学生・高校生等の活動拠点としての機能をもつ児童館の整備を推進している。

（地域で展開される多様な活動の推進）

ア 環境学習

こどもを含めた一人一人が環境問題に関心を持ち、自ら環境保全活動に取り組んでいく態度を養っていくことは、豊かな自然を守り、未来へと引き継いでいくために必要である。

環境省を始めとする関係府省は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（平成15年法律第130号。以下「環境教

198 厚生労働省「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」

199 文部科学省調べ

200 一体型とは、同一の小学校内等で両事業を実施し、放課後児童クラブの児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できる形態。

育等促進法」という。)と「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」(平成30年6月26日閣議決定)²⁰¹に基づき、家庭、学校、職場、地域その他あらゆる場における、生涯にわたる質の高い環境教育の機会を提供している。

環境省は、「持続可能な開発のための教育」(ESD: Education for Sustainable Development)の視点を取り入れた環境教育により地域で環境保全活動を推進するリーダーとなる人材の育成に努めているほか、環境教育等促進法に基づく「体験の機会の場」の拡充に向けた取組を行っている。

文部科学省は、こどもがその発達段階に応じて、環境の保全についての理解と関心を様々な機会に深めることができるよう、学校教育や社会教育において環境教育を推進している。小学校、中学校及び高等学校の学習指導要領において、社会科や理科、技術・家庭科など関連の深い教科を中心に環境教育に関する内容の充実を図るとともに、環境について学ぶ教材ともなるエコスクール(環境を考慮した学校施設)の整備推進や、青少年教育施設における豊かな自然環境を活用した環境学習に資する体験活動の機会を提供している。

農林水産省、文部科学省、環境省は青少年の健全育成等を図るため、高校生と森や川・海の名人との交流を通して、その技や人となり聞き書きし、成果を発信する「聞き書き甲子園」を、関係団体と連携し実施している。

イ 自然体験

文部科学省は、広く体験活動に対する理解を深めるため、家庭や企業、社会教育団体、青少年教育指導者等に対する普及啓発事業を実施している。

独立行政法人国立青少年教育振興機構は、国立青少年教育施設の立地条件や特色を活かした自然体験活動の機会と場を提供している

(国立青少年教育施設の取組については、第4章第1節3(体験・交流活動、外遊び等の場の整備)「ア 青少年教育施設」を参照)。

林野庁は、森林内での様々な体験活動を通じて、森林と人々の生活や環境との関係についての理解と関心を深める森林環境教育を推進しており、こどもを対象とした体験活動の場や森林環境教育プログラム等の情報の提供を行っている。また、国有林野事業では、学校等と森林管理署等が協定を結び、自然体験活動の場を提供する「遊々(ゆうゆう)の森」の設定を進めている。2022年度末現在、学校等との協定により、国有林野内において146か所の「遊々の森」が設定されており、総合的な学習の時間などにおける森林環境教育の場としても利用されている。

このほか、緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動を行う緑の少年団について、指導者の育成や、森林を活用したESDを通じて学校教育・社会教育との連携を高める体制づくり等に対する支援を行っている。

環境省は、国立公園等の優れた自然地域において自然観察会等を開催することにより、こどもたちに自然環境の大切さ等を学ぶ機会を提供するとともに、インターネット等を通じ様々な自然とのふれあいの場やイベントなどに関する情報を発信している。

ウ 警察による社会奉仕活動やスポーツ活動の場の提供

警察は、少年の規範意識の向上と社会との絆の強化を図る観点から、関係機関・団体、地域社会と協力しながら、環境美化活動を始めとする少年の社会奉仕体験活動や、警察署の道場を開放した少年柔剣道教室を始めとするスポーツ活動などを実施している。

エ スポーツへの参加機会の拡充

文部科学省では、スポーツを通じた健康増進に関する施策を持続可能な取組とするた

201 <https://www.env.go.jp/press/files/jp/109419.pdf>

め、こども・若者を含む国民を対象とした、地域内の体制整備及び運動・スポーツに興味・関心を持ち、習慣化につながる取組を支援している。

オ 文化芸術活動の推進

こどもが豊かな心や感性を育むためには、優れた文化芸術に触れる機会を確保することが重要である。

文部科学省は、オーケストラなどの実演芸術の鑑賞や文化芸術団体によるワークショップを始め実演芸術に身近に触れることができる機会の提供や、こどもたちが茶道、華道、和装、囲碁、将棋などの伝統文化や生活文化等を計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供する取組に対する支援などを実施し、こどもの文化芸術体験活動を推進している。

カ ^{はないく}花育活動の推進

農林水産省は、文部科学省や国土交通省と連携して、花壇づくりやフラワーアレンジメントといった花や緑とのふれあいを通じて、こどもが優しさや美しさを感じる気持ちを育む「花育活動」を推進している。2022年度は、生産現場への理解や花の魅力を伝えるため、児童と生産者との交流、親子を対象とした園芸体験等の取組に対して支援を行った。

キ 子ども農山漁村交流プロジェクトの促進

内閣官房、総務省、文部科学省、農林水産省、環境省は、こどもの農山漁村等での宿泊による農林漁業体験や自然体験活動等を行う「子ども農山漁村交流プロジェクト」を通じ、都市農村交流の取組を推進している。本プロジェクトは、こどもたちの学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い成長を支える教育活動として、農山漁村

等での宿泊体験活動を推進するものである。

(体験・交流活動、外遊び等の場の整備)

ア 青少年教育施設

青少年教育施設は、青少年を対象に研修事業や体験プログラムの提供を行うとともに、青少年団体等の利用に供するために設置された施設である。

独立行政法人国立青少年教育振興機構は、国立青少年教育施設（全国28施設）を通じて、多様な体験活動の機会と場を提供しており、2022年度は約192万人に利用されている。また、青少年の体験活動事業や青少年教育に関する調査研究等を実施し、それらの成果を全国の公立青少年教育施設や関係団体へ普及している。

イ 都市公園

都市公園は、都市における緑とオープンスペースを確保し水と緑が豊かで美しい都市生活空間を形成することや、都市住民の様々な余暇活動の場を提供するために、地方公共団体等が設置する公園又は緑地であり、スポーツやレクリエーション活動などを通じて、こどもや若者を始めあらゆる世代が交流を図ることができる場にもなっている。

国土交通省は、幅広い年齢層の人々が自然とのふれあいやスポーツ・レクリエーション、文化芸術活動といった多様な活動を行う拠点となるよう、都市公園の整備を推進している。

ウ スポーツ活動の場

スポーツは心身の健全な発達に重要な役割を果たすものである。体育・スポーツ施設²⁰²

202 全国に体育・スポーツ施設は約19万か所あり、そのうち、学校体育・スポーツ施設が約60%、公共スポーツ施設が約28%、民間スポーツ施設が約9%、大学・高専体育施設が約3%となっている。これらのうち、地域住民の身近なスポーツ活動の場となる学校体育・スポーツ施設について見ると、最も設置数の多い施設は体育館で、約32,000か所となっており、次いで、多目的運動広場が約29,000か所、水泳プール（屋外）が約24,000か所、庭球場（屋外）が約8,000か所となっている。

は、青少年を始めとする地域住民の日常スポーツ活動の場であり、近年のスポーツニーズの多様化・高度化に伴い、魅力的な施設づくりが望まれている。国民の日常生活における体力づくりやスポーツ活動の場やこどもの身近な外遊びの場が不足している今日、地域住民の最も身近なスポーツ活動の場として、学校体育施設を地域住民に対し積極的に開放することも望まれている。

スポーツ庁は、国民の誰もがいつでも身近にスポーツに親しむことができる環境を整備するため、総合型地域スポーツクラブなどの地域におけるスポーツ環境の充実を図っている。

エ 自然公園

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養、教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的として指定されており、子どもや若者を始め広く国民の自然とのふれあいや野外活動の場として重要な役割を果たしている。2022年度末時点で、国立公園34か所、国定公園58か所、都道府県立自然公園311か所が指定されている。2021年における自然公園の利用者は、延べ約5.4億人となっている。

環境省は、自然とのふれあいを求める国民のニーズに対応するため、2022年度は、31の国立公園において直轄事業を行い、44都道府県の国立・国定公園では「自然環境整備交付金」及び「環境保全施設整備交付金」を交付し、歩道、園地、休憩所などの安全で快適な公園利用施設の整備や既存施設の長寿命化対策を推進している。このほか、環境学習・保全調査や過去に損なわれた自然環境を再生するための自然再生事業、新宿御苑などの国民公園における施設整備を実施し、広く

国民に供している。

オ 水辺空間の整備

国土交通省、文部科学省、環境省は、地域の身近に存在する川などの水辺空間（「子どもの水辺」）における環境学習・自然体験活動を推進するため、「子どもの水辺」再発見プロジェクト」を実施している。「子どもの水辺」は2022年度末時点で、305か所が登録されている。市民団体や教育関係者、河川管理者が一体となった取組が行われているほか、「子どもの水辺サポートセンター」²⁰³による水辺の安全利用のための情報提供や学習プログラムの紹介といった支援を行っている。安全確保や親水空間確保のための水辺の整備が必要な場合には、「水辺の楽校（がっこう）プロジェクト」により、水辺に近づきやすい河岸整備などを実施している。

カ レクリエーションの森の整備

林野庁は、国有林野を国民の保健・文化・教育的利用に積極的に供するため、自然休養林などの「レクリエーションの森」²⁰⁴の活用を推進している。2022年4月1日時点で、全国587か所、約26万ヘクタールをレクリエーションの森として設定しており、2022年度には延べ約1億2千万人が利用している。また、この中でも特に優れた景観を有する等、地域の観光資源として潜在能力の高い93か所を2017年に、「日本美（にっぽんうつく）しの森 お薦め国有林」として選定し、ホームページ²⁰⁵等で各地域の特徴や体験できるアクティビティの紹介等を行っている。

キ 被災地における学び・交流の場づくり

文部科学省は、東日本大震災による被災地においても学校・公民館などを活用して、被

203 「子どもの水辺」再発見プロジェクト」の推進・支援組織として公益財団法人河川財団内に設立されている。

204 「レクリエーションの森」は、それぞれの森林の特徴や利用の目的に応じて、自然休養林、自然観察教育林、風景林、森林スポーツ林、野外スポーツ地域、風致探勝林の6種類に区分される。

205 「日本美しの森 お薦め国有林」の見どころ、楽しみ方、旬の情報等を発信している。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/reku/rekumori/>

災した子どもたちの放課後や週末などにおける安心安全な居場所づくりや学習・交流活動を支援しており、被災地の地域コミュニティの再生にも寄与している。

ク 道路、路外駐車場、公園、官庁施設、公共交通機関等のバリアフリー化の推進

国土交通省は、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー法に基づき、施設など（旅客施設、車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物など）の新設などの際の「移動等円滑化基準」への適合義務、既存の施設などに対する適合努力義務を定めている。

こうした中、第201回国会（2020年）において、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会のレガシーとしての共生社会の実現に向け、ハード対策に加え、移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」の観点からの施策の充実などソフトの対策を強化するための改正バリアフリー法が成立し、2021年4月に全面施行した。

また、バリアフリー法に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針に係るバリアフリー整備目標について、障害当事者団体や有識者の参画する検討会において議論を重ね、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化をより一層推進する観点から、各施設等について地方部を含めたバリアフリー化の一層の促進、聴覚障害及び知的障害・精神障害・発達障害に係るバリアフリーの進捗状況の見える化、「心のバリアフリー」の推進等を図った。

さらに、新型コロナウイルス感染症による影響への対応等も考慮して、時代の変化により早く対応するため、目標期間をおおむね5年間とする新たなバリアフリー整備目標を2021年4月からスタートさせた。

加えて、交通政策基本法に基づく「交通政策基本計画」においても、バリアフリー化等の推進を目標の一つとして掲げている。

また、市町村が作成する移動等円滑化促進

方針及び基本構想に基づき、移動等円滑化促進地区及び重点整備地区において面的かつ一体的なバリアフリー化を推進するとともに、バリアフリー化の促進に関する国民の理解を深め、協力を求める「心のバリアフリー」を推進するため、高齢者、障害者などの介助体験や疑似体験を行う「バリアフリー教室」などを開催しているほか、バリアフリー施策のスパイラルアップ（段階的・継続的な発展）を図っている。具体的なバリアフリー化における取組として、

- ・歩行空間については、駅、官公庁施設、病院等を結ぶ道路や駅前広場等において、安心して通行できるよう、幅の広い歩道の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善、無電柱化等を推進している。
- ・全国の高速道路のサービスエリア及び「道の駅」において、子育て応援の目的から24時間利用可能なベビーコーナーの設置、屋根付きの優先駐車スペースの確保等を実施しており、高速道路のサービスエリアについては整備が完了した。
- ・水辺空間については、治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備により、良好な水辺空間の形成を推進している。
- ・都市公園については、子どもから高齢者まで幅広く安全で快適に利用することができるよう、園路の段差解消や誰もが使いやすいトイレの整備などを推進している。
- ・不特定かつ多数の人が利用する国の建物については、バリアフリー法に定める建築物移動等円滑化誘導基準を満たした整備を推進しており、妊婦、乳幼児連れの人を始め全ての人が、安全に安心して利用できる建物を目指している。
- ・建築物については、バリアフリー法に基づく認定特定建築物のうち、一定のものにおけるスロープ、エレベーターなどの整備に対する助成及び不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者・障害者等が利用する既存建築物におけるバリアフリー改修工事

に対する助成によりバリアフリー化の一層の促進を図っている。

- ・公共交通機関については、公共交通事業者などがその職員に対し、バリアフリー化を図るために必要な教育訓練を行うよう努力義務を定めている。さらに、鉄道駅など旅客ターミナル、旅客船のバリアフリー化やノンステップバス、リフト付きバス、福祉タクシーの導入などに対する支援措置を実施している。
- ・「ベビーカーの安全な使用」や「ベビーカー利用への理解・配慮」について普及啓発を図るため、ベビーカー利用に関するキャンペーンを実施するなど、ベビーカー使用者や周囲の方に対して、お互いに理解・協力いただけるよう、継続的に働き掛けを行っている。
- ・公共交通事業者等が行う子育てを応援する取組事例を広く共有し、関係者の更なる取組の強化を図ることを目的として、「子育てにやさしい移動に関する協議会」を開催している。

警察庁は、バリアフリー法における重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機などについては、2025年度までに、原則として全ての当該道路において、音響信号機、歩行者感応信号機などの信号機の設置、歩行者用道路であることを表示する道路標識の設置、横断歩道であることを表示する道路標示の設置などのバリアフリー化を実施するとともに、特に、当該道路のうち、道路又は交通の状況に応じ、視覚障害者の移動上の安全性を確保することが特に必要であると認められる部分に設置されている信号機などのバリアフリー化については、2025年度までに、原則として全ての当該部分において、音響信号機の設置及びエスコートゾーンの設置を行うことを目標としている。

ケ 公園遊具の安全点検

国土交通省は、遊具の安全確保を図り、安

全で楽しい遊び場づくりを推進するため、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」の周知徹底に取り組んでいる。

4 こども・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり

(こども・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり)

こどもが被害者となる凶悪犯罪が依然として発生しているなど、こどもを取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。また、児童福祉施設や幼稚園などの災害時要援護者関連施設では、自然災害の際、こどもが安全な場所に避難するなどの一連の行動を取るために支援を必要とする。

このため、こどもが犯罪や災害などの被害に遭いにくい環境を創出するために次のような取組を行っている。

ア 通学路やその周辺におけるこどもの安全の確保のための支援

警察は、「登下校防犯プラン」(2018年6月22日登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議決定)等を受け、通学路や通学時間帯を考慮した警戒・パトロールの重点的な実施を図るとともに、スクールサポーターや防犯ボランティア等の関係団体と連携した見守り活動を推進している。また、こどもが犯罪に遭った場合や、声掛けやつきまとい等により犯罪に遭うおそれがある場合に助けを求められることができる「子供110番の家」の活動に対する支援を行っている。

イ 道路、公園等の公共施設や共同住宅における防犯施設の整備等の推進

警察庁は、「安全・安心まちづくり推進要綱」に基づき、防犯に配慮した公共施設などの整備・管理の一層の推進を図っている。

警察庁、国土交通省、経済産業省と建物部品関連の民間団体からなる「防犯性能の高い

建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」は、侵入までに5分以上の時間を要するなどの一定の防犯性能があると評価した「防犯建物部品（CP部品）」の普及に努めている。また、警察では、関係団体と協力して、防犯に配慮した構造や設備を有するマンション、防犯優良マンション、防犯モデル駐車場等として登録又は認定をする制度の普及を図っている。

国土交通省は、住宅性能表示制度において、開口部の侵入防止対策を「防犯に関すること」として性能表示事項とし、防犯に配慮した住宅の普及を進めている。また、地方公共団体における防犯まちづくりの取組の参考となる事例集を作成し、安心して暮らせる街づくりを促進している。

ウ 児童福祉施設や幼稚園などにおける災害対応の推進

国土交通省は、「水防法」（昭和24年法律第193号）及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）等に基づき、浸水想定区域の指定及び土砂災害警戒区域等に関する基礎調査結果の公表及び区域指定をすることにより危険な区域を明示している。また、災害時における子ども等要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等に対して避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を義務付けることにより警戒避難体制の充実・強化を推進している。

（安心して外出や外遊びができる環境の整備）

ア 通学路等における交通安全の確保

2021年6月に千葉県八街市で下校中の児童が多数死傷する事故が発生したことを受

け、同年8月、「交通安全対策に関する関係閣僚会議」において、「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」が決定された。また、全国の市町村立小学校の通学路を対象に、学校、PTA、道路管理者及び警察等が連携して合同点検及び対策必要箇所抽出を実施した。

合同点検の結果を踏まえ、学校、教育委員会、道路管理者、警察等の関係機関は、速度規制や登下校時間帯に限った車両通行止め、通学路の変更、スクールガード等による登下校時の見守り活動の実施等によるソフト面での対策に加え、歩道やガードレール、信号機、横断歩道等の交通安全施設等の整備等によるハード面での対策を適切に組み合わせるなど、地域の実情に対応した、効果的な対策を検討し、可能なものから速やかに実施しており、文部科学省、国土交通省及び警察庁は、これらの交通安全対策を支援している。

なお、放課後児童クラブの来所・帰宅経路についても、市町村立小学校が行う合同点検を踏まえつつ、安全点検を実施している。

また、警察では、通学路等における速度規制の実効性を確保するため、可搬式速度違反自動取締装置の整備を推進するとともに、子どもを始めとする歩行者の安全確保のための交通安全教育・指導取締りを推進している。

文部科学省は、スクールガード・リーダー（警察官OB等）の専門的な見地からの必要な指導・助言の下、スクールガード（学校安全ボランティア）が効果的に通学路の見守り活動ができるよう支援するとともに、スクールガードの資質向上のための研修会、防犯教室等の開催を支援している。

イ こどもの不慮の事故防止

こどもの死因の上位を占めている不慮の事故を防止するため、消費者庁が主体となり「子どもを事故から守る！プロジェクト」²⁰⁶を推進した。具体的には、保護者等に向けた注

206 https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_004/

意喚起やメールマガジン・Twitter（現X）による事故予防の注意点等の定期的な配信のほか、予期せず起こりやすい事故とその予防法等をまとめた冊子の作成・配布を行ったTwitter（現X）。また、子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議において2017年より定めている「子どもの事故防止週間」（2022年度：7月25～31日）には、関係府省庁が連携して集中的な広報活動を実施した。なお、こども家庭庁の設立に伴い、2023年度から「子どもを事故から守る！プロジェクト」の推進主体はこども家庭庁が担うこととなり、同連絡会議の運営についても同庁が担うことが決定された（2023年3月29日子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議決定）。

ウ 生活道路における交通安全対策の推進

警察庁と国土交通省は、生活道路におけるこどもなど歩行者の安全な通行を確保するため、検討段階から緊密に連携して、最高速度30キロメートル毎時の区域規制と物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン30プラス」として設定し、ハンプや狭さくの設置等による車両の速度抑制対策や通過交通の進入抑制対策、外周幹線道路の交通を円滑化するための交差点改良等を推進している。

エ 自転車利用環境の整備

国土交通省と警察庁は、車道通行を基本とした安全な自転車通行空間を早期に確保するため、安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの周知を図っている。また、第2次自転車活用推進計画に基づき、自転車の交通ルール遵守の効果的な啓発や、歩行者・自転車・自動車の適切な分離など、安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組を推進している。

第2節 子育て支援等の充実

1 こどもと子育てを応援する社会の実現に向けた取組

(少子化対策の総合的な推進)

政府は、少子化社会対策基本法第7条に基づく少子化社会対策大綱に基づき、結婚支援、妊娠・出産への支援、男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備、地域・社会による子育て支援、経済的な支援等、ライフステージに応じた総合的な少子化対策を推進している。

(保育の充実)

2015年度から施行された新制度では、質の高い保育・教育の提供を行うこととしている。

2022年4月1日時点の保育所待機児童数は2,944人で、前年度と比較して2,690人の減少となり、待機児童数調査開始以来最少の調査結果となった。

2021年度から、25歳から44歳の女性就業率の更なる上昇に対応するため、2020年12月に取りまとめた「新子育て安心プラン」に基づき、2021年度から2024年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備するほか、①地域の特性に応じた支援、②魅力向上を通じた保育士の確保、③地域のあらゆる子育て資源の活用を柱とする各種施策を推進することにより、できるだけ早く待機児童の解消を目指す。また、保育の受け皿整備に対応した保育人材の確保を進めるため、処遇改善などの総合的な確保策を実施している。

(地域における子育て支援)

少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、社会環境が変化する中で、身近な地域に相談できる相手がないなど、子

育てが孤立化することにより、その負担感が増大している。とりわけ、3歳未満のこどもを持つ女性の約6～7割は家庭で育児をしており、社会からの孤立感や疎外感を持つ者も少なくない。

文部科学省は、保護者に対する子育て講座などの学習機会の提供や相談対応などの家庭教育支援を推進している（家庭教育支援については、第4章第1節1（家庭教育支援）を参照。）。

厚生労働省は、身近な場所に子育て親子が気軽に集まって相談や交流を行う「地域子育て支援拠点」（2022年度：7,970か所（国庫補助対象分））の整備や、子育てに関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育てと子育て支援に関する講習などを推進している。また、送迎や放課後の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者を会員とし、その相互援助活動に関する連絡、調整を行う「ファミリー・サポート・センター事業」（2022年度：982市区町村）の推進を図っている。さらに、こどもやその保護者、妊娠している人が地域子育て支援拠点等の身近な場所で教育・保育・保健その他の子育て支援事業を適切に選択し円滑に利用できるよう、情報収集と提供、必要に応じた相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを行う「利用者支援事業」（2022年度：3,141か所）（基本型・特定型・母子保健型）を推進している。

(認定こども園制度の普及促進)

内閣府、文部科学省、厚生労働省は、認定こども園が親の就労状況にかかわらず施設利用が可能であるなど、保護者や地域の多様なニーズに柔軟に対応しうる施設であることから、引き続き地域のニーズや事業者の希望に

応じて、その普及を図ることとしている（2022年4月1日時点、全国で9,220園）。

（幼稚園における子育ての支援等）

文部科学省は、幼稚園が地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たせるよう、「親と子が共に育つ」という観点から、子育て相談、情報提供、未就園児の親子登園、保護者同士の交流の機会の提供といった子育ての支援の実施を推進している。また、地域の実態や保護者の要請に応じて教育課程に係る教育時間の前後等に行う教育活動（預かり保育）を推進するための財政措置などの支援を行っている。

さらに、「新子育て安心プラン」を踏まえ、幼稚園において保育を必要とする0～2歳児を定期的に預かる仕組みを創設するなど、地域の状況に応じた待機児童の積極的な受け入れについて、引き続き推進を図っている。

（児童手当制度）

児童手当は、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全やかな成長に資することを目的とし、中学校修了前の児童を養育している者に支給される。支給額は、所得制限額（例：夫婦・子ども2人世帯の場合は年収960万円）未満の者に対して、3歳未満と、3歳から小学生の第3子以降については児童一人当たり月額15,000円、3歳から小学生の第1子・第2子と、中学生については児童一人当たり月額10,000円、所得制限額以上の者に対しては、特例給付として児童一人当たり月額5,000円であり、「全世代型社会保障改革の方針」等を踏まえ、第204回国会（2021年）において、子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律が成立し、高所得者の主たる生計維持者（年収1,200万円以上の者（子ども2人と年収103万円以下の配偶者の場合））を特例給付の対象外とし、2022年10月支給

分から適用することとされた。

（幼児教育・保育の無償化）

「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）等の決定に基づき、これまで段階的に推進してきた取組を一気に加速し、幼児教育・保育の無償化を実現するため、第198回国会（2019年）において、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立した。これを受けて、2019年10月の消費税率引上げによる財源を活用することにより、同年10月から3歳から5歳までのこども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもについての幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料が無償化された。これは、子育て世代、こどもたちに大胆に政策資源を投入し、高齢者も若者も安心できる全世代型の社会保障制度へと大きく転換するものである。

なお、20歳代や30歳代の若い世代が理想のこどもの数を持たない理由は、「子育てや教育にお金がかかり過ぎるから」が最大の理由となっており、幼児教育・保育の無償化を始めとする負担軽減措置を講じることは、重要な少子化対策の一つとなるものである。また、幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、こどもたちに質の高い幼児教育の機会を保障することは極めて重要である。

あわせて、小学校就学前の障害児の発達支援についても無償化する措置を講じている。

第3節

こども・若者を取り巻く有害環境等への対応

1 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等

フィルタリングの利用促進を目的として青少年インターネット環境整備法が改正され、2018年2月1日に施行された。

また、同法に基づき定められている青少年インターネット環境整備基本計画について、青少年のインターネット利用環境をめぐる諸情勢及びこれまでの取組結果を踏まえ、所定の見直しを行い、2021年6月7日、子ども・若者育成支援推進本部において青少年インターネット環境整備基本計画（第5次）が決定された。

同計画では、

- ・法改正を踏まえたフィルタリング利用率向上のための取組の更なる推進
- ・青少年のインターネットを適切に活用する能力の向上促進
- ・ペアレンタルコントロールによる対応の推進

を施策の柱として、地方公共団体とともに官民連携して施策を強力に推進することとしている。

(実態の把握)

内閣府は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備を推進するため、青少年インターネット環境整備法の実施状況を検証するとともに、青少年のインターネット利用環境整備に関する基礎データを得ることを目的として、青少年及びその保護者を対象とした「青少年のインターネット利用環境実態調査」を実施している。

(こどもや保護者に対する啓発)

内閣府は関係省庁と連携し、インターネッ

トの適切な利用やフィルタリングの普及を推進するため、リーフレットの作成、公表、配布などによる啓発活動に取り組んでいる。

2022年度は、青少年に対するインターネット上の危険性や、青少年が自らインターネットを適切に活用するための方法などを紹介した保護者向けの啓発リーフレットを作成し、関係機関・団体に周知・配布した。また、地域が自立的・継続的に青少年のインターネット利用環境づくりに関する取組を実施できるようにするための連携体制構築の支援を目的として、「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」を開催した（2022年度は山梨県、石川県及び大阪府で開催。）。

加えて、内閣府を始め関係省庁では、地方公共団体、関係団体、関係事業者などと連携し、毎年、2月から5月にかけて、スマートフォンやSNS等の安全・安心な利用のための啓発活動を集中的に実施する、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を展開している。

内閣府を始め関係省庁では、期間中、ラジオ・インターネット等の様々な広報媒体を通じた啓発活動等の取組を集中的に展開している。

警察は、出会い系サイトやSNSの利用に起因する犯罪による被害及びインターネット上の違法情報・有害情報の影響からこどもを守るための広報啓発を推進している。例年2月から5月にかけて、サイバーセキュリティに関する広報啓発を重点的に行い、こどもや保護者、学校の教職員などに対しては、インターネット上の違法情報・有害情報に起因した犯罪、こどもを被害者とするサイバー犯罪の具体的事例や対応策を紹介するとともに、フィルタリングの導入を勧めるなどしている。

総務省は、地方の各総合通信局が地域の核としてコーディネーター役を務め、関係者を巻き込んだリテラシー向上の枠組み整備と、これを活用した周知啓発活動を推進している。具体的には、文部科学省及び情報通信分

野の企業・団体等と協力しながら、こどもたちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的とした出前講座である「e-ネットキャラバン」を、児童・生徒・保護者・教職員等を対象として全国で実施している。

法務省の人権擁護機関では、「インターネット上の人権侵害をなくそう」を人権啓発活動の強調事項として掲げ、全国の中学校等において、携帯電話会社が実施するスマホ・ケータイ安全教室と連携した「人権教室」を実施している。また、啓発冊子「あなたは大丈夫？考えよう！インターネットと人権」を作成・配布したほか、インターネットと人権をテーマとした啓発動画²⁰⁷をYouTube法務省チャンネルで配信している。加えて、ウェブサイト等に、人権に関する正しい理解を深めることや相談先及び救済手続を案内することを目的としたインターネット広告を掲載するなど、各種人権啓発活動を実施している。

法務省及び総務省は、SNS事業者団体と共同して、SNS利用に関する人権啓発サイトを開設し、利用する際のルールのほか、ブロック、ミュートなどのユーザー保護機能の活用方法や、SNSの投稿の削除手順等に係る啓発活動を展開している。

(フィルタリングの普及啓発)

青少年インターネット環境整備法では、国などがフィルタリングについて広報啓発活動を行うことが規定されており、関係府省庁が民間団体などと連携して、フィルタリングの普及啓発を推進している。

警察は、有害情報からこどもを守るためのフィルタリングの普及、プロバイダの自主的措置の促進に努めている。また、こどもにもスマートフォンが普及し、その利用に係る福祉犯被害などが増加していることから、関係府省などと連携して、スマートフォンに対応

したフィルタリング、家庭のルールづくりの必要性などについての広報啓発や、関係事業者に対する要請を行っている。

総務省は、インターネット上の有害な情報からこどもを保護するフィルタリングの利用促進のため、学校関係者や保護者のフィルタリングに係る理解の向上に努めている。

文部科学省は、「ネットモラルキャラバン隊」を結成し、フィルタリングやインターネット利用のルールに関する学習・参加型のシンポジウムを保護者等を対象に全国で実施するとともに、スマートフォン等をめぐるトラブル防止のための児童生徒向け普及啓発等を行っている。

経済産業省は、独立行政法人情報処理推進機構を通じて、インターネットを安全に使う方法やインターネット利用における情報モラル等に関するコンテンツ作成や啓発者向けのセミナー等を実施している。こうした活動を通じて、フィルタリングの普及啓発を図り、関係者全体のインターネット・リテラシーの向上と青少年及びその保護者などによる実効的な自主的対策を促進している。

(悪質な違法行為の取締り等)

警察庁では、インターネット利用者等から、違法情報等に関する通報を受理し、警察への通報やサイト管理者への削除依頼等を行うインターネット・ホットラインセンターを運用している。同センターでは、2022年には584,733件の通報を受理しており、サイト管理者などに対して2,433件の違法情報の削除依頼を行い、そのうち、2,026件（83.3%）が削除された。また、同センターでは、外国のウェブサーバに蔵置された児童ポルノ情報についても、各国のホットライン相互間の連絡組織であるInternational Association of Internet Hotlines (INHOPE)²⁰⁸に対して、削

207 <https://www.youtube.com/watch?v=WaBG41gvev4>

208 現在の名称はInternational Association of Internet Hotlines であるが、旧名称のInternet Hotline Providers in Europe Associationの略称を現在も使用している。1999年に設立され、2022年12月31日現在、IHCを含む50団体（46の国・地域）から構成される国際組織。

除に向けた措置を依頼している。

警察は、サイバーパトロールや、民間のサイバー防犯ボランティア、インターネット・ホットラインセンターからの通報により、インターネット上に流通する違法情報・有害情報の把握に努めるとともに、全国の警察が連携して、以下の取組を進めている。

- ・児童ポルノ事犯の被害が高い水準にあることを受け、低年齢児童ポルノ愛好者グループによる事犯や児童ポルノ販売者グループ等による事犯等の悪質な児童ポルノ事犯に対する取締り
- ・SNSの利用に起因するこどもの被害が増加していることを受け、関係機関・団体と連携し、フィルタリングの普及促進といった各種対策
- ・SNSの利用に起因するこどもの被害を防止するための広報啓発
- ・インターネット利用者の規範意識を醸成するための活動を行うサイバー防犯ボランティアの育成・支援

法務省の人権擁護機関において、インターネット上の名誉毀損・プライバシー侵害などの人権侵害情報について相談を受けた場合、相談者の意向に応じ、プロバイダ等に対する当該情報の削除依頼の方法について助言しているほか、違法性を判断した上で、プロバイダ等に当該情報の削除を要請するなどの取組を行い、被害の救済に努めている。

(関係団体等の自主的な取組の促進)

利用者・産業界・教育関係者などが相互に連携するために民間企業・各種団体・PTA等によって設立された一般社団法人安心ネットづくり促進協議会では、広く国民一般を対象としたリテラシー向上の推進に取り組んでおり、インターネットや様々なメディアを活用し、リテラシー向上やフィルタリングの普及などの活動を全国各地で実施している。

また、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、関係業

界や関係団体で様々な取組が行われている。

(インターネット以外のメディア等に係る環境の整備)

インターネット以外のメディアが提供する情報のうち、特に性・暴力表現に関する情報などについてはこどもに悪影響を及ぼす場合があると指摘されることがある。こどもを取り巻く有害情報対策は、まず、関係業界自身が自主的に取り組むことが大切であり、マスコミを始め関係業界において様々な取組が自主的に行われている。

これに加え、各都道府県においては、いわゆる青少年保護育成条例に基づき、こども・若者を取り巻く有害環境に対する規制が行われている。

内閣府では、ホームページに各都道府県の条例及び規制等の制定状況や有害図書類の指定状況等を掲載するなどして、有害環境対策に関する都道府県間の情報共有を図っている。

警察では、青少年保護育成条例により青少年への販売などが規制されている有害図書類について、条例違反行為の取締りを行っている。

2 依存症等への対応

文部科学省では、依存症等への対応として、青少年健全育成の観点から、各地域において、児童生徒、学生、保護者等を対象に依存症等の予防に関する啓発講座を実施する「依存症予防教室」を実施している。

厚生労働省では、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症対策として、地域における相談拠点・専門医療の連携体制の整備や依存症者を支援する人材育成とともに、依存症に関する理解を深めるためのイベント開催や各種媒体での情報発信による普及啓発等を推進している。

3 性風俗関連特殊営業の取締り等

警察は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）に基づき、学校周辺等の営業禁止区域等において違法に営まれる性風俗関連特殊営業や、18歳未満の者に客の接待などをさせる違法な風俗営業などの取締りを積極的に進めている。

4 酒類、たばこの20歳未満の者に対する販売等の禁止

（取締り・処分等）

警察は、「二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律」（明治33年法律第33号）と「二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律」（大正11年法律第20号）に基づき、20歳未満の者が酒類やたばこを容易に入手できないような環境を整備するため、指導及び取締りを徹底するとともに、年齢確認の徹底、従業員研修の実施、自動販売機の適切な管理などについて、関係業界が自主的な措置を執るよう働き掛けている。

検察は、「二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律」や「二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律」に違反する事案について、必要な捜査を行い、事案に応じた処分を行っている。

（飲酒防止）

国税庁では、アルコール飲料としての酒類の特性に鑑み、より良い飲酒環境を形成して、消費者利益と酒類業の健全な発達を期する観点から、酒類小売販売場ごとに、酒類の販売業務に関する法令に係る研修を受講した者のうちから酒類販売管理者を選任させるなど、所要の措置を講じている。また、職員が酒類小売販売場に臨場の上、「二十歳未満の

者の飲酒防止に関する表示基準」（平成元年国税庁告示第9号）の遵守状況を確認し、違反のあった場合には是正指導を行っている。このほか、酒類業界に対して、20歳未満の者の飲酒防止に配慮して販売、広告・宣伝を行うよう要請するとともに、購入者の年齢確認ができない従来型自動販売機の撤去といった取組を支援している。

酒類に係る社会的規制等関係省庁等連絡協議会（内閣府、警察庁、公正取引委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省及び国税庁）は、毎年4月を20歳未満飲酒防止強調月間と定め、啓発用ポスターの作成・配布による全国的な広報啓発活動を連携して行っている。また、全国小売酒販組合中央会が実施している「20歳未満飲酒防止・飲酒運転撲滅全国統一キャンペーン」やビール酒造組合を中心に実施している「STOP！20歳未満飲酒プロジェクト」等の取組を支援するなど、国民の20歳未満の者の飲酒防止に関する意識の向上を図っている。

厚生労働省では、「アルコール健康障害対策基本法」（平成25年法律第109号）に基づくアルコール関連問題啓発週間（毎年11月10～16日）のポスターの作成、「アルコール関連問題啓発週間シンポジウム」の開催など、啓発に取り組んでいる。

（喫煙防止）

財務省は、20歳未満の者の喫煙防止の観点から、自動販売機を設置する場合には年齢識別自動販売機とすることをたばこ小売販売業の許可の条件としている。また、インターネットによるたばこ販売については、販売時に購入希望者の年齢識別が適切に講じられるよう、あらかじめ公的な証明書により購入希望者の年齢確認などを行った上で販売することをたばこ小売販売業の許可の条件としている。これらの条件に対する違反のあった場合には、「たばこ事業法」（昭和59年法律第68号）に基づく行政処分（許可の取消し・営業

停止)の対象となる。

5 成年年齢引下げの対応

(成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議の開催を通じた環境整備の施策の推進)

成年年齢の引下げに当たっては、消費者被害の拡大の防止や、若年者の自立を促すための施策など、様々な環境整備の施策が必要である。これらの環境整備の施策の推進は複数の省庁にまたがる問題であり、相互に関連するものであるため、「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」を通じて、政府一体として環境整備の取組を推進してきた。

成年年齢引下げ後の2022年度以降の3年間は、「若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長会議」で「成年年齢引下げ後の若年者への消費者教育推進方針－消費者教育の実践・定着プラン」を定め、関係省庁が連携して消費者教育の取組を推進している。消費者庁では、学校への出前講座事業の実施や若手従業員向け研修プログラム「消費者と企業人の視点で考えよう 消費生活のキホン」を開発するとともに、2022年度消費者月間では、「考えよう！大人になるとできること、気を付けること～18歳から大人に～」をテーマに設定し、保護者向けセミナー動画の作成やシンポジウムを開催する等、社会人も含めた若年者への消費者教育の推進を図った。

第4節 多様で柔軟な働き方の推進

1 ワーク・ライフ・バランスの推進

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」等に基づく取組の推進

内閣府及び関係省庁では、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づき、官民一体となり、仕事と生活の調和実現に向けた取組を行っている。

内閣府では、社会的機運の醸成のため、国民運動「カエル！ジャパン」キャンペーンを展開している。2022年度には、企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組を推進するため、経済団体と連携し、経営者及び管理職を対象としたセミナーを開催した。

また、内閣府及び関係省庁では、社会全体でワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、女性活躍推進法第24条及び「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（2016年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づき、国及び独立行政法人等が総合評価落札方式又は企画競争方式による調達を行う際に、女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法に基づく認定を取得する等したワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価する取組を実施することにより、これらの企業の受注機会の増大を図るとともに、国の機関における加点評価の実施状況や、公共調達において女性活躍推進法等に基づく認定を受けた企業等の入札参加及び受注の状況等を新たに調査・公表し、取組状況の更なる「見える化」を行った。また、努力義務となっている地方公共団体でも国に準じた取組が進むよう働き掛けを行っている。

（仕事と子育ての両立支援）

厚生労働省は、2019年4月から順次施行されている働き方改革関連法に基づき、年次有給休暇の時季指定義務や時間外労働の上限規制が円滑に施行されるよう、「働き方改革推進支援センター」や都道府県労働局等において、相談・支援を実施している。また、育児・介護休業法に規定されている育児休業・介護休業や所定労働時間の短縮等の措置などの両立支援制度を労働者が安心して利用できるよう周知・徹底を図るとともに、規定整備に関する相談対応を行っている。また、次世代法に基づき、一般事業主行動計画の策定・届出の促進や、厚生労働大臣の認定・特例認定制度の周知と認定マーク（愛称：「トライくるみんな」、「トライくるみんなプラス」、「くるみんな」、「くるみんなプラス」）、特例認定マーク（愛称：「プラチナくるみんな」、「プラチナくるみんなプラス」）の取得促進を図っている。さらに、「両立支援等助成金」の支給や「女性の活躍・両立支援総合サイト」による情報の一元的な提供、男性の仕事と育児の両立を推進する「イクメンプロジェクト」などにより、仕事と家庭の両立に向けた職場環境の整備を促進している。

また、2021年6月に公布された、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律」において、男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組み（「産後パパ育休」）の創設、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産等の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け、育児休業給付に関する所要の規定の整備等を内容とする改正を行っており、2022年4月から順次施行された。引き続き、改正内容を含めた育児・介護休業法の周知及び履行

確保を図っている。

農林水産省では、農業現場における仕事と子育ての両立に資するよう、農作業や家事の役割分担などを取り決める家族経営協定の締結促進や、女性農業者の育児と農作業のサポート活動を支援している。

2 テレワークの推進

厚生労働省では、使用者が適切に労務管理を行い、労働者が安心して働くことのできる「良質なテレワーク」の導入・実施を進めていくため、2021年3月に改定した「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」²⁰⁹の周知を図っている。

また、2021年4月より「人材確保等支援助成金（テレワークコース）」を新たに創設し、中小企業事業主に対してテレワーク用通信機器等の導入等に係る経費の助成を行っている。なお、本助成金の一層の活用を図るために、2021年12月に本助成金の支給要領を改正し、支給対象となる経費及び事業主を拡大したところである。

このほか、テレワーク導入・実施時の労務管理上の課題等についての相談対応やコンサルティングを行うテレワーク相談センターの設置、事業主を対象としたセミナー等の開催等により、適正な労務管理下における良質なテレワークの普及を図っている。

2022年度からは、テレワーク相談センターについて、総務省と連携し、テレワークに関する労務管理とICT（情報通信技術）の双方についてワンストップで相談できる窓口を設置し、これらの相談を契機として、各企業の課題の解決に活用可能な、国や自治体等の各種支援策の紹介や個別のコンサルティングによるきめ細かな支援を実施している。

第5節 こども・若者育成支援への投資の促進

政府における子ども・若者育成支援施策関係予算として、民間資金を活用した主な取組は、以下のとおり。

り、例えば、ひきこもりの若者への就労支援、発達障害児の居場所づくりなどへの助成が行われている。

内閣府としては、同制度の円滑な運用に向けて、一層の環境整備や積極的な広報等を行う。

1 SDGsの観点からの投資促進

政府のSDGs推進のための具体的施策を取りまとめた「SDGsアクションプラン2023」において、こどもの貧困対策は優先課題に係る施策の一つとされている。内閣府、文部科学省、厚生労働省及び独立行政法人福祉医療機構においては、どんな環境にあっても前向きに伸びようとするこどもたちを支援する環境を社会全体で構築する官公民の連携・協働プロジェクトとして、「こどもの未来応援国民運動」を推進している。「こどもの未来応援国民運動」では、「こどもの未来応援基金」により、個人や企業からの寄付金を活用し、貧困の状況にあるこどもたちへの学習支援や食事の提供、その他生活の支援等を行うNPO等の活動資金を助成しており、2022年度には、2023年4月から1年間の支援活動の資金として146団体に対する総額約2億3,000万円の支援を決定した。

2 休眠預金の活用によるこども・若者への支援

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（平成28年法律第101号）に基づき、10年以上にわたり取引のない預金等を活用し、民間の公益活動を支援する「休眠預金等活用制度」の本格的な運用が2019年度から開始されており、同法では、「子ども及び若者への支援」が休眠預金を活用する3分野の一つに掲げられている。本制度の特徴は、民間の団体が、民間の団体を公募して活動を支援することであ

こども・若者の成長を支える 担い手の養成・支援

第1節 データ共有による新たな担い手の確保

こども・若者の育成支援に関わる担い手を増やし、連携・協働した支援活動を促進していくためには、こども・若者の現状と課題等について、社会において共通認識を形成していくことが重要である。

このため、内閣府では、これまで実施してきたこども・若者に関する意識調査の結果データを二次分析し、居場所の数と、自己認識（自己肯定感、チャレンジ精神、今の充実

度、将来への希望等）や支援機関の認知度等の関係性について明らかにするとともに、これらのデータを含め、こども・若者の生育状況等に関する多様な指標（「子供・若者インデックス」）として整理した。また、指標データを可視化した「子供・若者インデックスボード」を作成し、四半期に一度を目安に更新を行い、公開した。

第2節 地域における多様な担い手の養成

1 民間協力者の確保

（保護司）

保護司は、「保護司法」（昭和25年法律第204号）に定めるところにより、法務大臣から委嘱された民間ボランティアであり、身分は非常勤の国家公務員となる。民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を活かし、社会内処遇の専門家である保護観察官と協働して、保護観察、生活環境の調整、地域社会における犯罪予防活動に当たっている。2023年1月1日時点で、全国で約47,000人の保護司が法務大臣の定めた保護区ごとに配属され、それぞれの地域で活動している。

法務省は、近時、犯罪・非行の態様や保護観察に付された人の抱える問題の複雑化・多様化が進んでいることから、これらに適切に

対応するため、若年層を含む幅広い年齢層や多様な職業分野からの保護司適任者の確保に努めるとともに、保護司研修の充実を図っている。また、近年、保護司の確保が困難になっている状況に鑑み、幅広い分野から保護司適任者を得るとともに、新任保護司の不安を軽減するために、保護司の活動を組織的にサポートできるよう各種支援策の拡充・推進に努めている。

（更生保護関係施設・団体）

保護司以外に、地域の中で更生保護を支えている民間の施設・団体として、次のような施設・団体が挙げられる。

法務省は、これらの施設・団体の自発性・自主性を尊重しながら、その活動の積極的な促進を図っている。

・更生保護施設

「更生保護事業法」（平成7年法律第86号）の定めるところにより、法務大臣の認可を受けて設置・運営される施設である。保護者がいないなどの理由で改善更生が困難な少年院仮退院者や保護観察中の少年等を保護し、各種の生活指導や宿泊場所の供与、食事の給与、就労の援助などを行うことにより、その自立更生を支援している。2023年3月31日時点で、全国に更生保護施設は103施設あり、このうち、少年を対象とする施設は85施設ある。

・更生保護女性会

犯罪や非行のない明るい地域社会を実現しようとするボランティア団体であり、非行のある少年の改善更生の援助、地域社会の非行防止、子育て支援活動など、地域に根ざした幅広い活動を展開している。2022年4月1日時点で、約133,000人の会員が、市町村などを単位に地区会を結成し、全国各地で活動している。

・BBS (Big Brothers and Sisters Movement) 会

非行など様々な問題を抱えるこどもの悩み相談や学習支援を通して、その自立を支援する「ともだち活動」を始め、非行防止やこどもの健全育成のための多彩な活動を行っている青年ボランティア団体である。2023年1月1日時点で、約4,400人の会員が、市町村などを単位とした地区組織や大学を単位とした学域組織を結成し、全国各地で活動している。

・協力雇用主

犯罪や非行歴のある人の自立及び社会復帰に協力することを目的として、その事情を承知した上で雇用し、その人の立ち直りに協力しようとする民間の事業主であり、2022年10月1日時点で、全国に約25,000の協力雇用主がいる。犯罪や非行歴のある人は、そのために職業を得ることが難しく、また、就職しても職場での理解を得にくい場合があるた

め、協力雇用主は、健全な就業生活の確保に極めて重要な役割を果たしている。

(人権擁護委員)

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間ボランティアであり、2023年1月1日時点で、約14,000人が全国の各市町村に配置され、積極的な活動を行っている。こどもや若者に関する人権問題は、いじめや体罰、児童虐待、性被害など多岐にわたることから、各種研修を実施し、人権擁護委員の職務遂行に必要となる知識及び技能の習得を図っている。また、人権擁護委員の組織体においても、こどもから寄せられる相談の手紙に対する返信内容に関する研修などを実施している。

(児童委員)

児童委員は、民生委員が兼ねており、2022年12月1日時点において、全国で約23万人が厚生労働大臣から委嘱されている。児童委員は、こどもと妊産婦の生活の相談役として保護・援助・指導等を行うとともに関係機関等と連携した活動を行っている。また、民生委員・児童委員が相談援助活動等を行う上で必要不可欠な知識及び技術を習得できるよう、研修が実施されている。主任児童委員は、児童委員の中から約2万人が指名され、児童福祉に関する事項を主に担当し、関係機関と児童委員との連絡調整や、児童委員の活動に対する援助と協力を行っており、研修により専門的知識の習得に努めている。

(母子保健推進員)

母子保健推進員は、市町村長の委嘱を受け、母性と乳幼児の健康の保持増進のため、家庭訪問による母子保健事業の周知、声掛け、健康診査や各種教室への協力を始め、地域の実情に応じた独自の子育て支援と健康増進のための啓発活動を行っている。

(少年警察ボランティア)

警察は、少年の非行を防止し、その健全な育成を図るため、次のような少年警察ボランティア約54,000人を委嘱している（2022年4月1日時点。兼嘱を含む。）。

・少年補導員（約48,000人）

警察本部長等から委嘱され、街頭補導活動や環境浄化活動を始めとする幅広い非行防止活動に従事。

・少年警察協助手員（約220人）

警察本部長等から委嘱され、非行集団に所属する少年を集団から離脱させ、非行を防止するための指導・相談に従事。

・少年指導委員（約6,200人）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づき、都道府県公安委員会から委嘱され、少年を有害な風俗環境の影響から守るため、少年補導活動や風俗営業者への助言などの活動に従事。

また、大学生や女性、PTA関係者など幅広い世代・分野の人材をボランティアに委嘱することにより、人材の多様化を図るとともに、少年サポートセンター等と連携した街頭補導活動、問題を抱える少年の立ち直り支援、インターネットを利用した声掛け補導活動など活動の多様化を図っている。2022年3月時点で、大学生ボランティア（約7,300人）が全国で活動しており、少年と年齢が近く、その心情を理解しやすいなどの特性を活かし、学習支援活動や少年の居場所づくり活動などにも取り組んでいる。

さらに、警察や公益社団法人全国少年警察ボランティア協会が行う各種研修会などの機会を利用して、活動に必要な技能の向上に努めている。

(地域におけるこども・若者支援に当たる人材)

内閣府は、子ども・若者育成支援推進法及び子供・若者育成支援推進大綱に基づき、2022年度においては、困難を有するこども・若者に対する相談業務に従事する者を対象に、適切な支援を行うために必要な知見等の習得を目的とした「相談業務研修」を実施した。そのほかにも、内閣府は、アウトリーチに携わる人材の養成を目的とした研修を実施するなど、こども・若者育成支援に関わる幅広い人材の養成に努めている（第2章第1節2を参照。）。

2

同世代又は年齢の近い世代による相談・支援

内閣府では、2014年度以降地域におけるこども・若者育成支援等に携わる多様な担い手を養成することを目的として、地域のNPOの若手指導者等のリーダーシップや企画力などの向上に資する青年リーダー研修会を開催している。2022年度の研修会では、有識者による講義やワークショップのほか、最前線で活躍するNPO関係者等を交えて意見交換などを行った。

独立行政法人国立青少年教育振興機構では、青少年関係団体の指導者などを対象とした自然体験活動指導者養成や体験活動安全管理研修などの研修を行っている。

第3節 専門性の高い人材の養成・確保

1 分野横断的な支援人材の養成

内閣府は、こども・若者育成支援に係る関係者の参加を得て、「子供・若者育成支援のための地域連携推進事業」として研修会を開催している。2022年度は、全国のこども・若者育成支援に関する団体の代表者等を対象に中央研修大会を開催し、「居場所」をテーマとした有識者の講演のほか、内閣府及び法務省による施策説明を行った。

2 教師の資質能力の向上

(教師の資質能力の向上)

文部科学省は、複雑化・多様化している学校現場の諸課題に適切に対応できる実践的指導力のある教員を育成するため、養成・採用・研修の各段階を通じて、以下のとおり、教師の資質能力の向上に向けた取組を進めている。

- ・教師の教職生涯にわたる資質能力の向上に資するため、大学、教育委員会、民間教育事業者等に対する委託研究を行うことを通じて、教師の養成・採用・研修の一体的な改革を推進している。
- ・教職課程では、以前より生徒指導、教育相談、カウンセリング等について、教師を志す全ての学生が必ず学習することとしている。また、2017年の教育職員免許法施行規則の改正により、特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解など新たな教育課題に対応するための内容の充実を図るとともに、教職課程コアカリキュラムを作成し、教職課程で共通的に習得すべき資質能力を明確化した。中央教育審議会の審査を経て、2019年4月から、文部科

学大臣の認定を受けた大学において新しい教職課程が始まっている。

- ・「新たな教師の学びの姿」の実現に向けて、「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」（令和4年法律第40号）の成立により、教員免許更新制を発展的に解消し、より確実に教師の学びの契機と機会が提供されるよう、教育委員会における教師の研修履歴の記録の作成と当該履歴を活用した資質向上に関する指導助言等の仕組みを導入したほか、公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針を改正するとともに、研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドラインを策定した。
- ・教師の資質能力の向上を図るため、公立学校の新任教員に対する採用後1年間の初任者研修や、学校運営において中核的な役割を果たす教師に対する中堅教諭等資質向上研修の実施等に関する情報提供や助言等を行っている。

独立行政法人教職員支援機構は、国が行うべき研修として、各地域の中心的な役割を担うリーダーのための学校経営研修や各学校・地域の研修のマネジメントを推進する指導者養成研修等を実施している。また、都道府県教育委員会等の教師の任命権者が大学等と連携・協働して策定することとされている「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」に関する調査研究や専門的な助言等を行っている。

また、2022年12月19日に中央教育審議会において「[令和の日本型学校教育]を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について(答申)」が取りまとめられ、これを踏まえた取組を今後どのように進めるかについて、同日付で改革工程表(案)を作成・公表した。

(人事評価)

教職員の能力と実績を適正に評価し、評価結果が処遇に反映されるようにすることは、教職員全体への信頼性を高め、頑張る教職員を応援していく上で重要である。

2014年に「地方公務員法」(昭和25年法律第261号)が改正され、2016年度から従来の勤務成績の評定に代わり、人事評価制度が導入された。従来の勤務評定では、評価項目が明示されない、上司から一方向の評価で結果を知らされない、人事管理への活用が十分でないなどの問題点が指摘されていた。人事評価制度においては、能力・業績の両面からの評価により実施され、評価基準の明示や自己申告、面談、評価結果の開示などの仕組みにより客観性等を確保しつつ、評価結果が人材育成や給与の決定などにも活用されることとなった。

文部科学省は、従来より教職員評価を活用した人事管理について指導しており、全ての教育委員会が法改正後の人事評価システムの運用・充実に取り組んでいるが、この法改正の趣旨にのっとり、人事評価制度を活用した人事管理が一層普及することが期待されている。

(学級編制と教職員配置)

義務標準法と「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」(昭和36年法律第188号)において、公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校における学級編制と教職員定数の標準が定められている。これにより、学習活動や学校生活の基本的な単位である学級の規模の適正化を図るとともに、教育活動を円滑に行うために必要な教職員を確保するための教育条件の整備を図っている。

2017年の義務標準法改正により、障害に応じた特別の指導(通級による指導)や日本語能力に課題のある児童生徒への指導のための教員定数の基礎定数化を図り、2017年度

から2026年度までの10年間で計画的に実施することとしている。また、2021年の改正により、小学校の学級編制の標準を40人から35人に学年進行で5年をかけて計画的に引き下げることとしている。2022年度においては、小学校3年生において35人学級を実施し、少人数によるきめ細かな指導体制の構築を図るほか、専門性の高い教科指導を行い教育の質の向上を図るとともに、教員の持ちコマ数の軽減など学校における働き方改革の進めるため、小学校高学年における教科担任制の推進を図った。

(学校における相談体制の充実)

第1章第2節2 (学校における相談体制の充実)を参照。

3 医療・保健関係専門職

厚生労働省は、臨床研修を行う分野・診療科として、小児科及び産婦人科を必修分野として位置付けている。また、募集定員20名以上の基幹型臨床研修病院が行う臨床研修では将来小児科医と産科医になることを希望する研修医を対象とした研修プログラムを必ず設けることとしている。また、保健師、助産師を含む看護職員の養成課程では、学校保健や地域母子保健、小児看護学等こどもや若者に対する支援を含む教育内容としている。

4 児童福祉に関する専門職

厚生労働省は、児童福祉施設や児童相談所、市町村などの体制を強化するため、児童福祉司や児童心理司、市町村職員などに対する研修の充実などを行っている。

特に、虐待を受けたこどもの保護等に携わる者の研修については、2016年の児童福祉法等の一部改正により、児童相談所の児童福

社司や市町村の要保護児童対策地域協議会の調整機関へ配置される専門職について研修が義務化された。また、児童相談所・市町村・児童福祉施設等の児童虐待問題へ対応する機関において指導的立場にある職員等に対して、実践的な知見技術の習得等を目的とした研修事業を「子どもの虹情報研修センター」（神奈川県横浜市）で実施してきたところであるが、児童虐待に対応する職員の専門性の更なる向上を図るため事業を拡充し、2019年度から、全国2か所目の研修拠点として「西日本子ども研修センターあかし」（兵庫県明石市）が研修授業を実施しており、国として必要な支援を行っている。こうした取組を通じて、専門人材に対する研修の一層の充実に取り組んでいる。

5 児童・思春期の心理関係専門職

厚生労働省は、児童・思春期精神保健に関する専門家が少ない現状を考慮し、医師や保健師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師等を対象に、児童・思春期における心の健康問題に対応できる専門家の養成研修を実施している。

法務省は、少年鑑別所等に勤務する法務技官（心理）に対し、心理査定や心理療法に関する専門的な知識や技術を付与するための研修体制を整備し、心理関係専門職としての計画的な養成を行っている。

6 少年補導や非行少年の処遇に関する専門職

（少年補導職員）

警察は、2022年4月1日時点で、非行少年の立ち直り支援や被害少年への支援などを行う、少年問題に関する専門組織である少年サポートセンターを全国に196か所設置するとともに、全国に約860人の少年補導職員を

配置している。少年補導職員は、少年相談、継続補導、被害少年の支援などの専門的・継続的な活動を行っており、時代に応じて変化する少年の問題に的確に対応できるよう、都道府県単位あるいは全国規模で研修を行うなど必要な知識の修得に努めている。

（少年院の法務教官）

法務省は、少年院在院者の矯正教育に当たる少年院の法務教官に対して、職務に必要な行動諸科学などに関する専門的な知識と技術を付与するための研修体制を整備している。また、日々の事例を通しての研究会を頻繁に行うなど、非行少年の処遇に関する指導力の向上を図っている。

（少年鑑別所の法務教官）

法務省は、少年鑑別所在者者の観護処遇に当たる少年鑑別所の法務教官に対して、在所者に対する健全な社会生活を営むために必要な知識及び能力を向上させるための支援を始めとした各種場面において、有効に活用し得る処遇技法を体系的に付与するための研修を実施するとともに、これら研修のより一層の充実を図っている。

（保護観察官）

法務省は、非行少年の社会での立ち直りや非行の予防等を担当している地方更生保護委員会事務局と保護観察所の保護観察官に対して、家族関係の不和や社会性が不十分であること等、それぞれの非行少年が抱える問題を踏まえた効果的な処遇ができるよう、その能力を向上させるための研修を実施している。

第4節

情報通信技術を活用した担い手の支援

1 チャイルド・ユース・テックの推進

厚生労働省では、児童相談所におけるAIを活用した緊急性の判断に資する全国統一のツールについて、2021年度に仕様書の作成及び要件定義書の策定を行っており、2022年度から設計開発を開始している。

2 オンラインによる研修等

内閣府では、2021年度、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、こども・若者の育成支援の担い手に対する研修を全てオンライン化した。

全国から参加した受講生からは、「移動時間がなくて済むので効率的」、「(コロナ禍でも中止せず) オンラインで実施してもらえてありがたかった」など、肯定的な意見が多く聞かれた一方で、「長時間画面に集中していると疲れやすい」、「研修生同士や講師との関係性は深めにくい」など、課題についても指摘がなされた。2022年度においても、これらコロナ禍における成果や課題を踏まえ、各種研修、会議等がより参加しやすく、かつ効果的なものとなるよう、オンラインと対面の最適な組合せやファシリテーションの改善等を図った。

施策の推進体制等

第1節 こども・若者に関する実態等の把握、知見の集積と共有

社会全体でこども・若者育成支援のための取組が適切に推進されるようにするためには、こどもや若者の実態や意識を把握し、広く国民の間で事実認識を共有することが重要である。

内閣府は、こどもや若者に関する調査研究を実施しており、これまでの調査研究の結果については、広く国民の間で積極的に活用さ

れるようホームページなどで公開している。

厚生労働省は、厚生労働科学研究費補助金により、こども・若者やその保護者に関する調査研究を推進している。

法務省の法務総合研究所は、2021・2022年度に、非行少年の生育環境に関する調査研究を実施した。

第2節 広報啓発等

1 広報啓発・情報提供等

(子供・若者育成支援推進強調月間)

内閣府は、2021年4月に子ども・若者育成支援推進本部において決定された子供・若者育成支援推進大綱に基づき、こども・若者の育成支援を国民運動として総合的に展開する契機とするため、毎年11月を「子供・若者育成支援推進強調月間」²¹⁰と定め、関係府省、地方公共団体、関係団体とともに、諸事業、諸活動を集中的に実施している。

(子供と家族・若者応援団表彰、未来をつくる若者・オブ・ザ・イヤー等)

内閣府は、こどもや若者を育成支援する活動などにおいて顕著な功績があった個人、団

体、企業に対し「子供と家族・若者応援団表彰」を、社会貢献活動において顕著な功績があった青少年（団体を含む。）に対し「未来をつくる若者・オブ・ザ・イヤー」を実施している。また、こどもや若者を育成支援する優れた活動などを広く社会に紹介する「子供と家族・若者応援団活動事例紹介事業」を実施している。「未来をつくる若者・オブ・ザ・イヤー」は、2014年度まで「社会貢献青少年表彰（内閣府特命担当大臣表彰）」として実施していたが、2016年2月に決定した子供・若者育成支援推進大綱に基づき、内閣総理大臣表彰等として創設したものである。2022年度には、

- ・「子供と家族・若者応援団表彰」（子供・若者育成支援部門）では、内閣総理大臣表彰として2団体を、内閣府特命担当大臣表彰として6団体をそれぞれ表彰。
- ・「未来をつくる若者・オブ・ザ・イヤー」

210 「全国青少年健全育成強調月間」等の前身があり、1978年度より毎年11月を強調月間として実施している。

では内閣総理大臣表彰として1団体を、内閣府特命担当大臣表彰として5団体をそれぞれ表彰。

- ・「子供と家族・若者応援団活動事例紹介事業」（子供・若者育成支援部門）では、1社、4団体の活動を紹介。

（青少年の非行・被害防止全国強調月間）

内閣府では、学校が夏季休業に入る毎年7月を「青少年の非行・被害防止全国強調月間」として定め、幅広い関係府省庁の参加と関係団体の協力・協賛を得て、青少年の非行・被害防止について国民の意識の高揚を図るため、広報啓発などの活動を集中的に実施している。2022年度は、以下の最重点課題1項目、重点課題5項目を掲げ、各種取組を推進した。

- 最重点課題 ペアレンタルコントロール等によるインターネット利用に係る子供の犯罪被害等の防止
- 重点課題1 有害環境への適切な対応
- 重点課題2 薬物乱用対策の推進
- 重点課題3 不良行為及び初発型非行（犯罪）等の防止
- 重点課題4 再非行（犯罪）の防止
- 重点課題5 重大ないじめ・暴力行為等の問題行動への対応

月間中は、関係府省庁や地方公共団体等において、広報啓発や有害環境浄化活動等が行われた。

内閣府では、「インターネット利用に係る犯罪被害等から子供を守るために～大人ができること～」をテーマとする「青少年の非行・被害防止対策リモート講演会・座談会」を開催し、収録した動画を内閣府ホームページに掲載した（第2章第3節2（こども・若者の福祉を害する犯罪対策）「ア こどもの性被害問題」を参照。）。

（児童虐待防止推進月間）

2004年から、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図っている。厚生労働省では、月間中、関係府省庁や地方公共団体、関係団体等と連携した集中的な広報啓発活動を実施している。2022年度は、「[もしかして?] ためらわないで 189（いちはやく）」を月間標語として決定し、ホームページ等各種広報に活用したほか、「子どもの虐待防止推進全国フォーラム with かがわ」の開催（2022年11月20日）、体罰によらない子育ての動画やWEB記事等により、児童虐待は社会全体で解決すべき問題であることの周知・啓発を実施した。また、児童虐待防止の啓発を図ることを目的に民間団体（認定NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク）が中心となって実施している「オレンジリボン運動」を後援している。さらに、2019年6月には児童福祉法等改正法の中で親権者による体罰の禁止が明記されたことを受け、体罰等によらない子育てを広げるため、パンフレットの配布や啓発用動画の配信等を通じ、普及啓発に取り組んでいる。

（“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～）

法務省は、犯罪や非行のない明るい社会を実現するため、1951年から、“社会を明るくする運動”を主唱し、毎年7月を強調月間として、全国各地で世論の啓発、社会環境の改善、犯罪の予防を目的とする地域住民の活動の促進などに努めている。この運動の実施に当たっては、保護司会、更生保護女性会、BBS会を始めとする民間協力組織や地方公共団体を始めとする関係機関・団体の約3万団体の協力を得て、地域における更生保護への理解促進と犯罪予防のための広報啓発活動の強化に努めている。強調月間中は、全国各地

で、犯罪予防活動、子育て相談活動、地域で非行問題や非行に陥った少年の立ち直り支援を話し合うシンポジウム、ミニ集会活動、各種広報活動のほか、ワークショップ、親子ふれあい行事といったこどもの主体的参加を得た行事が積極的に実施されている。2022年に第72回を迎えた本運動では、参加する全ての国民に対して、運動の趣旨や参加の在り方をより分かりやすく示すため、運動の実施要綱の「この運動において力を入れて取り組むこと」において掲げられた取組について、身近な関わりの方の方法の例を具体的に挙げた。運動をより身近に感じられるような親しみやすい動画を制作したほか、例年のような街頭イベント等接触型の広報活動が各地で再開されたことから、各地の取組についてSNSを中心に広く周知した。なお、次代を担う小学生・中学生を対象に、1993年の第43回から実施している「“社会を明るくする運動”作文コンテスト」では、小学校・中学校合わせて約9千校から約32万点の応募があった。

(人権に関する啓発活動)

法務省の人権擁護機関では、「こどもの人権を守ろう」を人権啓発活動の強調事項として掲げ、児童虐待、いじめ、児童の権利に関する条約等のこどもの人権に関する啓発冊子の配布等に加え、「全国中学生人権作文コンテスト」などの各種人権啓発活動を実施している。また、小学生や中学生等を対象として、こどもたちが思いやりの心や生命の尊さを体得すること等を目的とした「人権教室」や「人権の花運動」といった人権啓発活動を実施している。

(国民運動としての「食育」の推進)

食育基本法の趣旨から、こどもたちに対す

る食育が重要であるとの認識の下、食育推進基本計画に基づき、家庭、学校、保育所、地域等において、国民的広がりを持つ運動として食育を推進している。「第4次食育推進基本計画」では、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施し、食育の国民への浸透を図るため、毎年6月を「食育月間」と定めており、農林水産省では、毎年度「消費者の部屋」で食育に関する普及啓発を行うとともに、2022年6月には愛知県において「第17回食育推進全国大会inあいち」を開催するなど、食育に関する国民の理解促進を図った。

また、ボランティア活動、教育活動又は農林漁業、食品製造・販売等その他の事業活動を通じて食育を推進する優れた取組を対象として「第6回食育活動表彰」を行い、受賞団体の事例集及び動画を作成し、農林水産省ホームページで紹介した。

(こどもや若者向けの情報提供)

各府省は、キッズページなどを活用し、各種の情報がこどもや若者に届きやすく、かつ、分かりやすいものとなるよう努めている。政府広報オンラインでは、各府省のキッズページなどを「キッズページリンク集」²¹¹として公開している。

2 保護者を含む大人に対する啓発

警察は、社会全体でこども・若者を見守る社会機運の醸成を図り、その健全な育成を支援するため、PTA団体や地方公共団体、企業等に対して地域の非行情勢や非行要因等について、幅広く情報発信を行っている。また、少年警察ボランティアなどの協力の下、通学時などの声掛け・あいさつ運動、職場体験やスポーツ活動を通じて大人とのふれあい

211 キッズページリンク集（政府広報オンライン）
< <https://www.gov-online.go.jp/kids/> >

の機会を提供するなど、少年が地域に受け入れられ、身の回りに常に自分のことを気にかけている「大人の目」があることを実感できる取組を推進し、少年の規範意識の向上を図っている。さらには、少年とその保護者が参加できる非行防止教室や親子カウンセリングを開催するなどしている。

3 家族や地域の大切さ等についての理解促進

内閣府は、2007年度から、11月の第3日曜日を「家族の日」、その前後1週間を「家族の週間」と定めて、この期間を中心に、関係府省や地方公共団体、関係団体と連携して、様々な啓発活動を展開し、家族や地域の大切さ等について理解の促進を図った。2022年度は、フォーラムの開催や写真コンクールを通じて普及・啓発活動を実施していた。フォーラムについては、より多くの国民にフォーラムをきっかけに、家族や地域について考え、家族や地域とのコミュニケーションを深めてもらえるよう、オンラインにより開催し、家族で一緒に楽しめる様々なコンテンツ動画を配信した。

作品写真コンクールについては、子育てを支える家族や地域の大切さに関する作品を公募し、心温まる作品を表彰した。2022年度は、「家族の絆」及び「地域の絆」をテーマとする「写真」を募集したところ、1,429作品の応募があり、厳正な審査を経て受賞者を決定した。

第3節 国際的な連携・協力

1 国際機関等における取組への協力

我が国は、「児童の権利に関する条約」²¹²、同条約を補完する「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」と「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」のそれぞれの締約国となっている。締約国は、同条約の実施状況や同選択議定書の規定の実施のためにとった措置につき、専門家で構成される児童の権利委員会に定期的に報告するよう求められている。我が国は、同条約の第4回・第5回政府報告を2017年に提出し、2019年1月にスイスのジュネーブにおいて行われた同政府報告に関する同委員会の審査に出席した。2019年2月、同委員会の総括所見が公表されている。政府は、この総括所見の趣旨を踏まえつつ、「児童の権利に関する条約」と二つの選択議定書の実施の確保に努めている。

2020年11月に国連本部で開催された第18回児童の権利条約締約国会合において、児童の権利委員会委員選挙が行われ、現職の日本人委員が再選された。同委員は2021年5月から2年間、児童の権利委員会委員長を務めた。

また、我が国は、2018年以降、「子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ」(GPeVAC)に参加し、子どもに対する暴力の撲滅に向けて取り組む「パスファインディング国」として、GPeVACの活動に積極的に関与している。その一環として、2021

年8月、虐待、性的搾取等・性暴力、いじめ、体罰等の分野における取組を幅広く取りまとめた「子どもに対する暴力撲滅行動計画」²¹³を策定した。また、「子どもに対する暴力撲滅基金」への拠出を通じたアフリカ諸国における子どもに対する暴力撲滅を支援している。

さらに、我が国は、国際労働機関(ILO)で採択された「就業が認められるための最低年齢に関する条約(第138号条約)」²¹⁴と「最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約(第182号条約)」²¹⁵の締約国となっている。

また、ILOへの拠出を通じ、2019年度から、アジア地域における児童労働撲滅のため、労働基準監督の実施や運用体制の改善、労使間における社会対話に向けた支援、2020年度からアジア地域における若者等の社会的に脆弱な状態にある労働者の社会的保護の実現のため、保護政策に関する検討、職業訓練実施等による雇用促進等の支援を行っている。

政府では、これらの取組を通じ、児童労働撲滅を始め、子どもや若者たちの置かれた状況の改善や権利の保護のための国際的な取組に貢献している。

2 情報の収集・発信

国連等の場において、我が国の子ども・若者育成支援に関する国内施策について、国際社会に向けた情報の発信を行っている。2016

212 18歳未満を「児童」と定義し、国際人権規約において定められている権利を児童について敷衍し、児童の人権の尊重・確保の観点から詳細かつ具体的な事項を規定したものの。1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効。我が国は1994年に批准。

213 https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_000564.html

214 児童労働の実効的な廃止を確保する観点から、就業が認められるための最低年齢などを定めるもの。1973年の第58回ILO総会で採択され、1976年に発効。我が国は2000年に批准。

215 最悪の形態の児童労働の禁止と撤廃に向けた即時かつ効果的な措置を取ること等について定めるもの。1999年の第87回ILO総会で採択され、2000年に発効。我が国は2001年に批准。

年12月にインドネシアで開催された第16回 ILOアジア太平洋地域会議において、子育て支援等に関する我が国の政策について、情報発信を行った。

第4節 施策の推進等

1 こども・若者の意見の反映

子ども・若者育成支援施策や、世代間合意が不可欠である分野の施策については、その形成過程において、こども・若者の意見を積極的かつ適切に反映していくことが重要である。

内閣府では、こども・若者の意見を施策に反映していくため、こども・若者育成支援推進のための有識者会議の構成員に若者世代の者を加えるとともに、中学生以上30歳未満のこども・若者を「ユース政策モニター」として全国から公募し、特定の政策課題に対する意見について、インターネットを通じた意見募集や、同モニターのうちの希望者と関係府省の施策担当者による直接参加型の意見交換を推進している。

2022年度は、1,575名のユース政策モニターに対し、関係府省の協力の下、「法曹の仕事に関する情報発信について」、「若年層の孤独・孤立をどう防ぐか」、「ジュニア版子供・若者白書について」、「こども政策について」、「こども・若者に関する政策の充実に向けて」及び「どんな学校になってほしい？みんなで考えよう！～次期教育振興基本計画策定に向けて～」の6件についてインターネットを通じた意見募集を行い、こども・若者から延べ3,259件の意見を得て、施策の推進等の参考とした。

また、「ジュニア版子供・若者白書について」、「結婚・子育てについて」、「①こどもの居場所」「②こどもから意見を聴く方法」について」及び「どんな学校になってほしい？みんなで考えよう！～次期教育振興基本計画策定に向けて～」について、オンラインにて各省及び内閣府の職員とこども・若者が意見交換を行うユースラウンドテーブルを開催した。こども・若者延べ90名が参加し、グループごとにまとめたアイデアを発表し

あった。

内閣官房では、こども家庭庁の設置を待たず、政策決定過程におけるこどもの意見聴取とその反映及びこどもや若者の参画に関し、調査研究を実施した。本調査研究においては、地方公共団体の先進事例や諸外国の取組についての情報収集、有識者ヒアリング、モデル事業を実施するとともに、有識者からなる検討委員会を開催した。調査研究報告書では、「こどもや若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明と自己決定の主体、いわば権利の主体である。こどもや若者を「将来を担う」というだけの存在ではなく、「いまを生きる市民」として捉え、その意見を聴きながらともに社会を創るパートナーなのだ」という意識を広く共有することが重要である。」とされている。本調査研究結果を受けて、2023年度より実施するこども・若者意見反映推進事業（通称「こども若者★いけんぷらす」）の枠組みの構築を行った。

2 国の関係機関等の連携・協働の促進

子ども・若者育成支援推進本部は、2010年4月に施行された子ども・若者育成支援推進法により、こども・若者育成支援のための施策を総合的に推進するために設置され、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚により構成されている。同本部の所掌事務は、子供・若者育成支援推進大綱の作成及びその実施の推進、こども・若者育成支援に関する重要事項の審議等である。

内閣府においては、地方公共団体との間で緊密な連携・協力を図るため、こども家庭庁の設立準備に伴い開催された全国こども政策主管課長会議にて、国の施策等の周知を行った。

3

地域における取組の推進

内閣府においては、こども・若者育成支援に係る関係者の参加を得て、「子供・若者育成支援のための地域連携推進事業」を実施し、様々な主体による先進的な活動について情報共有等を図った（第5章第3節1を参照）。

第4部
子どもの貧困対策の実施状況

重点施策

第1節 教育支援

1 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上

(幼児教育・保育の無償化)

・ 幼児教育・保育の無償化の実施

全てのこどもに質の高い幼児教育を受ける機会を保障するため、幼児教育の無償化に向けた取組（保育料負担の減額措置）を段階的に実施してきた。

「新しい経済政策パッケージ」及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」に基づき、3歳から5歳までのこども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもについての幼稚園、保育所、認定こども園等の費用の無償化を着実に実施した。

(幼児教育・保育の質の向上)

ア 幼児教育推進体制の充実・活用強化事業

地方公共団体において、公私立幼稚園・保育所・認定こども園に対して一体的に域内全体の幼児教育の質の向上を図るため、幼児教育センターの設置等、幼児教育推進体制を構築している都道府県及び市町村を対象に、幼児教育アドバイザーの配置及びそれらを活用した研修支援、幼小接続の推進等に必要費用の一部を補助する「幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業」を実施した。（事業実施自治体数：55）

イ 地域における家庭教育支援基盤構築事業

地域において、保護者が安心して家庭教育

を行うことができるよう、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等が地域の実情に応じて行う家庭教育支援に関する取組（保護者に対する学習機会や情報の提供、相談対応等）を推進するため補助事業等を実施した。（2022年度「家庭教育支援チーム」数：1,031）

ウ 家庭教育支援推進事業

地域における家庭教育支援の取組の効果的な実施に向けて、家庭教育に関する調査研究の実施・家庭教育支援研究協議会を開催した。

エ 保育士等処遇改善臨時特例交付金

2022年2月から実施している新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く保育士等の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提とする、収入を3%程度（月額9千円）引き上げるための措置について、2022年10月以降は公定価格において措置を講じた。

2 地域に開かれたこどもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築

(スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等)

ア スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置拡充

貧困など様々な課題を抱える児童生徒への

支援の充実に向け、スクールカウンセラーについては全公立小中学校（27,500校）への配置に要する予算に加え、貧困対策のための重点配置（1,900校）に要する予算、スクールソーシャルワーカーについては全中学校区（10,000校区）への配置に要する予算に加え、貧困対策のための重点配置（2,900校）に要する予算、配置時間の充実にための予算を拡充する等、教育相談体制の更なる充実に努めた。

イ 地域における家庭教育支援基盤構築事業（再掲）

第1章第1節1（幼児教育・保育の質の向上）「イ 地域における家庭教育支援基盤構築事業」を参照。

ウ 家庭教育支援推進事業（再掲）

第1章第1節1（幼児教育・保育の質の向上）「ウ 家庭教育支援推進事業」を参照。

（学校教育による学力保障）

ア 貧困等に起因する学力課題の解消のための教員定数の加配措置

家庭環境等に左右されず、学校に通うこどもの学力が保障されるよう、少人数の習熟度別指導や、放課後補習などの取組を行うため、教職員等の指導体制を充実し、きめ細かな指導を推進した。

イ 補習等のための指導員等派遣事業

児童生徒一人一人に合ったきめ細かな対応を実現するため、学校教育活動を支援する人材等の配置を支援した。

ウ スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置拡充（再掲）

第1章第1節2（スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等）「ア スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置拡充」を参照。

エ こどもの貧困問題に関する教職員研修等の開設促進

各都道府県教育委員会等に対し、「子供の貧困対策に関する大綱」における関連記載を周知し、教職員研修の充実に努めるよう通知した。また、国が実施する会議や研修において、国が行うこどもの貧困対策等について周知した。

免許状更新講習の認定申請等に係る通知において、講習開設者（大学や教育委員会等）に対し、こどもの貧困問題に関する講習開設の検討を依頼した。

3 高等学校等における修学継続のための支援

（高校中退の予防のための取組）

ア スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置拡充（再掲）

第1章第1節2（スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等）「ア スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置拡充」を参照。

イ 将来の在り方・生き方を主体的に考えられる若者を育むキャリア教育推進事業

学校と地域社会・産業界との連携を深め、学校における体験的な学習を促進し、発達段階に応じた体系的なキャリア教育を推進した。

2022年度は、小学校・中学校・高等学校等における起業体験推進事業において、起業体験を行うモデルを構築するとともに、「キャリア教育推進連携シンポジウム」を開催し、優れた取組を表彰した。

ウ 地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業

「キャリアプランニングスーパーバイザー」を配置する都道府県・市町村を支援し、小学校・中学校・高等学校等における地元企業等

と連携した職場体験やインターンシップ及び地元への愛着を深めるキャリア教育を推進した。(2022年度実績：5自治体、21人)

エ 補習等のための指導員等派遣事業(再掲)

第1章第1節2 (学校教育による学力保障)「イ 補習等のための指導員等派遣事業」を参照。

(高校中退後の支援)

ア 高校中退者等に対する学習相談・学習支援の促進

高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるため、学習相談及び学習支援、就労支援を実施する地方公共団体の取組を支援する補助事業を6自治体が活用し、取組を実施した。

イ 学び直しへの支援

高等学校等を中途退学した後、再び高等学校等で学び直す者に対して、都道府県が、就学支援金の支給期間の経過後も、卒業までの間(最長2年)、継続して授業料に係る支援金を支給する場合に、国が都道府県に対して所要額を補助した。前年度に引き続き、高校中退者の学び直し支援については、着実に実施されるよう努めた。

4 大学等進学に対する教育機会の提供

(高等教育の修学支援)

ア 高等教育の修学支援(無利子奨学金の充実)

無利子奨学金について、意欲のある学生等が経済的理由により進学を断念することがないよう、貸与基準を満たす希望者全員に対する貸与を着実に実施。2022年度においては、約46.7万人に貸与を行った。

イ 高等教育の修学支援(授業料等減免・給付型奨学金)

大学等における修学の支援に関する法律に基づき、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう、高等教育の修学支援(授業料等減免、給付型奨学金)を着実に実施(内閣府計上)。2022年度においては、約33.7万人に支援を実施した。

ウ 学生のための宿舎整備

多様な財源を活用した宿舎整備については、各国立大学法人等を対象とした説明会で情報提供を行った。

エ 沖縄独自の給付型奨学金

沖縄のこどもたちが家庭の経済状況にかかわらず進学を得られるようにするとともに、沖縄経済を担う産業分野の人材育成にも資するよう、主として観光や情報通信分野の専門学校に進学した場合に経済的支援を行う沖縄独自の給付型奨学金を実施した。

5 特に配慮を要するこどもへの支援

(児童養護施設等のこどもへの学習・進学支援)

・ 児童養護施設等で暮らすこどもへの学習支援

こどもの貧困対策の観点から、養育環境等により、十分な学習機会が確保されてこなかった児童養護施設等入所児童に対し、標準的な学力を備えさせ、退所後の自立支援のため学習支援の充実を図った。2022年度予算において、修学旅行等の費用の支弁対象となっていなかった自立援助ホームを対象に含めることとするほか、携帯電話等を高等学校におけるオンライン授業やオンラインを活用した課題提出等に使用する目的をもって所持するのであれば、教育にかかる費用として支

弁することを可能とした。

(特別支援教育に関する支援の充実)

・ 特別支援教育就学奨励費

特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等への就学の充実を図るため、障害のある児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行い、もってこれらの学校への就学を奨励するとともに特別支援教育の振興を図った。

(外国人児童生徒等への支援)

ア 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業

帰国・外国人児童生徒等の受入れから卒業後の進路までの一貫した指導・支援体制を構築するため、帰国・外国人児童生徒等の公立学校への受入促進、日本語と教科の統合指導や生活指導等を含めた総合的・多面的な指導の充実、指導・支援体制の整備、親子日本語教室の開設、就学前の幼児への支援、多言語翻訳システム等ICTの活用の促進、外国人高校生等に対するキャリア教育を始めとした支援の充実等に係る取組等を支援した。(2022年度実施地域数：63)

イ 外国人の子供の就学促進事業

生活・家庭環境、国籍・言語など多様な背景・事情から、就学に課題を抱える外国人のこどもの就学を促進するため、自治体が行う学校外における日本語指導や教科指導等の取組を支援した。(2022年度実施地域数：27)

6 教育費負担の軽減

(義務教育段階の就学支援の充実)

・ 要保護児童生徒に対する就学援助

義務教育の円滑な実施に資することを目的

として、「生活保護法」(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者等に対し、修学旅行費等必要な援助を行った。

前年度に引き続き、就学援助については、国庫補助事業を適切に実施するとともに、新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施を含む、就学援助の実施状況等を調査した。

さらに、「就学援助ポータルサイト」において、2022年度に実施した調査の集計結果等を公表するとともに、通知や会議等により、就学援助の適切な運用、きめ細かな広報等の取組を促した。

(高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減)

ア 高等学校等就学支援金交付金等

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料に充てるために「高等学校等就学支援金」を支給した。

また、2020年度より、私立高等学校等に通う年収590万円未満の世帯の生徒を対象として、支給上限額を年額39万6,000円まで引き上げ、私立高等学校授業料の実質無償化を実現した。

イ 私立高等学校等の授業料減免

経済的理由から授業料の納付が困難となった児童生徒に対し授業料軽減を行った私立高等学校等に対して都道府県が助成を行う場合、国から都道府県に一部補助を行った。

ウ 高校生等奨学給付金

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、「高校生等奨学給付金」により支援を行った。また、2022年度には、非課税世帯における給付額の増額を図った。

エ その他の高校生等への修学支援

高校中退者の学び直し支援や保護者の失職

等による家計急変世帯の生徒への支援、海外の日本人高校生への支援、高等学校等の専攻科の生徒への修学支援を行った。

(生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減)

ア 生活福祉資金貸付制度

都道府県社会福祉協議会が実施主体となり、低所得者等に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行った。

イ 生活保護制度における高等学校等就学費

高等学校等を卒業することが自立助長に効果的である場合において、入学検査料、入学金、授業料、教材費、クラブ活動費等に係る費用について支給した。

また、2020年5月より、学校教育においてオンライン学習に必要な場合には、そのための通信費を実費で支給することとしている。

ウ 生活保護受給世帯のこどもの大学等への進学支援

生活保護受給世帯のこどもの大学等への進学を支援するため、新生活立ち上げ費用として進学準備給付金を支給した。

また、生活保護受給世帯の高校生の就労収入のうち、本人の高等学校卒業後の大学等に就学するために必要な経費に充てられる場合については、収入として認定しない取扱いとする他、生活保護受給世帯のこどもが、世帯分離要件を満たし、自宅から大学等に就学する場合に、生活保護受給世帯から分離した上で、出身世帯の住宅扶助費の減額をしないこととした。

エ 生活保護制度による教育扶助

生活保護法第13条に基づき、小学生・中学生のいる生活保護受給世帯に以下を支給した。

- ①義務教育に伴って必要な教科書その他の学用品
- ②義務教育に伴って必要な通学用品

③学校給食その他義務教育に伴って必要なもの
また、2020年5月より、学校教育においてオンライン学習に必要な場合には、そのための通信費を実費で支給することとしている。

オ 生活保護受給世帯に対する家計改善支援

大学等への進学を予定しているこどもがいる世帯等に対し、家計の安定を図るための相談支援を実施した。(実施自治体数：82/906)

(ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減)

ア 母子父子寡婦福祉資金の貸付け

ひとり親家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて、その扶養している児童の福祉を増進することを目的として、こどもの修学等に必要な資金の貸付けを行う母子父子寡婦福祉資金貸付金による経済的支援を行った。

イ ひとり親家庭の高等学校卒業程度認定試験の合格支援

高等学校卒業程度認定試験のための講座の受講費用の一部を講座の受講開始時、講座修了時及び試験合格時に支給した。

7

地域における学習支援等

(地域学校協働活動における学習支援等)

・ 地域と学校の連携・協働体制構築事業

「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた基盤となる体制を構築するために、地域学校協働活動とコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)を一体的に推進するとともに、地域における学習支援や体験活動などの取組を支援した。2022年度時点で、8,909の地域学校協働本部が整備されている。

(生活困窮世帯等への学習支援)

ア 生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもへの学習・生活支援

生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援や居場所づくり、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等を行った。(実施自治体数：596/906)

イ こどもの生活・学習支援事業

ひとり親家庭の子どもに対し、放課後児童クラブ等の終了後に、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行い、ひとり親家庭のこどもの生活の向上を図った。

8

その他の教育支援

(学生支援ネットワークの構築)

・ 学生支援ネットワークの構築についての周知・啓発

学生支援担当の教職員が出席する会議等様々な機会を通じて、悩みを抱える学生の支援のため、学生相談室、カウンセラー、保健管理センター、指導教員、学生支援担当部署等の連携体制の構築や、ピアサポートの仕組みを活用した好事例等を周知し、各大学等における取組を促進した。

また、独立行政法人日本学生支援機構において、学生支援に関する喫緊の課題をテーマとして、具体的な問題事例や課題解決に向けた好事例の紹介等を行うセミナーを実施し、学生支援の充実を図った。

(夜間中学の設置促進・充実)

・ 夜間中学の設置促進・充実

夜間中学は、義務教育未修了者等の就学機会の確保に重要な役割を果たしている。

このことから、2016年12月に成立した教育機会確保法及び教育振興基本計画等を踏まえ、①夜間中学新設準備・運営補助、②夜間中学における教育活動充実等により、就学機会の提供を推進した。(2023年4月に4校新設され、2023年4月時点で、11都道府県・12指定都市に44校設置。)

(学校給食を通じたこどもの食事・栄養状態の確保)

ア 生活保護制度による教育扶助(再掲)

第1章第1節6 (生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減)「エ 生活保護制度による教育扶助」を参照。

イ 就学援助制度による学校給食費の補助

義務教育の円滑な実施に資することを目的として生活保護法第6条第2項に規定する要保護者等に対し、学校給食費の援助を実施した。

ウ 学校給食・食育総合推進事業

学校給食を通して、食品ロスの削減、地産地消の推進、伝統的な食文化の継承といった課題の解決に資することを目的とした事業を実施した。また、栄養教諭を中核として家庭を巻き込んだ取組を推進し、こどもの日常生活の基盤である家庭における食に関する理解を深めることにより、こどもの食に関する自己管理能力の育成を図った。

(多様な体験活動の機会の提供)

ア 青少年の体験活動推進企業表彰

社会貢献活動の一環として青少年を対象に優れた取組を行う企業を表彰し、その取組を全国的に広く紹介することを通して、企業の青少年に対する体験活動事業への積極的な参画を促した。2022年度は、55件のエントリーがあり、28件を表彰した。

イ 独立行政法人国立青少年教育振興機構 青少年の「自立する」力応援プロジェクト

2022年度は、ひとり親家庭や児童養護施設など、困難な環境にあるこどもを対象に、規則正しい生活習慣や自立する力を身に付けるために「生活・自立支援キャンプ」を46事業実施し、1,357人が参加した。

また、「子どもゆめ基金」助成事業において、経済的に困難な状況にあるこどもを対象とした体験活動を行う民間団体に対して、通常は助成対象外とされている経費を助成対象とすることで、参加するこどもの経済的負担が軽減されるよう措置を講じ、97件の活動を支援した。

ウ 地域と学校の連携・協働体制構築事業 (再掲)

第1章第1節7（地域学校協働活動における学習支援等）「地域と学校の連携・協働体制構築事業」を参照。

エ 青年国際交流事業における参加費免除制度の実施

「世界青年の船」事業において、経済的理由により参加費の納付が困難な者に対し参加費の免除申請制度を設けている。2022年度はオンライン交流及び対面交流によるハイブリッド方式において事業を実施しており、対面交流に係る参加費（研修費、国内旅行保険加入費）について免除申請を受け付け、6名から申請があった。審査の結果、5名を参加費免除者として決定した（なお、パソコン等情報通信機器や通信回線に係る費用等は参加者個人の負担としている。）。

第2節 生活の安定に資するための支援

1 親の妊娠・出産期、こどもの乳幼児期における支援

(妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援)

ア 相談窓口のワンストップ化の促進

母子・父子自立支援員に加え、新たに就業支援専門員を配置することで、相談窓口を強化し、ひとり親家庭に対して総合的・包括的な相談支援を実施した。

さらに、母子・父子自立支援員が、弁護士や臨床心理士等の専門職種のバックアップを受けながら相談支援を行える体制づくりに必要な費用の補助等を行い、相談支援体制の強化を図った。

イ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握、育児に関する不安や悩みの相談を行った。

ウ 産前・産後サポート事業、産後ケア事業等の実施

産後も安心して子育てができるよう、産後の母子等に対して心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施する「産後ケア事業」や「産前・産後サポート事業」の実施により、妊産婦等を支えるための総合的な支援体制を構築した。

2022年度においては、「産後ケア事業」を1,462市町村で実施するとともに、「産前・産後サポート事業」を753市町村で実施した。

エ 市町村相談体制整備事業

こどもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、こども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相

談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行う、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置を促進した。

オ 子育て世代包括支援センターの整備

利用者支援事業を活用し、「子育て世代包括支援センター」を設置・運営する場合の運営費を補助した。2022年度においては1,647市区町村、2,486か所で実施した。

カ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師や助産師、保育士が居宅を訪問し、養育に関する相談に応じ、指導や助言により養育が適切に行われるよう支援を行った。

キ 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する地域子育て支援拠点の設置を促進し、2022年度には7,970か所で実施した。

ク 妊婦健診

妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り安心して妊娠・出産が出来る体制の確保を図った(2013年度から14回程度の健康診査について一般財源化)。

ケ 産婦健診

産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化した。

2022年度においては1,171市町村を対象に助成を行った。

コ 多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業

多胎児を妊娠した場合に、単胎の場合より追加で生じる妊婦健康診査の費用の補助を行

うことで多胎妊婦の負担軽減を図った。(2022年度実施自治体数：482)

サ 乳幼児健診

1歳6か月児及び3歳児等に対して、健康診査を行うことにより、乳幼児の健康の保持増進を図った(2005年度に一般財源化)。

(特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援)

ア 性と健康の相談センター事業

思春期、妊娠、出産等の各ライフステージに応じた相談を実施するほか、特定妊婦等に対する産科受診等支援の実施や、予期せぬ妊娠等により悩みや不安を抱えた若年妊婦等が、身近な地域で必要な支援を受けられるようSNSやアウトリーチによる相談支援、緊急一時的な居場所確保を行った。(2022年度実施自治体数：90都道府県、指定都市及び中核市)

イ 相談支援事業

ひとり親家庭等に対して、育児や家事、健康管理等の生活一般に係る相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援策の情報提供等を実施した。

ウ 市町村相談体制整備事業(再掲)

第1章第2節1(妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援)「エ 市町村相談体制整備事業」を参照。

エ 要保護児童対策地域協議会機能強化事業

要保護児童対策地域協議会の調整機関の専門職が義務研修を受講する間の代替職員の配置や支援内容のアドバイス等を行う虐待対応強化支援員又は心理担当職員の配置に要する費用の補助を行った。

オ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、要保護児童対策調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施した。

カ 養育支援訪問事業(再掲)

第1章第2節1(妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援)「カ 養育支援訪問事業」を参照。

キ 支援対象児童等見守り強化事業

こども食堂等の支援を行う民間団体等が、支援を必要とするこども等の居宅を訪問するなどして、状況の把握や食事の提供等を通じた見守り体制の強化を図った。

ク 乳児院等多機能化推進事業

乳児院等に育児指導を行う者を配置し、保護者等に対して育児指導を行うほか、医療機関や母子生活支援施設等にコーディネーターを配置し、特定妊婦等に対する相談支援等を行う事業の費用を補助した。

ケ 婦人保護事業

困難な問題を抱える女性に対し、相談・保護を実施した。

2

保護者の生活支援

(保護者の自立支援)

ア 生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者の自立に向けた包括的かつ継続的な相談体制を構築した。(実施自治体数：906/906)

イ 生活困窮者就労準備支援事業

生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者のうち、就労に向けた準備が必要な者を対象に、一般就労に向けた支援を行った。(実

施自治体数：695／906)

ウ 被保護者就労準備支援事業

生活保護受給者のうち、就労に向けた複合的な問題を抱え、直ちに就職することが困難な者を対象として、一般就労に向けた支援を行った。(実施自治体数：350／906)

エ 生活困窮者家計改善支援事業

生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者に対する家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付けのあっせん等を行った。(実施自治体数：712／906)

オ 生活保護受給世帯に対する家計改善支援(再掲)

第1章第1節6 (生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減)「オ 生活保護受給世帯に対する家計改善支援」を参照。

カ 被保護者就労支援機能強化事業

新型コロナウイルス感染症の影響により生活保護受給を開始した者への就労支援体制の充実を図るため就労支援員の増員を行った。

キ 家計管理・生活支援講習会等事業

ひとり親家庭等を対象に、家計管理、こどものしつけ・育児や養育費の取得手続等に関する講習会の開催や個別相談を実施した。

ク ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子家庭、父子家庭及び寡婦が、家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員の派遣等により児童の世話等を行うことで、ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活することができる事業を実施した。

ケ 情報交換事業

ひとり親家庭等がお互いの悩みを打ち明けたり相談しあったりする場を設け、交流や情報交換を実施した。

(保育等の確保)

ア 「新子育て安心プラン」の推進

25歳から44歳の女性就業率の更なる上昇に対応するため、2020年12月に取りまとめた「新子育て安心プラン」に基づき、2021年度から2024年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備できるよう、①地域の特性に応じた支援、②魅力向上を通じた保育士の確保、③地域のあらゆる子育て資源の活用を柱とする各種施策を推進した。

イ 「新・放課後子ども総合プラン」の推進

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進め、放課後の適切な遊びや生活の場の提供、放課後の学習支援や体験機会の提供及び居場所づくりを実施した。

【参考】

「放課後児童クラブ」(2022年5月時点)

実施箇所数：26,683か所

登録児童数：1,392,158人

「放課後子供教室」(2022年11月時点)

実施箇所数：17,129教室

ウ 保育士等キャリアアップ研修

保育現場におけるリーダー的職員の育成に関する研修について、一定の水準を確保するため、研修の内容や研修の実施方法など、必要な事項を定めるガイドラインを策定し研修を実施した。

エ 指定保育士養成施設

指定保育士養成施設における養成課程において、こどもの貧困を始め、「社会福祉」及び「子ども家庭福祉」について履修することによる、こどもの貧困に関する保育士の理解増進に取り組んだ。

(保護者の育児負担の軽減)

ア 一時預かり事業

日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業を実施した。

2022年度予算においても引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大により、保育所等が休園となった場合の代替保育の受け皿の確保に向けて、「新型コロナウイルス感染症特例型」を実施し、在籍児童が他の保育所等で代替保育を利用する際の財政支援の特例措置を講じた。

そのほか、子育て家庭が必要な支援に適切につながるよう、「子育て支援対策臨時特例交付金」を活用し、所得等に応じた利用者負担軽減を行った際の減免相当額を支援する「一時預かり利用者負担軽減事業」を実施した。

また、「幼稚園型Ⅰ」においては保育体制充実加算の充実、「幼稚園型Ⅱ」においては新子育て安心プラン等を踏まえ、保育を必要とする2歳児の受入れに係る単価の充実及び0・1歳児の受入れに係る単価の創設等を行った。

イ 子育て短期支援事業

保護者の疾病その他の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、これらの子どもを児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等で一定期間、養育・保護を行う「短期入所生活援助（ショートステイ）事業」、「夜間養護等（トワイライトステイ）事業」を実施した。

3 こどもの生活支援

(生活困窮世帯等の子どもへの生活支援)

ア 生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもへの学習・生活支援（再掲）

第1章第1節7（生活困窮世帯等への学習支援）「ア 生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもへの学習・生活支援」を参照。

イ こどもの生活・学習支援事業（再掲）

第1章第1節7（生活困窮世帯等への学習支援）「イ こどもの生活・学習支援事業」を参照。

ウ ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業

困窮するひとり親家庭を始めとした要支援世帯の子ども等を対象に、食事や食品・食材、学用品、生活必需品の提供を行うこども食堂、こども宅食、フードパントリー等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援、物資支援等を行う民間団体（「中間支援法人」）を公募し、その取組に要する経費を助成することにより、こどもの貧困や孤独・孤立への緊急的な支援を行った。

(社会的養育が必要な子どもへの生活支援)

ア 里親養育包括支援（フォスタリング）事業

里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、こどもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）に至るまでの一貫した里親養育支援及び養子縁組に関する相談・支援を実施する事業等に要する費用を補助した。

イ 里親養育包括支援（フォスタリング）職員研修事業

包括的な里親養育支援体制の構築に向けて、児童相談所やNPO等の民間機関、乳児院・児童養護施設、里親会等の職員を対象とした研修事業を実施し、フォスタリング業務を担う職員の人材育成を進めた。

ウ 里親への委託前養育等支援事業

里親を対象として、里親委託のための調整期間における生活費や交通費等を支援し経済的な負担を軽減することで、こどもと里親の交流や関係調整を十分に行える環境を整備するとともに、里親等の各種研修への受講を支援することで、里親委託の推進を図った。

エ 里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業

里親制度や特別養子縁組制度等の普及促進を図るため、制度に対する社会的認知を高め、もってその推進に寄与するよう、様々な広告媒体を活用した広報啓発を行った。

オ 養子縁組民間あっせん機関助成事業

特別養子縁組等を行う民間あっせん機関における人材育成や相談・援助等の質の確保を図るため、養子縁組民間あっせん機関における体制整備や人材育成を進めるための研修の受講費用等を補助するとともに、養親希望者等の負担軽減に向けた支援の在り方を検証するためのモデル事業の実施に要する補助を行った。また、養親希望者の手数料負担を軽減するための補助を行い、養子縁組の更なる促進を図った。

カ 養子縁組民間あっせん機関職員研修事業

特別養子縁組等を行う民間あっせん機関において養子縁組あっせんの業務に従事する者には、実父母と養親希望者の事情を考慮し、児童の最善の利益を見通す専門性が求められることから、民間あっせん機関の職員が受講する研修事業を実施した。(研修参加者：156人)

キ 子どもの居場所支援整備事業・子どもの居場所支援臨時特例事業

不登校のこども等を含め、家庭や学校に居場所がない学齢期以降のこどもに対する居場所の整備に必要な整備費・改修費の支援を行うとともに、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供、こど

も・家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等のこどもの居場所に関する総合的な支援を実施した。

ク 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業

児童養護施設におけるケア単位の小規模化等を実施することにより、児童養護施設入所児童等の生活向上、児童相談所及び一時保護所における児童の心理的負担の軽減を図るための必要な環境改善を図った。

(食育の推進に関する支援)

ア 健やか親子21

母子保健に係る様々な取組を推進する国民運動計画である「健やか親子21」について、国民運動としてより効果的な取組を進めるための普及啓発を実施した。

イ こどもの生活・学習支援事業(再掲)

第1章第1節7 (生活困窮世帯等への学習支援)「イ こどもの生活・学習支援事業」を参照。

4 こどもの就労支援

(生活困窮世帯等のこどもに対する進路選択等の支援)

ア 生活保護受給世帯のこどもを含む生活困窮世帯のこどもへの学習・生活支援(再掲)

第1章第1節7 (生活困窮世帯等への学習支援)「ア 生活保護受給世帯のこどもを含む生活困窮世帯のこどもへの学習・生活支援」を参照。

イ 母子家庭等就業・自立支援事業

母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業相談や就業情報の提供など、一貫した就業支援サービスや生活支援サービスを提

供するとともに、母子家庭等の児童の健やかな成長を支援するため、養育費の確保や親子交流の支援に取り組んだ。

(高校中退者等への就労支援)

ア 若者等職業的自立支援推進事業

サポステにおいて、高等学校等の関係機関との連携により、アウトリーチ（訪問支援）型等の相談等を活用し、切れ目のない就労支援を実施することによって、高校中退者等の若年無業者等に対する就労支援を促進した。

イ ジョブカフェにおけるきめ細かな就職支援の実施

都道府県の主体的な取組により設置されるジョブカフェにおいて、地域関係者との連携の下、都道府県の強み・特色を活かした若年者雇用対策を推進するため、企業説明会や各種セミナーの実施等の事業を委託し、地域の実情に応じ様々な就職支援を展開した。

(児童福祉施設入所児童等への就労支援)

ア 社会的養護自立支援事業

里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていたが18歳（措置延長の場合は20歳）到達により措置解除された者について、原則22歳の年度末まで、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を提供するため、これに要する事業等に要する費用を補助した。

イ 児童養護施設等で暮らす子どもへの学習支援（再掲）

第1章第1節5（児童養護施設等の子どもへの学習・進学支援）「児童養護施設等で暮らす子どもへの学習支援」を参照。

(こどもの社会的自立の確立のための支援)

ア 新卒者等に対する就労支援

新卒者及び既卒者（卒業後おおむね3年内）を対象に、「新卒応援ハローワーク」等に就職支援ナビゲーターを配置し、学校訪問等により大学・高等学校新卒者等に対する求人情報の提供、個別相談等きめ細かな就職支援を実施した。さらに、就職支援のためのセミナーや企業と新卒者等とのマッチングの機会等を設けるために就職面接会等を開催するとともに就職後の職場定着支援を実施した。

イ ハローワーク等におけるフリーター等の支援

「わかものハローワーク」等を拠点に就職支援ナビゲーターを配置し、フリーター等に対して正社員就職に向けた就職プランを作成し、担当者制による個別支援、正社員就職に向けたセミナーやグループワーク等各種支援や就職後の職場定着支援を実施した。

ウ 若者等職業的自立支援推進事業（再掲）

第1章第2節4（高校中退者等への就労支援）「ア 若者等職業的自立支援推進事業」を参照。

エ ジョブカフェにおけるきめ細かな就職支援の実施（再掲）

第1章第2節4（高校中退者等への就労支援）「イ ジョブカフェにおけるきめ細かな就職支援の実施」を参照。

オ 労働法教育に関する支援対策事業

厚生労働省では、高等学校、大学等において労働関係法令を学ぶ機会を確保するために以下の取組などを行っている。

- ・労働関係法令について分かりやすくまとめたハンドブック「これってあり？～まんが知って役立つ労働法Q&A～」を作成し、全国の高等学校・大学等に配布。

- ・都道府県労働局等の職員を派遣し、労働関係法令等の講義を実施。
- ・高校生・大学生等に対する労働関係法令等の周知のためのセミナーを実施。
- ・高等学校・大学等の授業及び若い社会人向けに使用できる労働法教育の指導者用資料を作成し、高等学校・大学等及び地方公共団体へ配布するとともに、教職員・地方公共団体担当者等に対する資料の活用に向けたセミナーを実施。

5 住宅に関する支援

ア セーフティネット登録住宅における改修事業の支援

住宅セーフティネット制度に基づき、既存住宅等を改修して子育て世帯等の住宅確保要配慮者専用の住宅とする場合の改修費に対して支援を実施した。

イ セーフティネット登録住宅における家賃等の低廉化支援

住宅確保要配慮者専用の住宅について、家賃等の低廉化に係る費用に対して支援を実施した。

ウ 居住支援協議会等の活動支援

居住支援協議会や居住支援法人が行う、子育て世帯等の民間賃貸住宅への円滑な入居に係る諸活動への支援を実施した（約1,522百万円の補助金支援を実施。）。

エ 生活困窮者住居確保給付金

生活困窮者自立支援法に基づき、離職・廃業した者、又は離職や廃業には至っていないものの、休業等により収入が低下した者の就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付した。（実施自治体数：906／906）

オ 一時生活支援事業

生活困窮者自立支援法に基づき、一定の住

居を持たない不安定居住者等に対して、宿泊場所や食事の提供等を行ったほか、シェルター等退所者や、地域社会において孤立し住宅を失うおそれのある者に対し、入居に当たっての支援や、居宅における訪問による見守りや生活支援等を行った。（実施自治体数：346／906）

カ 生活福祉資金貸付制度（再掲）

第1章第1節6（生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減）「ア 生活福祉資金貸付制度」を参照。

キ 母子父子寡婦福祉資金の貸付け（再掲）

第1章第1節6（ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減）「ア 母子父子寡婦福祉資金の貸付け」を参照。

ク ひとり親家庭住宅支援資金貸付け

母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借上げに必要となる資金の貸付制度を創設することにより、就労又はより稼働所得の高い就労、こどもの高等教育の確保などにつなげ、自立の促進を図ることを目的に取り組んだ。

6 社会的養護経験者等に関する支援

（家庭への復帰支援）

・ 保護者指導・カウンセリング強化事業

児童相談所に、児童福祉司と連携して継続的な保護者指導を行う児童福祉司又は児童心理司と同等の知識等を有する保護者指導支援員を配置し、児童虐待問題に対して熱意を有する精神科医等の協力を得て、こどもや保護者等の家族に対してカウンセリングを実施することにより、こどもの家庭復帰への取組の強化を図った。

(退所等後の相談支援)

ア 就学者自立生活援助事業

大学等に就学している自立援助ホームの入居者について、必要に応じて22歳の年度末まで引き続き入居させ、継続した支援を行う事業等に要する費用を補助した。

イ 社会的養護自立支援事業（再掲）

第1章第2節4（児童福祉施設入所児童等への就労支援）「ア 社会的養護自立支援事業」を参照。

ウ 社会的養護経験者等ネットワーク形成事業

社会的養護経験者等の孤立化を防ぎ、自立に向けた継続した支援体制を構築するため、民間団体等において、社会的養護経験者等を対象とした全国交流会の開催等を行った。

7

支援体制の強化

(児童家庭支援センターの相談機能の強化)

・ 児童家庭支援センター運営等事業

保護を要する児童又はその保護者に対する指導や、市町村の求めに応じ技術的助言その他の必要な援助等を行う児童家庭支援センターの事業等に要する費用の補助を行った。

(社会的養護の体制整備)

ア 児童養護施設等の体制整備

入所児童に対して適切な支援を行う体制を強化するため、児童養護施設等の職員に対し月額9千円の処遇改善を行う「社会的養護従事者処遇改善加算」に要する費用の補助を行った。

イ 児童養護施設等体制強化事業

施設において、補助職員の雇上費を補助す

ることにより、職員の業務負担を軽減する事業を実施。2022年度においては、児童養護施設等に従事する職員に対して、児童相談所OB等を活用したスーパーバイズを実施する児童養護施設等や、悩み等を気軽に相談できる環境を整備する都道府県等に対し、相談支援体制等の整備に必要な費用の補助を行った。

ウ 基幹的職員研修事業

施設における基幹的職員（スーパーバイザー）を養成するため、一定の経験を有する者を対象に、都道府県等が実施する研修事業に対して補助を行った。

エ 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業

児童養護施設等におけるこどもに対するケアの充実を図るため、職員の資質向上及び研修指導者の養成を目的とした研修に係る費用の補助を行った。

オ 児童養護施設等民有地マッチング事業

都道府県等における整備候補地の確保等に向けた取組を支援することにより、小規模かつ地域分散化された児童養護施設等の整備を促進した。

カ 里親への委託前養育等支援事業（再掲）

第1章第2節3（社会的養育が必要なこどもへの生活支援）「ウ 里親への委託前養育等支援事業」を参照。

キ 里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業（再掲）

第1章第2節3（社会的養育が必要なこどもへの生活支援）「エ 里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業」を参照。

ク 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（再掲）

第1章第2節3（社会的養育が必要なこどもへの生活支援）「ク 児童養護施設等の

生活向上のための環境改善事業」を参照。

(市町村等の体制強化)

ア 要保護児童対策地域協議会機能強化事業(再掲)

要保護児童対策地域協議会の調整機関の専門職が義務研修を受講する間の代替職員の配置や支援内容のアドバイス等を行う虐待対応強化支援員又は心理担当職員の配置に要する費用の補助を行った。

イ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(再掲)

第1章第2節1 (特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援)「オ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」を参照。

ウ 児童相談所体制整備事業

高度な専門性を持った学識経験者や警察官OB等の実務経験者からの援助を受けることによる児童相談所における権利擁護機能の強化、市町村に対する後方支援の観点から市町村への相談支援体制の強化、児童相談所が夜間休日を問わずいつでも相談に応じられる体制や相談に係る多様な選択等の整備、児童相談所と医療機関の連携体制の充実を図る取組を実施した。

エ 児童相談所設置促進事業

児童相談所の設置を目指す中核市、施行時特例市及び特別区に対する設置準備に係る費用の補助や、都道府県の中核市、施行時特例市及び特別区に対する協力を促進するための職員派遣費用に対する支援を行うことで、児童相談所の設置を促す取組を実施した。

オ 児童福祉司等専門職採用活動支援事業

児童相談所等への児童福祉司等の専門職の採用活動を行う者の配置や民間委託により、学生向けセミナー、インターンシップ、採用サイト、合同説明会ブースなどの企画や、採

用予定者に対する研修などの専門職確保のための採用活動等の取組を実施した。

カ 児童虐待防止対策研修事業

児童虐待の早期対応・早期発見、対応職員の専門性強化を図るため、児童福祉法に規定された研修等を実施することにより、児童虐待に携わる職員の資質の向上を図る取組を実施した。

キ 虐待・思春期問題情報研修センター事業

児童相談所・市町村・児童福祉施設等の児童虐待問題へ対応する機関において指導的立場にある職員等に対して、実践的な知見技術の習得等を目的とした研修事業「こどもの虹情報研修センター」と「西日本こども研修センターあかし」で実施した。

ク 法的対応機能強化事業

弁護士等による司法的な調整や援助を得ることにより、児童相談所の援助を円滑かつ適切に行うことができる体制の整備を図る取組を実施した。

ケ 児童の安全確認等のための体制強化事業

児童相談所又は市町村において、非常勤の安全確認等対応職員や事務処理対応職員を配置することにより、児童虐待の通告を受けた際のこどもの安全確認等の体制を強化するための取組を実施した。

コ 市町村相談体制整備事業(再掲)

第1章第2節1 (妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援)「エ 市町村相談体制整備事業」を参照。

サ 子育て世帯訪問支援臨時特例事業

訪問支援員が、家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、

家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ取組を行った。

シ 保護者支援臨時特例事業

こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている子育て家庭に対して、親子の関係性や発達に応じたこどもとの関わり方等を学ぶための講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレントトレーニングを提供することにより、健全な親子関係の形成を支援するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の横のつながりの構築の支援を実施した。

(ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化等の推進)

ア 相談窓口のワンストップ化の促進(再掲)

第1章第2節1 (妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援)「ア 相談窓口のワンストップ化の促進」を参照。

イ ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業

ひとり親家庭等が必要な支援につながり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、IT機器等の活用を始めとしたひとり親家庭等のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図った。

ウ ひとり親家庭に対する相談支援体制強化事業

母子・父子自立支援員等がひとり親家庭の個々の状態に応じて、適切な支援へつなぐことができるよう相談支援体制の強化を図った。

エ 社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業

受給者情報(年金の受給情報等)の円滑な把握(一括情報照会等)や、毎年6月に実施されるデータ標準レイアウトの改訂に対応するため、児童扶養手当システム等の改修を行

うことにより、マイナンバー制度を活用した情報連携を推進した。

(生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進)

・ 生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進

2019年3月29日に発出した「生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭等福祉対策及び児童福祉施策との連携について」の一部改正に基づき、生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向け施策の連携を図った。

(相談職員の資質向上)

ア 生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業

生活困窮者自立支援制度における相談員等の質を確保するための研修等を行った。

イ ひとり親家庭等の相談関係職員等の資質向上

相談関係職員の人材の確保や資質の向上のための研修機会の充実等を図った。

生活保護受給世帯の支援に当たる職員の資質向上を図るための研修等を行っている。2022年8月2日から2023年3月31日までに生活保護受給者の自立支援に係る事業の中心的役割を担う生活保護担当ケースワーカー等を対象として、生活保護担当ケースワーカー全国研修会をオンラインにて開催した。(平均視聴回数:208回/1テーマ当たり)

ウ 母子・父子自立支援プログラム策定事業

児童扶養手当受給者の自立・就業支援のために活用すべき自立支援プログラムを策定し、母子家庭等就業・自立支援センターやハローワーク等との連携のもと、プログラムに基づいた支援を実施した。

エ 思春期精神保健研修事業

児童・思春期の心の問題に適切に対応でき

る専門家を養成するため、医師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師、児童指導員等に対し、児童・思春期精神保健の網羅的な系統講義やグループディスカッション等の実践的研修、「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」についての全般的研修を実施した。

第3節

保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

1 職業生活の安定と向上のための支援

(所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現)

ア 最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業

最低賃金の引上げに向けた環境整備として生産性向上に資する設備・器具の導入等を行い、事業場内の最低賃金を引き上げた場合に、設備投資等に要した費用の一部を助成した。

イ 過重労働の解消と仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し

「働き方改革」に取り組む中小企業事業主等への支援事業を実施するとともに、労働時間等設定改善法に基づき、企業等に対する支援事業を実施し、労使の自主的取組を促進することにより、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等、労働時間等の設定の改善に向けた取組の推進を図った。また、生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業・小規模事業者や、傘下企業を支援する事業主団体に対する助成を行った。

ウ パートタイム・有期雇用労働対策の総合的な推進

2020年4月（中小企業においては2021年4月1日より適用。）から全面施行されたパートタイム・有期雇用労働法の着実な履行の確保を図るため、都道府県労働局によるパートタイム・有期雇用労働者の雇用管理改善に向けた事業主への助言・指導等や、事業主の自主的な取組を促進するための事業、職務分析・職務評価の導入支援、普及促進を行う事業を実施し、均等・均衡待遇の確保等を推進した。

加えて、2022年10月に策定された「物価

高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づき、新たに労働基準監督署と都道府県労働局が連携し、同一労働同一賃金の遵守に取り組んだ。また、春闘に合わせ、賃金引上げの流れを中小企業・小規模事業者の労働者及び非正規雇用労働者に波及させるため、2023年3月15日から5月31日を強化期間として設定し、各種取組を集中的に実施した。

エ 労働者派遣事業等の適正な運用の確保

2020年4月に施行された改正労働者派遣法において、通常の労働者との間の不合理と認められる待遇の相違の禁止等に係る規定が定められており、派遣元事業主に派遣労働者の待遇確保に係る措置を講じる義務が生じることとなったため、2022年度においては、2022年10月に策定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づき、新たに労働基準監督署と都道府県労働局が連携し、同一労働同一賃金の遵守の徹底に取り組む、派遣元事業主や派遣先が、確実に改正法の内容を履行できるように環境を整備することを推進した。

オ 育児・介護休業法対策推進費

育児・介護休業法の円滑な施行を図るため、法の周知徹底や、事業主の啓発・指導等を行った。

カ 次世代育成支援対策に必要な経費

次世代法に基づく行動計画の策定、届出等に関する周知や支援等を行った。

キ 両立支援等助成金（介護離職防止支援コースを除く。）の支給

働き続けながら子育てを行う労働者の雇用の継続を図るための職業環境整備に取り組む事業主に対し、助成金の支給を行った。

ク 仕事と家庭両立支援事業費

働き続けながら子育てを行う労働者の雇用の継続を図るため、企業における仕事と家庭を両立できる環境整備を支援するための取組を行った。

2 ひとり親に対する就労支援

(ひとり親家庭の親への就労支援)

ア マザーズハローワーク事業

「マザーズハローワーク」等において、ひとり親を含む子育て中の女性等に対するきめ細かな就職支援を実施した。

イ ひとり親家庭の親に対する就業支援

児童扶養手当受給者の自立・就業支援のために活用すべき自立支援プログラムを策定し、母子家庭等就業・自立支援センターやハローワーク等との連携のもと、プログラムに基づいた支援を実施した。

ウ ひとり親家庭の親に対する職業訓練

母子家庭の母等を含めた離職中の方が就職又は再就職に必要な技能及び知識を習得するため職業訓練を実施した。

また、育児等で離職した女性の再就職が円滑に進むよう、eラーニングを含んだ訓練コースや短時間の訓練コース、託児サービス付き訓練コースの設定を行った。

エ トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）

引き続き、母子家庭の母等について、トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）の活用を推進した。

オ 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

引き続き、母子家庭の母等について、特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コー

ス）の活用を推進した。

カ ひとり親家庭への高等職業訓練促進給付金等の支給

看護師等の養成機関で修業している間の生活費の負担軽減のために一定期間、高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、養成機関を修了した際に高等職業訓練修了支援給付金を支給した。

キ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金を活用して就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の自立の促進を図るため、高等職業訓練促進資金を貸し付ける事業を実施した。

ク ひとり親家庭への自立支援教育訓練給付金の支給

ひとり親に対して教育訓練講座の受講費用の一部を支給した。

ケ ひとり親家庭の在宅就業の推進

在宅での就業を希望する者や在宅就業において必要とされるスキルアップを希望する者等を対象としたセミナーの開催、在宅で就業する者同士の情報共有に資するためのサロン事業などを行い、在宅就業希望者等に必要な支援を行った。

コ 母子・父子福祉団体等からの物品・役務の調達

地方公共団体に、母子・父子福祉団体等の事業発注の機会の増大が図られるよう周知を図り、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子・父子福祉団体等から物品及び役務を調達するよう努めた。

(ひとり親家庭の親の学び直しの支援)

ア ひとり親家庭の高等学校卒業程度認定試験の合格支援（再掲）

第1章第1節6（ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減）「イ ひとり親家庭の高等学校卒業程度認定試験の合格支援」を参照。

イ 生活保護制度における高等学校等就学費（再掲）

第1章第1節6（生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減）「イ 生活保護制度における高等学校等就学費」を参照。

（企業表彰）

・ 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援を図る優良企業等の表彰

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援に積極的に取り組んでいる企業や団体を毎年表彰した。（2022年度実績：1企業）

3

ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

（就労機会の確保）

ア 特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）

ハローワーク等の紹介により、生活保護受給者等を継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し助成を行った。

イ トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）（再掲）

第1章第3節2（ひとり親家庭の親への就労支援）「エ トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）」を参照。

ウ ひとり親家庭の親に対する職業訓練（再掲）

第1章第3節2（ひとり親家庭の親への就労支援）「ウ ひとり親家庭の親に対する職業訓練」を参照。

エ 生活困窮者就労準備支援事業（再掲）

第1章第2節2（保護者の自立支援）「イ 生活困窮者就労準備支援事業」を参照。

オ 生活保護受給者に対する就労支援

生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合に就労自立給付金を支給した。

（親の学び直しの支援）

・ キャリアコンサルティングを定期的に受けられる仕組みの普及

高齢期を見据えたキャリアプランの再設計や、労働者が企業内で定期的にキャリアコンサルティングを受ける仕組みの導入等を支援する拠点を整備し、全国でサービスを提供した。

（非正規雇用から正規雇用への転換）

・ キャリアアップ助成金

非正規雇用労働者のキャリアアップを支援するキャリアアップ助成金について、引き続き活用を促進した。

第4節 経済的支援

(児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施等)

ア 児童手当の支給

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行った。

イ 児童扶養手当の支給

離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図った。

ウ 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の支給を実施した。

【支給内容】

- ・児童一人当たり一律5万円

エ 未婚のひとり親に対する税控除

全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、2020年度に税制改正が行われ、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（前年の総所得金額等が48万円以下）を有する単身者について、所得税のひとり親控除（控除額35万円）を2020年分から、個人住民税のひとり親控除（控除額30万円）を2021年度から適用。

(養育費の確保の推進)

ア 養育費相談支援の実施

養育費等相談支援センターで、養育費相談に当たる人材養成のための研修や、養育費の取決めや親子交流の支援に関する困難事例への対応等を行うことにより、ひとり親家庭の自立の支援を図った。

イ 養育費等支援事業

母子家庭の母等の養育費の確保のため、身近な地域での養育費の取決めなどに関する専門知識を有する相談員や弁護士を配置し、相談対応や、継続的な生活支援を必要としている家庭への支援を総合的に行った。

ウ 離婚前後親支援モデル事業

離婚協議開始前の父母等に対して、離婚が子どもに与える影響、養育費や親子交流の取決めや離婚後の生活を考える機会を提供するため、「親支援講座」の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供等を行った。

「親支援講座」に加え、地方自治体が養育費の履行確保等に資するものとして先駆的に実施する事業（公正証書作成への支援による養育費の取決めを促進する事業等）に対する補助を行った。

エ 養育費等の取決めについて解説したパンフレット（合意書のひな形を含む。）の離婚届書との同時交付

養育費に関する法的な知識を分かりやすく解説するとともに、父母の離婚時における養育費及び親子交流に関する合意書のひな形及び記入例などを掲載したパンフレット（「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」）を作成し、全国の市町村において、離婚届書と同時に配布するなどして、周知・広報を行った。

オ 養育費取決め関係動画作成

養育費や親子交流の取決めの重要性などを分かりやすく説明した動画及び漫画「離婚のときに知っておきたい大切なこと」を作成して、インターネット上で公開したり、上記パンフレットに掲載するなどした。また、離婚届の標準様式の見直しに併せて、離婚届に設けた養育費と面会交流に関するチェック欄の趣旨等を説明する動画を新たに制作してインターネット上で公開している。

カ 養育費不払い解消に向けた調査研究委託

2021年度に引き続き「養育費の不払い解消等に向けた自治体における法的支援及び紛争解決支援の在り方に関する調査研究」を実施し、人口規模や司法アクセス等の条件の異なる複数の自治体と連携して、様々な支援策を試行する養育費モデル事業を実施した。

養育費や親子交流の取決めを促すため、地方公共団体の協力を得て、離婚時の効果的な情報提供の在り方について、動画や漫画を用いた離婚後子育て講座の試行・効果検証を実施した。

(教育費負担の軽減)

ア 要保護児童生徒に対する就学援助(再掲)

第1章第1節6 (義務教育段階の就学支援の充実)「要保護児童生徒に対する就学援助」を参照。

イ 高校生等奨学給付金(再掲)

第1章第1節6 (高校生等への就学支援等による経済的負担の軽減)「ウ 高校生等奨学給付金」を参照。

ウ 高等教育の修学支援(無利子奨学金の充実)(再掲)

第1章第1節4 (高等教育の修学支援)「ア 高等教育の修学支援(無利子奨学金の充実)」を参照。

エ 高等教育の修学支援(授業料等減免・給付型奨学金)(再掲)

第1章第1節4 (高等教育の修学支援)「イ 高等教育の修学支援(授業料等減免・給付型奨学金)」を参照。

こどもの貧困に関する調査研究等

(こどもの貧困の実態等を把握するための調査研究)

こどもの貧困対策を総合的に推進するに当たっては、こどもの貧困の実態を適切に把握し、実態を踏まえて施策を推進していく必要がある。「子供の貧困対策に関する大綱」においては、こどもの貧困の実態等を把握するための調査研究や、こどもの貧困に関する指標に関する研究等を実施することとされている。

内閣府は、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に発見しプッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげる「こどもデータ連携」の推進に当たり、プッシュ型・アウトリーチ型支援において重要となる、地域における地方自治体とNPO等民間団体との連携について調査し、現状や課題の整理を行った。

また、今後のひとり親家庭に対する支援の検討に資するよう、調査研究等を実施した。

(こどもの貧困に関する指標に関する調査研究)

2019年11月に策定した「子供の貧困対策に関する大綱」において、こどもの貧困に関する指標を拡充し計39指標とし、それら指標の推移を把握した上で、「子供の貧困対策に関する有識者会議」において報告・議論を行った。2023年1月には、施策の実施状況や対策の効果等の検証・評価を実施し、「子供の貧困対策に関する大綱の進捗状況及びこども大綱策定に向けての意見」を取りまとめた。

(地方公共団体による実態把握の支援)

2019年6月に行われた子どもの貧困対策の

推進に関する法律の改正に伴う国会附帯決議等において、「子どもの貧困に関する調査が全国的に実施されるよう努める」こととされたことを受け、2020年度に、こどもたちが置かれる貧困の実態に関する全国調査を試行的に実施した（「子供の生活状況調査」）。2021年度は、その分析及び公表を行うとともに、当該調査やその分析の過程で得られた知見を踏まえ、地方公共団体で活用可能な「調査票様式例」を作成し、ホームページ掲載や地方自治体への事務連絡の発出を行った。

施策の推進体制等

1 国における推進体制

ア 子どもの貧困対策会議

「子供の貧困対策に関する有識者会議」を開催し、施策の実施状況や対策の効果等の検証・評価を実施し、「子供の貧困対策に関する大綱の進捗状況及びこども大綱策定に向けての意見」を取りまとめた。

イ ひきこもり等児童福祉対策事業

ひきこもり等の状態にあるこども及びその家庭に対し、児童相談所や児童養護施設等の機能を活用し総合的な援助を行う事業等に要する費用の補助を行った。

ウ DV被害者等セーフティネット強化支援パイロット事業

DVや児童虐待の被害者を母子一体で受け入れる体制の整備など、民間シェルター等が地方公共団体と連携して行う取組を支援した。

エ 女性に対する暴力被害者のための官官・官民連携促進事業

官民の配偶者暴力の被害者支援関係者を対象としてオンライン研修教材の作成・提供を行った。児童虐待に関連した項目を研修項目とするとともに、児童相談所職員等、児童虐待関係部署の職員も研修対象としている。

2 地域における施策推進への支援

ア こどもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業

「地域子供の未来応援交付金」を185自治

体に交付し、市町村を含む地方公共団体の計画策定や、こどもたちと支援を結び付ける事業などの地域におけるこどもの貧困対策の推進を引き続き支援した。特に、こども食堂や学習支援といったこどもの居場所づくりなどをNPO等へ委託又は補助をして実施する地方公共団体を緊急的に高補助率で支援するとともに、2022年度には緊急支援の補助基準額の拡充、さらには、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」を踏まえた、補助率10分の9の「食の提供重点支援事業」を新設するなど、地方公共団体への支援を強化した。

イ こどもの貧困対策に係る地方連携体制支援事業

こどもの貧困対策の推進に係る地方連携体制等について、地方における研修の実施に加え、交付金の活用に係る研修動画を作成し、地方自治体へ発信した。

ウ 地域における子供・若者支援体制の整備推進事業

こども・若者支援体制の整備のため、困難な状態にあるこども・若者に対し、教育、福祉、保健、医療、雇用など地域における様々な機関がネットワークを形成して支援を行う「子ども・若者支援地域協議会」（2023年1月1日時点、141地方公共団体）及びこども・若者に関する相談にワンストップで応じる「子ども・若者総合相談センター」（2023年1月1日時点、116地方公共団体）の設置促進及び機能向上を図った。

エ 地域における若者支援に当たる人材養成

困難な状態にあるこども・若者の支援に当

たる専門人材の養成及び資質向上を図るため、アウトリーチ（訪問支援）や相談業務に従事する者を対象とした研修を実施した。

オ こどもの貧困対策に関する調査研究の実施

潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に発見しプッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげる「こどもデータ連携」の推進に当たり、プッシュ型・アウトリーチ型支援において重要となる、地域における地方自治体とNPO等民間団体との連携について調査し、現状や課題の整理を行った。

カ こどもに関する各種データの連携による支援実証事業

7団体において、データ連携の実証事業を実施し成果報告書を取りまとめた。あわせて、実証事業を推進するに当たってのガイドラインを策定し、2023年4月に発足したこども家庭庁へ引継ぎを行った。

キ 沖縄こどもの貧困緊急対策事業

沖縄のこどもの貧困対策の重要性に鑑み、引き続き居場所づくりや支援員の配置を実施するとともに、新たな課題への対応として、手厚い支援が必要なこどもへの支援の強化等を実施した。

・支援員の配置

117人（2023年3月時点）

・こどもの居場所の運営支援

173か所（2023年3月時点）

また、企業に自社のリソースを活用した国民運動への協力を呼び掛け、企業による基金への寄付協力の取組を促進した。

2022年度は、企業や一般の方達を対象に「こどもの未来応援フォーラム」をオンラインで開催し、こどもの貧困問題について考え、支援の輪を広げることを目的とした講演やパネルディスカッションを行った。

さらに、「マッチングネットワーク推進協議会」を通じて支援リソースと支援ニーズのマッチングを推進した。

休眠預金等活用制度については、2019年度に本格運用が開始され、これまでの通常枠とは別に、2020年度からは、新型コロナウイルス対応への支援枠を設置し、2022年度からは新型コロナウイルス及び原油価格・物価高騰対応支援枠に改組。2022年度末時点で、指定活用団体である一般財団法人日本民間公益活動連携機構（JANPIA）が資金分配団体152事業を採択、資金分配団体が実行団体800事業以上を採択しており、総事業規模が約344億円となっている。

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律附則の5年後見直しの規定に基づき、休眠預金等活用審議会において、制度・運用改善に向けた議論を行い、内閣府において5年後見直しに係る対応方針を取りまとめた。

3 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開

「こどもの未来応援基金」については、2022年8月9日から9月20日にかけて、2023年度未来応援ネットワーク事業の公募を行い、申請のあった496団体から、基金事業審査委員会による審査等を経て、146団体を選定し、2023年1月に支援金の交付が決定された。

